

令和八年六月二十三日招集

福島県議会定例会会議録

令和八年六月福島県議会定例会会議録

目次

ページ

会期及び会議日程	一
議員席次	二
●六月二十三日	
議事日程	五
本日の会議に付した事件	五
出席議員	五
説明のため出席した者	六
議会事務局職員	七
開会挨拶	七
新任者挨拶	七
会議録署名議員の指名	八
会期決定の件	八
地方自治法第百二十一条の規定による委任または囑託を受けた者の職氏名について	九
議長提出報告第一号から第五号まで	一四
議員派遣について	一四
知事提出議案第一号から第二十九号まで（知事説明）	一四
休会の件	二一
●六月二十五日	
議事日程	一三
本日の会議に付した事件	一三
出席議員	一三

説明のため出席した者	二三
議会事務局職員	二四
県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑	二五
●六月二十六日	
議事日程	三九
本日の会議に付した事件	三九
出席議員	三九
説明のため出席した者	三九
議会事務局職員	四〇
県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑	四一
休会の件	五三
●六月三十日	
議事日程	五五
本日の会議に付した事件	五五
出席議員	五五
説明のため出席した者	五五
議会事務局職員	五六
県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑	五七
●七月一日	
議事日程	九五
本日の会議に付した事件	九五
出席議員	九五

説明のため出席した者	九六
議会事務局職員	九六
県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号 までに対する質疑	九七
知事提出議案第一号から第二十九号まで各常任委員会付託	一三六
議案撤回の件	一三六
議員提出議案第百四十七号から第百五十九号まで各常任委員会付託	一三七
請願撤回の件	一五一
議長提出報告第六号	一五二
●七月八日	
議事日程	一五五
本日の会議に付した事件	一五五
出席議員	一五五
説明のため出席した者	一五六
議会事務局職員	一五七
知事提出議案第一号から第二十九号まで並びに議員提出議案 第百四十七号から第百五十九号まで及び前回より継続審査中 の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続 審査中の各請願（委員長報告、討論、採決）	一五七
継続審査、調査付議	一六八
復興・創生推進対策について（委員長中間報告、継続調査付議）	一六八
県民の安全・安心対策について（委員長中間報告、継続調査付議）	一六九
人口減少・地域活力創造対策について（委員長中間報告、継続調査 付議）	一七一
知事提出議案第三十号及び第三十一号（知事説明、採決）	一七二

議員提出議案第百六十号（即決）	一七三
議員派遣の件	一七四
閉会挨拶	一七五

◆ 発言の索引

◆ 議長及び議員

ページ

●議長 長 矢 吹 貢 一 君

開会挨拶……………七

議事進行……………
 七八、九、一三、一四、一六、二二、四二、五三、三六、四〇、四一、四八、
 五三、五六、五七、六一、六四、六九、七一、七五、七七、一二二、一二六、
 一二八、一三三、一三六、一三七、一五〇、一五一、一五二、一五四、一五七、
 一五八、一五九、一六〇、一六一、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、
 一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六

閉会挨拶……………一七五

●副議長 佐 藤 雅 裕 君

議事進行……………
 七七、八二、八四、八八、九四、九七、一〇一、一〇四、一一〇、一二四、
 一一九、一二三

●三番 木 村 謙 一 郎 君

一般質問……………七一

●五番 石 井 信 夫 君

人口減少・地域活力創造対策特別委員長中間報告……………一七一

●八番 半 沢 雄 助 君

一般質問……………六四

●十四番 山 内 長 君

一般質問……………九七

県民の安全・安心対策特別委員長中間報告……………一七〇

●十五番 渡 辺 康 平 君

一般質問……………一二八、一三五、一三六

●十六番 鈴 木 優 樹 君

農林水産委員長報告……………一五九

●十七番 渡 邊 哲 也 君

商労文教委員長報告……………一五九

●十八番 江 花 圭 司 君

一般質問……………一五

企画環境委員長報告……………一五八

●二十一番 安 田 成 一 君

一般質問……………七七

復興・創生推進対策特別委員長中間報告……………一六九

●二十五番 水 野 透 君

一般質問……………五七

●二十六番 山 口 信 雄 君

土木委員長報告……………一六〇

●二十七番 佐 藤 郁 雄 君

総務委員長報告……………一六〇

●三十六番 宮 本 しづえ 君

討論（知事提出議案第一号外）……………一六一

●四十番 先 崎 温 容 君

一般質問（代表）……………四一

●四十三番 安 部 泰 男 君

一般質問……………一二三

●四十五番 佐 久 間 俊 男 君

山内長議員に対する答弁……………	一〇二
古市三久議員に対する答弁……………	一一一
安部泰男議員に対する答弁……………	一二六

●生活環境部長 穴 戸 陽 介 君

佐久間俊男議員に対する答弁……………	三三
先崎温容議員に対する答弁……………	五〇
水野透議員に対する答弁……………	六二
木村謙一郎議員に対する答弁……………	七六
安田成一議員に対する答弁……………	八二
宮川えみ子議員に対する答弁……………	八九
山内長議員に対する答弁……………	一〇二
古市三久議員に対する答弁……………	一一一
安部泰男議員に対する答弁……………	一二六
渡辺康平議員に対する答弁……………	一三四

●保健福祉部長 菅 野 俊 彦 君

佐久間俊男議員に対する答弁……………	三四
先崎温容議員に対する答弁……………	五〇
半沢雄助議員に対する答弁……………	六九
木村謙一郎議員に対する答弁……………	七六
安田成一議員に対する答弁……………	八二
宮川えみ子議員に対する答弁……………	八九
山内長議員に対する答弁……………	一〇二
古市三久議員に対する答弁……………	一一一、一四

安部泰男議員に対する答弁……………	一二七
渡辺康平議員に対する答弁……………	一三四

●商工労働部長 菅 野 崇 君
新任挨拶……………

佐久間俊男議員に対する答弁……………	三四
先崎温容議員に対する答弁……………	五一
水野透議員に対する答弁……………	六二
安田成一議員に対する答弁……………	八三
宮川えみ子議員に対する答弁……………	八九、九二、九三
山内長議員に対する答弁……………	一〇三
古市三久議員に対する答弁……………	一一二
江花圭司議員に対する答弁……………	一二〇
安部泰男議員に対する答弁……………	一二七

●農林水産部長 小 貫 薫 君
新任挨拶……………

佐久間俊男議員に対する答弁……………	三四
先崎温容議員に対する答弁……………	五一
水野透議員に対する答弁……………	六二
半沢雄助議員に対する答弁……………	六九
木村謙一郎議員に対する答弁……………	七七
宮川えみ子議員に対する答弁……………	九〇
古市三久議員に対する答弁……………	一二一、一四
江花圭司議員に対する答弁……………	一二〇

渡辺康平議員に対する答弁……………一三四

●土木部長 矢澤 敏 幸 君

佐久間俊男議員に対する答弁……………三五

先崎温容議員に対する答弁……………五二

水野透議員に対する答弁……………六三

半沢雄助議員に対する答弁……………七〇

宮川えみ子議員に対する答弁……………九〇、九四

古市三久議員に対する答弁……………一二一、一二四

江花圭司議員に対する答弁……………一二一

渡辺康平議員に対する答弁……………一三五

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事 半澤 浩 司 君

宮川えみ子議員に対する答弁……………九〇

渡辺康平議員に対する答弁……………一二五、一三六

●避難地域復興局長 佐藤 安彦 君

新任挨拶……………八

宮川えみ子議員に対する答弁……………九一

古市三久議員に対する答弁……………一二二

安部泰男議員に対する答弁……………一二八

●文化スポーツ局長 紺野 香里 君

佐久間俊男議員に対する答弁……………三五

先崎温容議員に対する答弁……………五二

安田成一議員に対する答弁……………八三

●こども未来局長 菅野 寿井 君

佐久間俊男議員に対する答弁……………三五

山内長議員に対する答弁……………一〇三

江花圭司議員に対する答弁……………一二一

安部泰男議員に対する答弁……………一二八

●観光交流局長 藤城 良教 君

佐久間俊男議員に対する答弁……………三六

先崎温容議員に対する答弁……………五二

木村謙一郎議員に対する答弁……………七七

山内長議員に対する答弁……………一〇三

江花圭司議員に対する答弁……………一二一

●土木部技監 芳賀 英幸 君

新任挨拶……………八

●商工労働部理事 有我 兼一 君

新任挨拶……………八

◆企業局

●企業局長 安藤 靖雄 君

新任挨拶……………七

◆病院局

●病院局長 阿部 俊彦 君
新任挨拶……………八

◆教育委員会

●教育長 鈴木 竜次 君
佐久間俊男議員に対する答弁……………三六
先崎温容議員に対する答弁……………五二
水野透議員に対する答弁……………六三
半沢雄助議員に対する答弁……………七〇
木村謙一郎議員に対する答弁……………七七
安田成一議員に対する答弁……………八三
宮川えみ子議員に対する答弁……………九一、九二、九四
古市三久議員に対する答弁……………一三

◆人事委員会

●委員長 千葉 悦子 君
水野透議員に対する答弁……………六三
古市三久議員に対する答弁……………一三

●事務局長 伊藤 智樹 君

新任挨拶……………八

◆公安委員会

●警察本部長 森 末治 君
佐久間俊男議員に対する答弁……………三六
先崎温容議員に対する答弁……………五三

◆労働委員会

●事務局長 佐藤 みゆき 君
新任挨拶……………八

◆監査委員

●事務局長 長根 由里子 君
新任挨拶……………八

一、会期及び会議日程

一 会 期 十六日間

令和八年六月二十三日開会

令和八年七月八日閉会

二 会議日程

六月二十三日（火） 開 会

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

諸 般 の 報 告

知 事 説 明

六月二十四日（水）（議案調査のため休会）

六月二十五日（木）一般質問及び質疑（代表）

六月二十六日（金）同（代表）

六月二十七日（土）（休 会）

六月二十八日（日）（ 同 ）

六月二十九日（月）（議事都合のため休会）

六月三十日（火）一般質問及び質疑（一般）

七月 一日（水）同（一般）

七月 二日（木）各 常 任 委 員 会

七月 三日（金）同

七月 四日（土）（休 会）

七月 五日（日）（ 同 ）

七月 六日（月）各調査特別委員会

七月 七日（火）各 常 任 委 員 会（採決）

七月 八日（水）委 員 長 報 告

採 決 会

閉 会

二、議員席次

二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
渡部英明	安田成一	真山祐一	鳥居作弥	江花圭司	渡邊哲也	鈴木優樹	渡辺康平	山内長寿	佐々木恵	欠	吉田誠	山田真太郎	猪俣明伸	半沢雄助	欠	佐藤徹哉	石井信夫	矢吹貢一	木村謙一郎	誉田憲孝	金澤拓哉

四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十二番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番	三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番
古市三久	高野光二	佐久間俊男	三瓶正栄	安部泰男	佐藤雅裕	鈴木智	先崎温容	佐藤政隆	山田平四郎	欠	宮本しづえ	大場秀樹	橋本徹	荒井秀一	伊藤達也	水野さちこ	高宮光敏	佐々木彰	佐藤義憲	佐藤郁雄	山口信雄	水野透	大橋沙織	三村博隆

五十八番	五十七番	五十六番	五十五番	五十四番	五十三番	五十二番	五十一番	五十番	四十九番	四十八番
神	瓜	亀	宮	今	佐	太	渡	満	長	宮
山	生	岡	下	井	藤	田	辺	山	尾	川
悦	信	義	雅	久	憲	光	義	喜	ト	え
子	一郎	尚	志	敏	保	秋	信	一	モ子	み子

令和八年六月二十三日（火曜日）

午後一時一分開会

午後一時四十五分散会

議事日程

午後一時開会

一、開 会

二、日程第一 会議録署名議員の指名

三、日程第二 会期の決定

四、諸般の報告

1 地方自治法第百二十一条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について

2 議長提出報告第一号から第五号まで

3 議員派遣について

五、日程第三 知事提出議案第一号から第二十九号まで
付議議案に対する知事説明

六、日程第四 休会の件

本日の会議に付した事件

一、開 会

二、会議録署名議員の指名

三、会期の決定

四、地方自治法第百二十一条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について

五、議長提出報告第一号から第五号まで

六、議員派遣について

七、知事提出議案第一号から第二十九号まで

1 知事説明

八、休会の件

出席議員

一 番	金澤拓哉君	二 番	菅田憲孝君
三 番	木村謙一郎君	四 番	矢吹貢一君
五 番	石井信夫君	六 番	佐藤徹哉君
八 番	半沢雄助君	九 番	猪俣明伸君
十 番	山田真太郎君	十一番	吉田誠君
十三番	佐々木恵寿君	十四番	山内長君
十五番	渡辺康平君	十六番	鈴木優樹君
十七番	渡邊哲也君	十八番	江花圭司君
十九番	鳥居作弥君	二十番	真山祐一君
二十一番	安田成一君	二十二番	渡部英明君
二十三番	三村博隆君	二十四番	大橋沙織君
二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒 秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君

説明のため出席した者 県	四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
	四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
	四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
	五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
	五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
	五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
	五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
	五十八番	神山悦子君		
	知事	内堀雅雄君		
	副知事	鈴木正晃君		
	副知事	佐藤宏隆君		
	総務部長	國分守君		
	危機管理部長	細川了君		
	企画調整部長	市村尊広君		
	生活環境部長	穴戸陽介君		
	保健福祉部長	菅野俊彦君		
	商工労働部長	菅野崇君		
	農林水産部長	小貫薫君		
	土木部長	矢澤敏幸君		
	会計管理者	岸孝志君		
	出納局長(兼)	岸孝志君		
	風評・風化戦略担当理事	半澤浩司君		
	原子力損害対策担当理事(兼)	半澤浩司君		

総務部	秘書課長	佐藤讓君
総務部主幹	成井祥君	
企業局	企業局長	安藤靖雄君
病院局	病院事業管理者	挾間章博君
教育委員会	教育局長	鈴木竜次君
選挙管理委員会		
人事委員会	委員長	成田良洋君
公安委員会	委員長	千葉悦子君
労働委員会	委員長	高橋良行君
警察本部長	森末治君	
事務局長	佐藤みゆき君	
企画調整部	佐藤安彦君	
企画調整部	紺野香里君	
文化スポーツ局長		
保健福祉部	菅野寿井君	
こども未来局長		
商工労働部	藤城良教君	
観光交流局長		

監査委員

監査委員 渡辺 仁君

議会事務局職員

事務局 局長	白石 孝之君
事務局 次長	金 澤 泉君
総務 課 長	菅 野 義君
議事 課 長	富 塚 誠君
政務 調査 課 長	後 藤 治君
議事 課 長 補佐	秋 山 邦之君
議事 課 主任 主査	中 村 大君

午後一時一分開会

●議長（矢吹貢一君） ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより令和八年六月福島県議会定例会を開会いたします。

●開会挨拶

●議長（矢吹貢一君） 開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、六月定例会が招集されましたところ、議員をはじめ関係の皆様方には御壮健にて御出席をいただき、ここに開会できますことは、誠に御同慶に堪えないところであります。

今期定例会は、国の電気・ガス料金支援と連動した取組やひょう害への対応など、緊急に措置すべき経費として計上した十六億九千七百万円に上る令和八年度福島県一般会計補正予算をはじめ各種条例の改正など、県政当面の重要な案件を審議する議会であります。

議員の皆様方には、会期中格別の御精励を賜り、事業者の活動支援や県民生活の安定向上に向けた施策の実現のために審議を尽くされますとともに、議事運営につきましても特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

●新任者挨拶

●議長（矢吹貢一君） この際、新任者より挨拶のため発言を求められておりますから、これを許します。企画調整部長市村尊広君。

（企画調整部長市村尊広君登壇）

●企画調整部長（市村尊広君） 去る四月一日をもって企画調整部長を命ぜられました市村尊広でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 商工労働部長菅野崇君。

（商工労働部長菅野 崇君登壇）

●商工労働部長（菅野 崇君） 去る四月一日付をもって商工労働部長を命ぜられました菅野崇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 農林水産部長小貫薫君。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君） 去る四月一日付をもって農林水産部長を命ぜられました小貫薫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長（矢吹貢一君） 企業局長安藤靖雄君。

（企業局長安藤靖雄君登壇）

●企業局長（安藤靖雄君） 去る四月一日付をもって企業局長を命ぜられました安藤靖雄でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 避難地域復興局長佐藤安彦君。

(避難地域復興局長佐藤安彦君登壇)

●避難地域復興局長(佐藤安彦君) 去る四月一日付をもって避難地域復興局長を命ぜられました佐藤安彦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長(矢吹貢一君) 病院局長阿部俊彦君。

(病院局長阿部俊彦君登壇)

●病院局長(阿部俊彦君) 去る四月一日付をもって病院局長を命ぜられました阿部俊彦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長(矢吹貢一君) 労働委員会事務局長佐藤みゆき君。

(労働委員会事務局長佐藤みゆき君登壇)

●労働委員会事務局長(佐藤みゆき君) 去る四月一日付をもって労働委員会事務局長を命ぜられました佐藤みゆきでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長(矢吹貢一君) 監査委員事務局長長根由里子君。

(監査委員事務局長長根由里子君登壇)

●監査委員事務局長(長根由里子君) 去る令和八年四月一日付をもって監査委員事務局長を命ぜられました長根由里子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長(矢吹貢一君) 人事委員会事務局長伊藤智樹君。

(人事委員会事務局長伊藤智樹君登壇)

●人事委員会事務局長(伊藤智樹君) 去る四月一日付をもって人事委員会事務局長を命ぜられました伊藤智樹でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長(矢吹貢一君) 土木部技監芳賀英幸君。

(土木部技監芳賀英幸君登壇)

●土木部技監(芳賀英幸君) 去る四月一日付をもって土木部技監を命ぜられた芳賀英幸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長(矢吹貢一君) 商工労働部理事有我兼一君。

(商工労働部理事有我兼一君登壇)

●商工労働部理事(有我兼一君) 去る四月一日付をもって商工労働部理事を命ぜられました有我兼一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長(矢吹貢一君) これより本日の会議を開きます。

●会議録署名議員の指名

●議長(矢吹貢一君) 直ちに日程に入ります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長より

三十五番	大場 秀 樹 君
五十一番	渡 辺 義 信 君
五十二番	太 田 光 秋 君

以上のとおり指名いたします。

●会期決定の件

●議長(矢吹貢一君) 次に、日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から七月八日まで、十六日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認めます。よって、会期は本日から十六日

間と決定いたしました。

●地方自治法第二百二十一条の規定による委任
または嘱託を受けた者の職氏名について

●議長（矢吹貢一君）次に、本定例会に当たり、知事並びに教育委員会教育長及び選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会の各委員長並びに労働委員会の委員及び監査委員に対し、説明のためあらかじめ出席を求めていますから、御了承願います。

次に、地方自治法第二百二十一条の規定による委任または嘱託を受けた者の職氏名について、それぞれ別紙のとおり通知になっておりますから、御報告いたします。

（参 照）

八財第八九三号
令和八年六月十日
福島県議会議長 様

福島県知事

地方自治法第二百二十一条の規定による委任又は
嘱託をした者の職氏名について（回答）
このことについては、下記のとおりです。

記

副知事 鈴木正晃
副知事 佐藤宏隆
総務部長 國分守

危機管理部長	企画調整部長	生活環境部長	保健福祉部長	商工労働部長	農林水産部長	土木部長	会計管理者	出納局長（兼）	風評・風化戦略担当理事	原子力損害対策担当理事（兼）	企画調整部長	避難地域復興局長	企画調整部長	文化スポーツ局長	保健福祉部長	こども未来局長	商工労働局長	観光交流局長	農林水産部技監	土木部技監	商工労働部理事（企業誘致担当）	総務部政策監	総務部長	知事公室長
細川	市村	穴戸	菅野	菅野	小貫	矢澤	岸	岸	半澤	半澤	佐藤	佐藤	紺野	菅野	藤城	鈴木	芳賀	有我	金田	本間				
了	広	尊	陽	俊彦		敏	孝志	孝志	浩司	浩司	安彦	香里	菅井	寿	良教	幸則	英幸	兼一	茂行					

総務部次長 (人事担当)	総務部次長 (文書管財担当)	総務部次長 (市町村担当)	危機管理部政策監	危機管理部政策監 (原子力安全担当)	企画調整部 (福島イノベーション・コースト構想推進監)	企画調整部政策監(兼)	企画調整部次長 (地域づくり担当)	企画調整部次長 (情報統計担当)	企画調整部 (避難地域復興局次長)	企画調整部 (文化スポーツ局次長)	生活環境部政策監	生活環境部 (カーボンニュートラル推進監)	生活環境部 (環境回復推進監)	生活環境部次長 (環境共生担当)(兼)	生活環境部次長 (環境保全担当)(兼)	保健福祉部政策監
本多	濱津	工藤	根本	濱津	長谷川	長谷川	内田	三塚	川村	丹治	佐藤	加藤	角田	加藤	角田	長塚
明	篤	宇裕	卓也	ひろみ	雄也	雄也	基博	淳	猪佐雄	貴子	司	靖宏	和行	靖宏	和行	仁一

保健福祉部次長 (生活福祉担当)	保健福祉部次長 (健康衛生担当)	保健福祉部 (こども未来局次長)	商工労働部政策監	商工労働部 (再生可能エネルギー産業推進監)	商工労働部次長 (産業振興担当)(兼)	商工労働部 (観光交流局次長)	農林水産部政策監	農林水産部 (食産業振興監)	農林水産部次長 (農業支援担当)	農林水産部次長 (生産流通担当)	農林水産部次長 (農村整備担当)	農林水産部次長 (森林林業担当)	土木部政策監	土木部次長 (企画技術担当)	土木部次長 (道路路担当)	土木部次長 (河川港湾担当)
加賀谷	風間	及川	鈴木	藁谷	藁谷	加藤	二瓶	上野	倉澤	遠藤	小久保	宗方	渡邊	和知	阿部	唐橋
宏明	雄一郎	宗郎	正人	豪	豪	泰広	達也	直之	義則	保雄	和秀	宏幸	重勝	弘聡	弘明	薫

病院局			企業局			総務部																
病院局長	病院局次長	病院事業管理者	企業局長	企業局次長	総務課主査	総務課主任主査	財政課主幹	総務部主幹	財政課長	総務課長	秘書課長	土木部参事	商工労働部参事（兼）	企画調整部参事（兼）	企画調整部参事（兼）	企画調整部参事（兼）	企画調整部参事（兼）	出納局次長	（建築担当）	土木部次長	（都市担当）	土木部次長
加藤英和	阿部俊彦	挾間章博	中村靖彦	安藤靖雄	栗城卓生	兼子貴裕	比佐野孝	成井祥	徳永宏	庄司修	佐藤康正	野地重和	上野台直之	上野台直之	角田和行	川村猪佐雄	工藤宇裕	菅野達也	村上金彦	小池敏哉		

八教總第二二二號

令和八年六月十日

福島県議会議長 様

福島県教育委員会教育長

地方自治法第二百一十一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について（回答）

令和八年六月九日付け八福局議第二七号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

教育部政策監
高橋浩一

教育庁教育次長
（業務担当）
高橋喜智

川 俣 基

教育・長参事
人事・企画担当
佐藤尚美

兼事務教育参事長
佐藤敏宏

八福選管第七六号

令和八年六月十日

福島県議会議長 様

選挙管理委員会委員長

地方自治法第二百一十一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について（回答）

令和八年六月九日付け八福局議第二七号で照会ありましたこのことについて

ては、下記のとおりです。

記
事務局長 工藤 宇裕

八人委第二七号

令和八年六月九日

福島県議会議長 様

福島県人事委員会委員長

地方自治法第百二十一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について（回答）

令和八年六月九日付け八福局議第二七号で照会のありましたこのことについて、下記のとおりです。

記

事務局長 伊藤 智樹
事務局長 川名 義則

福公委（総）第一六号

令和八年六月十一日

福島県議会議長 様

福島県公安委員会委員長

地方自治法第百二十一条の規定による委任又は

嘱託をした者の職氏名について（回答）

令和八年六月九日付け八福局議第二七号により照会のあった六月県議会定例会のみだしのことについては、別紙のとおり回答します。

別紙

警察本部長	森末	治
警務部長	日比	修史
生活安全部長	七海	暢一
地域部長	根本	雅彦
刑事部長	渋谷	敬藏
交通部長	阿部	勝也
警備部長	齋藤	秀幸
首席監察官	佐藤	伸幸
警務部総務監	佐藤	裕治
警備部警備監	川上	敦
警務部統括参事官兼警務課長	齋藤	勲
警務部参事官兼民サービス課長	黒須	英昭
警務部参事官兼情報管理課長	大島	正貴
警務部参事官兼教養課長	増子	浩
警務部参事官兼厚生課長	鹿目	秀樹
警務部参事官兼會計課長	荒井	稔
警務部参事官兼施設整備課長	関根	智
警務部参事官兼監察課長	森合	康之
生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長	菅野	邦彦
生活安全部参事官兼刑事部参事官	渡邊	修

生活安全全部参事官兼 人身安全・少年課長	加藤義規
地域部統括参事官兼 地域企画課長	小松聖英
刑事部統括参事官兼 刑事総務課長	角田亮一
刑事部参事官兼 生活安全全部参事官	山田哲也
刑事部参事官兼 捜査第一課長	岡部定雄
刑事部参事官兼 組織犯罪対策課長	小林和久
交通部統括参事官兼 交通企画課長	佐久間正和
交通部参事官兼 交通指導課長	石井弘敬
交通部参事官兼 運転免許課長	深谷康宏
警備部統括参事官兼 公安課長	伊藤英幸
警備部参事官兼 災害対策課長	吉田宏明

八労委第一〇九号
令和八年六月十一日
福島県議会議長 様

福島県労働委員会会長
地方自治法第二百一十一条の規定による委任又は
嘱託をした者の職氏名について（回答）

令和八年六月九日付け八福局議第二七号で照会ありましたこのことについて

ては、下記のとおりです。

記
事務局 局長 佐藤 みゆき
事務局 次長 大橋 雅人

八福監第一三八号
令和八年六月十日
福島県議会議長 様

福島県代表監査委員

地方自治法第二百一十一条の規定による委任又は
嘱託をした者の職氏名について（回答）

令和八年六月九日付け八福局議第二七号で照会ありましたこのことについて
ては、下記のとおりです。

記
事務局 局長 長根 由里子
事務局 次長 石田 弘枝

●議長（矢吹貢一君） お諮りいたします。ただいま御報告いたしました委任または嘱託を受けた者に対し、説明のため本議場に出席を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、議長よりそれぞれ出席を求めることにいたします。

●議長提出報告第一号から第五号まで

●議長（矢吹貢一君） 次に、議長より報告第一号から第五号まで、以上五件を提出いたします。

（参 照）

報告第一号 令和七年度包括外部監査の結果報告について

報告第二号 令和八年三月二十七日に執行した例月出納検査の結果報告について

報告第三号 令和八年四月三十日に執行した例月出納検査の結果報告について

報告第四号 意見書の処理について

報告第五号 令和八年六月八日に執行した例月出納検査の結果報告について

●議員派遣の件

●議長（矢吹貢一君） 次に、福島県議会会議規則第二百二十八条ただし書の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしましたので、御報告いたします。

（参 照）

議員派遣決定一覧表

令和八年度東北中央自動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協議会理

事会

- (1) 目的 標記理事会において、令和七年度の事業経過・収支決算及び令和八年度の事業計画・収支予算並びに要望書（案）について協議を行うため。

- (2) 場所 東京都

- (3) 期間 令和八年五月二十日

- (4) 議員名 山口信雄、木村謙一郎

●知事提出議案第一号から第二十九号まで
（知事説明）

●議長（矢吹貢一君） この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

（議案別冊参照）

（参 照）

提出書

議案第一号 令和八年度福島県一般会計補正予算（第一号）

議案第二号 福島県税条例の一部を改正する条例

議案第三号 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第四号 福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第五号 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税

の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第六号 福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第七号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第八号 福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

議案第九号 福島県立中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例

議案第十号 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

議案第十一号 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第十二号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

議案第十三号 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

議案第十四号 福島県認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例

議案第十五号 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議案第十六号 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議案第十七号 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第十八号 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する

る基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第十九号 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

議案第二十号 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第二十一号 福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

議案第二十二号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について

議案第二十三号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担について

議案第二十四号 工事請負契約について

議案第二十五号 工事請負契約について

議案第二十六号 権利の放棄について

議案第二十七号 民事調停の申立てについて

議案第二十八号 和解について

議案第二十九号 専決処分報告及びその承認について

報告第一号 専決処分の報告について

報告第二号 令和七年度福島県継続費繰越しの報告について

報告第三号 令和七年度福島県繰越明許費繰越しの報告について

報告第四号 令和七年度福島県事故繰越しの報告について

報告第五号 令和七年度福島県流域下水道事業会計予算繰越しの報告について

て

報告第 九 号 令和七年度福島県立病院事業会計継続費繰越しの報告について

提 出

福島県土地開発公社の経営状況

一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況

一般財団法人田村西部工業団地振興財団の経営状況

公益財団法人ふくしま科学振興協会の経営状況

福島県道路公社の経営状況

上記のとおり提出します。

令和八年六月二十三日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

福島県知事 内 堀 雅 雄

●議長（矢吹貢一君） 日程第三、知事提出議案第一号から第二十九号まで、以上の各案を一括議題といたします。

付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 六月県議会定例会が開催されるに当たり、当面する重要な議案を提出いたしました。

以下、そのあらましについて御説明いたしますが、それに先立ち、県政に関する当面の諸課題について、所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、中東情勢に伴う物価高騰等への対応について申し上げます。

中東情勢に伴う石油関連製品の高騰、不足などを受け、県内では幅広い分野に影響が及んでおります。

事態の収束に向けた動きも見られるものの、先行きは依然として不透明であることから、引き続き県内産業の状況把握に努めるとともに、各地域に設けた相談窓口を通じて、経営に関する相談対応や資金繰りの支援等を行ってまいります。

また、農林水産業におきましても、農家経営安定資金の融通をはじめ、価格が高騰している輸入飼料や施設園芸、漁船等の燃料に対する支援を実施しているほか、建設業に對しましては、資材価格の高騰や納期の遅れに伴う県発注工事の契約額変更、契約工期の延長等について柔軟に対応してまいります。

加えて、今定例会においては、国の電気・ガス料金支援に連動した取組として、LPガスや特別高圧電力を使用する世帯、事業者等に対する県独自の支援を提案しております。

今後県民生活や県内経済への影響緩和に向け、国の動向等を注視しながら適時適切に対応してまいります。

次に、避難地域の復興再生についてであります。

この春、避難地域では、大熊町と葛尾村における特定帰還居住区域の対象面積が拡張されたほか、浪江町と田村市都路地区において大規模な復興牧場が稼働するなど、復興に向け新たな一歩を刻みました。

また、天皇后両陛下におかれましては、愛子内親王殿下を御同伴の上、四月六日、七日の二日間にあたり本県への行幸啓を賜り、東日本大震災と原発事故からの復興状況を御視察いただきました。

両陛下並びに愛子内親王殿下の温かな御心遣いや慈愛に満ちた御言葉の一つ一つが、逆境から懸命に立ち上がろうとしている私たち県民にとって何よりの励みとなったところであります。

一方、本年度からスタートした第三期復興・創生期間においては、時間の

経過とともに進む風化を抑制しながら、避難者の帰還や移住の促進、産業、なりわいの再生、福島イノベーション・コースト構想の推進など、これまでに以上に力強い取組を進めていかなければなりません。

このため、今月九日には復興大臣をはじめとする関係省庁、政党への提案、要望活動を実施いたしました。

原子力災害からの復興・再生は、国の社会的責任の下、国が前面に立ち、最後まで取り組むことが大前提であることから、今後も国に対し、令和九年度予算はもとより、第三期復興・創生期間以降も必要となる十分な財源と枠組み、復興を支える制度の確保を強く求めてまいります。

次に、環境回復について申し上げます。

福島第一原発の廃炉につきましては、二号機において、今月二日から使用済み燃料の取り出し作業が開始されたほか、ロボットアームによる原子炉格納容器の内部調査と燃料デブリを試験的に取り出すための準備が進められております。

これらを踏まえ、先般、今後の本格的な燃料デブリの取り出しに向けた具体的な方策の検討や安全管理の徹底、県民目線に立った分かりやすい情報発信などを求めたところであり、今後も廃炉安全監視協議会等を通じて、国及び東京電力の取組をしっかりと監視してまいります。

また、中央省庁における除去土壌の再生利用が進められる中、三月に高市総理が来県された際には、福島県外での最終処分に向け、段階的に二〇三〇年以降の道筋を具体化させていくことを明言されました。

このため、引き続き国に対し、県外最終処分に向けた具体的な工程を速やかに明示するとともに、政府一丸となって取組を加速させるよう求めてまいります。

次に、風評・風化対策について申し上げます。

昨年度におけるホープツリーゾムの参加者数、団体数とともに過去最高を更新いたしました。

特に海外からの参加者が増加しており、インバウンドに対応した総合案内の育成等、これまでの取組の成果が現れてきたものと受け止めております。

そのような中、先月二日には国営追悼・祈念施設と一体的に整備を進めてきた福島県復興祈念公園が開園いたしました。

隣接する東日本大震災・原子力災害伝承館と連携を図りながら、ホープツリーゾムのプログラムにも組み込むなど、多くの方々に公園を訪れていただき、震災の記憶と教訓を後世に伝え、復興が進む福島の今を実感していただけるよう取り組んでまいります。

また、今年は現在の福島県が誕生してから百五十年となる大きな節目の年に当たります。先人たちが積み重ねてきた挑戦と誇りを継承し、新たな「ふくしまプライド。」を築き上げていくため、八月二十一日に県政百五十周年記念式典を開催するほか、官民一体となって様々な記念事業を展開してまいります。

次に、産業政策について申し上げます。

先月開催された全国新酒鑑評会では、二十銘柄が金賞に輝き、二年連続となる金賞受賞数日本一を達成いたしました。この快挙は、まさに県民の誇りであります。

今後も酒米開発や醸造技術の向上など、品質の高い酒造りを支援していくほか、酒まつり等のイベント開催や輸出の促進等を通じて、ふくしまの酒のさらなる振興を図ってまいります。

また、四月からスタートしたふくしまステイションキャンペーンでは、本県の魅力を生かした五百件を超える多彩な特別企画により、多くの観光客でにぎわいを見せております。

そのような中、D C期間中に並行して開催された大ゴッホ展には、会期中二十六万八千人を超える方々が来場されました。

D Cと連携したアートツーリズムの推進等を通じて、展覧会に訪れた多くの方々に福島が誇る様々な魅力を見て、食べて、感じていただけたものと確信しております。

引き続き、宿泊支援事業「また来て。」割などを活用しながら、年間を通して、より多くの方々に来県いただけるよう取り組んでまいります。

さらに、福島空港の利用拡大につきましては、七月と十月に福島と韓国を結ぶチャーター便の運航を予定しております。

昨年度の空港利用者数も二十八万人を超え、震災、原発事故以降で最多となるなど、かつてのにぎわいを取り戻しつつあることから、さらなる利活用の促進等を図ってまいります。

一方、国際情勢の先行きが不透明となる中、エネルギー安全保障や成長投資といった観点からも水素の重要性が一層高まっております。

このため、先月二十九日、水素の普及促進に取り組む都道府県等と共同で国への要請活動を実施いたしました。

今後も、関係自治体や民間事業者等との連携協力関係を深めながら、官民一体で水素の社会実装を進める水素大動脈構想の実現に向け、燃料電池トラックの導入拡大や広域的なサプライチェーンの構築などに取り組んでまいります。

次に、農林水産業の再生について申し上げます。

近年、夏場の気温が上昇傾向にあり、県産農産物においても出荷量の減少といった影響が生じていることから、技術対策の周知徹底や高温に強い品種開発等を進めていくほか、畜産については、畜舎内の温度を下げる送風装置の設置や暑さに強い飼料作物の導入等を支援してまいります。

また、林業につきましては、先般、帰還困難区域内の国有林について、森林整備実証事業を拡大する計画が国から示されました。

県では、帰還困難区域における森林整備の再開に向け、国と緊密に情報共有しながら、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に進めてまいります。

さらに、水産業につきましても、これまで県漁連と関係漁協が行ってきた自主検査の頻度や対象魚種が見直されるなど、震災前の状態に回復させるための取組が加速しております。

このため、水揚げの拡大に必要な共同利用設備や水産加工機械等の導入支援をはじめ、担い手の定着に向けた支援の拡充など、本県水産業の復興に向けた取組を着実に進めてまいります。

一方、先月発生した降ひょうにより、県内八市町村において桃などの農作物に甚大な被害が生じました。

私も実際に現地を訪れ、被害の大きさを実感したところであります。

県では、関係機関、団体等との連携を密にしながら、病害虫防除等の技術支援を行うとともに、今定例会においては、被災農家の生産力回復と営農継続に向けた緊急支援や被災果実の販売促進に係る支援等を提案しており、生産対策と販売対策の両面から被災された農家の皆さんを支えてまいります。

次に、県民の健康増進について申し上げます。

健康をテーマとした県民運動に取り組む中、県民の皆さんの食塩摂取量が改善傾向にあるなど、一定の成果が見られる一方で、肥満者の割合や喫煙率といった健康指標は依然として厳しい状況にあり、今年度から始まった第三期県民運動においても、引き続き健康増進に関する取組を強化してまいります。

具体的には、アドバイザーの派遣による健康経営の伴走支援をはじめ、ふ

くしまアートウォーキングのさらなる推進、景品と交換可能なポイント制度の導入や、AIによる栄養チェック機能などを搭載した新たな健民アプリの活用等を通じて、県民の皆さんの健康づくりに取り組んでまいります。

また、地域医療、介護、福祉提供体制の充実につきましては、物価高騰の影響を受けている医療機関、社会福祉施設等の経営安定化を図るため、光熱費等の運営費や賃上げに向けた支援などに加え、医療、介護現場におけるICTを活用した業務の効率化や職場環境の改善に資する取組等を支援してまいります。

さらに、中東情勢の混乱に伴い、医療物資等の供給不足が懸念されていることから、先般、全国知事会社会保障常任委員長として、安定した供給体制の確保を国に強く求めたところであります。

今後も社会情勢を見極めながら、持続可能な医療、介護、福祉提供体制の確保、充実に努めてまいります。

次に、子ども・若者育成について申し上げます。

この春、みなみあいづ支援学校が新たに開校したほか、県立高等学校の統合により、あぶくま柏鵬高等学校、いわき商業情報高等学校の二校が開校し、新入生を迎えることができました。

引き続き、各学校の特色を生かした教育活動を展開していくとともに、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへの転換を図る学びの改革と、その実現に向けた環境づくりとして、学校の在り方の変革を両輪で進めてまいります。

特に、学校の在り方の変革につきましては、教職員の働き方改革が重要な課題となつていくことから、先般、全国に先駆け、教職員の働き方改革に関する共同宣言を実施いたしました。

県内全ての公立学校において教職員の働き方改革を促進する決意を示し、

心身ともに健康な状態で子供たちと向き合うことができる持続可能な教育環境を創り上げていくことにより、福島ならではの教育を加速させてまいります。

次に、インフラ整備と安全・安心の確保について申し上げます。

地域連携道路として整備を進めてきた県道いわき石川線石川バイパスが、八月二十三日に全線開通する見通しとなりました。

これにより、中通りと浜通りの連携強化が図られ、広域的な物流網の強化や交流人口の拡大など、様々な波及効果をもたらすものと期待しております。

さらに、来年夏には、新潟と福島県境における通行不能区間の解消を目的とした国道二百八十九号八十里越の暫定開通を予定しております。

当該路線については、会津地方をはじめ県南地域の自治体等からも大きな期待が寄せられていることから、引き続き国や新潟県と連携しながら、着実に整備を進めてまいります。

一方、防災対策につきましては、四月二十日に北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されるなど、激甚化、頻発化する自然災害への対応が課題となっております。

このため、関係機関と連携し、災害の種別や進捗に応じた行動計画である防災タイムラインの策定に着手したほか、県として初の導入となる排水ポンプ車の運用を開始、さらには津波の浸水範囲等をリアルタイムで予測するシステムを東北の自治体で初めて導入するなど、様々な対策を進めてまいります。

また、昨日より、新たな郡山合同庁舎の供用を開始いたしました。

県中地域における行政の推進はもとより、免震構造や非常用発電機等を備えていることから、地域防災拠点としても的確に機能させるなど、地域の発展と安全・安心を力強く支えてまいります。

そして、こうした自然災害と並び、県民生活に深刻な影響を及ぼしているのが、熊による人身被害であります。

県では、さらなる注意喚起を促すとともに、河川敷の刈り払いといった出沒防止対策をはじめ、センサーカメラによる監視やドローンを活用した搜索、クマ目撃マップの更新による即時性の向上、さらには鳥獣対策の専門人材確保や緊急銃猟等の各種対策に取り組む市町村を支援するなど、被害防止対策を一層強化してまいります。

次に、地方創生・人口減少対策について申し上げます。

先頃公表された国勢調査の速報値によれば、本県の人口は前回調査から十二万二千二百十五人減少するなど、大変厳しい状況となっております。

こうした現状に歯止めをかけるため、昨年度立ち上げたふくしま共創チームの下、あらゆる主体と連携・共創し、オール県庁、オール福島で取組を加速させてまいります。

特に本県は若年層の県外転出が顕著であり、こうした流れを変えていくためには、福島で働く魅力の戦略的な発信と若者に選ばれる職場づくりを同時に進めていかなければなりません。

このため、SNSの活用など若者に届く情報発信の強化や体験機会の創出、就職マッチングの支援等に取り組んでいくほか、今月二日には、県内企業の皆さんと共に「日本一、攻めの働き方改革が進む県」の実現に向けた宣言を行い、若者に選ばれる職場づくりを進めていくことを誓いました。

安心して働き、挑戦することができる職場環境を実現するため、関係者が一体となり、攻めの働き方改革を加速させてまいります。

また、現在国が進めている地域未来戦略を踏まえ、本県版となる（仮称）ふくしま地域産業成長プランの策定を進めております。

航空宇宙や医療関連産業など、本県が強みを有する成長産業分野のクラス

ター形成を図るとともに、観光や県産品、農業分野等において、福島ならではの地域資源を生かした幅広い取組を進めることとしており、こうした対策を通じて人口減少のスピードを緩め、持続可能な地域づくりの実現を図ってまいります。

以上、県政に関する諸課題等について所信の一端を申し上げます。

次に、令和七年度一般会計の決算見込みについて申し上げます。

令和七年度予算につきましては、あらゆる主体と連携・共創し、誰もが活躍できる福島ならではの県づくりに向け、復興再生と地方創生を両輪で進めていくための当初予算に加え、熊被害の増加を踏まえた緊急対策、さらには物価高への対応など喫緊の課題に対応するため、九度にわたる補正予算を編成してまいりました。

この結果、一般会計の決算見込額は歳入で一兆三千三百四十四億円、歳出で一兆二千八百四十九億円となり、その差額である四百九十五億円から翌年度への繰越事業に充当すべき財源四百二十億円を差し引いた実質収支額で七十五億円程度となる見込みであります。

次に、提出議案について御説明申し上げます。

令和八年度一般会計補正予算案につきましては、国の電気・ガス料金支援と連動した取組や医療、介護サービス提供体制の充実、ひょう害への対応、インバウンド誘客のさらなる推進など、緊急に措置すべき経費を計上いたしました。

これによる一般会計補正予算の総額は十六億九千七百万円となり、本年度予算の累計は一兆二千六百二十三億四百万円となります。

その他の議案といたしましては、条例が「福島県税条例の一部を改正する条例」など二十件、条例以外の議案が「県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について」など八件で、いずれも県政執行上重要

な案件であります。

慎重に御審議の上、速やかな御議決をお願い申し上げます。

この際、御時間をいただき、次期知事選挙についての所信を申し上げますさせていただきます。

令和四年十一月に県民の皆さんの大変重い負託を受け、福島県知事として三期目となる活動をスタートさせてから三年半余りの歳月が経過いたしました。三期目においても、私の政治理念の一つである現場主義の下、毎年県内全ての市町村に足を運び、県民の皆様の切実な思いを直接伺いながら、それらを県政に反映させる努力を続けてまいりました。

そのような中、本県は今、二つの大きな危機に直面しております。

一つ目は、進行形の危機であります。

第三期復興・創生期間を迎え、福島復興は着実に新たなステージへと歩みを進めています。避難地域の復興再生をはじめ、廃炉と汚染水・処理水対策、根強く残る風評への対応など、いまだ多くの困難な課題が山積しており、原子力災害の影響は現在進行形で続いています。

一方、時間の経過に伴って、原子力災害に対する風化が急速に進んでおり、本県はこうした風化の抑制を図りながら、今後も長期にわたり進行形の危機と対峙していかなければなりません。

そして、二つ目の危機、それは目の前の危機であります。

震災と原発事故以降、本県の人口減少は急激に加速しており、今ここで何としても人口減少のスピードに歯止めをかけなければなりません。

そのためには、県内の産官学金労言士が一体となり、県の総力を挙げて対策を講じていく必要があります。

進行形の危機と目の前の危機、こうした厳しい状況にあるからこそ、私はこれからも県民の皆さんの思いや苦しみ、そして未来に向けた切なる願いを

しっかりと胸に刻みながら、福島を進むべき道を示し、先頭に立つて挑戦を続けていくことが知事としての使命であると考えております。

このため、来る秋の知事選挙において、県民の皆さんから改めて御負託をいただけるのであれば、引き続き福島県知事の使命を自らに与えられた使命とし、揺るぎない信念の下、県民の皆さんはもとより、本県に思いを寄せてくださる全ての方々と連携・共創し、全力で福島未来を切り開いていく決意であります。

県議会の皆さんにおかれましては、今後とも福島復興と地方創生に一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

●休会の件

●議長（矢吹貢一君）次に、日程第四、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明六月二十四日は、議案調査のため休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、明六月二十四日は議案調査のため休会とすることに決しました。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明六月二十四日は議案調査のため休会、二十五日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑であります。

これをもって、散会いたします。

午後一時四十五分散会

令和八年六月二十五日（木曜日）

午後一時二分開議

午後二時四分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第二十九号まで

付議議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑

出席議員

一	番	金澤拓哉君	二	番	菅田憲孝君
三	番	木村謙一郎君	四	番	矢吹貢一君
五	番	石井信夫君	六	番	佐藤徹哉君
八	番	半沢雄助君	九	番	猪俣明伸君
十	番	山田真太郎君	十一	番	吉田誠君
十三	番	佐々木恵寿君	十四	番	山内長君
十五	番	渡辺康平君	十六	番	鈴木優樹君
十七	番	渡邊哲也君	十八	番	江花圭司君
十九	番	鳥居作弥君	二十	番	真山祐一君
二十一	番	安田成一君	二十二	番	渡部英明君
二十三	番	三村博隆君	二十四	番	大橋沙織君

二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君		
説明のため出席した者			
県			
知事	内堀雅雄君		
副知事	鈴木正晃君		
副知事	佐藤宏隆君		
総務部長	國分守君		
危機管理部長	細川了君		
企画調整部長	市村尊広君		

教育委員会	教育委員長	生活環境部長	保健福祉部長	商工労働部長	農林水産部長	土木部長	会計管理者	出納局長(兼)	風評・風化戦略担当理事	原子力損害対策担当理事(兼)	企画調整部長	避難地域復興局長	企画調整部長	文化スポーツ局長	保健福祉部長	こども未来局長	商工労働部長	観光交流局長	総務部	秘書課長	総務部主幹	企業局長	病院局長	病院事業管理者	病院局長	教育委員長
		穴戸陽介君	菅野俊彦君	菅野崇君	小貫薫君	矢澤敏幸君	岸孝志君	岸孝志君	半澤浩司君	半澤浩司君	佐藤安彦君	紺野香里君	菅野寿井君	藤城良教君	佐藤讓君	成井祥君	安藤靖雄君	挾間章博君	阿部俊彦君	鈴木竜次君						

選挙管理委員会

委員

皆川由香君

人事委員会

委員

大峰仁君

公安委員会

委員長

高橋良行君

警察本部長

森末治君

労働委員会

事務局長

佐藤みゆき君

監査委員

監査委員

渡辺仁君

議会事務局職員

事務局次長

白石孝之君

総務課長

金澤泉君

議事課長

菅野義君

政務調査課長

後藤康治君

議事課長補佐

秋山邦之君

議事課主任主査

中村大君

午後一時二分開議

●議長(矢吹貢一君) ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第二十九号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。
通告により発言を許します。四十五番佐久間俊男君。（拍手）

（四十五番佐久間俊男君登壇）

●四十五番（佐久間俊男君）県民連合議員会の佐久間俊男であります。会派を代表して質問をさせていただきます。

初めに、今後の県政運営についてであります。

本定例会の開会日において、内堀知事は「福島が進むべき道を示し、先頭に立って挑戦を続けていくことが知事としての使命である」、「全力で福島の未来を切り開いていく」との力強い意思を明確にされました。

県政百五十周年の記念すべき年に執行されます福島県知事選挙に四期目の立候補を表明されましたことは、今か今かと待ち望んでいた県民の強い期待に応えるものであります。

内堀知事におかれましては知事就任以来、現場主義の理念の下、県内各地に幾度も足を運ばれ、第一期及び第二期復興・創生期間を通して、復興・創生に向けて懸命に挑戦し続ける県民に寄り添い、声を伺いながら、それらを県政に反映し、本県の復興・創生を牽引してこられました。

特定帰還居住区域での除染などが進んでいるほか、震災と原発事故後、十五の国、地域で行われていた輸入規制は五つの国、地域までに減少するなど、福島の復興は着実に前進しております。

「内堀県政なくして福島県の復興なし」と言われるほど県民に信頼され、親しまれている知事はほかにいないのであります。

今年度からスタートしました第三期復興・創生期間は、本県の重要課題の解決に道筋をつける重要な期間であり、内堀知事が引き続き県民の皆さんの先頭に立って復興・地方創生、そして福島県の発展につながるの思いの下、県民連合議員会において、内堀知事への支援を会派の総意をもって確認したところであります。

そこで、知事は今後の県政運営にどのような思いで臨むのかお尋ねいたします。

次に、人口減少対策についてであります。

先月公表された令和七年国勢調査速報によると、本県の人口は令和七年十月現在で百七十一万人となり、前回調査と比較した人口の減少数及び減少率は過去最大となりました。

この百七十一万人という数値は、令和五年度に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計を下回る数値であり、人口減少は大変厳しい状況にあるものと受け止めざるを得ません。

一方、今年は県政百五十周年の節目でもあり、これからの福島県を支える上では、人口減少下でも地域が持続的に発展していけるよう、担い手となる若者や学生にも人口減少問題を主体的に考えてもらう必要があると考えます。

県では昨年度、ふくしま共創チームを立ち上げ、若者の視点を取り入れた官民連携の取組に着手しており、その点は評価するところであり、今後の取組に大いに期待しております。

そこで、県はふくしま共創チームを通じた人口減少対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

深刻化する少子化の要因の一つに、婚姻件数の減少が挙げられます。

先日公表された国の人口動態統計によると、全国では婚姻件数が二年連続で増加に転じている中、本県は前年比十一件の減少となり、十年連続で過去最少を記録するなど、大変厳しい状況であります。

一方で、一昨年県が実施した県民意識調査によると、独身者の約七割は将来的には結婚したいという希望を持っており、現在独身である理由として、約四割の方は出会いの機会がないという趣旨の回答をしていると伺っております。

このことから、現在の危機的とも言える少子化に歯止めをかけるには、若者のニーズに沿った出会いの機会をさらに増やしていくことが重要であります。

そこで、県は若者の出会いの機会のさらなる創出にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、地方創生についてであります。

現在、サッカーのワールドカップが開催され、日本国内大いに盛り上がりつつあります。スポーツには人と人との絆を深め、地域全体を元気にする力があると思っています。

本県を拠点とするプロスポーツチームも、近年の活躍により応援機運の高まりとともに地域全体の一体感も生まれ、地域の誇りとなっております。

また、県内では試合が開催されると、飲食だけでなく、相手チームのファンの来県による宿泊や周辺観光の活性化など、地域経済への波及効果は非常に大きいものと考えます。

そこで、県はプロスポーツを通じた地域活性化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

五月十七日に閉幕した大ゴッホ展には、県内外から約二十六万八千人の方が訪れ、福島県立美術館の来場者数歴代一位を記録しました。

私も鑑賞しましたが、どの作品もすばらしく、とても感動いたしました。特に県内の子供たちにとって、ゴッホの名画をここ福島で鑑賞できたことは、思い出に残る貴重な経験になったと思っております。

また、今回はゴッホに関する講演会の開催に加え、民間事業者を中心としたゴッホにちなんだ飲食メニューの提供や、ライトアップや装飾による夜のカフェテラスの再現など、展覧会をきっかけとして文化や教育、商業、観光分野で様々な取組が行われ、地域一体となった盛り上がりを実感いたしました。

来年六月からの大ゴッホ展の第二期にも、この機運の高まりをそのままに、しっかりとつないでいくことが重要であります。

そこで、県は第二期の大ゴッホ展開催に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、復興財源の確保についてであります。

第三期復興・創生期間が本年度よりスタートしましたが、今後、中東をはじめとする世界情勢やさらなる物価高騰、新たな政策問題が発生することなども視野に入れて、厳しい財政状況にあっても、本県の復興を必ず成し遂げなければなりません。

避難地域の復興再生をはじめ廃炉、汚染水・処理水対策、除去土壌等の県外最終処分など、復興・創生に向けた取組が長期化することを踏まえれば、二〇三一年度以降も復興庁が司令塔となり、国が前面に立って本県の復興・創生を最後まで責任を持って進めなければなりません。

とりわけ第三期復興・創生期間の五年間は、次の復興・創生につなげていく極めて重要な期間であり、事業規模は本県分として一兆六千億円が確保されたところでありますが、各年度の必要な予算措置を国に求めていく必要があります。

そこで、県は令和九年度に向けた政府予算対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県民の安全・安心の確保についてであります。

昨年度、本県の熊による人身被害は過去最多を更新し、知事は災害級の非常事態との認識を示されましたが、今もなお事態は深刻さを増しております。熊の出没は、時期も場所も選びません。今年度に入り、県内で市街地出没や人身被害が相次ぎ、緊急銃猟も三件実施されました。

自宅の庭で足跡を見つけた住民の方は、「心臓が飛び出るほど驚き、思わず家に飛び込んだ。散歩中でなくて幸いだった」と語っており、改めて熊対策の重要性を実感しております。

こうした事態に立ち向かうには、緊急時の備えから出没を未然に防ぐ環境づくりまで、総合的な対策が欠かせません。

また、対応の最前線に立つ市町村では、緊急銃猟の判断や捕獲者の確保など重い課題も多く、県が支える必要があると考えます。

そこで、知事は熊の被害防止対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

近年、全国各地で大規模な林野火災が相次いでおり、本年四月には岩手県大槌町において、平成以降国内で二番目の規模となる約千六百ヘクタールの山林を焼失する林野火災が発生し、終息まで三十八日間を要しました。

また、本県においても、大槌町での林野火災と同時期に喜多方市において約四十ヘクタールの山林を焼失する林野火災が発生し、地元消防団や県内消防本部が連携し、懸命に消火活動に当たっていただきました。

消防庁によりますと、林野火災の主な出火原因はたき火や火入れなど、多くは人的要因であると伺っております。

林野火災は、貴重な森林資源を消失するとともに、人命や家屋にも危険が

及ぶこととなることから、林野火災を起こさないことが重要であると考えます。

そこで、県は林野火災の防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

近年、気候変動の影響により豪雨災害が激甚化、頻発化しており、本県においても阿武隈川流域である中通り及び浜通りで被害が大きかった令和元年東日本台風や、県内で初めて線状降水帯が発生し、浜通りを中心に大きな被害をもたらした令和五年九月の台風第十三号など、県内各地で甚大な浸水被害が頻繁に発生しております。

県においては、河川の豪雨災害対策として河川改修などに取り組んでいますが、さらなる浸水被害の軽減に向け、対策の強化が求められております。

そこで、県は激甚化、頻発化する豪雨災害に備え、河川の防災・減災対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、地域医療の確保についてであります。

福島県立医科大学には、県内唯一の医療系総合大学として県民の心と体の健康を長期に見守り、福島復興の中核となるという使命の下、まさに本県医療の要として、県民の命と健康を守るために大きな役割を果たしていただいているところであり、敬意を表するところであります。

東日本大震災と原発事故から十五年余りが経過しましたが、いまだ災害の影響が残る本県において、地域医療を確保し、県民の健康を増進していくためには、県と県立医科大学との連携が重要であります。

そして、県との連携の下、引き続き県立医科大学がその役割を果たしていくためには、安定した運営基盤が不可欠だと考えます。

そこで、県は県立医科大学の安定的な運営に向け、どのように支援していくのかお尋ねいたします。

震災から十五年が経過し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除などを契機として居住人口は徐々に増加しており、住居や商業施設の建設など生活環境の整備も進み、復興が着実に進展しております。

一方で、帰還された住民の高齢化が進むとともに、子育て世帯の移住や教育環境の整備に伴う児童生徒数の増加など、居住人口の構成は多様化してきております。

こうした中、住民が地域で安心して生活していくためには医療サービスの充実が不可欠であり、地域のニーズに対応した医療提供体制の確保が大変重要であると考えております。

そこで、県は双葉地域の医療提供体制の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、被災者の心のケアについてであります。

東日本大震災及び原発事故に伴う避難生活の長期化により、県内外で生活されている被災者の方々は、依然として大きなストレスを抱えておられます。

さらに、帰還されても生活環境やコミュニティの変化等により、不安や悩みが複雑に入り組み、個別の支援が必要な状況であると聞いております。

被災地においては、移住、交流の促進や新たなインフラの整備などの動きが大きく取り上げられる一方で、被災者の心のケアへの関心は薄れてきており、被災者の中には震災後十五年たってもなお時間が止まったままの状態で心身の不調を抱える方もおられるなど、心のケアは引き続き重要な課題であると認識しております。

そこで、県は被災者の心のケアにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、地域公共交通の維持確保についてであります。

地域公共交通は、日常生活に欠かすことができない社会基盤であり、誰も

が安心して移動できる社会を実現するための重要な役割を担っています。

しかし、急激な人口減少や自家用自動車の普及などを背景に、バスをはじめ鉄道やタクシーといった公共交通の利用者は減少を続けており、今月十五日に国が公表した全国の交通空白調査結果によると、県内においても交通空白地域が増加しているなど、地域公共交通を取り巻く状況はますます厳しさを増しております。

特に交通事業者においては、運転手の高齢化や若年層の新規就職者の減少、働き方改革に伴う時間外労働規制等により人材不足が深刻化していることから、現在運行している路線やサービスを維持していくためにも、公共交通を担う人材の確保が喫緊の課題であると考えます。

そこで、県は公共交通を担う人材の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県内経済の活性化についてであります。

県内経済は、長引く物価高や中東地域の緊張の影響により、原材料、燃料油等に加えて食料品、宿泊代金に至るまで幅広い分野で価格が高騰しており、日本銀行福島支店によれば、県内景気は二十か月連続で足踏みしているとのことです。

こうした中、県内の中小企業は生産活動やサービスの提供、雇用の確保などを通じて県内経済を支える大きな存在ですが、物価高の影響に加え、人手不足や人件費の高騰などによる採算性の悪化により、企業体力が低下している状況にあります。

県内経済の持続的な発展と好循環を実現するためには、行政が中小企業の声に耳を傾け、よりきめ細やかに効果的な対策を行うことにより、県内企業の大半を占める中小企業の収益を改善させ、事業を継続する体制を整えることが必要であります。

また、人材の確保・育成をはじめとして、今後成長が見込まれる産業分野への参入や国内外からの観光誘客に対する支援など、様々な角度から取り組むことが重要であると考えます。

そこで、知事は県内経済の活性化に向け、中小企業への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、県産日本酒の品質向上についてであります。

先月、令和七酒造年度全国新酒鑑評会において、福島県内の蔵元の金賞受賞銘柄数が全国最多となり、二年連続の日本一に輝いたことは大変すばらしく、感激しております。

酒米の価格上昇など、日本酒造りを取り巻く環境が厳しくなっている中、県産日本酒が高い評価を得ることができたのは、蔵元同士が交流し、酒造りのノウハウを共有するなど、県内の酒造関係者が一丸となって、よりおいしく品質の高いお酒を造ろうと努力してきた結果であると思います。

福島の酒が今後も高い評価を受け、ブランド力を一層確立させていくためには、さらなる品質の向上を目指す必要があります。

そこで、県は県産日本酒のさらなる品質向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、福島空港の利用促進についてであります。

県が公表している令和七年度の福島空港利用状況によりますと、令和七年度の搭乗者数は前年度比七％増の二十八万四千四百二十二人とされており、震災後の平成二十三年度以降最多の搭乗者数となっております。

このうち、国内線は前年度比八・一％増の二十四万八千二百五十九人であり、昨年開催された大阪・関西万博の効果が大きいのではないかと伺っております。

国内線を取り巻く状況は、コロナ禍を経た需要構造の変化や人口減少など

により、さらに厳しさが増しておりますが、空港は地方にとり重要な交通手段であり、地域産業の振興や観光誘客に不可欠であるとともに、県民空港としてさらなる利用を促進することが大切であります。

そこで、県は福島空港国内線の利用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

令和七年一年間の全国における訪日外国人旅行者数は、約四千二百六十八万人で過去最多となっております。

そうした中、本県でも外国人宿泊者数は約三十四万六千人泊に達し、過去最高を更新しております。

平成二十二年を基準とした令和七年宿泊者数ではありますが、全国は本県の一・五倍の伸び率となっており、全国の伸長傾向からは後れを取っている状況であると思います。

また、国際チャーター便の継続的な運航には、県内からのアウトバウンドの利用促進を図ることも課題となっております。

本県と海外を直接結ぶ国際線の運航は、インバウンド拡大に大きく寄与するだけでなく、アウトバウンドにおける県民の利便性の向上に資するなど、様々な分野における相互交流を深める上で極めて重要であります。

そこで、県は福島空港国際チャーター便の運航促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農林水産業の振興についてであります。

五月に発生した降ひょうによる被害は六億五千万円を超え、伊達地域の果樹生産農家は大きな打撃を受けました。

近年、果樹産地では令和三年及び令和五年の凍霜害をはじめ令和四年のひょう害、令和七年には夏季の高温による桃の収穫量の減少とほぼ毎年のように災害に見舞われ、果樹農家はその対応に苦慮しております。

近年の温暖化により気象災害が頻発するこうした状況で、福島顔である果樹の生産が途切れることがないよう、産地の振興には何よりも災害への備えが不可欠であると考えます。

そこで、県は気象災害に強い果樹産地づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

今年の夏も高温となることが想定されており、ここ数年の状況を見ても、もはや暑い夏が通常になっているのではとも考えられております。

このような地球温暖化による気象変動は、我々の日常生活のみならず、本県の農業にも大きな影響を与えていると思います。

近年では、夏の高温による米の品質低下やビニールハウスの高温による野菜や花卉などの生育への影響、さらには暖冬によつてカメムシ等の病害虫が増加するなど、農作物の収量、品質の低下につながる様々な問題が発生しており、高温に対応した対策の強化が重要であります。

そこで、県は高温に対応した農作物の生産対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

震災と原発事故から十五年経過してもなお、風評は依然として根強く残っており、牛肉、桃などの県産農林水産物は、全国平均価格との価格差が震災前の水準に戻っていないと伺っております。

この風評を払拭するためには、県内外の量販店や小売店などにおける県産農林水産物の継続的な販売を回復させ、生産者の収益を確保できる環境を整えていくことが重要であります。

県は、今年度から農林水産物の新たな販売方針をスタートさせ、流通事業者との連携強化による販売拡大や販売棚の確保等に重点的に取り組むとしておりますが、県産農林水産物の魅力の発信や流通事業者等との連携を強化し、安定した販路を拡大することが重要と考えます。

そこで、県は県産農林水産物の販路拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、土木行政についてであります。

本県の建設業は、震災復興や安全・安心な県土づくりなど、社会インフラの整備や維持管理を担う重要な産業であり、週休二日工事やICT技術の活用などにより、労働時間が短縮してきていると伺っております。

近年、地球温暖化により、県内における夏場の平均気温の上昇と暑い時期の長期化が進んでおり、今年も熱中症等の労働災害が危惧されます。

このような中、昨年一年間の熱中症による労働災害死傷者数は、県内で五十一人と過去最高を更新し、建設業も十一人と過去最高を記録しており、将来の担い手の確保に向け、福島の暑い夏における建設現場の熱中症対策は重点的に取り組むべきと考えております。

そこで、県は公共土木工事における熱中症対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教育行政についてであります。

昨今、児童生徒数が減少する一方、公立小中学校に設置されている特別支援学級については、その設置数や在籍児童生徒数ともに増加しており、その生徒の多くが進学先として特別支援学級のない高等学校を選択していると伺っております。

このような状況を踏まえ、卒業後に生徒を社会に送り出す高等学校の役割は大変大きいと考えます。

一方、発達障がい等による学習上や生活上の困難を抱える生徒がその困難を改善または克服することを目的とする通級による指導が、今年度からは会津西陵高校にも導入され、県内七地域に整備されておりますが、今後この取組をより充実させていくことが必要であると考えます。

そこで、県教育委員会は発達障がい等による様々な困難を抱える高校生への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

公立中学校における休日の運動部活動の地域展開においては、生徒が希望する種目で専門的な指導を受けられる機会が増える一方で、競技力向上や勝利至上主義を主目的とした活動の増加が懸念されます。

国のガイドラインにおいても、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツを楽しむために必要な資質、能力等を育てることが目的として示されていると伺っております。

市町村が認定する地域クラブ活動では、生徒が自らの思いや願いに基づいて様々な活動に取り組めるよう、市町村が抱える様々な課題に県は丁寧に寄り添いながら支援をしていくべきと考えます。

そこで、県教育委員会は公立中学校における休日の運動部活動の地域展開をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

最後に、警察行政についてであります。

現行の法定速度六十キロメートルの規制は、半世紀以上前の昭和三十年代に定められたものであり、時代の流れに伴い、規制の見直しが必要だったところ、令和八年九月一日から道路交通法施行令が改正されます。

悲惨な交通事故を防止していく上で、生活道路における規制速度を現行よりも低速度に抑制することは大変効果的だと思います。

しかし、その一方で、本改正は全ての道路において一律に三十キロメートル規制になるわけではなく、県民の多くに、今回の法改正による生活道路における法定速度の引下げがいま一つ認識されていないのではないかと危惧しております。

施行後に運転者等の混乱が生じることのないように、県民に対しては施行までの残り時間、幅広く周知していく必要があると考えております。

そこで、県警察は生活道路における法定速度の引下げについてどのように周知していくのかお尋ねいたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 佐久間議員の御質問にお答えいたします。

今後の県政運営についてであります。

県政百五十周年を目前に控えた昨年十一月、私は青森県むつ市を訪問する機会がありました。

むつ市は、かつて戊辰戦争に敗れた会津藩の人々が新たに斗南藩として再興を期した地であります。

この地で私が実際に見て触れたもの、それは先人の皆さんの誇りと挑戦の足跡でありました。

想像を絶する苛酷な自然環境の中、日々の食事にさえ事欠く厳しい状況にあっても、先人たちは決して諦めることなく、将来を担う子供たちの教育に力を注ぐなど、未来を信じて血のにじむような努力と挑戦を積み重ね、様々な逆境を乗り越えてこられました。

そして、今を生きる私たちも震災、原発事故からの復興と急速に進む人口減少という二つの大きな困難に直面しております。

この逆境を乗り越えるために不可欠なもの、それは「ふくしまプライド。」であります。

福島県の誇りを取り戻し、世界に誇れる新たな「ふくしまプライド。」を築き上げていく、そうした挑戦の過程こそが福島県の復興を実現し、人口減少に歯止めをかけるただ一つの道であると私は確信しております。

大切な節目の年だからこそ、私は改めて先人たちが示してくれた不屈の精

神と誇り、「ふくしまプライド。」をしつかりと胸に刻み、県民の皆さんが福島に生まれて、育って、暮らせてよかったと実感できる、笑顔と誇りに満ちた未来を切り開くため、全力で挑戦を続けていく覚悟であります。

次に、熊の被害防止対策についてであります。

今年度も全国的に熊の出没が多発しており、本県においても県内各地で住民の方々が被害に遭われる痛ましい事案が発生するなど、市街地への出没や人身被害が相次いでおります。

これまで一定のすみ分けの下にあった人と熊の関係が変化し、熊の出没が人里にまで及び、近年では日常生活圏にまで被害が広がるなど、熊被害は県民の皆さんの生活を脅かす極めて重大な事態となっております。

このため、市町村の意向を踏まえながら、侵入経路となり得る河川敷の刈り払いを行うとともに、熊を誘引する果樹等の除去や電気柵の設置など、地域が取り組む出没防止対策への支援を強化してまいります。

あわせて、県のクマ目撃マップの更新やドローンによる広域監視、AIセンサーカメラの識別機能を活用した熊出没時の迅速な通報など、ICTを積極的に取り入れた被害防止対策を進めてまいります。

さらに、緊急銃猟の実施に当たっては、麻酔銃を扱える県職員の派遣や専門事業者の活用、捕獲技術の向上に向けた研修の実施に加え、必要な人材や資材等の体制整備の支援を通じ、市町村の取組を強力に後押ししてまいります。

今後とも、県民の皆さんが安全・安心に暮らせる日常の回復を目指し、市町村や関係団体等と緊密に連携しながら、実効性の高い熊被害防止対策に切れ目なく取り組んでまいります。

次に、県内経済の活性化に向けた中小企業への支援についてであります。

県内企業の大半を占める中小企業は、本県産業と地域経済を支える礎であ

ります。

長引く物価高や人手不足などに加え、今般の中東情勢の影響により厳しい経営環境に置かれている中小企業からは、「コスト上昇が収益を圧迫している」、「将来の経営に大きな不安を感じている」との切実な声が寄せられております。

私は、こうした状況を克服するためには、各企業が稼ぐ力を高め、経営基盤を強化することが重要であると考えております。

このため、きめ細かな経営、資金繰り相談に加え、今年度からは設備導入補助を通じた生産性の向上や価格転嫁の促進支援、国内外で開催される展示会への出展支援等による販路拡大などの取組を強化したところであります。

また、企業の人材確保に向けては、学生が就職先を選ぶ際に、事前に仕事を体験することの有無が大きく影響することから、インターンシップの設計、実施への支援や参加する学生への交通費等の助成など、企業の採用活動を後押ししてまいります。

さらに、裾野が広い観光産業における経済効果を高めるため、DC期間後も宿泊支援事業「また来て。」割を実施するなど、幅広い産業の活性化につなげてまいります。

今後とも、個々の事業者がそれぞれに、より足腰の強い経営基盤を確立することができるよう、中小企業の支援に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長(國分 守君) 答えいたします。

県立医科大学につきましては、将来を担う優れた医療人の育成をはじめ、研究の推進や保健医療の提供等を通じ、県民の保健、医療、福祉の向上に大

きな役割を果たしております。

また、未曾有の複合災害からの復興・創生を健康と医療の両面から支えてまいりました。

避難地域はもとより、県内全域への医師派遣や最先端の医療を提供する体制の整備など、県民の健康を守る様々な取組が進められる中、県立医科大学が引き続き安定的に運営できるよう連携を深めながら、必要な運営費交付金の確保や職員派遣など、支援の充実に努めてまいります。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） 答えいたします。

林野火災につきましては、その多くが急峻な山地で発生し、消防隊の現場進入や消火用の水利確保が困難で延焼拡大しやすいことから、平時においても消防本部の訓練に県防災ヘリが参加し連携を確認するとともに、自衛隊の派遣に備えた活動資機材の整備等を進めております。

加えて、林野火災を未然に防ぐことが何よりも重要であることから、県民に向け、火の取扱いに関する注意喚起はもとより、各消防本部が発令する林野火災注意報等についてもSNS等を通じ発信するなど、関係機関と一層連携しながら、林野火災の防止に取り組んでまいります。

（企画調整部長市村尊広君登壇）

●企画調整部長（市村尊広君） 答えいたします。

ふくしま共創チームにつきましては、昨年度浜、中、会津の学生や企業の若手職員による企業訪問を通じて、本県の人口減少対策に係る提案、意見を伺い、事業の拡充を図ったところであります。

今年度は、本県が誇る地域の魅力や地域で活躍する方々の取組を再確認するふくしまプライド調査部の活動を開始し、得られた気づきを官民で広く共有することで、それぞれの行動変容を促してまいります。

今後も持続可能な地域づくりの実現に向け、官民の連携・共創を加速させ、人口減少対策にチーム一丸となつて取り組んでまいります。

次に、プロスポーツを通じた地域活性化につきましては、各チームの活躍はもとより、県とチームが連携し、ホーム公式戦への観戦招待や県外サポーター向け観戦ツアーの実施などにより、昨シーズンのホームゲーム平均入場者数の合計は、前年比四一％増の一万三千十七人となり、過去最多を記録したところであります。

今年度は、県政百五十周年を記念する特別試合を開催するほか、県内五チームの情報を一体的に発信するポータルサイトを新たに開設するなど、さらなる観戦者数の増加を図り、プロスポーツを通じた地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、令和九年度に向けた政府予算対策につきましては、本県の復興・創生への挑戦を切れ目なく進めるため、今月九日、知事が関係大臣等と直接対面し、避難地域等の復興再生、原発事故への対応、風評払拭・風化防止対策の強化、さらには人口減少及び物価高騰等への対策などを強く要望するとともに、各部署長等においても積極的に国との協議を重ねております。

引き続き、年末の政府予算案の決定に向け、あらゆる機会を捉えて本県の実情や課題を丁寧に訴え、十分な予算と復興を支える制度が確保されるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） 答えいたします。

公共交通を担う人材の確保につきましては、若者や女性の関心を高めるとともに、求職者と交通事業者をつなぐ機会を提供する取組が重要であると考えております。

このため、今年度は新たに、仕事の魅力を伝える動画の発信や女性が働き

やすい職場環境づくりへの支援、職場の雰囲気や仕事のやりがいを感じてもらおう職場体験ツアーの開催など、県内外から人材を呼び込むための取組を強化することとしております。

今後とも、交通事業者と連携しながら、将来にわたり公共交通を担う人材の確保に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

双葉地域の医療提供体制の確保につきましては、診療所等の再開、開設に向けた施設整備をはじめ、医療人材の確保や診療継続に必要な運営費への支援などを行っているところであり、現在では双葉郡の全町村において診療所等が開設されるなど、地域で診療を行う医療機関は着実に増加してきております。

引き続き、帰還した住民や移住者の方々に対し、必要な医療を安定的に提供するとともに、さらなる帰還促進を図るため関係機関等と緊密に連携し、双葉地域の医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、被災者の心のケアにつきましては、震災と原発事故から十五年が経過し、生活環境の変化や新たなコミュニティの再構成などにより、抱える不安や悩みが多様化してきており、心身の状態に応じた支援が必要であります。

このため、公認心理師をはじめとする専門性の高いスタッフが戸別訪問やサロン活動等を通して地域とのつながりを確保し、メンタルヘルスの向上に取り組みとともに、相談スキルを高めるための研修等を開催し、地元市町村の人材育成も支援するなど、きめ細かに対応しております。

引き続き、被災者一人一人に寄り添いながら、心のケアに取り組んでまいります。

（商工労働部長菅野 崇君登壇）

●商工労働部長（菅野 崇君） お答えいたします。

県産日本酒のさらなる品質向上につきましては、ふくしまの酒の知名度向上や販路拡大を図る上で重要であり、これまでハイテクプラザ職員による清酒アカデミーへの講師派遣をはじめ、デジタル技術を活用した醸造の実証研究など、県内蔵元への技術支援を行ってまいりました。

全国新酒鑑評会等で高い評価を受けている中、蔵元から多様な消費者嗜好に合わせた新たな酵母の開発を求める声が高まっていることから、うつくしま燗酵母に続く県オリジナルの酵母を開発することといたしました。

引き続き、蔵元との連携を深めながら、県産日本酒のさらなる品質向上に取り組んでまいります。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君） お答えいたします。

気象災害に強い果樹産地づくりににつきましては、近年の被害の発生状況を踏まえ、降ひょうや害虫対策に効果のある多目的防災網の設置、強風や降霜による被害を防ぐための防風ネットや防霜ファンの整備、高温による品質低下を回避するための水源確保などの取組を支援しております。

さらに、災害への事前の備えとして、農業共済組合等関係団体と連携しながら、収入保険や果樹共済への加入を促進し農家経営の安定を図るなど、引き続き技術と経営の両面から気象災害に強い果樹産地の育成に取り組んでまいります。

次に、高温に対応した農作物の生産対策につきましては、水稻や園芸作物において、高温下でも収量や品質を確保できる品種開発を八品目で進めているほか、気象データを用いた病害虫の発生予測システムや高温障害を軽減するための栽培技術等の開発に取り組んでおります。

今後は、衛星データに基づき、高温条件でも水稻の収量、品質を確保する施肥方法や環境制御装置を用いた野菜の生育管理などスマート農業技術を活用し、地域の条件に適した栽培技術の確立と普及を図り、高温下でも安定した農作物の生産ができるよう取り組んでまいります。

次に、県産農林水産物の販路拡大につきましては、流通事業者と連携して安定的な取引を確保し、消費者の購入機会を創出することが重要であることから、生産団体等と共にトップセールスや量販店などでのフェアの開催、バイヤーの産地招聘等により、取扱いの拡大を強く働きかけてまいりました。

さらに、今後は業態ごとに異なるニーズを踏まえた産地視察ツアーの実施や、生産者が取引の機会を得やすい商談会への出展支援、販路開拓員の配置による商談成約に向けたきめ細かなサポートなどによりマッチングの精度を高め、県産農林水産物の一層の販路拡大に取り組んでまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

河川の防災・減災対策につきましては、流域治水の考えの下、流下能力の向上を図る河川改修や堤防を強化する護岸整備などを進めるとともに、住民の避難行動につながる河川監視カメラの増設や市町村と連携した浸水センサーの設置等に取り組んでおります。

さらに、本年四月に排水ポンプ車を配備し、河川の氾濫等による浸水被害の早期解消や市町村の水防活動への支援を強化したところであり、引き続きハード、ソフトが一体となった事前防災対策を推進し、河川の総合的な防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、公共土木工事における熱中症対策につきましては、これまでにファン付作業服等の購入費用を工事費に計上できるよう措置したほか、猛暑の影響を考慮した工期を設定するなど、対策の強化を図っております。

さらに、近年の猛暑により、現場環境が厳しさを増していることから、受注者のより積極的な取組を支援するため、作業員の熱中症リスクの軽減に係る対策費用の上限額を今月から引き上げたところであり、今後とも工事関係者の熱中症対策に取り組んでまいります。

（文化スポーツ局長紺野香里君登壇）

●文化スポーツ局長（紺野香里君） お答えいたします。

第二期の大ゴッホ展開催に向けた取組につきましては、より一層の機運醸成を図るため、ゴッホに関する講演会の回数を増やすほか、ゴッホをモチーフとした絵画コンクールの対象を大学生まで広げるとともに、県内各地で入賞作品の巡回展示を行う予定です。

また、第一期で民間事業者の参画の下行われた各種コラボレーション企画の成果等を踏まえながら、地域の商業、観光業等との連携を深めてまいります。

第二期においても、より多くの方々に充実した鑑賞環境を提供し、福島の魅力を発信できるよう、広報や交通対策なども含め、関係機関と連携して準備を進めてまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

若者の出会いの機会のさらなる創出につきましては、これまで市町村や企業と連携し、合同婚活イベントや若手社員の自然な出会いを促す異業種交流会等を開催してまいりました。

今年度は新たに、出会いから恋愛への進展を応援するため、若者を引きつける会場の設定や演出の下、多くの出会いを可能とする百名規模の大型イベントを県内三か所で開催することとしております。

今後とも、市町村や企業等と緊密に連携し、結婚を希望する若者のニーズ

に沿った出会いの機会を積極的に創出してまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

福島空港国内線の利用促進につきましては、今年度、就航先である札幌、大阪の旅行会社と県内市町村が連携して行う周遊型の旅行商品造成を支援するなど、新たな誘客事業に取り組んでおります。

また、来月には、全国組織である航空乗継利用促進協議会総会が本県で初めて開催され、各県の空港関係者が一堂に会することから、大阪伊丹空港での乗り継ぎ便による本県へのアクセスのよさをPRするほか、県内外の自治体や旅行会社等に対し、教育旅行等の各種支援策を周知するなど、国内線の利用促進に取り組んでまいります。

次に、福島空港国際チャーター便につきましては、本年七月と十月に韓国の航空会社による双方向でのチャーター便が約十三年ぶりに運航されることとなりました。

引き続き、台湾やタイ、ベトナムに設置する現地窓口等を活用した海外プロモーション活動や旅行商品の造成支援などにより、インバウンド誘客を強化するとともに、県内団体等の相互交流を支援し、アウトバウンドの需要喚起も図るなど、国際チャーター便の誘致、運航促進に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

発達障がい等による様々な困難を抱える高校生への支援につきましては、生徒が自らの特性や障がいに向き合い、学習面や生活面の困難を主体的に改善、克服できるよう支援することが大切であることから、県立高校に通級による指導を導入するとともに、作業療法士等の専門的知見を活用しながら教員の指導力を高めることで、生徒の社会的自立に向けた支援を行っていると

ころであります。

引き続き、関係機関との連携を深めながら、県立高校における特別支援教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、公立中学校における休日の運動部活動の地域展開につきましては、学校部活動の教育的意義を継承し、生徒が多様な活動に主体的に親しめる環境整備が重要であります。

このため、地域クラブ活動における豊かで幅広い活動機会の充実に向け、新たに県のガイドラインを策定するとともに、一般社団法人ブカツ・サポート・コンソーシアムとの包括連携協定により市町村の体制整備を支援するなど、生徒が安心して活動できる環境を整えてまいります。

引き続き、文化スポーツ局とも連携し、関係団体に協力を求めながら、市町村が進める地域展開を丁寧支援してまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君） お答えいたします。

生活道路における法定速度の引下げにつきましては、本年九月一日の施行に向け、幹線道路に設置された大型のデジタル掲示板や道路情報板を活用した広報のほか、県警ホームページ、POLICEメールふくしま、SNS等各種メディアを効果的に活用するなど、様々な機会を捉えた周知に努めております。

また、法定速度が三十キロメートルに引き下げられる生活道路を、警察署管内の道路地図を用いて署発行のチラシなどに分かりやすく表示するなど、引き続き広報活動に努めてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、佐久間俊男君の質問を終わります。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明六月二十六日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑並びに休会の件であります。

これをもって、散会いたします。

午後二時四分散会

令和八年六月二十六日（金曜日）

午後一時一分開議

午後二時六分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第二十九号まで

付議議案に対する質疑

三、日程第三 休会の件

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号

までに対する質疑

二、休会の件

出席議員

一	番	金澤拓哉君	二	番	誉田憲孝君
三	番	木村謙一郎君	四	番	矢吹貢一君
五	番	石井信夫君	六	番	佐藤徹哉君
八	番	半沢雄助君	九	番	猪俣明伸君
十	番	山田真太郎君	十一	番	吉田誠君
十三	番	佐々木恵寿君	十四	番	山内長君
十五	番	渡辺康平君	十六	番	鈴木優樹君
十七	番	渡邊哲也君	十八	番	江花圭司君
十九	番	鳥居作弥君	二十	番	真山祐一君

説明のため出席した者 県	二十一番	安田成一君	二十二番	渡部英明君
	二十三番	三村博隆君	二十四番	大橋沙織君
	二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
	二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
	二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
	三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
	三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
	三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
	三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
	四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
	四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
	四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
	四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
	四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
	五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
	五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
	五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
	五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
	五十八番	神山悦子君		

●議長（矢吹貢一君）　ただいま出席議員が定足数に達しております。

教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	公安委員会	労働委員会	監査委員	議会事務局職員
教 育 長	委 員	委 員	委 員	警 察 本 部 長	事 務 局 長	監 査 委 員
鈴 木 竜 次 君	稲 田 雅 子 君	岸 敏 恵 君	高 橋 良 行 君	森 末 治 君	佐 藤 み ゆ き 君	渡 辺 仁 君
白 石 孝 之 君	菅 野 義 君	富 塚 誠 君	後 藤 康 治 君	中 村 大 君	齋 藤 幸 恵 君	

これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第二十九号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。四十番先崎温容君。（拍手）

（四十番先崎温容君登壇）

●四十番（先崎温容君）自由民主党議員会の先崎温容です。本県の誕生より百五十周年となります節目に、代表質問の機会を預かりましたことに心より感謝申し上げます。

東日本大震災と原子力災害から十五年余り、着実な復興・創生の階段を上りながらも、いまだ解決に至らない課題解消に努め、さらに輝きを放つ復興・創生を目指すため、以下質問に入らせていただきます。

初めに、今後の県づくりについてです。

今定例会冒頭、内堀知事より三期十二年間の集大成を踏まえた経緯とさらなる復興・創生に向け、四期目を目指す所信をお聞きました。

この十五年余り、共に真の福島復興・創生を目指して挑戦し、歩み続けてきた同志の一人として内堀知事に期待しています。

本年、福島県政は百五十周年という歴史的節目を迎え、今年度より第三期復興・創生期間がスタートしました。

第二期復興・創生期間の五年間で本県の復興は着実に進んできた一方、依然として多くの困難を抱えており、第三期復興・創生期間においては、いま

だ解決を見ない様々な課題を解決していくため総力を挙げて取り組み、急激に進む人口減少や頻発化、激甚化する自然災害、長引く物価高、さらには中東情勢に伴う影響など、全国的な課題にも同時に対処していかなければなりません。

様々な課題を抱えていますが、私自身は特にこれまでに種をまき育んできた技術など全国へ波及させていくため、あらゆる分野での先端的知見や研究開発の磨き上げ、さらにはそれを担う人材育成と教育の充実、また県民全てが復興・創生の主役として実感していける事業スキームの結びつきや、つながり合わせなどを具現化できる五年間を目指していくべきと考えています。

そこで、知事は今後の県づくりにどのような姿勢で取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、地域未来戦略についてです。

政府は、これまでの地方創生で進めてきた取組に加え、成長分野のクラスター、地域発のクラスターを全国各地に形成し、地方から日本を成長軌道に押し上げていくことを目的に、本年夏を目途に地域未来戦略を取りまとめることとしています。

この中で、都道府県においては地域産業成長プランを策定し、産業クラスターの形成と地場産業の発展、成長を図っていくこととされています。

また、先月発表された東北産業クラスター構想においても、航空宇宙分野において本県の優位性や展望が示されたことも大変重要なことであります。

福島復興・創生の真の姿を目指すためにも、本県における速やかな地域産業成長プランの策定を通じ、地域全体の産業振興を力強く進めていく必要があると考えます。

そこで、知事は地域産業成長プランを策定し、未来の産業づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

続きまして、人口減少対策について、まずは若者の積極的な参画です。

国の統計によると、本県の令和七年の自然動態と社会動態ともに大きな減少となっており、特に若年層の転出超過が厳しい状況にあり、これまでも度々本議場でも取り上げられてきました。

県は昨年度、ふくしま共創チームを立ち上げ、官民連携をはじめ学生を中心とした活動を展開するなど、あらゆる主体による地域づくりに着手しました。

若者の意見を取り入れ、それを県政に反映し、その後若者にフィードバックすることで、若者たちは「私たちの意見が地域づくりにつながる」といった自信や達成感が生み出されていきます。

主権者教育にもつながるこの取組は大変意義深く、重要なものと感じています。

今後若者を選ばれる福島を目指し、より一層地域に活力をもたらすためには、各地域、振興局単位で取り組んできた事業を、その地域の特性を生かしながら、若者が自分の住む地域の魅力や可能性を中高生の段階から知るとともに、自ら考えることができる機会を増やしていくことが重要と考えます。

そこで、人口減少対策は地域ごとに若者が参画する取組が必要だと思いますが、県の考えをお尋ねします。

続いて、企業の魅力ある職場づくりについてです。

人口減少対策を進める上では、地域づくりに加え、誰もが地域社会の担い手として力を発揮できる環境を整えていくことも重要です。

私は、先日さいたま市にあるクリーンセンターを視察する機会があり、就労する六割の方が知的障がい者でしたが、資源ごみの仕分業務などに従事し、それぞれが正社員として活躍し月額十五万円程度を預かり、三十年以上の勤続社員もいました。全国的にも、障がい者雇用の模範となり得る職場である

と感じました。

人口減少が進む中、多様な人材が能力や適性に応じて活躍できる場をつくることは、ますます重要になってきています。

障がいの有無にかかわらず、一人一人が社会の中で役割を持ち、働くことのできる環境づくりを進めるとともに、そうした人材を雇用の面から支えていく視点も必要です。

また、このような多様な人材が活躍できる環境づくりに加え、本県では若者や女性の県外流出が深刻な課題となっています。

若者や女性に選ばれる企業となるためには、魅力ある職場づくりを進めていくことが必要であり、その実現のためには、まず経営者自身の意識改革が欠かせません。

若者や女性が憧れ、働きたいと思える企業を県内に増やしていくためには、制度の整備だけではなく、経営者の意識や職場風土を変えていくことが重要であると考えます。

そこで、若者や女性の県内就職促進に向け、企業の魅力ある職場づくりにどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねします。

次に、市町村の広域連携についてです。

急速な人口減少に伴い、市町村においてもあらゆる分野での人材確保が大きな課題となっている中、特に小規模な自治体では、将来的に基本的な行政サービスを維持することが難しくなることが想定されています。

近年は、ICTや生成AIなどを導入しながら事務負担の軽減により効率化が図られてきていますが、マンパワー不足は深刻な状況でもあります。

今後において、市町村が持続可能な形で住民生活を支えていくためには、例えば上水道事業、消防組合業務、一般廃棄物処理業務など、さらなる事務の共同化や広域化など広域連携の取組を一層進めることが必要であります。

そのためには、県が広域自治体として市町村に対して適切な助言や調整などの支援を行い、市町村における広域連携がより円滑に進むよう取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで、県は市町村における広域連携の取組をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、AIの活用推進についてです。

AIは、専門知識がなくても会話形式で利用できるため、メールの作成や資料のたたき台づくり、文章の要約などを短時間に行うことができ、大変利便性の高いツールでもあります。

民間においては、人手不足などの背景もある中で、AIを活用する企業や団体も増えてきています。

県においても、職員の業務負担を減らしながら効果的な施策展開につなげていくためには、セキュリティに配慮しながらAIを積極的に活用していくことが重要と考えます。

そこで、県は業務におけるAIの活用にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、県民の安全・安心の確保についてです。

昨年七月、カムチャツカ半島付近で発生した巨大地震により、本県でも津波警報が発表され、多くの方々が避難されました。

また、北海道・三陸沖後発地震注意情報が昨年十二月と本年四月に相次ぎ発表されたところでもあります。

今後、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生も懸念され、一たび津波災害が発生すると甚大な被害をもたらすことから、津波からの迅速な避難に向け、関係機関が連携し、対応していく必要があると考えます。

そこで、県は津波発生時の防災対応にどのように取り組んでいくのかお尋

ねします。

続いて、熊対策についてです。

熊対策を実効性のあるものとするためには、農作物被害の防止や森林環境の整備、専門的な調査や分析など、産学官連携で取り組むことが重要です。

そして、こうした取組の中核を担い、その実効性を支えるのが捕獲や対策への指導助言を行う専門人材であります。

しかしながら、専門性を有する職員は限られ、捕獲の担い手も高齢化が進んでいます。

いかに対策が優れていても、これを支える人材がいなければ、その実効性は確保できません。

そこで、県は熊対策を担う専門人材の確保・育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、インフラ安全確保についてです。

昨年、埼玉県八潮市で起きた下水道管路の破損による道路陥没事故は、約一年三か月にわたり道路の通行が規制されるなど、地域住民の生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。

道路陥没は、路面下の下水道管路だけではなく、道路を横断する暗渠等の地下埋設物の破損などにより、地中が空洞化することによって発生しています。

一たび発生すれば、重大事故につながるものであることから、道路の陥没を防ぐため、路面下の空洞を把握することが重要であると考えます。

そこで、県は県管理道路における路面下の空洞調査にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

続いて、地域医療の充実についてです。

地域の医療提供体制を将来にわたり安定的に維持していくためには、その

支え手となる医師の養成・確保はもとより、偏在の是正が全国的な課題となっています。

厚生労働省は、令和六年十二月に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を公表し、現在様々な取組が進められているところですが、県においても、修学資金の貸与や県立医科大学と連携した研修プログラムの充実化などにより県内の医師数は増加傾向にあるものの、今後は医師の偏在是正に向けた対策をより強化する必要があると考えます。

そこで、県は地域医療を支える医師の偏在対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、県民の健康づくりについてです。

少子高齢化や人口減少が一層進行する中で、県民が健やかで生き生きと暮らし続けるためには、若い世代を含め、現役世代における生活習慣の改善に向けた取組が重要です。

私も年に数回、地元にてシニア向けの健康サロン事業を開催していますが、その中で分かってきたことがあります。

参加者は女性の方が集まりやすく、そこにはおいしいもの、美容に関するもの、そして若い男性のトレーナーがいることで盛り上がります。

そして、女性が元気になる、家庭で旦那さんが引っぱられていくこととなり、地域の活力につながっていきます。

すなわち女性に喜ばれる健康づくりや美容など、その年代のニーズに絡めた事業提供が重要と感じています。

こうした中、県では食事や運動に関する取組を進めており、ふくしま健民アプリが今年三月にリニューアルされました。

今後は利用促進に向け、女性や若者をはじめ幅広い世代に親しまれる取組へ充実させ、自らの健康に関心を持ち、日常生活の中で主体的に健康づくり

に取り組める環境づくりを進めていくことが必要であると考えます。

そこで、知事は健康長寿ふくしまの実現に向け、県民の健康づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、自殺対策についてです。

先日発表された人口動態統計によると、令和七年の本県の自殺者数は三百三十五人で、前年より二名減少したものの、人口十万人に対する比率は一九・七となっていて、比率は前年の全国ワースト四位から三位になるなど、自殺対策は喫緊の課題であります。

自殺対策においては、特に支援の声を上げにくい方を把握し、適切な支援につなぐことが求められますが、そのためには行政による取組だけではなく、福島いのちの電話など民間団体との連携が重要であると考えます。

自殺対策において重要な役割を担っているこれら民間団体について、物価高騰における事業予算の逼迫による活動の縮小を防ぐ観点からも、現行の財政支援に加え、周知、広報などの面における支援をさらに強化することが本県の自殺率の低下と県民の幸福度の向上に寄与するのではないのでしょうか。

また、連絡協議会の構成においては、メディア関係者にも積極的に協議会メンバーとして参画いただくなど、社会全体に向けて広く呼びかけることで、より社会的な醸成を図ることにつながると考えます。

声を上げにくい方、姿が見えにくい方に手を差し伸べることができる「じしゼロの さきわいつむぐ ふくしまへ」の実現を目指すため、さらに支援を強化すべきと考えます。

そこで、県は民間団体と連携した自殺対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、県内事業者への支援についてです。

中東情勢による原油、石油関連商品の高騰や供給の不安定化は様々な分野

に大きな影響を与えており、事業者が原料の仕入れ等で深刻な状況に直面しています。

こうした問題は、事業者が自助努力のみで乗り切れるものではなく、国や県による情報提供の強化や積極的な支援によって解決を目指す必要があると考えます。

そこで、県は中東情勢による原油、石油関連製品に係る流通の影響を踏まえ、県内事業者への支援にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、航空宇宙関連産業の振興についてです。

航空宇宙関連産業は、福島イノベ構想の六つの重点分野の一つに掲げられています。

本県には、この分野に関連した資格や技術を有する企業が多数存在し、新規進出企業の集積も進み、ハイテクプラザによる技術支援体制も後押しし、復興における新たな可能性を感じているところです。

五月に実施しました自民党議員会の移動政調会においては、南相馬市からも全国的にニーズが急上昇している案件、衛星やロケットなどの実証フィールドの設置、関連人材の育成や確保など、関係分野の推進に大きな期待が示されたところであり、今後は関連技術の実証も含め、地域全体で有機的に連携しながら、さらなる発展につなげていくことが重要と考えます。

そこで、県は航空宇宙関連産業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

続いて、ハイテクプラザの機能強化についてです。

ハイテクプラザは、航空宇宙関連産業も含め、県内企業のものづくりにおいては年間数千件を超える相談対応や依頼試験等の支援を行っており、本県工業の振興に欠かせない存在です。

県内企業が新たな技術を生み出し、地域産業の持続的な発展につなげてい

くためには、技術支援の中核を担うハイテクプラザの機能をより一層強化していくことが重要であると考えます。

各種研究開発に係る資機材においては、高額な予算を確保していかなければいけない現況はありますが、そのコスト以上に将来的な県内事業者の発展、最先端知見の研究開発の推進により、本県の復興・創生のための強力な後押しとなる投資的効果が大きいとの展望の下、ハイテクプラザの実効的な機能強化をさらに推進すべきと考えます。

そこで、県はハイテクプラザの機能強化に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、観光の振興についてです。

台湾と本県との関係において、須賀川市ゆかりの偉人である後藤新平は、戦中、戦後を含めて台湾を救った英雄と称される一人であり、台湾近代化の父として現在でも多くの台湾の方々に尊敬されています。

こうした歴史的なつながりは、本県ならではの貴重な観光資源であり、台湾の方々の関心を高める大きな可能性を有しています。

近年、台湾人旅行者による写真投稿やSNSでの発信が注目を集めており、本県へのさらなる誘客につなげるためには、台湾人旅行者の視点に立った効果的な情報発信が重要であり、日本の五分の一の人口である台湾の方々が、実際のところ東アジアにおけるSNS情報源の発信元、プラットフォームになっ

てきています。周辺諸国のトレンドは台湾が大きな潮流を生み出し、実際に日本もその影響を受けています。

昨今の観光トレンドは逆輸入の現象が起きており、台湾人旅行者が日本観光においてSNSで注目したことで、その後に日本人が後追いする流れが多く見られています。

そういったことから、親日国である台湾の方々に、さらに素晴らしい本県の魅力を伝えていくことが求められます。

そこで、県は台湾からのインバウンド誘客にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

続いて、福島県政百五十周年についてです。

本県は、明治九年八月二十一日に旧福島県、磐前県、若松県の三県が合併し、現在の福島県が誕生してから今年で県政百五十周年という大きな節目を迎えます。

我々がこの歴史的な節目に立ち会えることを大変意義深く感じており、先人の歩みを振り返り、その成果を次の時代へつないでいく重要な契機になるものと確信しています。

県は、新たな時代の福島県を創造していくため、県政百五十周年記念事業を進めています。

このため、県民の幅広い参加を促し、福島への誇りと挑戦の機運を県民総ぐるみで広げていくことが必要であると考えます。

そこで、県は県政百五十周年記念事業にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、農業振興についてです。

五月十三、十四日に発生した降ひょうは、桃などの果樹を中心に県内八市町村で被害面積百七十六ヘクタール、被害額六億五千万円と甚大な災害となりました。

近年頻発化する自然災害に備えるためには、農家は共済や収入保険に加入し、経営のリスク管理に努めることが重要ですが、今回の降ひょうのように大きな被害が発生した場合、本年産だけではなく来年以降の生産や農家の経営に大きな影響が及ばないよう、さらには昨今の原材料費の高騰、原油高ス

ライドなども踏まえた上で、県が確実に支援することが重要であると考えます。

そこで、県はひょう害を受けた農家をどのように支援していくのかお尋ねします。

続いて、林業振興についてです。

本県の杉などの人工林の多くが利用期を迎える一方、人口減少により新築木造住宅は減少傾向にある中、新たな需要を創出し、循環利用の可能な木材を有効に活用していくことが重要です。

県では、林業アカデミーふくしまを活用して林業技術者等の育成を図っていますが、さらにFSC国際認証制度の推進など、森林の価値を世界的基準に引き上げていくことで森林で働く人に夢を与え、人材育成や木材需要への好循環が生まれると考えます。

中東情勢の影響による石油由来製品の供給不足等は、様々な分野に影響を及ぼしていますが、再生可能な資源である木材の需要を拡大する好機とも言えます。

ここで、木質由来の新たな可能性を生み出してきた、その事例を紹介したいと思います。

県内を中心に活動している一般社団法人モクティ倶楽部という団体があります。私もここ五年以上にわたり、新たな開発品などを確認してきました。

木材から抽出されるセルロースにより、環境配慮型並びに次代に求められるグローバルスタンダードの製品化の開発を手がけ、石油由来のプラスチックではなく、セルロースでのプラスチックや断熱材が誕生しています。

CO₂ストックされた製品は、大手の一流企業が待ち焦がれている分野でもあります。ゼロエミッション社会の実現に向けても大きく寄与できる分野となっていくことでしょう。

原子力災害からの復興・創生におけるふくしま森林再生事業なども進行中ではありますが、遠くない将来に向けて、森林の価値が大転換していくことも見据えていくべきと考えます。

そこで、県は県産材の需要拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、社会資本の整備についてです。

今年三月、東日本大震災で被災した二千か所以上の公共土木施設が全て復旧が完了したほか、ふくしま復興再生道路の国道二百八十八号船引バイパスや小名浜道路が開通するなど、復旧・復興事業は着実に進んできています。

一方で、今もなお多くの方々が避難生活を続けておられるなど、本県の復興再生はいまだ途上であり、県が三月に変更した福島復興再生計画においては、道路をはじめとする社会資本の整備に引き続き取り組むこととされており、この計画の下、避難地域の日も早い復興再生に向け、基盤となる社会資本の整備を推進していく必要があると考えます。

そこで、県は第三期復興・創生期間において、避難地域の社会資本の整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、教育行政についてです。

変化が激しく不確実性が高いこれからの社会を生きる子供たちに対しては、それぞれの人生を自ら切り開く力を育成することが重要です。

このことは、学校教育だけでは実現が困難であり、保護者はもとより地域社会や地元企業も一体となって取り組む必要があると考えます。

その上で、学校教育においては児童生徒が自ら課題を見つけ、主体的に判断できる探究的な学びを充実させ、地域とのさらなる連携を進めていくことも重要であると考えます。

そこで、県教育委員会は児童生徒の探究的な学びの推進に向け、どのよう

に取り組んでいくのかお尋ねします。

続いて、公私教育の連携についてです。

少子化の進行による公立高校の再編整備が進む中、生まれ育った地域によって教育環境に差があつてはなりません。

例えば石川郡では、県立石川高校も私立の学法石川高校も互いのよさを生かしながら共存し、地元石川郡はもとより、県外からの子供たちの受皿になつていて、多くの若者が石川郡をはじめ県内に残ることにつながっています。

このことから、公立と私立それぞれの高等学校においては、公私の垣根を越えて子供たちをたくましく育てるために両者の知見、アイデアや教育スキームを共有しながら、いいとこ取りの連携が重要であり、特に公私の若い先生同士での様々なテーマに沿った意見交換の機会を増やしていくなど、交流活性化をしていくべきと考えます。

そこで、生徒が学ぶ環境を充実させるため、県立高等学校と私立高等学校が連携していくべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

最後の項目となりますが、警察行政についてです。

近年、気候変動による水害や土砂崩れなどの被害は激甚化、頻発化の傾向にあり、全国各地で発生しています。

梅雨に入り、現在も台風が進行中ですが、線状降水帯発生などによる大規模災害が懸念されるところであります。

災害はいつ発生するか分からず、特に出水期においては危険度が増加することから、災害に備えた訓練や各種資機材等の充実など、県民の生命、財産を守るため、万全の体制を整えることが重要と考えます。

そこで、出水期における災害警備の取組について、県警察にお尋ねします。

結びに、県政百五十周年を迎え、東日本大震災と原子力災害よりこれまでに十五年余、果敢に挑戦をし続けてきたふくしま復興・創生の意義を改めて県

民一丸となって強く心に刻み、福島から生み出される様々な知見、研究、開発や事業スキームなどが国全体への寄与と世界への貢献につながることを目指すべきとの思いを述べ、代表質問といたします。御清聴いただき誠にありがとうございます。(拍手)

●議長(矢吹貢一君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 先崎議員の御質問にお答えいたします。

今後の県づくりについてであります。

福島県知事として三期目の県政運営に着手してから、三年半余りが経過しました。

この間、避難地域では特定復興再生拠点区域において避難指示が全て解除されたほか、県全体では農業産出額や観光客入り込み数が震災前を上回り、県産農産物の輸出货量が過去最多となるなど、これまでの挑戦の成果が目に見える形となって現れてきております。

一方、避難地域の復興再生は途上にあり、廃炉と汚染水・処理水対策、根強く残る風評への対応に加え、急速に進む風化を抑制しながら、今後も中長期にわたって復興の取組を進めていく必要があります。

また、若者、女性の県外転出や出生数の減少等により、本県の人口減少は極めて厳しい状況にあり、市町村や企業、関係機関等との連携を一層強化しながら、あらゆる対策を粘り強く進めていかなければなりません。

こうした危機的状況に対し、県民一丸となって立ち向かうための羅針盤となるもの、それが県民の皆さんと共につくり上げた福島県総合計画であります。

「はじめる」から「実現する」へ。

総合計画に描いた本県の将来像を着実に実現していくため、私はこれから

も挑戦を絶えず「シンカ」させながら、福島に思いを寄せてくださる全ての方々と連携・共創し、若者が将来に夢と希望を持ち、県民誰もが豊かさ幸せを実感できる県づくりに向け、全身全霊で挑戦を続けてまいります。

次に、地域産業成長プランについてであります。

現在、政府では急速に進む人口減少に対する強い危機感の下、地方に活力を取り戻すことを目的として地域未来戦略の策定が進められています。

本県においても急激な人口減少が続いており、特に進学、就職期での県外転出が課題となっていることから、若者に選ばれる魅力ある産業づくりが重要であります。

このため、地域産業成長プランを策定し、未来を開く成長産業の育成と地域資源を生かした地場産業の振興を両輪で進め、産業基盤の強靱化や新たな雇用の創出に取り組んでまいります。

このうち成長産業については、本県の強みである医療機器分野、航空宇宙分野、ロボット・ドローン分野、エネルギー・環境・リサイクル分野、輸送用機械分野の五つの産業集積を進めるとともに、中小企業等の技術力向上や産業人材の育成支援に取り組んでまいります。

また、地域経済を支える地場産業については、豊かな農産物や日本酒をはじめとした県産品、温泉地など、本県が誇る地域資源のブランド化と付加価値の向上を目指し、新商品の開発や販路拡大を支援するとともに、国内外に向けた情報発信を強化してまいります。

今後とも、若者をはじめとする多くの方々に「福島で働きたい、福島に住みたい」と思っていただけよう、こうした取組を戦略的に進め、福島ならではの魅力ある産業づくりに全力で取り組んでまいります。

次に、企業の魅力ある職場づくりについてであります。

若者や女性の県外転出等により人材の確保が喫緊の課題となっている本県

においては、県内企業が若者や女性に選ばれるための魅力ある職場づくりが不可欠であります。

今日二日に開催した「感動！ふくしま」トップセミナーでは、「働きやすい職場づくりに取り組む企業が評価され、選ばれる時代になっている」といった意見や、実際に入社した社員から「働き方改革をしていることが決めた手になったとの声が寄せられている」という事例が紹介されました。

私は、人手不足の解消と県内への人材定着を図るためには、若者や女性の声に丁寧な耳を傾け、女性活躍や男性の育休取得の促進、健康経営等の取組を一体的に進めていくことが重要であるという認識をさらに強くいたしました。

セミナーでは、働き方改革を一層加速するため、本県が「日本一、攻めの働き方改革が進む県」となるよう宣言を行い、経営者や市町村長等の皆さんと決意を共有しました。

今後はこの宣言の具現化に向け、専門家による伴走支援等も通じて誰もが意見を発信し挑戦できる職場づくりを後押しするなど、引き続き企業や関係団体と連携しながら、若者や女性に選ばれる魅力ある職場づくりを推進し、県内就職と本県への定着・還流の促進に取り組んでまいります。

次に、県民の健康づくりにつきましては、誰もが健やかに生き生きと活躍できる健康長寿ふくしまを実現するため、市町村や企業、関係機関との連携により、県民参加型イベントの実施やおいしく減塩できる食環境づくりの推進など、様々な施策を展開してまいりました。

その結果、最新の国の調査において運動習慣の改善や食塩摂取量の減少など、県民の皆さんの取組の成果が現れており、この傾向を加速するためには、より多くの皆さんが健康課題を自分事として捉え、生活習慣の改善にさらなる一歩を踏み出すことが重要であります。

このため、幅広い世代の健康づくりを後押しする観点から、今年度は新たに女性や若者など、ターゲットに応じたSNSでの広報や県民の皆さんが自らの取組を投稿できるキャンペーンを実施し、健康意識の向上を図ってまいります。

また、手軽に効率的に健康づくりに取り組んでいただくことができるよう、本年三月に公開したふくしま健民アプリにおいては、AIによる食事内容へのアドバイスや年代、興味関心等に応じた健康情報の発信に加え、市町村独自のポイント付与機能を組み合わせたところであります。

引き続き、食と運動の両面から、楽しみながら自然に健康になれる環境整備を推進し、オール福島で健康長寿ふくしまの実現に向け、着実に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

市町村における広域連携につきましては、今年度から新たに各地方振興局における広域連携支援の取組を拡充し、インフラの維持管理や野生鳥獣対策などの地域に共通する課題に関して、先進事例の調査や研修会を開催するなど、市町村間の広域連携に資する事業を実施しているところであります。

現在、国の地方制度調査会において市町村が担う事務に関して、市町村間の連携や国、都道府県との役割分担の議論が行われており、県といたしましてはこうした動向も注視しつつ、引き続き市町村の主体性を尊重しながら、広域連携の取組を丁寧支援してまいります。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君）お答えいたします。

津波発生時の防災対応につきましては、被害を最小限に抑えるため、迅速な情報集約と関係機関が一体となった初動対応が重要であることから、これまで沿岸自治体との訓練等を通じ、情報伝達や避難誘導等の連携強化に努めてきたところであります。

また、今年度は新たに津波が発生した際、沿岸地域の浸水開始時刻やその範囲等に加え、浸水により想定される建物被害などを予測するシステムを導入することで初動対応の強化に取り組むこととしております。

今後も関係機関と連携した防災行動計画や実効性の高い訓練等を通じ、津波発生時の防災対応の強化に取り組んでまいります。

（企画調整部長市村尊広君登壇）

●企画調整部長（市村尊広君） 答えいたします。

人口減少対策につきましては、地域の実情を踏まえ、若者の視点を大切にしながら各地域の魅力や強みを生かした取組を進めることが重要であります。

このため、今年度は地方振興局が実施する人口減少対策加速化事業において、大学生と先輩社会人との交流事業、高校生を対象とした出前講座や企業見学、若者たちの企画を事業化する取組など、引き続き地域の若者と協働して産学官連携を進めることにより、地域ごとの人口減少対策に着実に取り組んでまいります。

次に、業務におけるＡＩの活用につきましては、職員の負担軽減と業務の効率化を進める上で重要な取組と考えており、昨年度は試行的に延べ約百名の職員に対してＡＩのアカウントを付与し、情報検索や文章要約等の業務において一定の効率化が図られたところであります。

このため、来月一日からアカウントの付与対象を全職員に拡大し、業務の効率化の状況をよりの確に把握しながら、本格導入に向けて効果検証を進めることとしており、引き続き情報セキュリティに十分配慮するとともに、

習熟度に応じた研修を実施しながら業務におけるＡＩの活用に積極的に取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） 答えいたします。

熊対策を担う専門人材の確保・育成につきましては、専門的な知識を有し、市町村等と連携して対策を進める人材の確保と育成が重要であると認識しております。

このため今年度は、現地対応の支援や関係団体との調整等に向けて職員を新たに雇用したほか、先月、専門家や市町村等を構成員とする検討会を設置し、専門人材の確保と育成に向けた実効性のある施策の検討を開始したところであります。

引き続き、検討会の議論等を踏まえながら、関係団体等と連携して熊対策を担う体制の強化に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） 答えいたします。

地域医療を支える医師の偏在対策につきましては、これまで県立医科大学に設置した地域医療支援教員枠を通じた医師派遣や診療所の承継、開業支援などに取り組んでまいりました。

今後は、地域の医療機関における勤務環境の改善を図るほか、新たに民間医療機関同士が行う診療応援を支援の対象とするなど、医師が不足する地域での従事者確保を促進することとしております。

引き続き、地域の医療提供体制の充実に向け、医療ニーズを踏まえながら医師偏在対策をより一層進めてまいります。

次に、民間団体と連携した自殺対策につきましては、孤独や不安を抱え生きづらさを感じている方々に寄り添い、安心して相談できる場を提供してい

る民間団体の活動が必要不可欠と認識しております。

今後も、相談員の資質向上のための研修の実施や電話相談、サロンの開催等への支援を継続するとともに、これまで以上にSNSやテレビ等を活用した広報を拡充させ、必要な方がいつでも悩みを相談でき、一人で抱え込むことがないように、引き続き民間団体と連携し、きめ細かな自殺対策に取り組んでまいります。

（商工労働部長菅野 崇君登壇）

●商工労働部長（菅野 崇君） お答えいたします。

県内事業者への支援につきましては、これまで経営支援プラザ等で企業からの相談を受け付けるほか、企業を訪問するなど、現状や課題の把握に努めるとともに、燃料油や石油関連製品の流通に関し、相談窓口等を案内するポータルサイトを運用しております。

また、国に対して石油関連製品の安定的な供給や丁寧な情報発信等を求めたほか、県独自にLPガスや特別高圧電力の料金負担軽減に取り組む考えであり、引き続き関係機関と連携を密にし、事業者の声を丁寧に伺いながら、適時適切に対応してまいります。

次に、航空宇宙関連産業の振興につきましては、高度な技術力を有する企業が数多く立地する本県において、産業の復興と地方創生を加速する上で重要であり、これまで実用化開発支援や実証に向けた技術指導、技術交流会の開催や取引拡大の促進などに取り組んできたところであります。

航空宇宙関連分野は裾野が広いことから、東北経済連合会主催のわきたつ東北戦略会議において、今年度から本県がリーダーとして関係自治体との連携を進めるほか、産学官金の多様な主体から構成される協議会を新たに設立することとしており、今後とも関係機関との連携を一層深めながら、航空宇宙関連産業の振興に取り組んでまいります。

次に、ハイテクプラザの機能強化につきましては、県内ものづくり企業の技術力を高める上で重要であり、技術相談体制の充実や成長産業への参入を後押しする高度な機器の導入などに取り組んできたところであります。

今後は、今年度で終期を迎えるハイテクプラザ中期ビジョンを新たに策定し、多様な技術の急速な進歩を踏まえ、将来の目指す姿、基本理念を示すとともに、企業目線に立った技術支援や研究開発、人材育成のさらなる充実を図るなど、成長産業においても企業を先導できるようハイテクプラザの機能強化に取り組んでまいります。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君） お答えいたします。

ひょう害を受けた農家の支援につきましては、病害虫防除等、収穫までの技術指導はもとより、肥料等の購入費用や果樹の摘果などの追加的に必要となる管理作業の掛かり増し経費を支援するほか、頻発する自然災害への備えとして、被災農家が今年度新たに収入保険に加入する際に負担する保険料の補助を拡充してまいります。

さらに、被害を受けた果実の販売を促進するため、トップセールス等によるPRや生産者団体が直売所で行う販売フェアの実施を支援するなど、関係機関、団体と連携しながら、農家が安心して営農を継続できるよう取り組んでまいります。

次に、県産材の需要拡大につきましては、ふくしま県産材利用推進方針に基づき、県有施設の木造、木質化に取り組んでいるほか、民間施設における県産材の利用を進めるため、品質や性能が明確なJAS材の認証取得を支援するとともに、昨年八月に福島県建築士会と協定を締結し、県内の中高層建築物などへの利用促進に取り組んでいるところです。

また、新たな需要の創出に向け、耐火性能に優れた木材製品や環境に優し

い木質系の素材を用いた製品の開発を支援するなど、引き続き木材加工業者等と連携を図りながら、県産材の需要拡大に取り組んでまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

路面下の空洞調査につきましては、道路の陥没を未然に防止するため、埋設された管路等の状況を把握し適切に管理していくことが重要であることから、県内の各道路管理者や下水道管路等を管理する占有者で構成する連絡会議を昨年四月に設立し、定期的に相互の調査及び点検結果等を共有しているところであります。

今年度は新たに、地中レーダーを搭載した自動車による空洞調査を、緊急輸送道路を優先して実施することとしており、引き続き関係機関と緊密に連携し、道路利用者の安全確保に取り組んでまいります。

次に、第三期復興・創生期間における避難地域の社会資本の整備につきましては、避難者の帰還や産業、なりわいの再生等、復興の進展に伴い新たに顕在化した課題や地域のニーズに的確に対応していく必要があると認識しております。

このため、避難指示解除により通行が可能となった国道三百九十九号など、広域的な連携・交流を支援する道路の整備や復興まちづくりに合わせた請戸川水系の河川改修、さらに特定帰還居住区域の人家等を土砂災害から守る砂防施設の整備に新たに着手するなど、避難地域の復興の進展を踏まえた社会資本の整備に重点的に取り組んでまいります。

（文化スポーツ局長紺野香里君登壇）

●文化スポーツ局長（紺野香里君） お答えいたします。

県政百五十周年記念事業につきましては、特別企画である大ゴッホ展やふくしまDCの開催に加え、事業の趣旨に賛同いただいた市町村や企業等の協

力の下、記念ロゴマークを使用した企画商品の販売や記念イベントの開催など、年間を通して官民合わせて百を超える事業の実施を予定しております。

また、現在県において、未来に残したい本県の自然や文化、食、日常の一コマなどをその思いとともにフォトメッセージとして広く募集しているところであり、今後八月に開催される記念式典なども通して、先人が守り、育ててきた「ふくしまプライド。」を次世代につないでいけるよう、取組を進めてまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

台湾からのインバウンド誘客につきましては、福島空港台湾便の効果もあり、昨年の県内宿泊者数は約十八万六千人泊を超えるなど、順調に増加しております。

こうした状況を踏まえ、来月には台北及び台中で過去最大規模の観光商談会を開催するとともに、九月には台北において、昨年好評を得た県主催の観光物産イベントを実施するなど誘客促進に取り組んでまいります。

また、在日台湾人インフルエンサー等を活用し、台湾人旅行者に人気のサイクリングやトレッキング、歴史や文化などの情報を効果的に発信し、さらなる誘客につなげてまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

児童生徒の探究的な学びの推進につきましては、学校関係者及び地域における多様な主体が地域の文化や産業、課題などに対する理解を深めるとともに、児童生徒がより主体的に学べる環境を地域と学校が一体となつてつくることが重要であります。

このため、来月、小中学校教員と企業等との交流を中心とした新たなイベ

ントを開催し、探究に関する理解の醸成を図るとともに、九月には高校生による探究エキスポを開催するなど、福島ならではの探究的な学びの推進に取り組んでまいります。

次に、私立高等学校との連携につきましては、私立高校が掲げる教育方針を尊重しながら、本県の高等学校教育の充実発展を図る上で必要な取組であると考えております。

このため、生徒が国際的な視点を持って海外で探究活動を行う事業や、教員の教科指導力向上に資する研修会等への参加を私立高校にも呼びかけるなどの取組を行っております。

さらに、今年度開催する探究エキスポへの参画を促すことにより、公立と私立の垣根を越えた生徒同士、教員同士の交流を推進し、地域に貢献する人材を共に育成するなど、学びの環境の充実を図ってまいります。

（警察本部長森末 治君登壇）

●警察本部長（森末 治君）お答えをいたします。

出水期における災害警備の取組につきましては、平素から危険箇所の実態把握、警備体制の早期確立、自治体との連携の強化について、全所属に対し指示しております。

具体的には、水害発生時に備え、機動隊等の救出救助部隊や全署の警備部隊を対象とした水難救助訓練を実施するとともに、警察本部においても災害警備本部のオペレーション訓練を実施するなど、起こり得る有事に備え、災害対処能力の向上を図っております。

引き続き、災害発生の危険性がある場合には早期に災害警備本部体制を確立するとともに、災害現場における確な部隊運用を行うことで県民の安心・安全の確保に努めてまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもって、先崎温容君の質問を終わります。

●休会の件

●議長（矢吹貢一君）次に、日程第三、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。六月二十九日は、議事都合のため休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、六月二十九日は議事都合のため休会とすることに決しました。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明六月二十七日及び二十八日は県の休日のため休会、二十九日は議事都合のため休会、三十日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑であります。

これをもって、散会いたします。

午後二時六分散会

令和八年六月三十日（火曜日）

午後一時一分開議

午後四時二十八分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第二十九号まで

付議議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号

までに対する質疑

出席議員

一	番	金澤拓哉君	二	番	菅田憲孝君
三	番	木村謙一郎君	四	番	矢吹貢一君
五	番	石井信夫君	六	番	佐藤徹哉君
八	番	半沢雄助君	九	番	猪俣明伸君
十	番	山田真太郎君	十一	番	吉田誠君
十三	番	佐々木恵寿君	十四	番	山内長君
十五	番	渡辺康平君	十六	番	鈴木優樹君
十七	番	渡邊哲也君	十八	番	江花圭司君
十九	番	鳥居作弥君	二十	番	真山祐一君
二十一	番	安田成一君	二十二	番	渡部英明君
二十三	番	三村博隆君	二十四	番	大橋沙織君

二十五番	水野透君	二十六番	山口信雄君
二十七番	佐藤郁雄君	二十八番	佐藤義憲君
二十九番	佐々木彰君	三十番	高宮光敏君
三十一番	水野さちこ君	三十二番	伊藤達也君
三十三番	荒秀一君	三十四番	橋本徹君
三十五番	大場秀樹君	三十六番	宮本しづえ君
三十八番	山田平四郎君	三十九番	佐藤政隆君
四十番	先崎温容君	四十一番	鈴木智君
四十二番	佐藤雅裕君	四十三番	安部泰男君
四十四番	三瓶正栄君	四十五番	佐久間俊男君
四十六番	高野光二君	四十七番	古市三久君
四十八番	宮川えみ子君	四十九番	長尾トモ子君
五十番	満山喜一君	五十一番	渡辺義信君
五十二番	太田光秋君	五十三番	佐藤憲保君
五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君		
説明のため出席した者			
県			
知事	内堀雅雄君	副知事	鈴木正晃君
副知事	佐藤宏隆君	副知事	佐藤宏隆君
総務部長	國分守君	危機管理部長	細川了君
企画調整部長	市村尊広君		

教 育 長	教育委員会		病 院 局	企 業 局	総 務 部		観 光 交 流 局	商 工 労 働 部	こ ど も 未 来 局	保 健 福 祉 部	文 化 ス ポ ー ツ 局	企 画 調 整 部	避 難 地 域 復 興 局	企 画 調 整 部	原 子 力 損 害 対 策 担 当 理 事 (兼)	風 評 ・ 風 化 戦 略 担 当 理 事	出 納 局 長 (兼)	会 計 管 理 者	土 木 部 長	農 林 水 産 部 長	商 工 労 働 部 長	保 健 福 祉 部 長	生 活 環 境 部 長
	鈴 木 竜 次 君	阿 部 俊 彦 君	挾 間 章 博 君	安 藤 靖 雄 君	成 井 祥 君	佐 藤 讓 君	藤 城 良 教 君	菅 野 寿 井 君	菅 野 香 里 君	紺 野 香 里 君	佐 藤 安 彦 君	半 澤 浩 司 君	半 澤 浩 司 君	岸 孝 志 君	岸 孝 志 君	矢 澤 敏 幸 君	小 貫 薫 君	菅 野 崇 君	菅 野 俊 彦 君	菅 野 俊 彦 君	菅 野 俊 彦 君	菅 野 俊 彦 君	菅 野 俊 彦 君

選挙管理委員会		委 員	菅 野 浩 司 君
人事委員会		委 員	千 葉 悦 子 君
公安委員会		委 員	江 尻 陽 子 君
労働委員会		警 察 本 部 長	森 末 治 君
監査委員		事 務 局 長	佐 藤 み ゆ き 君
議会事務局職員		監 査 委 員	渡 辺 仁 君
		事 務 局 長	白 石 孝 之 君
		事 務 局 次 長	金 澤 泉 君
		総 務 課 長	菅 野 義 君
		議 事 課 長	富 塚 誠 君
		政 務 調 査 課 長	後 藤 康 治 君
		議 事 課 課 長 補 佐	秋 山 邦 之 君
		議 事 課 主 任 査 査	中 村 大 君
		議 事 課 主 任 査 査 兼 委 員 会 係 長	齋 藤 幸 恵 君

午後一時一分開議

●議長（矢吹貢一君） ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第二十九号までに対する質疑

●議長（矢吹貢一君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。
通告により発言を許します。二十五番水野透君。（拍手）

（二十五番水野 透君登壇）

●二十五番（水野 透君） 自由民主党議員会会の水野透です。通告により一般質問を行います。

これまで一般質問において、アズ・スーン・アズの話や、整体院で電気マッサージ器のリモコンの強さを最大にしたところ、隣の人がびりびりしていた話、さらには寿司店で外国人の方が「ハウマツチ？」と尋ねているのを「ハマチではないですよ、マグロですよ」と聞き間違えた話など、体験談を交えながら質問してまいりました。質問の趣旨をより分かりやすく、効果的に執行部へお伝えするための手段であります。寛大にお受け止めください。

本日も若干不安があり、言わば一般質問イップスの状態ではありますが、よろしく願います。

さて、五月五日に五十九歳の誕生日を迎えました。こどもの日に生まれた私もすっかり大人になりました。人生はここからが本番であり、後半戦行こうという気概であります。

とあるハンバーガーチェーンのCMで、漫才師の渡辺銀次さんが「豊かさとは持っているものの多さではない。無駄に使った時間の多さです」と語っていました。過去に無駄だったと思える時間も、人生の中では静かに輝いて

います。

そして、経験が後になって思いがけず役に立つこともあります。人生とはどれだけ伏線を回収できるか、その積み重ねが豊かさなのかもしれません。

最近、スマートフォンで見たくない情報が出てくるとスワイプ、スワイプ、次へ次へと進みます。何かに行き詰まったときにはあえて立ち止まり、自分自身を見詰め直す時間が必要です。

時にはスワイプ、スワイプ、現実をスワイプして気分を切り替えることも人生を前進させるためには必要なことかもしれません。少し寄り道をし、予定外の経験をすることで視野が広がり、豊かになることもあります。

私が中学生や高校生の頃、佐野元春の「ガラスのジェネレーション」や尾崎豊の「十五の夜」を聴いて、大人になることに漠然とした不安を抱いておりました。

しかし、実際に大人になってみると、責任はありますが、人生を選択できる自由があります。新しいことに挑戦できる可能性があります。渡辺銀次さんの言葉を借りれば、「オトナはサイコー」であります。

だからこそ、福島県の若者たちには進学や就職で県外へ出たとしても、様々な経験を積んで広い世界を見てほしいと思います。

そして、結婚や子育てなど、人生の節目には再び福島に戻ってくることを考えてほしいです。

そのためには、若者がいつか戻りたい、ここで暮らしたいと思える地域をつくることが重要であります。

家族がいて、仕事があり、学びの環境があり、子育てしやすく、安全に安心して暮らしをつくるのが人口減少における地方創生の本質であり、行政に課された使命なのであります。

均衡ある県土の発展について。

震災から十五年が経過しました。この間、本県の復旧・復興は着実に進展してまいりましたが、その一方で今もなお、二万人を超える県民の方々が避難生活を続けております。

避難地域の復興再生や風評と風化の問題、県全体の産業の振興など、いまだ多くの課題が山積しております。

また、喫緊の課題として、県内全域で人口減少が進んでおります。

こうした状況の中、若い世代が福島県に住み、暮らすことができる県づくりを進めていくためには、浜、中、会津といった県内それぞれの地域における活力の維持と向上を図るための取組を進めていく必要があると考えます。

そこで、均衡ある県土の発展にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

地域公共交通の維持確保について。

私は、人口減少社会における最も深刻なインフラ問題の一つは、地域交通であると考えております。

人口減少や自家用車への依存の高まりなどを背景に、公共交通の利用者は減少傾向にあります。

特に、路線バスについては利用者の減少に加え、運転手不足の深刻化により路線の廃止や減便が進んでおり、その結果、市町村では路線バスに代わる新たな生活の足を確保する必要があります。

近年、ＡＩデマンド交通やライドシェアなど、新たな移動手段の活用が注目されておりますが、こうした取組は交通空白の解消につながるだけでなく、高齢者の社会参加や日常生活の利便性向上にも寄与するものと考えます。

一方で、市町村によっては人員や専門的な知見の不足などにより、生活、交通対策の検討や実施が充分に進まないことも懸念されております。

市町村が地域の実情に応じた生活交通対策を導入、実施するためには、県

による支援が重要であると考えます。

そこで、県は市町村が行う生活交通対策への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

県政情報の分かりやすい発信について。

政策を分かりやすく伝えることは重要であります。

私も自分の思いをユーチューブで六百本以上の動画でお伝えしております。ところが、全くバズりません。

なぜなら、何か私が評判がいいことが仮にあつたとしても、表に出しません。他人の批判をしません。世相も斬りません。写真を出してもセンスを出しません。お酒を飲んだら、スマホは持ちません。

客観的に、私の動画はつまらないのかもしれませんが。高校生の頃、つまらない大人にはなりたくないと思っていた私としては、複雑な気持ちであります。

先日、サンフランシスコ在住のアメリカ人の方から連絡がありました。「透のユーチューブ、いつも見ているよ。日本語の勉強にちょうどいいね」。つまり、私の日本語は簡単な表現なのです。誰にでも分かる言葉で話しているからこそ、日本語学習の教材としてちょうどいいのかもしれません。

そんな私の動画でも、再生回数が伸びることがあります。それは家庭菜園の動画です。真面目に政策を語る動画よりも、真面目に畑の草むしりをする姿が共感されているようです。

政策においてもDX、GX、スタートアップなどの片仮名用語が数多く登場します。政策用語として必要な言葉であります。

例えばDX、デジタルトランスフォーメーションはデジタル変革、GX、グリーントランスフォーメーションは脱炭素社会への転換、英語ではトランスフォーメーションのトランスを略してXと表記するそうです。そのため、

Xという文字が入っております。

政策は、誰もが理解できる言葉で伝えることが大切です。

私は、県も施策の内容はもちろん、その伝え方も重要な行政サービスの一つであると考えます。

そこで、県は県政情報の分かりやすい発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

イエナプラン教育の導入について。

現在、多くの自治体で小学校の統廃合が進められております。

しかし、私は小規模校には小規模校ならではの価値があると考えております。異年齢交流が自然に行われ、一人一人に目が届く環境は小規模校ならではの魅力です。

異年齢による学び合いを重視し、自ら考え、行動する力を育む教育として全国的に評価されています。

そこで、異なる年齢集団による教育活動、いわゆるイエナプラン教育の導入について、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

子育て世代の親子時間創出について。

子育て支援の本質は、親子が共に過ごす時間を増やすことです。

私自身、核家族、共働き、五人の子育てを経験いたしました。振り返れば、大変だったというよりも無我夢中でした。

その中で心がけていたのは、子供たち一人一人に最大限の愛情を注ぐことであります。

以前私が自宅に電話したときに、ちょっとしたいたずらで、電話に出た娘に「パパいる」と聞いたら、娘が「要らない」と答えた話を紹介しました。

こんなこともありました。当時三歳の娘が台所に向かって「ママ、絵本読んで」と言いました。妻が「パパに読んでもらいなさい」と言いました。そ

れを聞いて、娘が「パパ、食器洗って」と言いました。これが我が家の現実であります。

行政がやるべきことは一つであります。

子育てを代わることはありません。親の愛情を増やすことはありません。親子の時間をつくることです。

親子時間の創出は、まず県職員が率先して実践し、その成果を民間企業へ波及させていくことが求められます。

そこで、県は職員が子育てと仕事を両立できる環境づくりにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

教職員の働き方改革について。

各学校では、それぞれの地域で特色ある教育活動が行われていますが、教職員の働き方改革についても、各教育委員会においてそれぞれ取組が必要と考えます。

いわゆる給特法の改正により、各教育委員会には業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や公表が求められており、県教育委員会は市町村教育委員会と緊密に連携して働き方改革を進め、教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちに向き合うことができる環境づくりを進める必要があると考えられます。

そこで、県教育委員会は教職員の働き方改革について、市町村教育委員会とどのように連携して取り組んでいくのかお尋ねいたします。

新産業を担う人材の育成について。

本県においては、復興や地域経済の発展に向け、航空宇宙やロボットなどの成長が期待される新産業の育成・集積が進められております。

新産業を県内各地に進め、発展させるためには、本県の中央部に位置し、福島空港、縦横の高速道路網が整備されている県中地域において人材育成を

行っていくことが効果的であると思います。

県の人材育成の入り口を担う地域として県中地域が最適と考えております。こうした中、テクノアカデミー郡山は、県中地域における産業人材育成の拠点として実践的な教育訓練を行うなど、これまでも重要な役割を担っていますが、新産業を担う人材の育成についても積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、県はテクノアカデミー郡山において、新産業を担う人材の育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

県職員の地域採用制度について。

福島県が直面する課題が複雑化する中、福島県をもっとよくしたいという熱い思いを持った受験者の確保が重要であると考えます。

受験者確保の障害になっているものの一つに、県土面積が広い本県において、県内全域が異動対象であることが挙げられると思います。

県職員になりたくても、家庭の事情などで転居することができず、やむなく受験を諦める方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

長野県では、職務経験者の採用試験において地域枠を設けております。勤務する地域を限定した制度となっております。

福島県においても同様の制度を設けることで、受験者の確保につながるものと期待されるとともに、若者の定着や福島県に移住を希望する方を呼び込むことにもつながるものと考えます。

県職員採用候補者試験において地域限定採用制度を設けるべきと思いますが、県人事委員会の考えをお尋ねいたします。

県職員の三年次試験について。

優秀な人材の獲得競争は、年々激しくなっております。国や民間では採用活動が早期化し、大学生の進路決定時期も早まっております。

ます。

私の次女は現在大学三年生ですが、先月、国家公務員の一般職の大学三年次試験を受験いたしました。

また、一部自治体でも大学三年生を対象とした採用試験が実施されております。

また、私の次男は今年度末に卒業を控えております。公務員試験を受験して、来年の春からは福島県に戻り、生まれ育った地域に貢献してもらえものと考えておりましたが、民間企業の採用活動が早期化しており、四月に内々定をいただき、悩んだ結果、民間企業への就職を決断したということを報告されました。

私の本心としては、福島県に戻ってきてほしいと思っておりますが、我が子であっても別人格です。心の一つも分かり合えない大人になってはいけないという思いから、自分の好きな道を進みなさいと伝えました。

本県の採用試験は大学四年生が対象であり、人材獲得競争の中で不利になりつつあるのではないのでしょうか。

私は、本県においても大学三年次に採用試験を実施し、卒業後に採用する早期選考制度を導入すべきと考えます。

これは、優秀な人材の確保に加え、首都圏の大学へ進学した学生のＵターン促進にもつながるものと考えます。

そこで、大学卒程度の県職員採用候補者試験について、大学三年生から受験できるよう受験可能な年齢を引き下げたいと思いますが、県人事委員会の考えをお尋ねいたします。

県産材の利用促進について。

本県は、県土の七割を森林が占めており、先人たちが植えて育ててくれた豊かな森林資源があります。その多くが、植栽されてから五十年以上が経過

し、今まさに伐採の時期を迎えております。

しかし、木材価格の低迷や木と触れ合う機会の減少などから山への関心が薄れ、充実した資源が十分に利用されていない森林も見受けられます。

このため、森林から生産される木材を、新たな用途も含め、様々な場面で利用していくことが重要であると考えます。

そこで、県は県産材の利用促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

松くい虫対策について。

松くい虫被害は、県内各地で発生しております。

松林は、景観資源であるだけでなく、防災や水源涵養など重要な役割を担っており、被害の拡大は観光や森林の持つ機能にも大きな影響を及ぼします。

将来にわたって松林を守っていくためには、被害木の早期発見と迅速な防除が重要であると考えます。

そこで、県は松くい虫の被害対策にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

次に、流域下水道管路の老朽化対策についてであります。

昨年、埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故は、下水道管路の老朽化が人々の暮らしに大きな影響を及ぼすことを認識させるものであり、今後老朽化が進む中、管路を適切に管理することが重要であります。

事故後、下水道管路の全国調査が実施され、本県が管理する流域下水道管路においても対策を要する箇所が確認されております。

そこで、県は流域下水道管路の老朽化対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、宮沢賢治は「農民芸術概論」の中で、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」と記しております。

人口減少は、避けることのできない現実であります。

しかし、新しい技術を活用し、新しい教育を取り入れ、次の世代を担う人材を育成することで、福島県は人口減少時代における先進県となり得る大きな可能性を秘めております。

つまり、個人の幸福と地域社会の発展は、決して切り離して考えることはできません。

福島県が持続的に発展することが県民一人一人の幸福につながり、その幸福が地域全体の活力を生み出していくものと確信しております。

私は、地域交通の再構築、人材育成拠点の形成、福島空港の活用、そして子供たちへの教育投資こそが福島県の未来を切り開く鍵であると確信しております。

若者が夢を抱き、果敢に挑戦し、進学や就職で県外へ羽ばたいたとしても、いつか福島に戻りたいと思える地域づくりを着実に進めることができるよう、私自身も全力で取り組むことをここに誓い、壇上からの質問を終わります。

(拍手)

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 水野議員の御質問にお答えいたします。

均衡ある県土の発展についてであります。

本県は今年、県政百五十周年を迎え、この間、浜、中、会津それぞれの気候風土、伝統文化、歴史等の特色を生かした産業振興や地域づくりにより、魅力ある福島県が形づくられてまいりました。

私が常を感じていることは、例えば会津は鶴ヶ城をはじめとした歴史のある建物や食文化、中通りは安積疎水を基盤とする商工業の発展や桃などのおいしい果物、浜通りは常磐ものといった豊かな海洋資源や美しい海岸景観な

ど、本県には地域ごとの多種多様な強みがあります。

こうした福島の魅力を生かしながら、地域の活力を維持向上させていくためには、福島ならではの産業の振興が重要であります。

このため、地域産業成長プランを策定し、未来を開く成長産業の育成と地域資源のブランド化を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想をより具体化し、その効果を全県に波及させてまいります。

引き続き、福島ならではの魅力を生かしつつ、新たな強み、可能性を掛け合わせながら、それぞれの地域が輝く福島の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

県政情報につきましては、分かりやすい発信を全庁的に進めることが重要であり、伝えるから伝わる広報を行うための広報広聴企画会議を開催するなど、伝わる情報発信について共有を図るとともに、各種広報に関しては片仮名語や専門用語についての解説を付すなど、理解しやすい広報に努めております。

今後も職員一人一人が伝わる広報を意識し、分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。

次に、職員が子育てと仕事を両立できる環境づくりににつきましては、これまで福島県職員男女共同参画推進行動計画に基づき、働き方改革や業務効率化による超過勤務の縮減に取り組んできたところであります。

今年度から子育てと仕事の両立を支援する子育て部分休暇や、柔軟な働き方が可能となるフレックスタイム制の導入など、既存の休暇制度と併せて周

知を十分に図りながら、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

(生活環境部長六戸陽介君登壇)

●生活環境部長（六戸陽介君）お答えいたします。

市町村が行う生活交通対策への支援につきましては、交通空白の解消に向け、AIを活用したデマンド交通などの実証事業に対し、運行経費の支援を行っているところであります。

また、先駆的な取組事例や交通課題の解決手法を学ぶ研修等を通じ、実証の段階から本格運行に至るまで、市町村のニーズを踏まえた伴走支援にも力を入れております。

今後とも、こうした取組を充実させながら、市町村の生活交通対策を支援してまいります。

(商工労働部長菅野 崇君登壇)

●商工労働部長（菅野 崇君）お答えいたします。

テクノアカデミー郡山における新産業を担う人材の育成につきましては、本年三月に策定した新産業人材育成方針に基づき、ロボットや航空宇宙関連分野等に必要な先進技術の指導に取り組んでいるところであり、今後は産業用ロボットと異なり、人と同じ空間で作業できる協働ロボットの制御技術や航空宇宙関連の部品製造に求められる精密加工技術の教育訓練を強化するなど、新産業を担う人材の育成に一層取り組んでまいります。

(農林水産部長小貫 薫君登壇)

●農林水産部長（小貫 薫君）お答えいたします。

県産材の利用促進につきましては、県有施設等での活用を図るとともに、新たな販路を創出していくことが重要であります。

そのため、県内の木材加工業者等が有する優れた技術や新たな製品などの

PRが必要なことから、首都圏等で開催される幅広い業種を対象とした展示会への出展や木製の玩具を活用した出前講座等による木と触れ合う機会の創出など、販路拡大に向けた様々な取組を支援し、県産材の利用促進に取り組んでまいります。

次に、松くい虫の被害対策につきましては、保安林や自然公園など公益的機能が高い松林を適切に保全していくため、市町村が行う薬剤散布や被害木を伐採する駆除を支援するとともに、保全すべき松林への侵入を防ぐため、周辺の松林において森林所有者等が行う松以外の樹種への転換を促進しております。

引き続き、地域にとって重要な松林を将来にわたって守るため、市町村等と連携しながら、松くい虫の総合的な被害対策に取り組んでまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

流域下水道管路の老朽化対策につきましては、埼玉県での陥没事故を踏まえた新たな判定基準に基づく調査の結果、速やかに対策すべき箇所が約二百六十メートルの区間で確認されたため、この区間の管路内部の強度と耐久性を高める工事に着手したところであります。

今後、当該区間の年度内完成に向け工事を推進するとともに、その他の管路についても劣化した箇所の早期発見と迅速な修繕に努めながら、流域下水道管路の老朽化対策に着実に取り組んでまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

イエナプラン教育につきましては、異なる年齢の子供が一つのグループで共に学ぶものであり、他県の一部自治体において導入されているものと認識しております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会と連携しながら、教育過程に基づき、学年を越えて行う学校行事などを通して児童生徒に社会性や主体性を身につけることができる教育活動を展開していけるよう支援してまいります。

次に、教職員の働き方改革につきましては、県教育委員会と市町村教育委員会が緊密に連携することが重要であることから、教職員働き方改革アクションプランにおいて、教頭の負担軽減など、共通して重点的に取り組む事項を位置づけたところであります。

加えて、先月、全国に先駆けて共同宣言を行い、市町村教育委員会と一体となつて働き方改革を推進する決意を示したところであり、今後とも教職員の働き方改革が着実に進むよう取り組んでまいります。

(人事委員会委員長千葉悦子君登壇)

●人事委員会委員長（千葉悦子君） お答えいたします。

県職員採用候補者試験における地域限定採用制度につきましては、人材確保に向けた方策の一つと考えられますが、一方で採用後の適切な人事管理に影響が生じることも想定されます。

そのため、制度の導入に当たっては各任命権者の意向を確認し、その影響を見極めるとともに、他の自治体における実施の効果も検証しながら検討していく必要があると考えております。

次に、大学卒程度の県職員採用候補者試験において、大学三年生から受験できるよう受験可能な年齢を引き下げることににつきましては、民間企業の採用活動の早期化に伴い、国や一部の自治体で始められており、有為な人材を早期に確保するための有効な方策の一つと認識しております。

そのため、他自治体の状況や各任命権者の意向も踏まえながら、今後試験制度の見直しを行う中で対応を検討してまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、水野透君の質問を終わります。
通告により発言を許します。八番半沢雄助君。（拍手）

（八番半沢雄助君登壇）

●八番（半沢雄助君） 県民連合議員会の半沢雄助です。このたび質問の機会をいただきました会派の皆様、そして日頃からお世話になっております後援会の皆様をはじめ、日頃御指導いただく皆様方に改めて深く感謝を申し上げ、通告に従い質問に入らせていただきます。

初めに、地域医療の充実についてです。

新聞報道等でも報じられているとおり、長期化する物価高騰や賃金上げなどによる経営の圧迫と深刻な人員不足により、医療機関の運営は大変厳しい状況が続いています。

二〇二四年の診療報酬改定では、全体で〇・八八%の引上げとなり、医療人材の確保に向けた処遇改善のためのベースアップ評価料が新設されました。しかし、賃上げのための十分な財源を確保するためには、外来や病棟の稼働を高く維持しなければいけない構造になっています。

厚生労働省の調べによると、全国のベースアップ評価料対象職員の賃金引上げ率は、二〇二三年度から二〇二五年度までの加重平均で三・四%、連合が公表している二〇二五春闘の平均賃上げ率五・二五%を下回り、十分な賃上げにはつながっていないことが示唆されます。

診療材料などの物価高騰も相まって、医療機関が稼働率重視の運営にかじを切りざるを得ない状況から現場スタッフの負担が増し、長期病休や早期退職などで人員不足がさらに進行する事態に陥っています。

そのような中で、今月実施された診療報酬改定では、今年度から二年にわたって段階的に三・〇九%と大幅な引上げとなり、医療機関の経営改善が期待されています。

その主な内容は、賃金引上げと物価高騰対策に充てるとされています。一方で、課題も残っています。制度の内容が非常に複雑で、適切な報酬を受けるために設備や運用を見直す場合もあり、外部に専門的なアドバイスを求めるケースも珍しくありません。

また、現場の負担軽減のために業務のデジタル化、いわゆる医療DXを推進することが求められています。電子カルテ端末用のパソコンやタブレット、システムの導入には多額の資金が必要となり、経営が厳しい病院では導入が限定的であると聞いています。

さらに、医療従事者の処遇改善も、人材確保のため最大限努力されているものの、思うような賃金引上げにはつながらないという意見もあります。

特に、政策医療を担う公的病院では、救命救急、周産期、僻地医療といった採算部門を抱えています。運営上赤字の補填はあっても黒字にはなりません。

患者さんを受け入れるほど現場の負担が増えてしまうため、患者受入れ体制の維持が大変な状況も改善されていません。

県民の命を守る医療現場の皆様は、患者さんのためという使命感の下、必死で働いています。

あまりの多忙さに、時には自分の体調まで崩し、退職に追い込まれ、現場の負担がさらに増える。この負の連鎖をいち早く断ち切らなければなりません。

平時はもちろん、自然災害などの有事でも患者さんが安心して医療サービスを受けられる体制の維持向上が急務です。

そこで、県は厳しい経営環境にある医療機関をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、周産期医療体制の充実についてです。

県立医大の総合周産期母子医療センターでは、集中的なケアを必要とする新生児を県内全域から受け入れており、出生数が減少している現在でも新生児病棟、NICUやGCUのニーズが減ることはありません。

早産、低体重児の入院件数も増加傾向にあると聞いております。

NICUの看護師の配置基準は、新生児と看護師の割合が三対一、主に成人患者が入室する集中治療室、ICUでは患者と看護師の割合が二対一です。

NICUのほうが少ない人数にもかかわらず、新生児は成人より体が小さく、抵抗力も乏しいため、僅かな状態の変化が急変につながる場合もあり、細やかなケアが求められます。

また、手術室に移動できないために、病棟内で手術せざるを得ないケースも少なくありません。

そのような中で、月十回以上夜勤に入る看護師さんも多く、大きなプレッシャーにさらされながら、何とか赤ちゃんの命をつなぐために現場の皆様は一生懸命頑張っています。

一方、県外では独自に保育士を配置している病院もあります。

一般的な小児科病棟では、診療報酬制度に保育士の配置が盛り込まれ、多くの病院で保育士が配置されていますが、新生児病棟にはその制度設計がなく、保育士を配置する病院はほとんどありません。

低体重児のケアに保育士が入ることで成長、発達を促す効果が期待でき、泣き続けて呼吸状態が悪くなったり、点滴が抜けてしまったたりしないよう、看護師の代わりにあやしてもらっただけでも相当な負担軽減につながります。

安心して子供を産み育てられる環境の基盤である周産期医療の充実は、極めて重要です。

現場の負担軽減や診療報酬制度の改善に向けた国への要請など、県がもつ

と積極的に関わり、子育て世代からも医療従事者からも福島県が選ばれる環境を整えていくべきと考えます。

そこで、県は周産期医療体制の充実に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、コミュニティ・スクールについてです。

コミュニティ・スクールとは、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持つて学校運営に参画し、地域が一体となって子供たちを育てるための仕組みです。

文部科学省がその設置を推進しており、全国の公立学校で導入が進められています。

具体的な例として、地域で書道やピアノなどの習い事を運営している方に授業を行ってもらったり、地域に根づく文化活動、行事などを児童生徒、保護者と一緒に取り組むなど、地域全体で子供たちを育む機運を高め、学校側の負担軽減、様々な学びの場が提供されることが期待されています。

一方、導入までには学校や地域の負担が発生します。

地域の皆様に参画してもらうための呼びかけ、意見交換の場の設定とその取りまとめなど、取組が実施されるまでに数々のハードルを超えなければなりません。

学校現場が多忙を極める中、子供たちを地域で育む仕組みは非常に重要です。

豊かな学びを提供するだけでなく、子供たちの郷土愛を育み、地域の活性化にもつながります。

学校や地域の皆様を支援し、コミュニティ・スクールをスムーズに導入できる環境を整えていくべきと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校におけるコミュニティ・スクールの

導入をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

続いて、学校現場の労働環境改善についてです。

昨年度、県内では教員の未配置が目立ち、特にここ福島市では深刻な人出不足に悩まされている実態を踏まえて、人材バンクのような仕組みづくりなど早急な対応を求めました。

今年度に入り、福島市内の公立学校の教員不足数は定数内、加配を含め、小学校が六・五人、中学校は四人となり、昨年度同時期と比較すると教員不足が大幅に解消されたように見えます。

一方で、課題は残っています。

全体の新規採用者のうち県外の実績や講師としての実務経験のある教員は少なく、大半が新卒者です。

メンター方式という仕組みが導入され、初任者をサポートする体制が取られている一方、初任者研修で現場を抜けることもあるため、特に初任者が小学校で担任をしている場合は穴埋めが必要です。

本来、初任者の代わりに非常勤講師を配置するところですが、教員不足のため配置できない学校もあり、現場の負担が減らない現状があります。

先日公表された県内の小学校の志願倍率は一・一倍と募集定員ぎりぎりで、依然として学校が選ばれにくい職場となっています。

職場環境の改善に向けて、少しの時間、日数でも柔軟に人員を配置できる仕組みづくりと人材の確保が急務であると考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における講師の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

続いて、教員の休憩時間の確保についてです。

労働基準法では、勤務時間が六時間を超える場合、休憩時間を四十五分以上付与することが義務づけられています。

休憩中は業務から完全に解放されるべきですが、実際にはそうなっていないのが現状で、国会や各地方議会でも既に問題として取り上げられています。

昨年度、県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査によると公立小学校が最も深刻で、管理職を含む全教員のうち休憩時間を四十分以上取れているのは僅か五・一%、逆に十五分未満が八一・四%、五分も取れていない教員も四六・六%と半数近くに上ります。

学級担任は、給食の時間は配膳などの給食指導の時間であり、休憩時間にはなりません。

学年主任や副担任は、お昼休み中にけがやトラブルが起きないように見回りをしたり、テストの採点や日誌のチェックなどに追われます。

児童生徒のけがなどの手当てをされる養護教諭や電話対応などに当たる事務職員は、「常に待機状態だ」という声さえ聞かれます。

私が県立医大で働いていた頃、外来で働く看護師さんが目の前の患者さんのためにと夕方まで昼食も取れない現状を見てきましたが、教員の皆様も同じです。子供たちや保護者の皆様のため、休みを惜しまず一生懸命働いています。

今回の調査結果を基に、人材確保を中心に少しでも状況が改善するように取り組んでいくべきと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における教員の休憩時間の確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

続いて、スクール・サポート・スタッフの配置についてです。

スクール・サポート・スタッフは、県内のほとんどの公立学校で配置され、主に学習プリントや配付文書の印刷業務などで現場の負担軽減につながっています。

一方で、最低賃金の引上げや働き手不足、予算の関係などから配置できる

時間が限定的であり、小中学校では令和四年当時で一人当たり年間八百四時間だったものが、現在は学校の規模により区分され、一学年二クラス以上ある学校で七百八時間、それ以外の小規模校では五百六十時間まで減少しています。

少しでも学びの環境をよくするため、現場からは拡充を求める声が相次いでいます。

各市町村や学校の実態に応じて必要な予算と人員確保の取組を強化するとともに、スクール・サポート・スタッフをもっと効果的に活用し、教員の負担軽減をさらに図っていくべきと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校におけるスクール・サポート・スタッフの効果的な活用にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、就農者の支援についてです。

まず、ひょう被害については、先日の代表質問でも取り上げられたとおり、去る五月十三日、十四日と県北地方や県南、会津地方の八市町村でひょうが降り、特に本県を代表する作物である桃をはじめとする果樹を中心に大きな被害が発生しました。

現地調査を実施したところ、ひょうによって果実に傷がつき、果肉の部分まで傷が及んでいるものも多く見られました。

葉には穴が空いてしまい、枝や幹も傷つき、病害虫被害のリスクも高まります。

果樹農家は、今年販売できる果実がどの程度確保できるかはもちろん、樹体の損傷が来年の生産に影響が及ばないか不安を抱えています。

収穫の可否にかかわらず、果実と樹体の状態を確認しつつ、薬剤散布などの作業を続けていかなければなりません。

果樹農家の皆様が生産意欲を落とすことのないよう、本年産の出荷量を最

大限確保し、次期作へ向けて生産を回復していくための技術支援をはじめとした、農家に寄り添った支援が必要不可欠であると考えます。

そこで、県はひょう害を受けた果樹農家をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

続いて、農業への新規参入者に対する支援についてです。

先日、新規就農者の皆様からお話を伺う機会をいただきました。

県外から移住、就農された方や他産業から新規就農された方、サラリーマンを定年退職された方や子育て世代の方、大学を卒業して間もない方など様々でした。

認定新規就農者として技術習得に取り組む方や親元就農など様々な就農方法がありますが、果樹研究所や研修受入農家において一、二年間研究を行い、その後は細かな栽培管理を手探り状態で取り組む方が多いと聞きます。

また、移住就農者の場合は地域とのつながりがもともとないために、農地探しに苦労したり、地域コミュニティに入り込むことに負担を感じる方もいるとお話も伺いました。

「農業には技術や知識、情報が不可欠なので、圃場や住まいの近くに支援してくれる農家さんや組織があればとても助かるのに」との声をいただいたとき、まだまだ新規就農者を取り巻く環境は厳しいことを痛感しました。

こうした新規参入者の栽培技術の習得を図りつつ、長く営農し、地域に定着するためにどのようにサポートするかが重要な課題であると考えます。

そこで、県は新規農業参入者をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、若手新規就農者への支援についてです。

本県の新規就農者数は、令和四年から四年連続で三百人以上を確保し、昨年は過去最多の三百九十一人となり、これまでの様々な取組が功を奏してき

たものと感じております。

一方、子育てをする若い世代が就農する場合、单身の方や子育てが終わった世代の方よりも生活費がかかるため、就農のハードルが高いと言われます。特に技術研修の期間中や安定した収入が見込めない就農初期においては、生活のために副業しているとお話も伺いました。

日中の明るいうちは圃場で研修を受け、夜はアルバイトをし、寝る間を惜しまず子育てと就農に向けた努力をし続けることは並大抵のことではありません。

それでも、「仕事がついついときもあるし、手取りも少ないですが、サラリーマンのときより子供と一緒にいられる時間は増えたし、今は幸せです」と笑顔で語っている姿を見たとき、農家で育ち、同じ子育て世代である身としても何とか応援してあげたいと心から思いました。

若手の就農者が定着し、安心して子育てができるようにするためにも、早期に経営を安定させることは極めて重要であり、就農初期などの支援が必要であると考えます。

そこで、県は若手新規就農者をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、市街化調整区域についてです。

県内の都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域の二つに区分する制度、いわゆる区域区分が県北、会津、県中、いわきの四都市計画区域で設定されています。

これまで、市街化調整区域の土地利用規制は、無秩序な市街化の防止や自然環境の保全などに重要な役割を果たしたとされています。

しかし、現在は市街化調整区域での人口流出が著しく、特に過疎地域では地域住民の生活維持に必要な産地直売所や小売店舗などの開発行為も一定の

制限を受けていることから、まちの機能が衰退してしまう現状に市民の皆様も大きな不安と危機感を持っています。

西日本では、地域の実情を踏まえ、新たな土地利用のニーズにきめ細かく対応するため、区域区分を廃止するとともに、市街化調整区域では新たに用途地域を設定し、制限すべき建築物などの概要を定めている自治体もあります。

本県でも人口減少が最重要課題であり、地域活性化に向けて柔軟な土地利用から住みよいまちづくりができるよう、規制を緩和していくべきと考えます。

そこで、県は市街化調整区域において、地域の実情に応じたまちづくりに取り組む市町をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

最後に、県内での成長産業の人材育成についてです。

先日、我々県民連合議員会の調査で愛媛県を訪問しました。

愛媛県では昨年、産学官連携によるえひめ半導体産業ネットワークが設立され、産業集積に向けた基盤整備の一環として、資格取得の促進など半導体人材の育成や確保に取り組んでいました。

令和七年度、民間資格である半導体技術者検定の三級、四級の合格者は、高校生、大学生を中心に百二十名を数え、令和十二年までに年間合格者数千三百七十名を目指しています。

一方、本県では震災、原発事故から十五年が経過し、復興・創生の加速化に向けて、イノベーション・コースト構想やFIREIなど浜通り地域を中心とする取組をはじめ、県内のなりわいの創出や移住、定住の促進などの取組を強力に進めていかなければなりません。

中でも、既存産業の再生に加えてロボット、航空宇宙、再エネ、医療機器などの成長産業の集積が重要です。

情報発信や関連企業の誘致など取り組むべき課題は多くありますが、最も重要なのは産業を支える人材の育成であると考えます。

若者にとって学び、成長できる環境が働く場を選ぶ上で重要な要素です。企業側も意欲ある優秀な若い人材を求めています。

企業と共に人材育成にしっかり取り組み、成長産業をはじめとする魅力あるなりわいを増やすことにより、若者の地元定着や人口減少対策にもつながると考えます。

そこで、知事は成長産業を支える人材の育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 半沢議員の御質問にお答えいたします。

成長産業を支える人材の育成についてであります。

本県経済の活性化を図り、復興を力強く進めていくためには、成長分野への県内企業の新規参入や関連企業の誘致に向けた人材の育成が重要であります。

このため、再生可能エネルギーや水素、ロボット、航空宇宙関連産業等を重点分野に掲げ、ハイテクプラザによる基盤技術の底上げやテクノアカデミーでの燃料電池自動車の製作を通じた高度な教育訓練を行ってまいりました。

先月、水素の利活用に取り組む自動車部品メーカーの経営者と意見交換をした際、「新たな価値の創出に向けて挑戦を続ける上では、人材育成が大切」との思いを伺い、私は、人づくりこそが新たな挑戦を後押しし、企業の成長や魅力の向上につながる原動力であると、改めて意を強くしたところであります。

ます。

今後とも、産業技術総合研究所やF・R・E・I等の研究機関が立地する本県の強みを生かし、風力発電の維持補修に関するセミナーの開催、企業ニーズに応じたロボット制御プログラミング研修の実施や先端技術分野に係る技能者育成プログラムの活用など、福島の将来を担う産業人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

厳しい経営環境にある医療機関の支援につきましては、これまで二次、三次救急施設の受入れ患者数に応じた助成のほか、医療機関が行う職員の処遇改善や運営費等への支援を実施してまいりました。

また、今年度から新たに金融機関と連携し、将来の医療需要を見据え、経営安定化に向けた業務改善の提案等を行うこととしております。

引き続き、持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、地域の実情を踏まえた医療機関の支援に取り組んでまいります。

次に、周産期医療体制の充実につきましては、周産期医療を担う医療機関相互の役割分担や連携を進めるとともに、施設整備費や運営費を補助しております。

また、地域の分娩機能を維持するため、分娩取扱い数が減少している施設に対する人件費の支援にも取り組んでおります。

引き続き、県周産期医療協議会等の関係機関と連携し、地域で安心して産み育てることができるよう環境づくりを推進してまいります。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君） お答えいたします。

ひょう害を受けた果樹農家の支援につきましては、追加で行う病虫害防除や傷ついた樹体の回復のための施肥、収穫可能な果実を確保するための摘果や生育確保のための剪定など、園地の被害状況に応じた技術対策の実施を支援してまいります。

さらに、肥料、農薬の購入費用や管理作業に係るかかり増し経費に加え、ひょう害対策に効果がある多目的防災網の導入を支援するなど、関係団体と連携し、果樹農家が生産を継続できるよう取り組んでまいる考えであります。次に、新規農業参入者の支援につきましては、実践的な栽培技術や経営管理能力を身につけてもらうため、県内各地域の新規就農者サポート組織による個別巡回指導を実施するほか、指導農業士等の先輩農業者が世話役となるなど、相談、支援が受けられる体制としております。

さらに、地域で孤立化せず、安心して営農できるよう、就農者同士による交流会の開催や青年農業者組織における仲間づくりを後押しするなど、今後関係機関等と連携し、新規農業参入者の支援に取り組んでまいります。

次に、若手新規就農者の支援につきましては、就農前の研修期間に交付される就農準備資金や就農初期に交付される経営開始資金などの支援制度を設けており、これらは夫婦が共同で経営を開始する場合、一・五倍の額が交付されることとなっております。

また、農業経営・就農支援センターによる就農前から就農後の定着に至るまでのきめ細かな伴走支援や、JA等と連携した定期的な個別巡回における栽培技術の指導により、早期の経営確立が図られるよう若手新規就農者を積極的に支援してまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君） お答えいたします。

市街化調整区域におけるまちづくりにつきましては、社会情勢の変化に対

応するため、関係市町の意向を踏まえ、一定の要件を満たした店舗の建設等を可能とする開発許可基準の改正などを行ってきたところであります。

引き続き、市町と連携しながら、開発許可制度の弾力的な運用を図るなど、地域の特性や実情に応じたまちづくりを支援してまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの導入につきましては、学校運営に地域の声を積極的に取り入れ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく上で有効な手段であると考えております。

このため、アドバイザーを派遣する国の伴走支援体制構築事業を活用しながら、引き続き市町村における円滑なコミュニティ・スクールの導入を支援してまいります。

次に、公立小中学校における講師の確保につきましては、各教育事務所において、教員としての資格や児童生徒に適切に対応できる資質及び能力等を見極めた上で講師の登録リストを作成し、配置を進めているところであります。

引き続き、ペーパーティーチャー相談会やSNSを用いた募集など、新たな人材の発掘に取り組みながら、学校のニーズを踏まえた人材の確保に努めてまいります。

次に、教員の休憩時間の確保につきましては、複数担任制やチーム担任制などの活用による学級担任業務分担の見直しや学年、学級事務などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフの配置、活用により教員の業務軽減を図っております。

県教育委員会におきましては、先月、市町村教育委員会と働き方改革の推進を共同宣言したところであり、今後も市町村と連携して業務改善を進め、

教員の休憩時間の確保に努めてまいります。

次に、スクール・サポート・スタッフにつきましては、教員が本来担うべき教育活動に専念できる環境づくりを支える重要な人材であることから、現在ほぼ全ての公立小中学校に配置しております。

今後は、配置校へのアンケート調査等を踏まえ、実際に教員の負担軽減につながった好事例の横展開をさらに進めるなど、各学校においてより効果的な活用が図られるよう取り組んでまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、半沢雄助君の質問を終わります。

通告により発言を許します。三番木村謙一郎君。（拍手）

（三番木村謙一郎君登壇）

●三番（木村謙一郎君） 自由民主党議員会の木村謙一郎です。県政百五十周年という節目の年に登壇の機会をいただきましたことに感謝いたしまして、以下通告順に従い、一般質問を行います。

初めに、移住、定住の促進についてです。

震災から十五年という節目の年を迎えましたが、先般、議員会で行いました移動政調会で避難地域の市町村を訪問し、現在進行形で続けられているまちの再建に向けた懸命な姿を目の当たりにしました。

避難地域の復興再生をはじめ、活力にあふれる豊かなふくしまをつくるためには、生活環境や産業基盤の整備と併せて、地域で暮らし、産業や地域社会を支える人を増やしていくことが必要であると改めて感じたところでです。

令和七年国勢調査の速報値によりますと、昨年十月一日現在の本県の人口は百七十一万九百三十七人となり、二〇二〇年の前回調査と比べて十二万人以上が減少するという結果となりました。

県内の合計特殊出生率も過去最低の水準となるなど、人口減少、少子化に歯止めがかからない状況が続いており、地域社会を維持していくためには、

新たな移住者の呼び込みが今後ますます重要になると考えます。

近年、本県への移住者数は増加傾向にあります。東京圏への一極集中の構造は続いており、全国の自治体が移住者の獲得に力を入れる中、本県の魅力をどのように伝え、移住者を増やし、そして移住後の定着につなげていくかが問われております。

そこで、移住、定住の促進にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、防災人材の育成強化についてです。

国は現在、防災庁設置準備室を設置し、防災庁本体だけではなく、全国規模の災害に対応するための地方拠点や防災人材育成機能の整備について検討を進めています。

東日本大震災とそれに伴う原子力災害という複合災害を経験した本県としては、全国的にも類例の少ない知見を有しており、これまで培ってきた経験を生かし、国が目指す防災体制の強化に貢献していくべきと考えます。

こうした中、本県では震災や原発事故の教訓を学び、後世に伝えていくための防災教育に力を入れており、こうした成果をさらに発展させ、国内外の自治体職員や防災関係者、学生等が学ぶことができる人材育成機能を整備し、体系的な防災人材の育成に向けた体制の構築に取り組むべきと考えます。

何よりも震災や原発事故で支えていただいた国内、そして世界中の方々に本県の復興を実感してもらい、恩返しをする意味でも、国や県内市町村等と連携し、東日本大震災及び原子力災害の経験を生かして、本県にしかできない役割を果たしていくことには大きな意義があり、また本県の新たな価値創造にもつながると考えます。

そこで、県はこれまでの災害の経験を踏まえ、防災人材の育成強化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、災害時の情報伝達の在り方についてです。

災害発生時に正確な情報を迅速に入手することは、適切な避難行動により被害を最小限に抑えるために極めて重要です。

これまで、災害情報の伝達手段は防災行政無線やテレビ、ラジオなどによる情報提供から、近年ではLINEなどのデジタルツールを活用し、行政から住民へより直接的に情報を届けるプッシュ型通知へと発展してきました。

一方で、情報伝達手段が多様化し、発信される情報量が増加する中、大量の通知によって本当に必要な情報が他の情報に埋もれてしまうリスクも生じております。

また、同じような情報が繰り返し発信されることで通知への慣れが生じ、いわゆるオオカミ少年効果によって必要な避難行動につながりにくくなることも懸念されております。

こうした状況を踏まえれば、災害情報の発信は単に多くの情報を漏れなく届けるだけではなく、住民一人一人が自らの危険を自分事として受け止め、具体的な避難行動につなげるのが重要であり、そのためには住民の反応や避難行動につながったかを検証しながら、情報発信の在り方を改善していくことが必要と考えます。

特に近年はAI等のデジタル技術が急速に発展しており、居住地域や災害リスク、避難に配慮を要する方がいるかどうかなど、受け手の事情に応じて必要な情報を分かりやすく整理し、一人一人に合った形で提供できる可能性も高まっております。

そこで、県は災害時における適時適切な防災情報の発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、関係人口の拡大についてです。

国においては、住所地以外の地域と継続的に関わる人を登録するふさと

住民登録制度の創設に向けた取組が進められており、今後関係人口の拡大に向けた取組のさらなる推進が期待されます。

人口減少が進む地域では、草刈りなどの共同作業や地域の伝統的なお祭り、文化活動の継承など、地域活動の担い手不足が深刻化しております。

こうした活動へ関係人口を結びつけていくためには、関係人口を単なる将来の移住者や地域で不足する労働力としてではなく、住民と共に地域課題の解決に取り組むパートナーとして捉えることが重要と考えます。

県は今年度、新たなポータルサイトを立ち上げ、県や市町村が実施する交流事業等を一元的に発信するとしていますが、こうした取組を実効性のあるものとするためには、市町村と連携し、地域における担い手のニーズを掘り起こし、分かりやすく発信することによって地域との継続的な関わりへとつなげていく点が重要と考えます。

そこで、県は新たに開設するポータルサイトを活用し、関係人口の拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、中間支援組織を活用した地域振興についてです。

人口減少や高齢化が進む中、地域活動を担う任意団体やNPOでは、人材やノウハウの不足により活動の継続が難しくなるケースが増えております。

こうした団体等に対して活動のノウハウを伝え、行政や地域団体、外部人材などをつなぎながら、住民主体の地域づくりを下支えする中間支援組織の役割は今後ますます重要になると考えます。

一方で、中間支援組織については、その存在や役割が十分に知られていないという課題があります。

そのため、県内で活動する団体も限られており、県としては役割の周知や既に活動している団体への支援を通じて成功事例を積み重ね、新たな中間支援組織を育てていくこと、そしてそうした組織が県内各地で実際に活動し、

地域活動の担い手育成につながっていくという流れをつくり出すことが重要と考えます。

また、これまで地域活動を行う団体等への支援やアドバイスは主に行政によって行われてきましたが、行政におけるマンパワー不足が課題となる中、中間支援組織がより活発に地域で活動すれば、行政のマンパワー不足への対策にもつながると考えます。

そこで、県は地域活動をサポートする中間支援組織を活用した地域振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、熊対策についてです。

熊対策については、捕獲だけでなく、緩衝帯の整備や放任果樹の除去、電気柵の設置など、人と熊の適切なすみ分けを図るための総合的な取組が重要になります。

また、近年は市街地や住宅周辺への出没も頻繁に確認されており、福島市が実施したような音を用いた追い払いなど、従来の対策に加え、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が求められています。

国は今年度、東北及び新潟において、統一的な手法によるツキノワグマの個体数調査を行うとしておりますが、本県では十年以上前から生息数の推定やモニタリングに取り組むなど、全国的に見ても先進的な知見を蓄積してきたと伺っております。

こうした知見を生かし、国とも連携しながら熊対策をさらに進めていくことが求められていますが、最近はいくつかで熊との接触が比較的少なかった浜通り地域においても目撃情報が相次いでおり、住民の不安が高まっております。

浜通りの市町村には、熊対策の経験やノウハウが十分に蓄積されていない地域もあり、こうした地域では専門的な知見や人材、財源の確保が課題とな

っており、市町村単独での対応には限界もあります。

県としては、全国的にも先進的な取組を通じて培った知見や経験を生かし、これまで熊への対応経験の少なかった地域に対する支援を強化していくべきと考えます。

そこで、県は浜通りの市町村における熊の被害防止対策をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、地域医療の充実についてであります。

震災から十五年が経過し、復興再生が着実に進んでいる一方で、本県の地域医療を取り巻く環境は、人口十万人当たりの医師数が全国平均を下回り、医師の地域偏在も解消されていないなど、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、県立医科大学からの医師派遣は地域にとって非常に心強い取組であり、特に震災、原発事故からの復興に向け、歩を進める浜通り地域や過疎・中山間地域においては、医療提供体制の維持確保のため、今後も将来にわたってこうした取組を継続してほしいとの声をいただいております。

先日、白河市で行った移動政調会においても、福島県立医科大学の臨床研究イノベーションセンター及び災害医療支援講座について、将来にわたる継続を求める強い要望が寄せられました。

これらの取組は、医師を地域の医療機関へ派遣するだけではなく、県外からの医師の招聘や人材育成にもつながるなど、本県の地域医療を支える重要な役割を担っております。

県民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、こうした取組を含め、医師派遣体制を将来にわたって安定的に確保し、さらに充実させていくことが重要であります。

そこで、県は医療機関への医師派遣にどのように取り組んでいくのかお尋

ねいたします。

次に、イベントを通じた観光誘客についてです。

本年末、競輪界最高峰のレースであるKEIRINグランプリがいわき市で開催されます。

KEIRINグランプリは通常、限られた競輪場で開催されますが、今年はいわき市制施行六十周年の節目の年ということもあり、誘致活動が実を結び、いわき平競輪場で開催されることになりました。

これは、関係者はもちろん競輪ファンにとっても驚きのニュースであり、分かりやすく言えば、夏の甲子園の決勝戦があつま球場で行われるようなもので、私も大変喜ばしく受け止めております。

しかしながら、KEIRINグランプリ開催の認知度は決して高いとは言えず、グランプリ開催による効果を最大化するためには、より多くの県民にその価値や意義を知っていただき、観光誘客や周遊促進につなげていく取組が必要と感じております。

また、KEIRINグランプリに限らず、こうした市町村で開催されるイベントについては県民全体でその価値や意義を共有し、広域的な観光周遊につなげるため、ふくしまデザインেশョンキャンペーンの特設サイトのよう

に県が周知やPRに積極的に関わり、イベントによる様々な波及効果を開催自治体にとどまらず、県全体の魅力発信や交流人口拡大につなげていくという視点が重要と考えます。

そこで、県は市町村で開催されるイベントを通じた観光誘客の促進にどのよう

に取り組んでいくのかお尋ねいたします。次に、養殖業の振興についてです。

震災と原発事故により厳しい状況に追い込まれた本県水産業の復興は、ただ道半ばではありますが、震災前にも増して活気のある水産業を実現するた

めには漁船漁業の本格的な復興に加え、資源管理や栽培漁業、さらには養殖業の振興など、多様な取組を進めていく必要があります。

特に養殖業については安定的な生産、高付加価値化や地域産業の創出などにつながる可能性を有しており、本県水産業の将来を考える上でも重要な分野の一つであると考えます。

現在、本県ではマサバやバナメイエビ、ウナギ、サケ・マス類など多様な魚種の養殖業が各地域で進められておりますが、飼育技術の確立や電力、飼料などのコストの問題など、ビジネスとして確立していく上では課題もあります。

以前、農林水産委員会の現地調査で葛尾村におけるバナメイエビの陸上養殖を視察しましたが、その際、安定的に育てる難しさについて説明を受け、改めてそうした課題を実感したところであります。

しかしながら、こうした課題を踏まえつつも、県内各地で進められている養殖業の取組を本県水産業の新たな可能性として捉え、とりわけ近年広がりを見せる陸上養殖も含めて関係部局や市町村、事業者等と連携しながら、さらなる発展につなげていくことが必要と考えます。

そこで、県は養殖業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県立博物館における資料の収集、保管についてです。

博物館の収蔵スペース不足が全国的に深刻化しており、国はこうした状況を踏まえ、博物館の設置及び運営上の望ましい基準を改正しました。この改正には、廃棄を含めた資料管理を求める内容が盛り込まれており、今後の博物館資料の管理の在り方を考える上で一石を投じるものであります。

県立博物館においても収蔵スペースが不足しているとの報道がありました

が、本県においては震災や原発事故の記録を将来に伝えていく責務もあり、収集、保管すべき資料は今後も増加することが見込まれます。

こうした状況を踏まえれば、限られた収蔵環境の中で何を収集し、どのように後世へ継承していくのかという判断は今後ますます重要になると考えます。

博物館は、単に資料を保管し、収蔵するための施設ではありません。私たち県民の歴史や文化を後世に伝える重要な施設であり、一度失われた資料は二度と取り戻すことができないという点も肝に銘じながら、資料の収集、保管の在り方を考えていく必要があります。

そこで、県教育委員会は県立博物館における資料の収集、保管にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、学校給食を通じた食育についてです。

本年度から国による小学校給食費の負担軽減が始まっており、今後その流れが中学校に拡大されれば、家計負担の軽減、子育て支援、少子化対策が充実することになり、国の今後の取組に大いに期待するところです。

一方で、先日給食残渣の多さを懸念する学校給食関係者のお話を伺い、学校給食は単なる栄養補給の場ではなく、食べ物や生産者への感謝の心を育む教育の場でもあると再認識しました。

こうした感謝の心を育むことは、食育の根幹をなすものであり、特に近年は少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、家庭を取り巻く環境が変化している中で、学校給食は貴重な食育の場となっております。

市町村では、生産者や販売者、料理人などが関わり、学校給食の現場で特色ある取組が行われていますが、県としても市町村と連携し、学校給食という場を生かしながら、食育推進計画で掲げた「食を通してふくしまの未来を担う人を育てる」という目標の達成に向けて取組を充実させていくべきと考

えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における学校給食を通じた食育の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

移住、定住の促進につきましては、積極的な情報発信、関係人口の創出、市町村等と連携した受入れ体制の整備に取り組んできた結果、令和七年度の移住実績は三千四十四世帯、四千三十三人と過去最多を更新いたしました。

このうち約七割が四十代以下、約半数が東京圏からの移住となっております、都市部の現役世代のニーズを踏まえた働きかけが有効であることから、今年度都内で開催する大規模相談会では県内企業の出展を募り、仕事に関する相談対応の充実を図ってまいります。

また、特に避難地域においては、震災前と比較して大幅な人口減少や担い手不足の課題に直面していることから、さらなる移住促進を図るため、情報発信や相談対応を行うふくしま十二市町村移住支援センター東京サテライトを七月十日に開設いたします。

昨年末開催したシンポジウムにおいて、南相馬市に移住された方から「福島には移住者の活動を応援してくれる風土がある」との発言をお聞きし、私はより多くの方々には本県の温かい人柄や地域の魅力を伝えていきたいという思いを強くいたしました。

今後も市町村や関係機関と一丸となって、オール福島で移住、定住の促進に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

防災人材の育成強化につきましては、職員を内閣府防災担当等に派遣し、高度な実務や防災研究を通じ、職員の資質向上に取り組むとともに、被災地派遣により過去の災害の知見を生かした支援を行うことで、職員の災害対応力の向上に努めております。

加えて、将来を担う若い世代に対しては、過去の災害の教訓を踏まえた動画教材による防災教育などにより、引き続き防災人材の育成強化に取り組んでまいります。

次に、災害時における防災情報の発信につきましては、災害の危険性を自分事として認識し、実際の避難行動につながるよう、県民に向け必要な必要な情報を正確かつ迅速に発信することが重要であります。

このため、県ではSNSや防災アプリ等により、お住まいの地域における最新の気象や避難に関する情報の発信に加え、付近の河川や道路状況等を地図上で表示するなど、避難行動に必要な防災情報の適時適切な発信に努めてまいります。

（企画調整部長市村尊広君登壇）

●企画調整部長（市村尊広君） お答えいたします。

関係人口の拡大につきましては、新たに開設するポータルサイトにおいて、住民との交流イベントや市町村が募集する農作業ボランティアなどの情報を集約し、積極的に発信するとともに、これらを組み合わせた滞在プランを提案するなど、広域的な周遊や継続的な来訪につなげてまいります。

今後とも関係人口の拡大に向け、市町村等と連携し、本県との多様な関わりの創出、強化に取り組んでまいります。

次に、中間支援組織を活用した地域振興につきましては、地域住民の積極

的な参加を促し、住民主体の持続可能な地域づくりに向けた効果的な取組であると考えております。

現在、中間支援組織と連携した出前講座や交流会の開催に取り組んでおり、その有効性の周知に努めているところであります。

今後とも、NPO等が新たに中間支援に取り組む機運の醸成を図るなど、中間支援組織の活用による地域づくりを推進してまいります。

（生活環境部長穴戸陽介君登壇）

●生活環境部長（穴戸陽介君） お答えいたします。

浜通りの市町村における熊の被害防止対策につきましては、この数年出没が相次いで確認されている状況を受け、体制整備が急務となっております。

このため、捕獲に必要な資材等の整備をはじめセンサーカメラによる監視体制の強化、出沒防止対策を支援するアドバイザーや市街地出沒時における麻酔銃猟者の派遣など、浜通りの市町村の対策が円滑に実施できるよう、きめ細かな支援を行ってまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

医療機関への医師派遣につきましては、県立医科大学の支援教員派遣のほか、修学資金を貸与した医師や自治医科大学卒業医師の配置などに取り組んでまいりました。

また、避難地域等の医療機関や僻地診療所に対する医療支援に加え、県外から招聘した経験豊かな医師を若手医師の指導医として派遣する取組も行っております。

引き続き、地域医療の充実に向け、県立医科大学と連携しながら、医療機関への医師派遣に取り組んでまいります。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君） お答えいたします。

養殖業の振興につきましては、コイやマスの生産技術や疾病対策、青のりの生育管理の指導等に取り組みとともに、近年本県でも導入され始めたエビ類やウナギ、マサバなどの陸上養殖についても安定的な生産が図られるよう、病気の検査等の防疫対策や飼育指導を行っております。

今後は、効率的な給餌方法等、生産コスト低減につながる飼育技術の導入を支援するなど、養殖業の振興に取り組んでまいります。

（観光交流局長藤城良教君登壇）

●観光交流局長（藤城良教君） お答えいたします。

市町村で開催されるイベントを通じた観光誘客につきましては、来場者や旅行者が本県の多彩な魅力を知り、県内を広く周遊する契機となるような取組が重要となります。

ふくしまＤＣでは、イベント情報を市町村がリアルタイムで直接発信できる特設サイトを設け、国内外の方々に届けてまいりました。

引き続き、各イベントの誘客効果を県内全域へと波及させられるよう、市町村や関係事業者と連携して観光ＰＲを促進してまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

県立博物館における資料の収集、保管につきましては、資料を良好かつ安全な状態で将来の世代に継承することが重要であります。

このため、持続的な資料の収集、管理、活用のための新たな指針を策定することとし、収蔵庫の現状分析と併せて関係機関と連携しながら検討を重ねているところであります。

引き続き、国の基準等も踏まえながら、適正な収集、保管に取り組んでまいります。

次に、学校給食を通じた食育につきましては、学校給食を生きた教材として、児童生徒に望ましい食習慣を育むことが大切であります。

このため、給食の時間に栄養教諭等が巡回指導を行うとともに、食育に関する研修の充実を図るなど、指導力の向上に取り組んでいるところであり、引き続きふくしまっ子食育指針に基づき、生産者をはじめ食に関わる人々や自然の恵みへの感謝の心を育む食育の推進に努めてまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、木村謙一郎君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、午後三時といたします。

午後二時四十三分休憩

午後三時一分開議

●副議長（佐藤雅裕君） この際、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

直ちに、質問を継続いたします。

通告により発言を許します。二十一番安田成一君。（拍手）

（二十一番安田成一君登壇）

●二十一番（安田成一君） 県民連合議員会の安田成一です。今日は六月三十日、早いもので今年も残すところあと半分となりました。明日からの後半戦に向けていい答弁がいただけるように、通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、若者や女性が働きやすい職場づくりについてです。

総務省の二〇二五年人口移動報告によりますと、本県の県外への転出者が県内への転入者を上回る転出超過数は七千百九十七人となり、全国で二番目に多い状況となりました。

このうち転出超過の約九割を十五歳から三十四歳までの若者が占めており、

若い世代の県外流出に歯止めがかかっていない現状が浮き彫りとなっております。

若者の県内定着を進めるためには、県内企業が若者から選ばれる存在となるよう、働きがいや成長機会、ワーク・ライフ・バランスなど、就職先として選択してもらえる職場環境を整えていくことが重要であると考えます。

近年、就職活動を行う学生は賃金だけではなく、育児休業の取得状況や休暇制度、働き方改革への取組なども重視して企業を選ぶ傾向が強まっているとの報道もありました。

こうした中、若者や女性の育成、採用に積極的に離職率が低く、有給休暇取得率など働きやすい職場環境を備えた企業を国が認定するユースエール制度が創設から十年を迎えました。

ユースエール制度に認定されれば、就職活動中の学生や若者求職者に対し優良企業のアピールができ、公共調達の加点や金融公庫の低利融資といった優遇制度を受けることもできます。

福島労働局によれば、ユースエール制度の県内の認定企業数は、本年三月現在で七十六社となり、北海道、新潟県、山形県、大阪府に次いで全国で五番目に多く、さらに言えば、本県の認定企業件数は二〇一九年度から二〇二四年度までは全国一位でもありました。

こうした国のユースエール制度をはじめ、企業の優れた取組を評価する認定制度は職場環境の改善や企業の魅力向上につながるものと期待されるとともに、本県の優れた職場環境を持つ企業を全国にアピールできる材料の一つにもなると思います。

若者や女性に働きやすい福島を定着させ、地域の未来を支える人材を根づかせるためにも、制度の活用などで県全体を盛り上げていくことが必要と考えます。

そこで、若者や女性の県内就職促進に向け、企業の働きやすい職場づくりにどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、男性の育児休業取得についてです。

少子化が進行する中、仕事と育児を両立できる社会の実現は重要な課題となっております。

特に若い世代においては、結婚や出産後も安心して働き続けられる職場環境を持つ企業が、就職先を選ぶ際の大切な要素ともなっております。

そのような中、県は労働条件等実態調査の結果として、県内の事業所で育児休業を取得した男性の割合を公表しました。

調査によれば、二〇二五年における県内事業所の男性育児休業取得率は前年から一・七％増の五五・二％となり、初めて五割を超えました。

五年前の二〇二〇年の取得率は僅か八・四％でしたので、ここ五年の間で約四六％の増と、男性の育児休業取得率は大幅な増加となっております。

県も今年三月、県総合計画の男性の育児休業取得率の目標を二〇三〇年までに八五％とするなど、取得目標の上方修正を行いました。

取得率増加の背景には、国が創設した産後パパ育休制度や育児・介護休業法の改正など、企業側と働く側の理解が進んだことが要因と分析する向きもあり、男性の育児参加に対する社会的な理解が進みつつあることは大いに評価できるものの、一方で取得日数の短さや従業員数の規模によって取得率の差が生じるなど、課題もあると言われております。

育児休業を取得することが特別なことではなく、誰もが当たり前に取得できる職場環境を実現していくことが重要であり、また男性育休の取得促進は女性の就業継続やキャリア形成にもつながり、女性活躍の推進にも大きく寄与するものと考えております。

そこで、県は県内企業における男性の育児休業取得率の向上にどのように

取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、障がい者雇用についてです。

身体障がい者の雇用が民間企業に義務化されてから、今年でちょうど五十年になります。

身体障がい者の雇用については、一九六〇年に制定された身体障害者雇用促進法を基礎とし、一九七六年には一定以上の民間企業をはじめ国、地方公共団体等に対し、一定比率以上の割合で障がい者雇用を義務づける、いわゆる法定雇用率、当初は一・五%でありましたが、以来身体障がい者の雇用義務化が始まり、それまでの努力義務から法的義務へ転換され、今年で五十年の節目となりました。

厚生労働省が公表した令和七年度の障がい者の雇用状況によれば、全国の民間企業で雇用されている障がい者数は前年より二万七千四百八十八人増の七十万四千六百十人で、対前年度比四%増となり、雇用者数は二十二年連続で過去最高を更新いたしました。

一方で、法律で義務づけられた法定雇用率の二・五%を達成している企業の割合は、全国では四六%、県内では五五・三%と全体の約半数の企業が法定雇用率を満たしていない状況となっており、雇用促進に向け、障がい者が担う業務の選択肢を広げ、やりがいを持って働ける職場環境づくりが必要と考えます。

加えて、現在の法定雇用率二・五%は、今年七月には段階的に二・七%へ引き上げられることが決定しています。

このことから、企業側も長期的視点に立ち、正規雇用を増やすなど、より本格的な対応が求められるとともに、法の趣旨に照らせば、障がい者雇用の促進と拡大に向けて環境整備を図っていくことが重要と考えます。

そこで、県は民間企業における障がい者の法定雇用率の達成に向け、どの

ように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、いわき市の製錬所の一部稼働停止に伴う雇用支援についてです。

二〇二五年度の全国の企業倒産件数は、対前年度比三・六%増の一万五千五百件となり、二年連続で一万件を超えました。

これは、長引く物価高や人手不足、金利の上昇や中東情勢の混乱による原油高などが背景にあるとされており、また、帝国データバンクが発表した県内企業の二〇二六年度の業績見通しによると、減収減益を見込んでいると回答した企業の割合は前年度比四・六%増の三一・一%に上りました。

このような中、いわき市の小名浜製錬株式会社小名浜製錬所が来年三月末を目途に工場における生産の一部を停止し、従業員数約六百名のうち半数にわたる約三百名について、配置転換や希望退職など人員整理を行うとの発表がありました。

小名浜製錬所については、その前身の事業所の時代を含め、いわき市内で六十年以上操業を続けてこられた企業であり、今回の一部稼働停止に伴う雇用の影響は小名浜製錬所のみならず、その取引関連、協力企業を含めると五百人以上の雇用に影響を及ぼすとも言われております。

いわき市では、市長を中心に再就職支援チームを設立し対応するとしておりますが、配置転換や再就職支援の対象となる従業員の再就職の支援については、協力企業も含めて希望に添った再就職ができるよう寄り添った支援が必要と考えます。

そこで、県はいわき市の製錬所の一部稼働停止に伴う離職予定者の再就職支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、放射線の健康影響についてです。

環境省は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の健康影響に関する情報発信事業、いわゆるぐるぐるプロジェクトの調査結果を公表しまし

た。

この事業は、令和三年度から令和七年度までの五年間で実施された取組であり、全国に放射線の科学的知見の周知を図ることを目的に公開講座や企業、学校向けのセミナー、作品コンテストなどを実施し、放射線の健康影響に関する情報発信を展開してきました。

今回公表された放射線健康影響のリスク認知に関わるウェブアンケート調査の結果では、次世代への放射線による健康影響が「起こる可能性は極めて低い」または「起こる可能性は低い」と答えた方の割合が六一・三%となり、事業目標で掲げていた八〇%には届かない結果となりました。

この六一・三%という数字は、裏を返すと三八・七%の国民が放射線による健康影響が起こる可能性が高いと認識していることがうかがえる数字となり、このことから、県としても広く放射線の健康影響に係るリスクコミュニケーションにさらに取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、一つとして、県は県民健康調査の対象地域における次世代への放射線の健康影響について、どのように把握しているのかお尋ねいたします。

二つとして、県は放射線の健康影響に係るリスクコミュニケーションについて、どのように実施していくのかお尋ねいたします。

次に、震災及び原子力災害の伝承活動についてです。

震災と原子力事故から十五年を迎え、震災の記憶や経験のない世代が多くなってきました。

震災や原子力災害の記憶と教訓を次世代にどのように引き継いでいくかが課題となっており、中でも震災語り部の活動も後世にしっかりと伝承していかねばならない取組の一つであると思います。

これまで、県は震災語り部団体を県外へ派遣する事業を実施してきており、令和六年度の派遣回数は四十四件で聴講者数は約四千二百人であり、令和七

年度は五十九件の派遣回数で聴講者数は約五千百人となっており、その二つは高まっています。

一方で、震災語り部の活動は高齢化による担い手不足、運営資金など経済的自立の難しさ、震災を知らない世代への伝承機会の確保などの課題があり、伝承活動継続に向け、将来に不安を感じる声も大きくなっていることから、さらに支援の充実を図っていく必要があると考えます。

そこで、県は語り部による震災及び原子力災害の伝承活動をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、リチウムイオン電池使用製品の処分方法の周知についてです。

リチウムイオン電池は小型、軽量でエネルギー効率が高いことから、様々な身の回りの製品として普及している一方、強い衝撃や高温環境に弱く、それらが原因で発火に至ることがあり、家庭内や交通機関、廃棄物処理施設等で火災等が発生している事象もあります。

環境省の調査によれば、令和六年度の廃棄物処理時のリチウムイオン電池に起因すると疑われる火災事故等が全国で九千九百二十三件発生したとしており、同省はリチウムイオン電池の分別回収を徹底するよう全国の自治体に通知をいたしました。

リチウムイオン電池の発火の危険性を知らずに、誤って不適切なごみ区分で廃棄され、廃棄物処理施設で火災が発生した場合は市町村のごみ、資源物の収集、処分が停止し、生活環境が悪化する危険性もあるため、住民に対して注意喚起を行うことが重要と考えます。

そこで、県はリチウムイオン電池使用製品の処分方法の周知にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、スクールカウンセラーの配置についてです。

文部科学省が令和七年十月に公表した令和六年度児童生徒の問題行動・不

登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、全国的に不登校等児童生徒数、いじめの認知件数、児童生徒の暴力行為の発生件数及び自殺の発生件数が増加傾向にあることが確認されました。

また、本県においても引き続き不登校児童生徒数が増加するとともに、暴力行為は高止まりしていることも示されました。

これは、先が見通せない予測困難な時代の中で、子供たちの問題行動等の要因や背景は複合化、多様化してきており、学校においてはスクールカウンセラーを含めたチームとして組織的に適切に対応することが強く求められている状況を表していると思います。

しかし、本県においてはスクールカウンセラーが全ての学校に配置されてはならず、児童生徒が相談したいときや学校に対応してほしいときに即時に対応できない状況があることも考えられることから、その改善が望まれるところでもあります。

そこで、全ての公立小中学校にスクールカウンセラーを配置すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

次に、ギャンブル依存症対策についてです。

厚生労働省によるギャンブル依存に係る最新の調査結果を見ますと、ギャンブル依存が疑われる者の割合は全国で一・七％とされており、これを本県の二十歳以上の人口に当てはめると、県内では約二万五千人の方がギャンブル依存に該当する可能性があり、この数字は身近な病気であると受け止めるべきと考えます。

実際に私自身、子供さんがギャンブル依存症と診断された親御さんの話を聞く機会がありました。

自分の子供がギャンブル依存症の診断を受けたと受け止めるまでの心の葛藤やその相談機関、専門的治療に結びつくまでの時間と労力など、相応の御

苦労があつたことを伺いました。

また、ギャンブル等依存症に係る専門医療機関は現在県内に一か所しかなく、通院までの時間的制約や財政的負担などと併せ、遠方の地域の方などはなかなか受診しにくい状況ともなっております。

県においても、令和六年三月に策定した福島県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき様々な取組を行っておりますが、ギャンブル依存症は借金や生活困窮、さらには家族、親戚、友人関係の悪化など本人だけの問題ではなく、家族や周囲の方々に大きな負担と影響を及ぼす、言わば社会全体で向かい合うべき課題であると考えます。

そこで、県はギャンブル依存症対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、自転車利用者のヘルメット着用についてです。

令和五年に自転車のヘルメット着用が努力義務化されてから三年が経過いたしました。

警察庁の調査によると、令和七年の本県における自転車用ヘルメットの着用率は二七％で、全国順位では十一位になるなど着実に成果を上げてきていると感じております。

一方で、自転車通学中の交通事故で負傷した生徒のヘルメット着用率は、中学生が七〇・九％であるのに対し、高校生は一・二・八％と極めて低く、約九割が未着用だったという全国調査の結果が報道されました。

高校生は自転車を利用する機会が多く、交通事故に遭うリスクも高いことから、その着用率の低さが課題となっており、愛知県警などは県内の高校生を対象にしたヘルメット着用率向上のためのアイデアを競うコンテストを実施するなど、高校生向けの対策を進めている自治体もあります。

また、警察庁の調査でも、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の致

死率は、ヘルメット着用者と比較し一・四倍高くなっているという結果も出ております。

文字どおり頭部損傷や死亡事故を防ぐためにも、ヘルメット着用の促進が急務であり、安全対策として重要であると考えます。

そこで、県は自転車利用者に対するヘルメット着用の促進に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（佐藤雅裕君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

企業の働きやすい職場づくりについてであります。

若者や女性の県内就職を促進するためには、安心して働き、仕事を通じてやりがいや成長を実感できる職場づくりが重要であります。

このため、県では仕事と育児の両立支援などに取り組む企業を認証する次世代育成支援企業認証制度等により、企業の魅力発信や社会的評価の向上に取り組んでおり、認証件数は目標を上回る状況にあります。

また、国の認定制度である「えるぼし」や「くるみん」などの取得に向けた専門家の派遣や奨励金の支給により、企業の自主的な取組を後押ししております。

こうした流れをさらに加速させるため、今月二日に開催した「感謝！ふくしま」トップセミナーでは、本県が「日本一、攻めの働き方改革が進む県」となることを宣言し、経営者や市町村長の皆さん等と決意を共有いたしました。

今後もワーク・ライフ・バランス推進塾や働き方改革の専門家による伴走支援を通じ、若者や女性に選ばれる職場づくりを一層進め、県内就職促進に

取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（生活環境部長矢戸陽介君登壇）

●生活環境部長（矢戸陽介君） お答えいたします。

リチウムイオン電池使用製品の処分につきましては、県内でも製品に起因する火災により事故等が発生しており、適切な排出などを周知することが重要であります。

このため、これまでの新聞やテレビCM、出前講座等による啓発に加え、環境アプリの更新や3R推進月間における集中的な広報等を通じ、引き続き市町村と連携しながら、適切な処分方法の周知に取り組んでまいります。

次に、自転車利用者に対するヘルメットの着用促進につきましては、各種媒体を活用した広報をはじめ街頭啓発や交通安全教室により、着用の呼びかけを行っているところであります。

今年度は、自転車条例推進会議において、新たに着用率の指標を定めるとともに、高校生の着用促進に向け、県警察が指定する重点校を中心に自転車の安全利用教育を強化することとしています。

引き続き、関係団体との連携の下、ヘルメットの着用促進に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

県民健康調査の対象地域における次世代への放射線の健康影響につきましては、こころの健康度・生活習慣に関する調査において、対象地域の住民に対し、次世代への健康影響について質問したところ、「可能性は非常に高い」または「可能性は高い」と回答した方の割合は、平成二十三年度の六〇・二％から直近の令和五年度では一九・七％へと減少しております。

次に、放射線の健康影響に係るリスクコミュニケーションにつきましては、県民の不安に適切に対応するため、国と連携し、市町村の保健、医療、教育の関係者等を対象とした研修会を開催するほか、県立医科大学に委託している県民健康調査事業において、住民の最も身近な相談先である市町村との情報共有や意見交換を行っております。

引き続き、関係機関等と緊密に連携し、県民の健康不安の軽減を図ってまいります。

次に、ギャンブル依存症対策につきましては、近年大きな社会問題となっていることから、精神保健福祉センターにおける専門相談を含む各種相談の窓口を広く周知するとともに、依存からの回復を目指す自発的プログラムや本人への接し方を学ぶ家族教室の実施により、家族を含めて当事者を支援しております。

引き続き、依存症への理解を深めるフォーラムや専門職のための研修を実施し、支援体制の強化を図りながら、当事者と家族に寄り添ったギャンブル依存症対策に取り組んでまいります。

(商工労働部長菅野 崇君登壇)

●商工労働部長(菅野 崇君) 答えいたします。

県内企業における男性の育児休業取得率の向上につきましては、子育てと仕事の両立を支える上で重要であり、育児休業制度の理解を深めるためのセミナー開催、イクボス宣言の促進、取得期間に応じた奨励金の支給など、両立しやすい環境整備を進めております。

引き続き、経営者の意識改革や職場環境づくりを支援し、男性が育児休業を取得することが当たり前となるよう、さらなる男性の育児休業取得率の向上に取り組んでまいります。

次に、民間企業における障がい者の法定雇用率の達成につきましては、企

業側の障がい者雇用に対する理解を深めることが重要であり、県では多様な人材の活用に向けたセミナーを開催しているほか、福島労働局と連携し、就職面接会を実施しております。

引き続き、国が設置している障害者就業・生活支援センターとも連携しながらマッチング機会の確保に努め、法定雇用率の達成に向け、障がい者の雇用を一層促進してまいります。

次に、いわき市の製錬所の一部稼働停止に伴う再就職支援につきましては、ふくしま生活・就職応援センターいわき事務所において、離職予定者の希望に応じた就職相談やマッチング支援を行っております。

今後もしば市、福島労働局、ハローワーク、経済団体と連携し、情報の把握に努めながら、きめ細かな再就職支援に取り組んでまいります。

(文化スポーツ局長紺野香里君登壇)

●文化スポーツ局長(紺野香里君) 答えいたします。

語り部による震災及び原子力災害の伝承活動への支援につきましては、県内の各学校に対し、震災学習等における語り部の活用を働きかけるとともに、県外に語り部を派遣し、伝承機会の確保に努めております。

また、語り部団体のネットワーク会議を通じた団体間の連携強化や研修による語り部の資質向上に加え、養成講座等により新たな伝承者の育成にも取り組みながら、引き続き語り部の伝承活動を支援してまいります。

(教育長鈴木竜次君登壇)

●教育長(鈴木竜次君) 答えいたします。

スクールカウンセラーの配置につきましては、児童生徒の不登校やいじめ等の未然防止を図る上で重要であることから、全ての公立中学校及び百二十七校の公立小学校に配置しており、配置していない小学校には、要請に応じて近隣の中学校から派遣することにより、全ての児童生徒が相談できる体制

を整えております。

今後も児童生徒の不安や悩みにきめ細かに対応できる環境づくりに努めます。

●副議長（佐藤雅裕君） これをもって、安田成一君の質問を終わります。

通告により発言を許します。四十八番宮川えみ子君。（拍手）

（四十八番宮川えみ子君登壇）

●四十八番（宮川えみ子君） 日本共産党の宮川えみ子です。質問を行います。

イラン戦争による物価高騰、資材不足対策等について。

アメリカの先制攻撃で始まったイラン戦争は、覚書に合意したとはいえ、見通しは不透明です。

米国内では、この無法なイラン攻撃は必要のなかった大失敗とトランプ政権の責任を厳しく問う声も相次いでいます。

この戦争がもたらしている影響は大きく、物価上昇や物資不足は深刻です。

共産党県議団は六月初め、県商工団体、建設、農林漁業など各団体を訪問し、懇談をしました。

資材が入らない、ガソリンスタンドは元売りの系列以外は物が入らず休業する事業者もいる、ナフサ関連資材は入手困難で工場がストップしている、またシンナーは七から八割、断熱材は五割、アスファルトの材料、コールタールが二倍と価格の高騰がすさまじく、コロナ以上に深刻な事態と訴えられました。

二十五日発表の東京商工リサーチによると、九割の企業がナフサ調達量、価格で支障が出ているとしています。

原油及び石油関連製品の需給を正確に把握し、供給と価格安定に取り組むよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

コロナ特例のように雇用を守るため、助成率や上限の引上げ、支給日数の

延長、申請手続の簡素化など、雇用調整助成金の特例措置の実施を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

事業者への休業補償を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

岩手県は、六月定例議会で融資時の保証料、燃料高騰での事業者への支援など補正予算四十七億円を計上しましたが、本県は僅か六億円程度です。

厳しい経営環境に置かれている中小企業等へ県独自の支援を行うべきですが、県の考えを伺います。

年金の目減りや医療費増で苦しむ高齢者、パートの青年が一日カップラーメン二食で暮らしています。

全国市長会も国に産業や住民生活支援対策強化を求めています。

電気、ガス代の補助にとどめず、物価高騰を踏まえた年金や生活保護費の引上げを国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

六月から診療報酬は本体で三・〇九%上がりましたが、焼け石に水で、現場からは一〇%のアップが求められています。

医療機関の資材不足は命に関わる問題です。

臨時の診療報酬改定を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

高市政権の戦争につながる動きと改憲を許さず、憲法を生かし、暮らしと福祉を守る県政について。

国連憲章、国際法違反のイラン攻撃に日本は何も言いません。

アメリカの言うがままの軍事増強はエスカレートし、現在の軍事予算はGDP比二％、十一兆円で、トランプ大統領はさらに日本にGDP比三・五％を要求、関連経費を含めれば五％、三十四兆円となり、一人当たり年間二十八万円にもなります。

高市首相は、殺傷能力のある武器輸出を全面解禁しましたが、憲法上許されないことです。

県内でも、三菱電機が郡山市内に大規模な軍事工場、ミサイルなど殺傷兵器製造工場を建設しています。攻撃の対象にもされる重大な事態です。

世論の六七％が反対、殺傷能力のある武器の輸出に反対すべきですが、県の考えを伺います。

全国知事会などの地方公共団体や労組と協議もせず、軍事優先の論理を公務の現場に公然と持ち込む、県職員も対象となる予備自衛官等兼業特例法の廃止を求めるべきですが、県の考えを伺います。

福島市では、二〇二四年三月から自衛隊の要請に応じ、ペーパーで十八歳の市民の名簿の提出を行っていたことが明らかになりました。

本人の了解なしで個人名簿を渡したことは個人情報保護法違反です。

自衛隊から県立高等学校の生徒名簿の提出を求められても応じるべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

軍事利用につながる、県が管理する空港及び港湾については特定利用空港、港湾にすべきでないと考えますが、県の考えを伺います。

高市首相は、非核三原則のうち、持ち込ませずは日米同盟の邪魔になるとし、現行の安保三文書から削除しようとしています。

世界で核兵器使用の脅威が高まる中、唯一の戦争被爆国である日本政府として、国是である核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則を堅持し、核兵器禁止条約に署名、批准するよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

私は一九四六年二月十四日生まれで、戦後八十年の歴史とともに生きてきました。中国東北部、旧満州に生まれ、終戦後の大混乱の中で母に抱かれて帰国、繰り返し語る母の話で戦争を疑似体験して育ちました。

広い荒野を屋根のない貨車に何日も揺られ、船底に押し込められての長期帰国の旅で、ゼロ歳児の生還は奇跡と言われました。山崎豊子の「大地の子」

を見ながら、運命の分かれ道を思いました。

命をかけても侵略戦争に反対し続けた日本共産党は、私の活動の原点です。日本による侵略戦争と植民地支配は、日本人だけでも約三百十万人、アジアの人々二千万人ものおびただしい犠牲を生み、核の悲劇も受けました。

あの戦争への深い反省の上に立ち、二度と戦争はしないという決意の中で憲法九条はできたのです。

かつて旧満州に出征した経験がある田中角栄元首相は、「戦争を知っているやつがいるうちは日本は安泰だ。戦争を知らない世代がこの国の中核になったときが怖い」という言葉を残しています。

自衛隊が創立以来七十二年間、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していないのは憲法九条があったからです。

高市首相は今年の自民党大会で、一年以内に改憲発議にめどをつけるとしていますが、狙いは九条改憲です。

高市首相は昨年の臨時国会で、台湾有事が起これば、存立危機事態になり得ると重大発言をしました。これまでも緊張をおおる手法で求心力を高めてきました。

今求められるのは、緊張をおおることではなく、徹底した外交努力です。ASEANのように徹底した対話による友好関係をつくることです。

五月九日報道の東京大学と朝日新聞の共同調査で、首相に優先的に取り組んでほしい課題の第一は年金、医療、介護で、改憲は僅か一％に過ぎません。知事は、二月の我が党議員の質問に対し、憲法の三つの基本原則は国民の精神的支柱、国際社会から信任を得たもの、国民のためまね努力によって平和と繁栄が築かれてきたとの認識を示しました。

高市政権の下、国家情報会議、武器輸出の全面解禁、核持込み、公務員の予備自衛官動員、民主主義を圧殺する比例定数削減など、日本国憲法に掲げ

られた国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三つの基本原則が踏みにじられる動きが急速に進んでいます。

現行憲法の三つの基本原則を堅持するよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

降ひよう被害対策等について。

五月の降ひよう被害は、過去二番目の大きさです。

中東情勢による資材高騰、近年の猛暑での負担増に加えての被害であることから、被災農家を直接支援し、営農の継続につなげる支援が必要です。

果樹農家が追加で行う作業のかかり増し経費への支援を増額すべきですが、県の考えを伺います。

ひよう害を受けた農家に対し、農家経営安定資金を無利子で融資すべきですが、県の考えを伺います。

農業経営収入保険について、白色申告でも加入できるように国に求めるとともに、保険料を軽減すべきですが、県の考えを伺います。

昨年産の米の在庫が増加しており、新米が出回れば新米のほうが安くなり、価格の逆転が起きるとも言われています。

二〇二五年産米について、適正な価格で備蓄米として買い上げるよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

熊対策について。

熊による福島県の人身被害は東北一になっています。

被害は広がっていますが、ついにいわき市でも熊目撃が相次いでいます。

最近の熊被害は、今までの常識では考えられないことが多過ぎます。

県は、生息調査を踏まえて、熊の人里への出没防止対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

熊捕獲の知識や技術を持つ県職員の人材を増やし、市町村を支援すべきで

すが、県の考えを伺います。

原発事故対応についてです。

県議団は四月三十日、日本共産党の田村智子委員長、岩渕友参議院議員らと原発事故から十五年が経過する下、檜葉町、双葉町、浪江町、二本松市を訪問し、被災地の実態を調査しました。

いまだ立入りが制限されている帰還困難区域などを歩きながら、被災者の皆さんの声、要望をお聞きしました。

双葉町の平岩副町長は、避難指示解除が一番遅れた双葉町は、復興は緒に就いたばかりで居住人口は三％程度、商工業は二一％、農業は一％程度にとどまり、「避難解除が後発になった自治体にも公平な支援を」と要望されました。

原発事故一年前に分譲した帰還困難区域内の住宅団地では、残されたままの自家用車、樹木が生い茂った庭が十五年の歳月を物語っていました。

浪江町では津島原発訴訟団の皆さんと懇談、「面で汚しておいて、点でしか除染をしない」、「除染をして農業も居住もできるように」、「田んぼは反転耕除染だが、石ころだらけの山砂をかぶせたので、機械が壊れる。水利施設もない。緑萌えるこの季節、このふるさとを元に戻してほしい」と声を詰まらせていました。

帰還意向の有無にかかわらず、帰還困難区域全域の除染を国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

二本松市安達町の県復興公営住宅石倉団地の避難者とも懇談しました。

自治会から求められた復興公営住宅石倉団地の集会所が本来の機能を果たせるよう広く改修すべきですが、県の考えを伺います。

経産省は六月五日、原発の建て替えを二〇四〇年代に約二基から五基、五〇年代に約十一から十四基とする案を原子力小委員会に提示しました。福島

原発事故の反省なし、無責任極まりないものです。

去る六月十一日のふくしま復興共同センターの政府交渉でも、国は事故が起きないとは言えませんでした。

原発事故の被災県として、国が示した原発建て替えを含む行動指針改定案は認められないとの立場を表明すべきですが、県の考えを伺います。

原発優先のため、再エネ電気は余れば捨てる、抑制されていますが、今年度全国の再エネ出力抑制量は六十万世帯分、東北電力管内だけでも十九万世帯です。いずれも過去最大となる見通しです。女川原発などの稼働が大きな要因です。

原発優先の再エネの出力抑制をやめるよう国に求めるべきですが、県の考えを伺います。

原発事故の影響によるシイタケ原木の追加賠償について。

経産省が東京電力の報告を丸のみにし、農家の追加賠償にまともに応えていませんでした。

岩渕参議院議員は、県議団と共に県森林組合連合会で話を聞き、国会で取り上げました。

シイタケ原木に係る追加賠償を東京電力に求めるべきですが、県の考えを伺います。

県は、原発事故に関する商工業、農業の追加賠償について、実態調査と被害者からの請求に誠実に対応するよう東京電力に求めるべきです。

賠償問題に限らず復興の在り方、国の原発推進の姿勢など、認識を共有する必要があります。

オール福島を体现する原子力損害対策協議会の全体会議を開催すべきですが、県の考えを伺います。

教育行政についてです。

国は、産業界が求める人材育成のため、各都道府県で三から四校を選出させ、一校当たり十から二十億円も投入するN・E・X・T・ハイスクール構想を推進します。

深刻な教員不足や施設整備は後回しにして、二千九百五十億円もの巨費を投じる異常さです。

N・E・X・T・ハイスクール構想に基づく事業は学校間格差を招き、教育をゆがめるものであり、やめるべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

高校生らが死傷した沖縄県辺野古沖での小型船転覆事故は、当然安全管理上の問題が厳しく問われる重大な問題です。

一方、文科省が研修旅行の学習内容が教育基本法に違反するとし、所管の京都府を飛び越え、当該高校を指導したこと、さらに全国の学校に平和学習の内容を調査するとしていることは、教育基本法第十六条が禁止している教育内容への介入です。

もともと日本は政治教育をタブー視していますが、県立高等学校が主権者教育や政治教育に萎縮することなく取り組むため、国に介入しないよう求めるべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

高校体育館のエアコン設置に着手することは歓迎するものです。

私も昨年カムチャツカ沖地震で、猛暑の中、避難所である市営体育館に行き、必要性を強く感じていました。しかし、七年計画は遅過ぎます。

急激に進む気候危機の下、県立高等学校及び県立特別支援学校の体育館へのエアコン設置を早急に進めるべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

県立高等学校の体育館にP・T・Aが設置したエアコンの稼働に係る経費について支援すべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

県立学校の光熱水費を含めた維持管理経費を大幅に増額すべきですが、県

教育委員会の考えを伺います。

部活動の移動での安全対策についてです。

磐越道でのマイクロバス事故は、全国に衝撃を与えました。

部活動は子供の成長、発達にとって重要な活動であり、安全は守られなければならないと思います。

公立学校の部活動における遠征等のバス利用の実態を踏まえ、財政支援を検討すべきですが、県教育委員会の考えを伺います。

いわき市小名浜地域の雇用維持について。

小名浜製錬が二〇二七年三月で銅精鉱処理の停止を発表しました。

この一年で堺科学、三菱ケミカル、東邦亜鉛など、小名浜地域から事業撤退、縮小が相次いでいます。

直接雇用だけでも六百人、関連雇用では千五百人近くが失われるというところで、いわき市は県も入る雇用を守る支援組織を設立しました。

事業の縮小や撤退を行う小名浜地域の企業に雇用を守るよう求めるとともに、正規、非正規を含め失業者全員の雇用を守る対策をすべきですが、県の考えを伺います。

女性用トイレの改善についてです。

国土交通省は、六月十二日に駅や公共施設のトイレの数の男女格差を改善するためのガイドラインを決定しました。

行政や施設の設計、管理者がトイレを整備する際に、利用者が男女同数の施設では、女性個室数が男性個室数以上になる基準を定めるよう求めました。女性用トイレの行列解消に向け、公共性の高い施設の女性用トイレの数を増やすべきですが、県の考えを伺います。

最後に申し上げます。

知事は立候補表明に当たり、進行形の危機、原発事故風化、目の前の危機、

人口減少と言います。

福島県は原発事故以来、十年早く過疎や人口減少が進むと言われましたが、そのことに誠実に向き合ってきたかどうか、また原発事故の風化を言うのであれば、風化を助長する原発依存回帰にはつきりと国に物を申してこそです。

以上申し上げます、終わります。(拍手)

●副議長(佐藤雅裕君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 宮川議員の御質問にお答えいたします。

憲法の三つの基本原則についてであります。

我が国が戦後、今日の平和と繁栄を手にすることができたのは、国民のたゆまぬ努力はもとより、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三つの基本原則を掲げた憲法の制定が国民の精神的支柱となり、平和を希求する国家として国際社会からの信任を得たことが大きかったためであると認識しております。

私は、これからもこうした憲法を原点として県政運営に当たってまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長(國分 守君) お答えいたします。

武器の輸出につきましては、我が国の安全保障上の観点から、国において対応されるものと認識しております。

次に、予備自衛官等兼業特例法につきましては、国において予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資することを目的として総合的に判断し、制定されたものと考えております。

次に、核兵器禁止につきましては、人類共通の願いである恒久平和の実現

が図られるよう、国において核兵器のない社会の実現に向けた議論を深めていくべきと考えております。

（企画調整部長市村尊広君登壇）

●企画調整部長（市村尊広君） お答えいたします。

原発建て替えを含む行動指針改定案につきましては、国の原子力政策に関わるものであり、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

次に、再エネの出力抑制につきましては、現在国において蓄電池の導入支援や再エネ電気を他の地域へ送る地域間連系線の整備などの対策を行っており、県といたしましては、これらが着実に進められるよう国に求めているところであります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） お答えいたします。

熊の人里への出沒防止対策につきましては、精度の高い手法による継続的な生息調査に基づき捕獲を行っております。

今後とも、こうした調査を踏まえながら、県管理河川の刈り払いや熊を誘引する果樹等の除去、侵入防止柵の設置等に取り組むなど地域と連携し、熊の出沒防止対策を進めてまいります。

次に、熊捕獲の知識や技術を持つ県職員につきましては、麻酔銃による捕獲を行う獣医師を配置するとともに、今年度は新たに野生鳥獣対策の専門職員を雇用し、市町村の要請に基づき職員派遣を行っているところであります。引き続き、こうした取組を充実させながら、市町村の熊対策を支援してまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

物価高騰を踏まえた年金や生活保護費の引上げにつきましては、国が社会経済情勢等を総合的に勘案し、判断するものと認識しております。

なお、生活保護費においては、全国知事会を通して物価上昇等を反映した見直しを国に求めたところであり、本年十月から生活扶助費に特例的に加算措置が実施されることとなっております。

次に、臨時の診療報酬改定につきましては、令和八年度診療報酬改定において近年にない大幅な改定がなされたほか、実際の物価等の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営に支障が生じた場合には必要な調整を行うこととされております。

引き続き、国に対し社会経済情勢の急激な変化に適切に対応するよう求めてまいります。

（商工労働部長菅野 崇君登壇）

●商工労働部長（菅野 崇君） お答えいたします。

原油及び石油関連製品の供給と価格安定につきましては、今月国に対して要望したところであります。

次に、雇用調整助成金の特例措置につきましては、経済状況や雇用情勢などを踏まえて国が決定するものであります。

県といたしましては、今後の雇用情勢及び国の対応を注視してまいります。

次に、事業者への休業補償につきましては、資金繰りのための無利子、無担保での融資制度の創設やセーフティーネット貸付けのさらなる要件緩和を講じるよう、全国知事会を通して国に求めているところであります。

次に、中小企業等への県独自の支援につきましては、中小企業診断士等の専門家派遣や県制度資金による資金繰り支援を行っております。

また、エネルギー価格高騰の影響を踏まえ、特別高圧電力やLPガスの使

用者に対して料金の負担軽減を図るなど、今後とも中小企業の経営安定化に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、小名浜地域の企業における事業縮小や撤退に伴う雇用につきましては、ふくしま生活・就職応援センターいわき事務所において、離職予定者の希望に応じた就職相談やマッチング支援を行っております。

今後関係機関等と連携し、情報の把握に努めながら、きめ細かな再就職支援に取り組んでまいります。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君）お答えいたします。

果樹農家への作業のかり増し経費の支援につきましては、ひょう害を受けた果実の摘果、剪定など、追加で必要となる全ての作業に要する経費に基づいて助成額を算出しております。

次に、農家経営安定資金につきましては、県が利子補給を行うことにより農業者の金利負担を軽減しております。

なお、JAから融通を受ける場合は、JAグループ福島の協力により無利子となります。

次に、収入保険につきましては、農業者の収入を正確に把握する必要があることから、制度上青色申告者が対象となっております。

また、今回の降ひょうによる被災農家が新たに収入保険に加入する場合、保険料への補助を増額し、負担軽減を図っております。

次に、備蓄米の買上げにつきましては、現在在庫水準が低下していることから、県や関係団体で構成する福島県水田農業産地づくり対策等推進会議において、食料安全保障や需給安定の観点から国に対応を求めたところであり、引き続き動向を注視してまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

県が管理する空港及び港湾につきましては、民間運送の用に供する施設として整備したものであり、自衛隊や海上保安庁が平素から訓練等で利用できる特定利用空港、港湾とすることは考えておりません。

しかしながら、大災害時などにおきましては人命救助が最優先の課題でありますので、災害派遣要請に基づく自衛隊機の使用、あるいはこれを想定した防災訓練などのための使用は必要なものであると考えております。

次に、復興公営住宅石倉団地の集会所につきましては、入居者同士の交流を図る場として、団地の規模や国の整備基準等を踏まえ、避難元自治体とも協議の上、適正な規模で整備したところであります。

次に、公共性の高い施設の女性用トイレにつきましては、今月国において、男女を問わず誰もが快適にトイレを利用できるようガイドラインを策定したところであり、施設設置者等の当該ガイドラインへの理解促進が重要であると考えております。

（風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事半澤浩司君登壇）

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事（半澤浩司君）お答えいたします。

シイタケ原木に係る賠償につきましては、関係団体等と東京電力において引き続き協議が行われるものと考えております。

県といたしましては、その状況を注視するとともに、東京電力に対し、農林業の営業損害について、個別具体的な事情等に応じて柔軟に対応し、被害者の立場に立った賠償を行うよう引き続き求めてまいります。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、これまで構成団体から損害賠償に関しての意見を伺った上で内容を取りまとめ、国及び東京電力に対し要望活動等を実施してまいりました。

引き続き、適時適切な協議会の活動を通し、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

（避難地域復興局長佐藤安彦君登壇）

●避難地域復興局長（佐藤安彦君） お答えいたします。

帰還困難区域の除染につきましては、五市町の特定帰還居住区域において進められております。

引き続き国に対し、地元自治体の意向を十分に踏まえながら、除染をはじめとする様々な課題の解決を進め、帰還困難区域全ての避難指示解除に最後まで責任を持つて取り組むよう求めてまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

自衛隊への生徒名簿の提出につきましては、自衛隊法施行令上、県教育委員会に対する求めは規定されておりません。

県立高校が保有する生徒名簿などの情報は、適切な教育活動の実施や緊急時の対応等における利用を目的とし、法令に基づく場合を除き、本人等の同意を得ずに目的外で利用することは考えておりません。

次に、N・E・X・T・ハイスクール構想に基づく事業につきましては、高校教育改革を先導する拠点校を選定し、先駆的な取組を進め、その成果やノウハウを県内の高校に共有、普及するなど、県全域の高校教育改革を牽引するものであることから、本県の未来の成長分野を見据えた人材育成に向けて取組を推進してまいります。

次に、県立高等学校における主権者教育や政治教育につきましては、生徒が社会や政治への関心を高め、自ら考え、主体的に判断する力を養うことが大切であります。

このため、社会の諸課題について、特定の政治的立場や思想に偏ることな

く、客観的な事実や多様な見解をバランスよく取り入れ、対話を通して多角的、多面的な思考を養う指導を県教育委員会が主体となって推進してまいります。

次に、県立高等学校及び県立特別支援学校の体育館へのエアコン設置につきましては、今年度から指定避難所とされている体育館を優先して計画的に進めることとしております。

次に、県立高等学校の体育館にP・T・Aが設置したエアコンの稼働に係る経費につきましては、特別教室も含め県費による支援を計画的に進めてまいります。

次に、県立学校の光熱水費を含めた維持管理経費につきましては、各学校の規模や設備の状況等を踏まえるとともに、要望等を調査した上で必要額を確保しており、今後とも学校を取り巻く様々な動向にも配慮しながら、予算の適切な配分に努めてまいります。

次に、公立学校の部活動における遠征等のバス利用への財政支援につきましては、遠征等の移動に要する費用は受益者による負担が基本であると認識しております。

●四十八番（宮川えみ子君） 知事に再質問いたします。

知事は三つの原則が大事ということで、平和と繁栄があったというふうに見解を述べられましたが、非常に大事なことだと思います。

しかし、実態は高市政権の下、個人情報保護の保護に反する国家情報会議や殺傷兵器を含む武器輸出の全面解禁、平和主義に反する核持込み、予備自衛官動員、国旗損壊処罰法、民主主義を圧殺する比例定数削減など、日本国憲法に掲げられた国民主権、基本的人権、平和主義と大きく乖離するような動きが急速に進んでいます。

そして、これらの動きは、先ほど申し上げましたように県民生活に直結す

るものになってきます。

改めて県民の暮らしと福祉、平和を守る立場から現行憲法の三つの基本原則を堅持するように国に求めていると思いますが、知事の考えを再度伺います。

それから、教育長へ二点質問いたします。

県立高校へのエアコン設置についてですが、急激に進む気候危機の下、エアコンがないという体育館の状況は、子供の健康やスポーツを実施する上でも、もちろん避難所としてもそうなのですが、非常に大事なことになると思うのです。ですから、これを早急に進めるべきだと思いますけれども、再度お聞きしたいと思います。

それから、二点目なのですが、PTAが設置したエアコンの稼働に係る経費なのですが、避難所の指定をしないと支援しないということはないようにしてほしいと思うのです。

PTAが設置したエアコンが体育館についている県立高校は県内に五校あるのです。そのうち四校が避難所の指定になっています。

ところが、いわき総合高校は、去年カムチャツカ地震で実際は避難所になったのです。そして、知事もよかったと言ってくれました。この高校は指定されていないのです。

やっぱりこれからPTAでつくるといふうなところも、あまり遅くなるという動きも出てくると思うのです。ですから、不公平がないように、避難所に指定されているか、されていないか、それにかかわらず、PTAが設置したエアコンの稼働に係る経費については全て支援をしてほしいと思いますが、再度質問いたします。

それから、商工労働部長に質問いたします。

国は、地方への重点交付金はたった一千億円の補正しかやらなかったの

す。県も今度の六月議会でもほとんどないですよ。

やっぱり県も直接関係団体の皆さんから要望を聞いたと思うのですが、先行きが見えない、今本当にずっと大変な時代が続いているのです。ですから、私は県独自で支援するということは、非常に大事になってきていると思うのです。

福島県は、全国で二番目に赤字企業の割合が多い県です。中小企業を助けて倒産を防げれば、雇用も守れるし、税金も入るし、私はそれが県の役割だと思うのです。ですから、国待ちではなくて中小企業等への県独自の支援を行うべきだと思いますが、再度商工労働部長の答弁をお願いいたします。

●知事（内堀雅雄君） 宮川議員の再質問にお答えいたします。

現行憲法の三つの基本原則につきましては、憲法が我が国の最高法規であることに鑑み、当然に守られるべきものであると考えております。

●商工労働部長（菅野 崇君） 再質問にお答えいたします。

県独自の支援でございますが、本県といたしましても、中小企業の声を聞きながら対応しているところでございますが、現在県で行っております外的変化対応資金、これによっても経営が不安定になっている企業へ対応できるようにしております。

また、昨年度の補正予算におきましても、経営環境の変化に対応して、企業のニーズに応じて支援を行えるような体制を取っております。

また、今般、六月補正におきまして特別高圧電力、LPガスを使用されている方の負担の軽減も今考えているところでございます。こういった対策を取りながら、中小企業の支援に努めてまいります。

●教育長（鈴木竜次君） 再質問にお答えいたします。

県立学校の体育館へのエアコン設置につきましては、適切な学習環境の確保のため、その必要性は認識しているところであり、計画的に設置を進めて

まいる考えであります。

次に、PTAが設置した県立学校の体育館のエアコンの稼働経費への支援につきまして、特別教室も含めて計画的に進めることとしており、議員御指摘のいわき総合高校につきましても同様の考え方で進めていく考えであります。

●四十八番（宮川えみ子君）再質問いたします。

教育長にPTA設置のエアコンの経費の支援ですが、不公平がないようにぜひやってほしいと。いわき総合高校は避難所に指定されていないのですけれども、避難所になったのです。そして、本当に皆さん喜んでいたのです。そこを支援しないなどということは絶対ないようにお願いしたいのです。

ですから、公平にやるということであれば、そこはちゃんと支援をしてほしいと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

それから、商工労働部長なのですが、いろいろおっしゃっていただきましたけれども、イラン戦争は最近の状況なのです。

そしてそれもまだ続いているということなので、これをやっぱり的確に捉えて、国待ちでなく県独自で支援をしてほしいということで再度答弁をお願いします。

それから、同じく商工労働部長への質問は、小名浜地域の雇用の維持についてなのですが、最近の情報では、いわき市泉町にある日産自動車の事務系職員の百人も希望退職を募ると報道されているのです。

東京商工リサーチの昨年の十一月の集計では、リストラを計画している上場企業のうち六割は黒字です。目先の利益を増やして、自社株買いに巨額のお金を充てていると、黒字でも首切りをやるという流れです。

さらに、IT化、デジタル化による産業構造の激変です。

ですから、私が質問しているのは、会社に対してやっぱり雇用を守れとい

うようなことを働きかけてほしい。これは一回目の質問に入っていますから、そのことに対して答弁をお願いしたいと思います。

それから、知事に再々質問をさせていただきたいと思っています。

五月三日の憲法記念日は有明防災緑地で五万人、六月十九日の国会前の行動は二万六千人、全国各地で、そして県内で、私の住んでいるいわき市でも戦争反対、憲法九条守れのアピールスタンディングが行われています。

毎週行われているいわき駅で、「心配で、どこかで自分の気持ちを言いたい」と参加された女性の方、また呼びかけが行われるたびに飛び入りの高校生が、入れ替わり立ち替わりマイクで憲法前文や九条を読んで訴えているなど激変です。中には「俺、死にたくない、殺したくない」、こう叫ぶ高校生もいます。

知事におかれましては、この現状、この若者、県民の声を受け止めて、憲法の三原則を堅持するように国にぜひ求めていただきたいと思います。再度お伺いいたします。

それから土木部長、石倉団地、適正規模だと言いますが、そこに介護施設が入っていて、本当に集まらない狭い状態になっております。

現場をよく見て、そして皆さんがあちこちから避難して、本当に寂しい思いをしています。そういうときにちゃんと集まれるようにしてやるというのが、本当に大事なことだと思っております。再度答弁をお願いいたします。

●知事（内堀雅雄君）宮川議員の再質問にお答えいたします。

憲法の三つの基本原則についてであります。

私は、こうした憲法の精神を原点として県政運営に当たってまいります。

●商工労働部長（菅野 崇君）再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました県独自の支援でございますが、物価高などの環境変化につきましては昨年度中からも行っておりまして、現在さらに物価高な

どが継続いたしております。

昨年度対応いたしました補正予算などで既に対応できるようにはなっておりますが、重ねて今回、特別高圧電力、LPガスに対する補正予算を計上したところでございます。

それから、いわき市の事業の雇用の継続というところでございますが、これにつきましてもしっかりと企業側の考えなどを確認しながら、関係機関とも連携して、きめ細かな再就職支援に取り組んでまいります。

●**土木部長（矢澤敏幸君）** 再質問にお答えいたします。

石倉団地の集会所につきましては、避難元である町の意見も取り入れ、国の整備基準に基づく規模で整備しているところであります。

●**教育長（鈴木竜次君）** 再質問にお答えいたします。

P T Aが設置したいわき総合高校の体育館のエアコンの稼働経費への支援につきましても、特別教室も含めて計画的に進めてまいる考えであります。

●**副議長（佐藤雅裕君）** これをもって、宮川えみ子君の質問を終わります。

本日は、以上をもって議事を終わります。

明七月一日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号までに対する質疑並びに議案撤回の件及び請願撤回の件であります。これをもって散会いたします。

午後四時二十八分散会

令和八年七月一日（水曜日）

午後一時一分開議

午後四時四十五分散会

議事日程

午後一時開議

一、日程第一 県の一般事務に関する質問

二、日程第二 知事提出議案第一号から第二十九号まで

1 付議議案に対する質疑

2 各常任委員会付託

三、日程第三 議案撤回の件

四、日程第四 請願撤回の件

五、議長提出報告第六号 請願文書表

本日の会議に付した事件

一、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号

までに対する質疑

二、知事提出議案第一号から第二十九号まで各常任委員会付託

三、議案撤回の件

四、議員提出議案第四百七十七号から第四百五十九号まで

1 付議議案に対する質疑

2 各常任委員会付託

五、請願撤回の件

六、議長提出報告第六号 請願文書表

出席議員

一 番	金澤拓哉君	二 番	菅田憲孝君
三 番	木村謙一郎君	四 番	矢吹貢一君
五 番	石井信夫君	六 番	佐藤徹哉君
八 番	半沢雄助君	九 番	猪俣明伸君
十 番	山田真太郎君	十一 番	吉田誠君
十三 番	佐々木恵寿君	十四 番	山内長君
十五 番	渡辺康平君	十六 番	鈴木優樹君
十七 番	渡邊哲也君	十八 番	江花圭司君
十九 番	鳥居作弥君	二十 番	真山祐一君
二十一 番	安田成一君	二十二 番	渡部英明君
二十三 番	三村博隆君	二十四 番	大橋沙織君
二十五 番	水野透君	二十六 番	山口信雄君
二十七 番	佐藤郁雄君	二十八 番	佐藤義憲君
二十九 番	佐々木彰君	三十 番	高宮光敏君
三十一 番	水野さちこ君	三十二 番	伊藤達也君
三十三 番	荒秀一君	三十四 番	橋本徹君
三十五 番	大場秀樹君	三十六 番	宮本しづえ君
三十八 番	山田平四郎君	三十九 番	佐藤政隆君
四十 番	先崎温容君	四十一 番	鈴木智君
四十二 番	佐藤雅裕君	四十三 番	安部泰男君
四十四 番	三瓶正栄君	四十五 番	佐久間俊男君
四十六 番	高野光二君	四十七 番	古市三久君
四十八 番	宮川えみ子君	四十九 番	長尾トモ子君
五十 番	満山喜一君	五十一 番	渡辺義信君
五十二 番	太田光秋君	五十三 番	佐藤憲保君

説明のため出席した者	五十四番	今井久敏君	五十五番	宮下雅志君	総務部	秘書課長	佐藤讓君	藤城良教君	企業局	総務部主幹	成井祥君	安藤靖雄君	病院局	挾間章博君	阿部俊彦君	鈴木竜次君	成田良洋君	千葉悦子君	伊藤智樹君	山本真一君	森末治君	佐藤みゆき君	渡辺仁君	議会事務局職員
	五十六番	亀岡義尚君	五十七番	瓜生信一郎君		企業局長	安藤靖雄君	阿部俊彦君		鈴木竜次君	成田良洋君	千葉悦子君		伊藤智樹君	山本真一君	森末治君	佐藤みゆき君	渡辺仁君						
県	五十八番	神山悦子君	五十九番	瓜生信一郎君	総務部	秘書課長	佐藤讓君	藤城良教君	企業局長	総務部主幹	成井祥君	安藤靖雄君	病院局	挾間章博君	阿部俊彦君	鈴木竜次君	成田良洋君	千葉悦子君	伊藤智樹君	山本真一君	森末治君	佐藤みゆき君	渡辺仁君	
	知事	内堀雅雄君	鈴木正晃君	佐藤宏隆君	國分守君	細川了君	市村広君	穴戸陽介君	菅野俊彦君	菅野崇君	小貫薫君	矢澤敏幸君	岸孝志君	岸孝志君	半澤浩司君	半澤浩司君	佐藤安彦君	紺野香里君	菅野香里君	菅野香里君	菅野香里君	菅野香里君	菅野香里君	

事務局 局長	白石 孝之君
事務局 次長	金 澤 泉君
総務 課 長	菅 野 義君
政務調査 課 長	後 藤 康 治君
議事課 課 長補佐	秋 山 邦 之君
議事課 主任主査	中 村 大 君
議事課 主任主査兼 委員 会 係 長	齋 藤 幸 恵君

午後一時一分開議

●副議長（佐藤雅裕君）この際、私が議長の職務を行います。

ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●県の一般事務に関する質問及び知事提出議案 第一号から第二十九号までに対する質疑

●副議長（佐藤雅裕君）直ちに日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括し、県の一般事務に関する質問及び知事提出議案第一号から第二十九号まで、以上の各案に対する質疑を併せて行います。

通告により発言を許します。十四番山内長君。（拍手）

（十四番山内 長君登壇）

●十四番（山内 長君）自由民主党議員会、山内長です。令和八年六月定例会一般質問を行います。

まず初めに、福島復興についてです。

このたび、天皇后両陛下御一家におかれましては、四月六日、七日、本県を御訪問され、被災地の復興状況を御視察いただきました。被災地域に寄り添われるお姿は、県民に大きな励ましと希望を与えるものでありました。

東日本大震災及び原子力災害から十五年が経過し、本県ではインフラ整備や避難指示解除、産業再生など一定の復興が進んでおります。

一方で、人口減少や風評・風化、帰還困難区域の課題、医療、福祉人材不足、地域コミュニティの再生など、復興はなお道半ばであります。

特に浜通り地域においては、復興拠点整備や企業立地が進む一方、住民帰還率は十分とは言えず、真の復興とは何かが改めて問われております。

また、中通り、会津地域におきましても人口流出や地域経済の縮小などが続いており、さらに全国的に震災の記憶の風化が進む中、福島が経験した教訓を次世代へ継承し、防災・減災や地域再生へ生かしていくことも重要であります。

こうした中、本県が今後目指すべきは単なる復旧ではなく、若者が定着し、安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の構築であり、福島ならではの新しい価値を創造する創造的復興であると考えます。

そこで、知事は東日本大震災及び原発事故から十五年が経過した本県の現状をどのように認識し、今後の福島の復興再生に取り組んでいく考えなのか尋ねます。

次に、ふくしまDCの取組と今後の観光戦略についてです。

本年四月より開催したふくしまデステーションキャンペーンでは、県をはじめ市町村、観光団体、交通事業者、民間事業者などが一体となり、約五百の特別企画を展開し、本県の豊かな自然、温泉、食、歴史文化、さらには震災からの復興の姿を全国へ発信することで、県内各地で多くのにぎわい

につながったと伺っております。

こうした盛り上がりは、プレDCから積み重ねてきた誘客促進の情報発信や観光素材の磨き上げ、地域の受入れ体制整備など、多くの関係者の努力によって実現した成果であり、継続的な交流人口の拡大や地域経済の活性化へ結びつけていくための大変重要な要素であると考えております。

そのため、来年開催されるアフターDCやその後の観光振興を見据え、DCで実施した特別企画を持続可能なコンテンツとしてさらに磨き上げ、観光のレガシーへと進化させる取組が求められております。

そこで、県はアフターDCに向け、地域の観光コンテンツの磨き上げにどのように取り組んでいくのか尋ねます。

また、今回のDC期間中、県では幅広い観光産業への支援策として県内宿泊を促進する「また来て。」割を併せて実施したところで。

このキャンペーンを活用し、県内外から多くの旅行者が本県を訪れたほか、旅館、ホテルの事業者からも大変好評であったとの声も伺っております。

そこで、「また来て。」割の実施状況について尋ねます。

次に、福島空港台湾便の定期便化についてです。

本県の外国人延べ宿泊者数は、東日本大震災及び原発事故の発生で大きく落ち込みましたが、徐々に回復し、二〇二五年は三十四万人泊と過去最高を更新しました。

特に台湾は十八万人泊で、全体の半数以上を占めております。

先日、県議会日台友好議員連盟において佐藤政隆議連会長を筆頭に訪台し、台湾与党、民主進歩党、徐国勇秘書長や福島医大と共同研究している医薬品製造会社、外務省総領事等との意見交換をしてまいりました。

その中では、あいせき列車只見線の交流や観光、教育など、日台のますますの交流を図っていくことを確認したところです。

一方、台湾からは台湾人口の四人に一人が来日しているそうですが、日本から台湾への数が少ないとの現状もお話いただきました。

福島空港においても日台便が週二便、チャーター便として運航しておりますが、今後、台湾便の定期便化を進めるためには福島空港からのアウトバウンドを増やし、双方向の交流を進めることが重要だと考えます。

そこで、県は福島空港台湾便の定期便化に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、インバウンド誘客強化についてです。

本県のインバウンド宿泊者数は回復傾向にありますが、全国と比較すると、まだ十分な成果が出ているとは言えないのではないのでしょうか。

本県には、スキーリゾートや私のふるさと、会津をはじめとした県内各地域の侍文化、歴史、伝統文化、自然や温泉など、他県にはない数多くの魅力や震災と原子力災害からの復興の歩みを学ぶホープツーリズムなど、本県でしか体験できないものもあります。

こうした福島ならではの資源を生かし、浜通り、中通り、会津を巡る周遊につなげ、一度訪れた方が再び訪れたくなるような観光地域づくりを進めることが重要と考えます。

とりわけヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアといった、いわゆる欧米豪市場からの訪日旅行者は、一般的に訪問一回当たりの旅行費用も大きく、地域経済への波及効果が高い市場であると聞いております。

そこで、県はインバウンドの誘客強化にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、福島イノベーション・コースト構想と産業振興についてです。

東日本大震災及び原子力災害からの復興を進める本県において、福島イノベーション・コースト構想は浜通り地域を中心とした創造的復興を実現する

重要な国家プロジェクトです。

二〇一七年度に構想が始動してから、廃炉やロボット、ドローンなどの重点分野を中心として研究開発や実証拠点の整備、さらに企業の呼び水となる各種支援制度など、様々な取組により産業集積が進められてきました。

その構想をさらに発展させる復興の拠点である福島国際研究教育機構、FIREIはロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学、創薬医療、原子力災害に関するデータや知見の集積、発信などの分野において、世界水準の研究開発と人材育成を進める拠点として期待されております。

また、本県では南相馬市を中心にロボットテストフィールドが立地しており、ロボットやドローンによる災害対応、物流、インフラ点検に向けた研究開発や実証が進められております。

昨年はワールドロボットサミットも開催され、国内外の企業、大学を相手に県内企業、大学のチームが健闘するなど盛り上がりを見せました。

ロボット関連産業は、地域経済の活性化や若者の定着、雇用創出につながる大きな可能性を有しており、本県復興の柱の一つとしてその集積を進めていくことが重要であると考えます。

そして、世界有数規模の再生可能エネルギー由来の水素製造施設である福島水素エネルギー研究フィールドを活用した水素社会の実現に向けた取組も進められております。

さらに、本県は医療機器用部品の出荷額が全国第一位となるなど高い技術力を有しており、医療関連産業は本県経済を支える重要な成長分野となっております。

一昨年、ドイツ・デュッセルドルフの世界最大の医療機器展示会であるMEDICAを調査してまいりました。

日本からは百四十社、本県より五企業が出展しておられ、日本ブランドの

品質は高く評価されておりました。

地域経済のさらなる活性化に向けては、県内企業が有する優れた技術により生み出された製品の販路拡大が重要であります。

一方、こうした研究成果や先進的な取組を県内企業の成長や雇用創出、若者の定着、地域経済の活性化へ結びつけていくこと、また研究成果の社会実装や事業化、企業誘致、人材育成、水素利活用、インフラ整備などについてもより一層推進が求められております。

人口減少が進む浜通りにおいては、人が集まり、住み、働き続けられる地域づくりにつなげていくという視点が重要であり、福島イノベーション・コースト構想の成果を県全体へ波及させていくことが求められております。

そこで、県は福島イノベーション・コースト構想の進捗状況を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、県はFIREIにおける研究成果を県内産業へ波及させるため、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、県はロボット関連産業の集積にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、県は水素社会の実現に向け、モビリティ分野における水素利活用拡大にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、県は医療関連産業における県内企業の販路拡大にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、健康寿命の延伸について伺います。

先般、福島県立医科大学において、糖尿病患者の重症化リスクを人工知能によって予測する世界初のシステム、福島医大糖尿病未来予測ナビが開発されたとの報道がありました。

AIを活用して患者ごとの将来的な重症化リスクを予測することで早期治

療や生活改善を促すものであり、糖尿病の重症化予防などの予防医療の推進に大きく寄与するものと期待しております。

糖尿病は、重症化により人工透析や心疾患、脳血管疾患など深刻な合併症を引き起こす可能性があり、患者本人の生活の質の低下だけでなく、医療費の増加にも大きな影響を及ぼしております。

特に本県では生活習慣病対策が重要な課題であり、早期受診の促進による糖尿病の重症化予防は、県民健康寿命延伸に向け不可欠な取組であります。

そこで、県は糖尿病の重症化予防にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、CKDの関心を高め、地域医療に生かすことが必要という観点から質問します。

慢性腎臓病、いわゆるCKDとは、腎機能の低下や尿たんぱく異常が続く状態を指し、進行すると人工透析が必要になる疾患であります。

高血圧、糖尿病、心疾患とも深く関係し、医療費の増大にも大きく影響しております。

成人の五人に一人がCKDに該当すると推定されており、今や新たな国民病とも言われています。

CKDは人工透析の主な原因となる疾患であり、県民の健康寿命延伸と医療費適正化の観点からも健康診断や特定健診の結果を見過ごさず、リスクのある方を早期に発見し、適切な医療へとつなぐ橋渡しが重要であります。

そこで、県は慢性腎臓病、いわゆるCKDへの対策にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、原子力災害における広域避難についてです。

本県は、原子力災害による未曾有の被害を経験し、多くの県民が長期にわたる避難生活を余儀なくされました。

避難の過程では、情報伝達の混乱や避難経路の不足、要支援者への対応、避難先での生活環境など、様々な課題が浮き彫りとなりました。

現在、県及び関係市町村において原子力災害広域避難計画に基づく避難訓練などが行われておりますが、複合災害への対応、避難経路や交通手段の確保、医療機関、福祉施設入所者への支援、さらには住民への周知徹底など、原子力災害への対応には多くの課題があります。

原子力災害発生時における有効性のある広域避難体制の構築は、県民の命と安全を守る上で極めて重要であり、避難計画は策定するだけでなく、実際に災害が発生した場合の有効性を検証していくことが重要であります。

そこで、県は市町村の原子力災害広域避難計画の実効性を高めるため、どのように取り組んでいるのか尋ねます。

次に、少子化対策についてです。

総務省の推計によりますと、十五歳未満の子供の数は全国で千三百二十九万人となり、四十五年連続で減少したとの報道がありました。

少子化の進行は、地域経済の縮小や労働力不足、地域コミュニティの維持など、我が国全体の将来に大きな影響を及ぼす深刻な課題となっております。

本県は東日本大震災及び原子力災害以降、若年層の流出が続いており、その結果、婚姻数や出生数の減少に伴い、全国を上回る速度で少子化が進行しております。

子供の減少は、学校の統廃合や地域活動の縮小、さらには地域活力の低下にもつながっています。

特に地方においては、進学や就職による若者の人口流出や地域コミュニティの縮小が加速しており、結婚を希望する若者の出会いの機会が少なくなっていることから、出会いの場を増やし、充実させることが重要と考え

ます。

そこで、県は若者の出会いの機会の拡充にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、国道二百八十九号八十里越の開通を踏まえた観光振興についてです。国道二百八十九号八十里越につきましては、長年にわたり整備が進められてきたところでありますが、このたび来夏の暫定開通が見込まれるとの報道がありました。

本年四月二日、上杉謙太郎衆議院議員に力添えをいただき、会津地方自民党県議、只見町長、新潟県三条市長、新潟県議と共に要望活動を行いました。八十里越は、福島県只見町と新潟県三条市を結ぶ重要な広域道路であり、会津地域と新潟県を直接結ぶ新たな交流軸として期待されております。

これまで、豪雪地帯である県境地域は地理的な制約から交流や物流に課題を抱えてきましたが、暫定開通により観光振興や物流機能の強化、災害時代替道路の確保など、多方面への効果が期待されております。

特に只見線との相乗効果による広域観光ルート形成や会津地域への誘客拡大、さらには地域産業振興への波及効果など、本県にとって大変重要な社会基盤整備であると考えます。

そこで、県は国道二百八十九号八十里越の開通を契機とした会津、奥会津地域の観光誘客にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、只見線の利活用促進についてです。

全国的に人口減少や自家用車利用の増加などを背景として地方鉄道の利用低迷が深刻化しており、各地で鉄道路線の廃止や縮小が進められております。地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しさを増しており、地方における交通インフラ維持は重要な課題となっております。

そのような中、JR只見線は単なる交通手段にとどまらず、奥会津地域の

生活路線であるとともに国内外から高い評価を受ける観光資源であり、さらに本県復興のシンボルとして大きな役割を果たしているものと考えます。

特に只見川沿いの美しい景観や四季折々の自然は、インバウンドを含む観光誘客の大きな可能性を有しており、本年開催されているふくしまDCにおいても重要な観光コンテンツの一つとなっております。

一方で、沿線人口の減少や利用者数の低迷、維持管理費の負担など、只見線を取り巻く環境は依然として厳しく、持続可能な路線として引き続き只見線の利活用促進の取組を充実させることが重要であります。

そこで、県は只見線の利活用促進にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

御清聴ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。(拍手)

●副議長(佐藤雅裕君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 山内議員の御質問にお答えいたします。

福島復興再生についてであります。

東日本大震災と原発事故から十五年が経過する中、本県の復興は着実に前進してきた一方、復興に向けた長く厳しい闘いは今後も続くことに加え、急激な人口減少や長引く物価高、度重なる自然災害への対応など、多くの課題にも直面しています。

私は、毎年全市町村を訪問し、市町村長をはじめ様々な世代の方々と直接対話が続けてまいりました。

故郷へ帰り、伝統工芸品の産地復活に力を注いでいる方、県外から移住し、地元産の農作物を生かしたメニューを提供するレストランを営む御夫婦、地域おこし協力隊から定住し、結婚、出産した方など、困難な状況にあっても強い信念を持って挑戦する人々が新しい息吹を生み出しており、私もこうし

た方々と直接お会いすることで、共によりよい福島をつくり上げたいという決意を強くしたところであります。

こうした動きをさらに推し進め、県民お一人一人が復興を実感し、ふろさと福島が希望の地、そして、世界に誇る復興の地となるよう、福島未来を切り開く挑戦を続け、本県の復興の実現に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(危機管理部長細川 了君登壇)

●危機管理部長(細川 了君) 答えいたします。

市町村の原子力災害広域避難計画につきましては、その実効性を高めるため、県が主体となり、市町村等を対象とした訓練や研修を実施するとともに、広域避難における避難元と避難先市町村との連携協議の場を設け、双方で避難所の現地確認を行うことなどを通じ、市町村計画の検証や見直しを進めているところであります。

引き続き、有事に備えた広域避難体制の確保に向け、市町村を支援してまいります。

(企画調整部長市村尊広君登壇)

●企画調整部長(市村尊広君) 答えいたします。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、令和七年度末時点で企業誘致件数が四百五十九件、雇用創出効果が約五千人、廃炉関連産業における地元企業の成約件数が約二千件に上るなど、産業集積に向けた動きが着実に進んできております。

引き続き、進出企業同士の交流会、県内企業向けのマッチング支援やバスツアー等、関係機関と連携し、構想を推進してまいります。

次に、FIREIにおける研究成果の波及につきましては、今年一月にロボット分野の研究者と県内企業の交流会を県主催で開催するなど、産業化に

向けたマッチングに取り組んでおります。

今年度は、他分野においても交流会を開催し、新たな連携を創出しながら、その連携事例を広く発信していくことで、研究成果が県内産業に波及するよう取り組んでまいります。

次に、モビリティ分野における水素の利用拡大につきましては、水素ステーションの整備と燃料電池自動車の導入を一体的に推進することが必要であります。

このため、水素ステーションの整備や運営に対する補助のほか、トラックやバスを含む様々な燃料電池自動車の導入支援に取り組んでいるところであり、引き続き国や民間事業者等と連携しながら、モビリティ分野における水素の利用拡大を図ってまいります。

(生活環境部長穴戸陽介君登壇)

●生活環境部長(穴戸陽介君) 答えいたします。

只見線の活用促進につきましては、只見線に思いを寄せる方々との連携を深めながら、只見線や沿線地域の魅力を高めていくことが重要であります。

このため、こども会議等の若い世代のアイデアを積極的に取り入れるとともに、先月初めて開催した応援団総会を契機に、今後も全国の応援団会員との交流を進めるなど、応援してくださいとさる皆さんや沿線自治体と共に只見線の魅力を発信し、只見線の活用促進に取り組んでまいります。

(保健福祉部長菅野俊彦君登壇)

●保健福祉部長(菅野俊彦君) 答えいたします。

糖尿病の重症化予防につきましては、重症化リスクの高い方が早期から適切な治療を受けることが重要であります。

このため、市町村等が糖尿病の重症化予防プログラムに基づき、効果的な保健指導や受診勧奨を行えるよう、研修や事例検討会等を実施しております。

今年度は新たに、対象者の自発的な受診を促すため、医師会等と連携し、医療機関において動画をを用いた啓発を行うなど、糖尿病の重症化予防に取り組んでまいります。

次に、いわゆるCKDへの対策につきましては、慢性腎臓病の認知度を高め、早期治療につなげることが重要であることから、企業と連携した広報等を実施しております。

今年度は新たに、腎機能が低下した方向けのリーフレットを作成し、受診勧奨を強化するとともに、かかりつけ医を対象とした専門研修の開催等により地域における医療提供体制の充実を図ることとしており、引き続き関係団体等と緊密に連携しながら、CKDへの対策に取り組んでまいります。

(商工労働部長菅野 崇君登壇)

●商工労働部長(菅野 崇君) 答えいたします。

ロボット関連産業の集積につきましては、企業等への研究開発支援や産学官金で構成する協議会の運営、商談会開催による販路拡大などの取組を進めてまいりました。

今年度は、国家戦略特区制度を活用し、日本初となる高速道路上空におけるドローンの目視外飛行の実証事業に着手したところであり、今後とも県内企業の新規参入や新たな企業の立地促進へ向けた支援を通じて、ロボット関連産業の集積に取り組んでまいります。

次に、医療関連産業における県内企業の販路拡大につきましては、国内医療機器メーカー等とのマッチング支援や、従来のドイツに加え、二月にはアメリカでの医療機器展示会への出展支援を行ってまいりました。

今後は、本県で製造された医療機器を紹介する専用サイトを新たに開設し、掲載製品を導入した医療機関等の意見を次の製品開発につなげ品質の向上を図るなど、国内外へのさらなる販路拡大に取り組んでまいります。

(こども未来局長菅野寿井君登壇)

●こども未来局長(菅野寿井君) 答えいたします。

若者の出会いの機会の拡充につきましては、料理やアウトドア体験など、若者の関心が高いテーマによるイベントを開催してまいりました。

今年度は、県内の観光資源を楽しめるツアー型の交流イベントを新たに展開するほか、ボルダリングや農園におけるキャンプ体験など、テーマの種類や開催数を拡大することにより、多くの若者の参加を促進してまいります。

今後とも工夫を重ね、若者が参加しやすい出会いの機会の充実に取り組んでまいります。

(観光交流局長藤城良教君登壇)

●観光交流局長(藤城良教君) 答えいたします。

アフターDCに向けた観光コンテンツの磨き上げにつきましては、これまで各地域が築いてきたDCの特別企画を今後も地域の宝へと高めていくことが重要であります。

そのため、観光事業者等を対象に、今月からリーダーづくりを学ぶセミナーを開催するほか、県内の先進事例を巡るツアー等を通じて観光コンテンツの進化を後押しし、未来につながる観光地づくりに取り組んでまいります。

次に、「また来て。」割の実施状況につきましては、六月末までの第一期において全体の三割となる約二十九万人泊となり、県内外から多くの方々にご利用いただきました。

また、本日より第二期の受付を開始したところであり、引き続きテレビCMやSNSなどを活用し、年間を通じて九十万人泊の利用を目標に県内への誘客を促進してまいります。

次に、福島空港台湾便の定期便化につきましては、インバウンドの誘客促進に加え、アウトバウンドの利用拡大を図り、双方向での搭乗率を上げるこ

とが重要であります。

こうしたことから、今年度は新たに県内の学生を台湾に派遣し、現地の魅力をSNS等で県内外に発信することで福島空港台湾便の需要喚起に努めるなど、今後とも官民一体となり、定期便化に向けて取り組んでまいります。

次に、インバウンドの誘客強化につきましては、昨年度実施したトップセールスや官民一体となった取組の効果もあり、豪州からの旅行者が飛躍的に増加しております。

また、欧米や豪州からの旅行者は滞在期間が長く、広域的に周遊することから、本県の多彩な観光資源を生かしながら、それぞれのニーズや旅行スタイルを捉えたモデルルートを現地旅行会社等に提案するなど、さらなるインバウンド誘客強化に取り組んでまいります。

次に、国道二百八十九号八十里越の開通を契機とした観光誘客につきましては、来年の暫定開通に先駆け、先月DC特別企画として只見線を活用したツアーなどを実施し、会津、奥会津の豊かな自然や歴史文化、温泉、食などの多彩な魅力を広く発信してまいりました。

五月に設立された白河－会津広域観光協議会をはじめ隣接県とも連携を図りながら、会津、奥会津の魅力を発信するなど、新たな観光客の流れを生み出してまいります。

●副議長（佐藤雅裕君） これをもって、山内長君の質問を終わります。

通告により発言を許します。四十七番古市三久君。（拍手）

（四十七番古市三久君登壇）

●四十七番（古市三久君） 県民連合の古市三久です。所信の一端を述べて、以下質問をいたします。

アメリカとイランの戦争は、戦争終結はまだまだ不透明ですが、開戦前と比べ交渉の力関係は逆転して、世界における米国覇権の弱体化と退潮が明らか

かになりました。

報道によれば、米国は一発当たり四十三億円の迎撃用弾道ミサイル八十三発を消費し、一か月で七年分を失いました。

また、一発当たり十八億七千万円する高高度弾道ミサイルは、年間製造能力は九十発であるが、イラン攻撃で一・六倍の百五十八発を消費、一発当たり六億二千万円する迎撃ミサイル、パトリオットは千二百発以上を消費し、年間生産の二倍、米軍総在庫量の半分を消失しました。

ミサイル備蓄を開戦前レベルに戻すまでには、最低五年は要するとされています。

一方、イランの自爆型ドローンは一発当たり三百十万円程度とされ、一か月で一万機もの量産体制を持っています。

圧倒的な軍事力、経済力、デジタル、AI技術を誇る米国を、イランはドローンにより圧倒的な非対称戦を制しました。超ハイテク防衛の優位性という安全保障は崩壊に瀕しました。

イラン戦争は世界の力関係の大きな潮目の変化を示しており、日米同盟を安全保障の要としてきた日本は岐路に立たされていると思います。

政府は台湾有事と称して、軍事費用を飛躍的に増大してミサイルを配備していますが、イラン戦争は戦争の実相が大きく変わったことを示唆しています。軍事力の在り方を根本的に見直す時代になりました。

軍事費の予算を削減し、教育、医療など国民生活に手厚く配分すべきだと思います。

以下質問いたします。

持続可能な社会について。

昭和五十二年の十二月議会に、村上武士議員は「電源開発の反省はどうだったのか、それを踏まえて相双の開発について県はどのように対処すべきだ

つたのか」と知事に質問しています。

松平知事は、「会津は地域自体が雪が多く、交通とかその他人間が住むためには必ずしもいい条件の場所とは思えないので、電源開発の是非ではないと思う。相双と会津の問題は同一ではなく、会津は観光に重点を置くことを地元の人も考えている。相双地区の電源開発については道路を造り、常磐線を複線化する。そして、工場誘致をして、質のよい電気を使って生産できるような、しかも農業と相克しないような工業を持ってくる。地元と相談して開発していく」と答弁しています。

半世紀が経過して、電力県の遺産はあるものの、現状は過酷な原発事故からの復興の途上にあります。

知事は、本県の電力供給県としてのこれまでの役割や原発事故の経験を踏まえ、持続可能な社会の構築に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

双葉原子力地区の開発ビジョンについて。

昭和四十三年九月四日、福島民報は「開発ビジョンまとまる。いわき国際研究都市に」、「双葉地区は原子力産業に最適」と報じています。

開発ビジョンは、県企画開発部の依頼により、国土計画協会が昭和四十三年三月にまとめました。

今後検討する問題点として、「原子力施設に内蔵されている放射性物質が人知を超えた事故の発生によって拡散させるおそれがないか。周辺地域の整備方策は、地震と火災の発生に対して有効であり、地域開発と両立するものでなければならぬ」、最後に「モデルケースになることを期待する」と結んでいます。

このビジョンは、放射性物質を拡散させるおそれという原発の存在によりお蔵入りになったという推察をいたしますが、このビジョンのてんまつにつ

いて伺います。

県は、財団法人国土計画協会作成の双葉原子力地区の開発ビジョンをどのように活用したのかお尋ねいたします。

原油価格高騰等の影響について。

中東情勢等に対応するためとして、三・一兆円規模の補正予算が可決されました。

その九七％は使途を定めていない予備費であり、決まっている施策はガソリン価格の激変緩和措置の継続、電気、ガス代の補助程度。このような政府の対応には危機感を感じられません。

ホルムズ海峡の封鎖は、燃料だけでなく石油を原料とする様々な資材の供給の途絶、大幅な値上げが発生しており、自動車、医療、農業、半導体など多くの産業に影響が波及しています。

原油価格高騰等による令和八年度当初予算の影響についてお尋ねいたします。

次に、ふるさと納税について。

会計検査院は、ふるさと納税が自治体全体の収支に与える影響額を調べ、収支がプラスになる自治体と、全体では赤字になっている状況を初めて公表しました。

二〇一七年度以降、歳入より歳出が多くなる傾向にあり、自治体全体で見ると歳入総額を減少させる方向にあると分析しています。

ふるさと納税における令和六年度の県及び県内市町村の収支と地方交付税措置についてお尋ねいたします。

会計年度任用職員制度について。

地方自治体に雇用される会計年度任用職員は全国に約六十八万人おり、職員の八割近くを女性が占めています。

原則一年ごとに雇用契約をするので、年度ごとに契約の変更が必要で、職場での立場は弱く、会計年度任用職員たちが安心して働ける環境には程遠い制度になっています。

人件費を削減するために不安定な非正規労働者を増やすことは、国力や地方自治体など公共の力の衰退につながっています。抜本的な見直しが必要になっています。

会計年度任用職員について、公募によらない再度任用の回数制限は廃止すべきと思うが、県の考えをお尋ねいたします。

福島第一原発について。

中長期ロードマップは、二〇一一年十二月に策定以降五回改訂され、工程の大幅な遅延にもかかわらず、廃止措置終了までの期間を三十から四十年後とする目標は変更されておりません。

二号機では、デブリの試験的取り出しに着手したが困難を極め、僅か数グラムの採取にとどまっています。

燃料デブリの本格的な回収に至る道筋は、全く見通せておりません。

廃炉完了の状態等を法的に定義するとともに、現実的な内容に修正すべきです。

一、福島第一原発の廃炉完了までの期間を三十年から四十年とする中長期ロードマップについて見直すべきと思うが、県の考えをお尋ねいたします。

二、福島第一原発の燃料デブリの処分方法や廃炉の完了時期などを法律で定めるべきと思うが、県の考えをお尋ねいたします。

FIREIについて。

昭和四十三年三月、国土計画協会がまとめた双葉原子力開発ビジョンにおいても交通施設の整備が課題になっていました。

交通施設整備計画の現況と問題点として、上野ー浪江間と上野ー郡山間の

所要時間を対比しています。

同様な距離にありながら、浪江までは四時間九分、郡山までは二時間四十八分となっています。

現在は、東京ー郡山間は新幹線で一時間十六分、東京ー浪江間は三時間十分、移動時間格差は依然として解消されていません。

道路は、四十三年当時とは飛躍的に整備されましたが、鉄道の複線化は実現しておりません。

FIREIの成否は、郡山ー大熊間の高速道路の整備など、首都圏等からの移動時間の改善にかかっていると思います。

県は、FIREIの立地を踏まえ、交通アクセスの改善にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

避難地域の復興について。

原子力基本法は、国民を被曝させないことを前提としています。

二〇一九年四月五日の第四十九回原子力災害対策本部会議は、避難指示解除の要件として二十ミリシーベルト以下を決定しました。

国、県、東京電力は、被災者に対して二十ミリシーベルトまで被曝を認め、被災者や被曝に敏感な子供や妊産婦に二十ミリシーベルトを適用し、居住をさせています。

一年間で五ミリシーベルトを超えるような場所は、原子力事業者は管理区域を設定しなければなりません。

福島県が帰還地域の基準にしている二十ミリシーベルトは、五ミリシーベルトを超えているので管理区域になり、二十ミリシーベルトは管理区域の労働者の上限に相当します。

二〇二〇年、ICRPは「福島は、二〇十二年四月一日には現存被曝状況に移行した」と勧告しています。

福島は現在、現存被曝状況の規定が適用されているので、年間一から二十ミリシーベルトから下方の線量を選定し、長期的には一マイクロシーベルトを目標にしなければならないはずです。

国は、ICRP勧告に基づき、避難基準二十ミリシーベルトを見直すべきだと思います。

一、避難指示解除の要件について、年間積算線量二十ミリシーベルト以下から引き下げるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

二、避難地域の復興を進めるに当たり、年間追加被曝線量一ミリシーベルト以下とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

浪江町津島地区の除染について。

福島第一原発事故により、浪江町津島地区は地域全体が高濃度の放射性物質で汚染されました。全ての住民は避難し、廃墟に化しています。

十五年が経過しても、今なお九八%の面積が帰還困難区域になっています。

津島地区の住民は、「汚したらきれいに返せ」と原状回復を国と東電に求めています。

県は、県民である津島地区住民の要求である「汚したらきれいに返せ」を国に求めて実現すべきであります。

きれいに返すとは、一般公衆の被曝線量限度は一ミリシーベルトなので、そこに戻すことであります。

浪江町津島地区全域の除染を早急に行うべきと思うが、県の考えをお尋ねいたします。

避難者数の乖離について。

原発事故から十五年、県は避難者数を全国避難者情報システムによる県外避難者の登録者数一万八千六百八十四人、県内避難者三千九百三十六人で合

計二万二千六百二十人と公表しています。

しんぶん赤旗などの報道によると、十二町村の自治体の集計では四万二千人から五万人などになっており、二万人から三万人の相違があります。

正確な避難者数を把握することは、県民の生命、財産を守る基本的かつ重要な責務であります。

正確な避難者数を把握することを放棄しているかのようにも受け止められています。

避難者数について、市町村の集計方法を踏まえるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

有機フッ素化合物について。

四月一日から飲み水に含まれる有機フッ素化合物が初めて水質基準の項目に加まりました。

一リットル当たり、PFOSとPFOAの合計で五十ナノグラムを遵守することが水道事業者などに義務づけられました。

アメリカ環境保護庁は、二〇二四年に有機フッ素化合物の検出下限値を四ナノグラムへと大幅に引き下げました。

EU諸国も二から四ナノグラムと定めており、欧米では体内に取り込んではいけない有害物質との認識が浸透しています。

日本の検出下限値は、異常に高いと言わざるを得ません。

一、有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOAが検出された公共用水域の地点数とその対策についてお尋ねいたします。

二、PFOS及びPFOAが水環境中へ排出される原因となり得る施設について、どのようなものがあるのかお尋ねいたします。

三、水道におけるPFOS及びPFOAへの対応について、県はどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

県民健康調査について。

戦争が政治の失敗という結果なら、原発事故も政治の失敗の結果でありま
す。

原子力の平和利用は、情報の隠蔽、改ざん、矮小化の歴史だったと思いま
す。

福島原発事故は、歴史上最悪の事故であり、県は子供甲状腺がんを含めた
広範囲な定期的な検査等により一層の力を注ぐべきであります。

これまでの甲状腺評価部会のまとめは、甲状腺がんと放射線の被曝との関
連は認められない、過剰診断も否定しています。

これを前提にするなら、事故後の子供の甲状腺検査の実施も必要になりま
す。

チェルノブイリでは、事故後に生まれた子供からは甲状腺がんは発見され
ておりません。

UNSCEAR報告書は、大きく分けて六項もの過小評価が指摘されてい
ます。

福島原発事故の甲状腺直接計測は、実測値は少なく、計測地点や計測方法
に問題が多く、千八十名の測定値はゼロやマイナスの値を多数含んでいます。

世界の国でのヨウ素栄養状況において、日本の学童のヨウ素摂取量は標準
範囲内であり、過剰ではないことが証明されています。

被曝の屋内退避効果は、県の原子力センター福島支所がある一般家屋で県
が計測していた計測値は、屋内の放射性ヨウ素は屋外とほぼ同じになってい
ます。

食品のモニタリングは、国が規制基準を決定、発表したのは三月十七日
で
す。

県が初めて野菜を測定したのは十九日で、福島のアサツキに四万八千ベク

レルなど高い数値が検出されました。国が出荷制限したのが、三月二十一日
です。

情報伝達や対策の遅れで汚染野菜を食べた可能性は否定できません。

甲状腺評価部会のまとめは、放射線の影響は考えにくいと否定しておりま
すが、県民も検証可能な放射線の関係を否定する根拠となる情報を公開すべ
きです。

以下六点お尋ねします。

一、福島第一原発事故後に生まれた子供たちについても、県民健康調査の
対象として甲状腺検査をすべきと思うが、県の考えをお尋ねいたします。

二、福島第一原発事故後、国の原子力災害現地対策本部による小児甲状腺
被曝調査の対象となった千八十人は非常に少なく、その上、測定方法に不備
があったと思うが、県の認識をお尋ねいたします。

三、原子放射線の影響に関する国連科学委員会、いわゆるUNSCEAR
の報告書におけるヨウ素摂取量については、日本人の摂取量の取り込み率を
〇・五と過小評価されていることに対して、日本人のヨウ素摂取量は国際基
準と同等であると思うが、県の認識をお尋ねいたします。

四、UNSCEARの報告書における屋内退避効果については、放射線被
曝線量の屋内退避効果の低減係数を〇・五として算出している一方、福島県
が計測した測定値は屋内及び屋外の放射線被曝線量がほぼ同じになっており、
屋内退避の効果はほとんどないと思うが、県の認識をお尋ねいたします。

五、UNSCEARの報告書の推計甲状腺吸収線量は、食品の経口摂取に
よる被曝線量を過小評価していることに対して、原発事故直後、出荷制限が
始まるまでに汚染した野菜の出荷が続いていたが、報告書の線量に対する県
の認識をお尋ねいたします。

六、県民健康調査検討委員会で得られた知見や評価について、県民の理解

が得られるように広く、分かりやすく公表していくべきと思うが、県の考えをお尋ねいたします。

小名浜臨海地域について。

昭和三十九年三月、常磐・郡山地区新産都市の指定を契機に、資源型開発から企業誘致を中心とする委嘱開発型に切り替え、重化学工業を柱とする産業の構造の近代化を進めてきました。

小名浜製錬所は、昭和三十六年に誘致を決定して、昭和四十年から操業を開始しました。

以来六十年、地域経済の発展に大きく貢献してまいりました。

六十年間の間に、経済環境は質、量ともに大きく変化しました。

今年三月、小名浜製錬所は銅精鉱生産停止を公表しました。

雇用の影響は千人程度と言われておりますが、銅精鉱生産の停止は雇用者だけではなく、地域経済に与える大きな影響を懸念します。

小名浜臨海地域の製錬所の一部生産停止が地域経済に与える影響について、県の考えをお尋ねいたします。

昭和四十二年八月、県は振興計画を策定し、後進県からの脱出と県民福祉の増進を目標にしました。

六十年経過し、時代の変化に即した地域振興策の策定が求められていると思います。

当面は企業誘致を進めるとしても、小名浜臨海地域における企業誘致について県の考えをお尋ねいたします。

米価について。

福島民友新聞の社説によれば、福島県内の遊休農地の面積が全国最大の八千三百三十三ヘクタール、主要要因として農家の高齢化と後継者不足の進行を指摘している。

さらに、十年後の後継者が決まっていない県内の農地が四八・三%、有害鳥獣の隠れ家になっているという。

食料の安定的な確保は、国民の命に直結しております。

令和の米騒動により値上げした米は、三十年前の水準に戻ただけであり、農業者は「やっと一息つけた」と言っています。

農業従事者の平均年齢は六十九歳と高齢で、赤信号が点滅しています。

信濃毎日新聞の社説は、消費拡大が見込める水準にまで米価を引き下げ、かつ生産基盤も維持するためには、生産者を直接支えるような新たなタイプの政策の必要性を提示しています。

稲作経営の継続に必要な、生産者が販売する六十キログラム当たりの米価の水準について、県の考えをお尋ねいたします。

小名浜港臨港地区の県有地について。

いわき市は、いわきFC新スタジアム整備に向けた基本計画、基本設計と準備を進めています。

当初の民設民営から民間主導、行政支援で実現を目指しています。

物価の値上げ、公共の負担の在り方などによる、全国各地で再開発の見直しが続出しています。

複合施設の在り方、津波対策、道路の整備等、市民負担を心配する声もあります。

県は、小名浜港臨港地区の県有地に計画されている新スタジアムの建設予定地について、どのように関わっていくのかお尋ねいたします。

教職員の働き方改革について。

日本は、円安をはじめあらゆる主要な国力が衰微しています。国力を回復する最優先の手だては教育です。

子供が減少しているにもかかわらず、全国的に深刻な教員不足になっている

ます。

人件費を削減するため、非正規の教員を増やしたことが公教育を破綻に追い込んでいます。

教育への投資は、国の未来に対する先行投資です。軍事予算を増やしても、人材が枯渇しては国の存在は危うくなります。

優先すべきは、軍事予算を削減し、教育予算を増やすことです。

働き方改革の一丁目一番地は、早急に時間外勤務時間を削減するなど、働き方改革の実現です。

そのためには、政府の教育予算を増やすことであります。

三点質問いたします。

一、教職員の時間外勤務時間を二年以内に月平均三十時間程度に削減すべきと思うが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

二、教職員の働き方改革の推進に向け、教育予算の増額を国に求めるべきと思うが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

三、公立小中学校における水泳の授業の外部委託について、市町村教育委員会に指導助言すべきと思うが、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

勤務条件等に関する調査について。

横浜市人事委員会は、「教員に休憩時間を」と市教育委員会に勧告しています。

改善を求めた教諭は、「休憩を取れないのは全国的な問題。改善につながる大きな前進だ」と話しています。

市教育委員会は、これまで所定の時間に休憩を取らない場合、別の時間に設定したり、分割で取得したりすることを現場に通知しておりますが、教諭は「業務を減らさなければ、いずれも難しいのは明白」と指摘しています。

自治体人事委員会による改善勧告は異例で、違法状態の解消に向けて、横

浜市人事委員会は画期的な判断をしました。

一、会計年度任用職員の勤務時間や給与等の実態調査をすべきと思うが、県人事委員会の考えをお尋ねいたします。

二、県立学校における教職員の休憩時間や部活動等の時間外勤務時間の実態について調査すべきと思いますが、県人事委員会の考えをお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

●副議長(佐藤雅裕君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 古市議員の御質問にお答えいたします。

持続可能な社会の構築についてであります。

震災前、本県は我が国最大の発電県として、首都圏一都三県の消費電力の約三割に相当する電力を担っております。

こうした中、十五年前の原発事故により甚大な被害を受けた本県では、復興の基本理念として原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを掲げ、復興に向けた主要施策の一つに再生可能エネルギーの飛躍的推進を位置づけ、様々な取組を進めてまいりました。

これにより、再エネ導入量が県内エネルギー需要との比較で約六割となるなど、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向けた取組の成果が着実に現れてきております。

引き続き、地域と共生した再生可能エネルギーの導入や水素の利活用を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想に基づく先駆的な取組等により復興をさらに前へと推し進め、持続可能な社会の構築に力を尽くしてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君） お答えいたします。

原油価格高騰等による予算への影響につきましては、資材価格等の上昇を一定程度見込んで編成しているため、直ちに予算の執行に支障は生じないものの、今後の経済情勢により入札等に影響が生じる場合は契約条件を柔軟に見直すなど、適時適切に対応してまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、令和六年度の県及び県内市町村の収支は、寄附金額百三億円から個人住民税の控除額などを差し引くと全体で八億円のプラスであり、個人住民税の控除に伴う減収額の七五％は普通交付税により措置されます。

次に、会計年度任用職員の公募によらない再度任用につきましては、できる限り広く募集することで採用を希望する全ての方の応募機会を確保するため、公募によらない再度任用の回数を連続二回までとする取扱いとしております。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

廃炉に向けた中長期ロードマップにつきましては、これまで国において廃炉の進捗状況を踏まえ、数次にわたり必要な見直しが行われてきたところであり、今後の見直しについても国において判断されるものと承知しております。

次に、福島第一原発の廃炉に関する法整備につきましては、まずは燃料デブリを安全かつ確実に取り出すことと燃料デブリを含む放射性廃棄物を県外において確実に処分することの二点について、道筋をつけることが重要であると考えております。

（企画調整部長市村尊広君登壇）

●企画調整部長（市村尊広君） お答えいたします。

双葉原子力地区の開発ビジョンにつきましては、作成から五十八年が経過しており、県として当該ビジョンをどのように活用したのかを把握することは困難であります。

次に、FIREIへの交通アクセスの改善につきましては、研究者等のニーズを踏まえ、首都圏や仙台地方とのアクセス向上に向けた常磐線の高速度化や拠点施設へのアクセス道路の整備など、引き続き国や関係機関に要望を行ってまいります。

（生活環境部長穴戸陽介君登壇）

●生活環境部長（穴戸陽介君） お答えいたします。

PFOＳ及びPFOAにつきましては、令和六年度の水質測定の結果、三十四地点中三十一地点で検出されております。

また、測定値が指針値を超過した場合には、排出源を特定した上で排出抑制の要請等を行うこととしております。

次に、PFOＳ及びPFOAが水環境中へ排出される原因となり得る施設につきましては、国の手引において、泡消火薬剤を保有する施設やフッ素系樹脂の製造施設、半導体関連の電子材料関連施設等が示されております。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

水道におけるPFOＳ及びPFOAへの対応につきましては、水質基準に関する省令の改正により、本年四月から水道事業者等による検査が義務づけられました。これまで県内で基準を超えて検出された事例はありません。引き続き、水道事業者等に対し検査実施の指導や除去技術に関する助言を行うなど、水道の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、県民健康調査甲状腺検査の対象者につきましては、チヨルノービリ

原発事故から得られた知見や本県の放射線被曝線量の状況などを踏まえ、震災当時におおむね十八歳以下だった県民を対象に検査を実施しております。

次に、国の原子力災害現地対策本部が実施した小児甲状腺被曝調査につきましては、福島第一原発から二十キロメートル圏内において被曝線量基準を超過、避難が必要となる子供の有無を確認する目的で、限られた地域において、原発事故当時定められた方法により簡易測定が実施されたものと認識しております。

次に、いわゆるUNSCLEARの報告書におけるヨウ素摂取量につきましては、日本と欧米の食習慣の違いなどを考慮した上で推計されたものと認識しております。

次に、UNSCLEARの報告書における屋内退避効果につきましては、国が定める原子力災害対策指針においても、建物の気密性と遮蔽効果により被曝線量がおおむね半分程度に低減される効果があるとされております。

次に、UNSCLEARの報告書における推計甲状腺吸収線量の評価につきましては、原発事故後の食品や飲料水の経口接種状況も含めた様々な要因を踏まえて推計されたものと認識しております。

次に、県民健康調査検討委員会 で得られた知見や評価の公表につきましては、検討委員会の設置目的が将来にわたる県民の健康の見守りと維持増進であることを踏まえ、今後とも県民の不安に丁寧に取り添いながら、必要とされる情報を分かりやすく発信してまいります。

(商工労働部長菅野 崇君登壇)

●商工労働部長(菅野 崇君) 答えいたします。

製錬所の一部生産停止が地域経済に与える影響につきましては、従業員の削減により地元の雇用が失われることに加え、製錬所に部品や関連サービスを提供する取引企業の経営悪化など、多岐に及ぶものと認識しております。

次に、小名浜臨海地域における企業誘致につきましては、事業の縮小などに伴い使用されなくなる土地は企業が所有していることから、今後の活用等については所有する企業の意向を確認しながら、いわき市と連携し対応してまいります。

(農林水産部長小貫 薫君登壇)

●農林水産部長(小貫 薫君) 答えいたします。

稲作経営の継続に必要な米価の水準につきましては、食料の持続的な供給に要する費用を考慮した価格の形成に向け、食料システム法に基づき示されたコスト指標を目安とし、適正な利益を確保できる価格が必要であると考えっております。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長(矢澤敏幸君) 答えいたします。

新スタジアム建設予定地への関わりにつきましては、港湾機能を確保しながら計画が進むよう、関係者と連携し、丁寧に対応してまいります。

(避難地域復興局長佐藤安彦君登壇)

●避難地域復興局長(佐藤安彦君) 答えいたします。

避難指示の解除の要件につきましては、国が国内外の科学的知見や評価の整理などを行い、定めているものと認識しております。

必要な除染が確実に実施され、避難指示が解除されるよう、今後とも国に対し求めてまいります。

次に、年間追加被曝線量につきましては、福島復興再生基本方針において、長期目標として一ミリシーベルト以下になることを目指していくとされております。

県といたしましては、本目標を堅持しつつ、必要な対策が確実に実施されるよう、引き続き国に求めてまいります。

次に、浪江町津島地区の除染につきましては、現在、特定帰還居住区域において進められております。

今後とも国に対し、除染の課題を含め、住民の声や町の意向を十分に踏まえながら、地区全域の避難指示解除に向け、責任を持って取り組むよう求めています。

次に、避難者数につきましては、県内は災害救助法の考え方を踏まえ、県外は国が全国避難者情報システムを基に集計しており、一方、市町村においては住民との関係維持の観点等から、居住状況などを幅広く捉えているところであります。

今後とも丁寧に事情を伺い、避難を余儀なくされた方の支援に取り組んでまいります。

（教育長鈴木竜次君登壇）

●教育長（鈴木竜次君） お答えいたします。

教職員の時間外勤務時間の削減につきましては、国の指針を踏まえ、教職員働き方改革アクションプランの計画期間を令和十一年度までとしており、今後とも市町村教育委員会と緊密に連携しながら、着実に取り組んでまいります。

次に、教育予算につきましては、全国都道府県教育長協議会等を通じ、国に対し学校における働き方改革のための指導、運営体制の構築に向けた予算の充実を求めています。

今後とも様々な機会を捉え、教育予算の充実を国に求めています。

次に、公立小中学校における水泳の授業の外部委託につきましては、学校のプールの管理業務に関する教職員の負担を軽減するための取組の一つとして市町村教育委員会に周知しているところであり、引き続き効果的な取組について助言してまいります。

（人事委員会委員長千葉悦子君登壇）

●人事委員会委員長（千葉悦子君） お答えいたします。

会計年度任用職員の勤務時間や給与等につきましては、令和二年度の会計年度任用職員制度導入から一定期間が経過したことを踏まえ、実態調査の実施について検討してまいります。

次に、県立学校における教職員の休憩時間や部活動等の時間外勤務時間につきましては、教職員の長時間勤務が課題となっていることを踏まえ、実態把握のための調査実施について検討してまいります。

●四十七番（古市三久君） 再質問をいたしますが、一つは保健福祉部長に、県民健康調査検討委員会で作られた知見や評価について、これはつまり県民に、本当に検討委員会の中で議論した結果の知見、これをやっぱり公表すべきだと思うのです。

それを見なければ、やっぱり県民が安心できないと思うので、どこまで公表するかは別にして、中身はちゃんと公表できる仕組みを県はつくっていく必要があると思いますから、改めてお答えをいただきたいと思います。

それから、米価についての適正な価格、これは極めて適正な言葉ですよね。価格が幾らであれば、農業者が持続可能な米作りをできるのかということ

について、県は考えているのかいないのか。農林水産部長にお答えいただきたいと思うのですけれども、こういう答弁では農業者もやる気がなくなってしまうと思います。

例えば、県は福島県の農業者を守るために六十キログラムはこれぐらいで価格を維持していくということをちゃんと言ったほうがいいと思うし、それができなければ、今の仕組みをやっぱ変えないと駄目だと思う。

つまり、昨年、一昨年から米の価格が非常に値上がりをして、消費者も困っているわけです。

一方、農業者もいつ価格が下がるかという心配もあるわけです。

そういうことがないような仕組みは県だけでできる問題ではないので、国に求めていく必要があると思いますが、県のしっかりした考え方が必要だと思えますから、農林水産部長に改めてお答えいただきたいと思えます。

それから、土木部長、丁寧な関与ということをおっしゃいましたけれども、もちろん丁寧な関与でいいのですけれども、今どうやっているかということについて、私はいろいろ聞いたから分かります。しかし、県民に対して答えているわけだから、そういう答弁の仕方は、私は不十分だと思う。

現在、このような状態になっているということをしっかりと説明すべきだと思えますから、改めてお答えいただきたいと思えます。

●保健福祉部長（菅野俊彦君） 再質問にお答えいたします。

検討委員会及びその下に設けられた甲状腺部会におきましては、まず会議を公開で実施しております。

あわせて、資料や議事録につきましてもホームページ等で公開しており、併せて県民健康調査における各検査の調査対象者に対しても冊子等の配付などにより、適宜情報発信をしているところであります。

議員御指摘のとおり、県民の不安に丁寧に寄り添うこと、非常に大切だと考えておりますので、引き続き必要とされる情報を分かりやすく発信してまいります。

●農林水産部長（小貫 薫君） 再質問にお答えいたします。

米の適正な利益の水準につきましては、生産者の再生産、再投資が可能となる水準が必要であると考えております。

●土木部長（矢澤敏幸君） 再質問にお答えいたします。

新スタジアム建設予定地への関わりにつきましては、港湾機能が確保されることが重要であります。

このため、港湾機能を確保しながら、しっかりとした計画となるよう丁寧に対応してまいります。

●四十七番（古市三久君） 答弁していただいてありがとうございます。

保健福祉部長、それは多分そのとおりだと思う。しかし、その基になるデータが幾つかあるわけです。そういうのをやっぱり明らかにすることが不可欠だと思うので、それらについてぜひ検討していただきたいと思えます。

それから、農林水産部長、適正な価格ということ、これは中通り、浜通り、会津、いろいろ地域によって違うと思うが、県として、福島県の農業者がどれぐらいの価格が必要なのかということ、やっぱり示していく必要があると思えますから、この前いろいろなやり取りの中では、そういうことは全くやられていないということだったけれども、そういうことが必要だと思えます。

国に要望する場合もそういう答えが必要になってくると思うから、ぜひ福島県は、六十キログラムは浜通りでは幾ら、中通りでは幾ら、会津では幾らという価格の値を検討すべきだと思いますから、それはお願いしておきたいと思えます。

それから、最後をお願い、要望ですけれども、教育長に教育予算の増額ということについてお答えいただきましたが、知事、これは全国知事会でもこの問題についてぜひやっていただきたいと思えますから、そういう機会があれば、国にぜひ要望していただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

●副議長（佐藤雅裕君） 質問者に申し上げます。

二回目の再質問につきましては全て要望、御意見ということで取り扱わせていただくということで御了承をお願いいたします。

これをもって、古市三久君の質問を終わります。

通告により発言を許します。十八番江花圭司君。（拍手）

（十八番江花圭司君登壇）

●十八番（江花圭司君） 自由民主党議員会、江花圭司です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、市町村財政についてです。

近年、市町村の財政運営は、厳しい状況に加え、社会保障関係費用の増大や大規模な自然災害への対応など、着実に行政サービスを行う責務を担っております。

そのような中、大都市圏では企業活動の集積や人口集中を背景として税収の大幅な増加が見込まれる中、人口減少や高齢化が進行する過疎・中山間地域を抱える市町村においては税収の伸びが期待できず、地方間の財政力格差が広がることが懸念されております。

私は、これらの地方間の財政力格差の是正に向けた取組を一層進めていくことが極めて重要であると考えております。

しかしながら、人口の過度な集中により財政力格差が生じている現在の仕組みそのものについて、国全体の課題として見直しを進めていく必要があると考えます。

例えば普通交付税については、人口減少や面積が広い広域分散型の行政需要など、条件不利地域を抱える自治体の実情に十分配慮した財政措置が必要で

す。また、社会資本整備総合交付金など各種交付金などについても、市町村に過度な財政負担を生じさせることなく必要な事業を着実に実行できるよう、十分な額を確保することが重要です。

そこで、市町村の安定的な財政運営に必要な財源の確保にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

また、先般実施した移動政調会において伺った北塩原村からの要望で、公共施設の解体費用に対する財源確保についてです。

約三十年前に整備し活用してきた公共施設について、老朽化や社会経済状況の変化により継続して運営することが困難になり、民間募集をしましたが希望がなく、機能は廃止をしたものの、施設自体は残ってしまっております。

不法侵入等のリスクへの対応のため修繕などの負担が増加し、倒壊の危険もあることから解体を検討しておりますが、財源確保が難しい状況です。

過去に建設された公共施設が更新時期を迎えており、これらを引き続き維持していくことが困難となっており、一方で、公共施設の解体には多額の費用がかかります。

これは北塩原村に限った話ではなく、同様の悩みを抱えている市町村は多くなっております。

そこで、県は公共施設解体に伴う財政負担の軽減に向け、市町村をどのように支援していくのか伺います。

次に、放課後児童クラブへの支援についてです。

核家族、共働き世帯の増加等により登録児童数が増え、特に夏休み等の長期休業期間には支援員等の確保が困難となり、運営に負担が生じる場合もあります。

放課後児童クラブの適切な運営は、本県で安心して子供を産み育てるために欠かせないものと考えます。

そこで、県は放課後児童クラブへの支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、空き店舗の活用についてです。

県は、空き店舗改修のための補助事業として平成二十九年度まで中心市街地賑わい集積促進事業を実施し、新規開業の増加により地域経済の活性化に

貢献するものでした。

空き店舗においては、市街地以外でもシャッターが閉まっている古い店舗が目立ちますが、近年若い方々が新しいアイデアで創業開店させ、地域社会に大きな希望と活力を与えております。

そこで、県は空き店舗を活用する事業者などをどのように支援していくのか伺います。

次に、教育旅行向けバス経費補助の必要性についてです。

県では、教育旅行の誘致促進に向け、国の交付金で造成した基金を活用したバス経費補助を行っております。

しかし、燃料価格の高騰などで学校側の負担が増加する中、震災で著しく減少した教育旅行入り込み数の震災前の水準への回復に向け、本事業は幅広い経済効果が見込まれるなど重要な役割を果たしております。

また、本事業は制度の改善を図りながら使い勝手がよくなり、多くの学校に活用され、大きく貢献しているものと評価しております。

補助制度の継続には、安定した財源の確保が必要です。

そこで、県は教育旅行向けバス経費補助の必要性についてどのように考えているのか伺います。

次に、国内における県産日本酒の魅力発信についてでございます。

五月に発表された全国新酒鑑評会では、見事二年連続金賞受賞数日本一を達成しました。

また、六月に発表されたSAKE COMPETITION 二〇二六では、県内酒蔵六銘柄がゴールドを受賞する快挙となりました。

四月には、ふくしまDCと福島県政百五十周年記念をイメージしたデザインや、人気漫画「もやしもん」の描き下ろしイラストを使用したデザインのカップ酒が販売されました。

その一つのカップ酒に、先般火事に見舞われました笹正宗酒造がありました。

再起を誓い、共に励んだ清酒アカデミーメンバーや小売業者の仲間たちが復旧作業を手伝っております。県産日本酒を取り巻く結束力に熱い思いを感じております。

そこで、県は国内における県産日本酒の魅力発信にどのように取り組んでいくのか伺います。

一方で、日本酒は世界でも注目され、輸出量は増加傾向にあります。

そうした中、県内酒蔵はインターナショナル・ワイン・チャレンジSAKE部門、フランスのKura Masterなど各種コンペティションで高い評価をいただいております。

さらに、年内には中米の国家、ニカラグアへの輸出が始まる予定です。

このように県内の酒蔵が海外で活躍することは、結果的にその評判が日本で再評価され、国内における消費拡大や風評払拭につながり、人口減少で国内需要の縮小打開のためにも、海外に県産日本酒の販路を求めていくことが一層重要です。

そこで、県は海外における県産日本酒の販路拡大にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、猪等のジビエ利用についてでございます。

全国的にも不足しているジビエは猪です。

田植前の田んぼの畦畔などを掘り崩す鳥獣害の大半を占める猪の害、厄介者から地域の特産品になる可能性があるにもかかわらず、豚熱の検査などが必要であり、簡単に猪を取り扱えない状況です。

そこで、県は猪のジビエ利用を進めるため、豚熱対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

また、ジビエ利用に向けた施設整備についてです。

今般、西会津町では六月議会において五百万円ほどの食肉処理施設の調査設計予算が計上され、猪や熊を中心に処理できるよう進めております。

さらに、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町で構成する会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会、また、連携したい三島町、柳津町、会津美里町のようにジビエ活用の広域的な連携の仕組みづくりが進んでいる状況から、福島県におけるジビエ振興の先進モデルと位置づけた重点支援措置が講じていただけるよう期待しております。

そこで、県は猪等のジビエ利用に向けた施設整備をどのように支援していくのか伺います。

次に、農業支援についてです。

中山間地域では狭小、不整形な農地が多く、農地の集積、集約化が進まない状況にあります。

また、堰や農業用水路の老朽化が著しく、小型重機も入ることができず、維持管理のためには人力作業を強いられております。

そうした農業を維持していくためにも、地域農業の将来像を示した地域計画の実現のため、見直しをしながら進めていくことが重要です。

そこで、県は地域計画の実現に向け、地域の取組をどのように支援していくのか伺います。

また、今年、私の地元では中山間地域を中心に猪による畦畔を掘り起こされる被害が発生し、準備に大変な苦勞がありました。

狩猟期間は、十一月十五日から三月十五日までです。また、三月十六日から十一月十四日までが禁猟期間です。

多くの猪は禁猟期間に出産し、ウリボーを連れて集団で畦畔を掘り返して餌を探します。

また、禁猟期間中に有害捕獲を行うハンターへの報酬額は、市町村によっては狩猟期間に支払われる報酬額よりも低くなることから、出勤意欲が低下しています。

雪解けから農作業準備が始まり、畦畔整備した方の中には、あした水を張るかなと思つた翌朝畦畔が崩されているということもあり、農業者にとって大変悩ましい負担となっております。

そこで、県は猪による畦畔の被害防止対策に取り組む市町村をどのように支援していくのか伺います。

次に、県産そばの振興についてです。

現在、そばにおいては「会津のかおり」が福島県唯一の奨励品種であり、県の農業総合センターで栽培した原原種を基に、県から委託を受けた会津のかおり種子協議会が種子を生産し、生産者に販売しているところです。

しかしながら、原原種の生産量が限定されているため、「会津のかおり」の栽培面積は千ヘクタール程度が限度であります。

原原種の生産の増加は難しいということは承知しておりますが、県内生産者からの要望に対して供給が追いついておりません。

また、県内そばの収穫、乾燥調製の作業は米の収穫後に行われていることから、収穫適期を逃し、収量や品質の低下につながってしまいます。

私は、県産のそばを求める事業者に対し、継続的に提供できる体制をつくる必要があると考えます。

そこで、県は県産そばの生産振興にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県産そばを活用した観光誘客についてです。

猪苗代町三ツ和にある惣座遺跡では、平安時代後期の古代そばが出土したことで全国的に知られ、慧日寺を建立し仏都会津をつくり上げた徳一の時代

と合致し、飢饉に備え、そば栽培を奨励したものと推察されます。

一九九八年、大熊町の旧家を解体した際に、天井裏に天保年間から保管されていたそばの実の入った俵が発見されました。

山形大学の調査と江戸時代の栽培法によって発芽に成功し、奇跡の種として現在も幻の山形天保そば保存会により栽培が続き、商品化されております。

会津の藩祖、保科正之公が会津に転封された折、そば切りの技術を伝えたととも言われ、内堀知事が育った長野県の高遠から会津高遠そばが伝承されております。

また、会津の村々には、日本唯一の会津そば口上も伝承されてきました。

こうした県内のそば伝承文化は魅力ある観光資源で、うつくしま蕎麦王国協議会では、本県そばの歴史とともに浜、中、会津のそばを提供する店舗をまとめた「ふくしま蕎麦王国物語」というガイドブックを今年三月に発行しました。

そこで、県は県産そばを活用した観光誘客にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、空き家急増に対する支援についてです。

西会津町の例ですが、令和六年度に実施した空き家実態調査では、居住実態のない空き家が令和元年の三百六十二件から令和六年には六百七十二件へと僅か数年で倍近くに急増しています。

町は、このうち六十二件を特定空家等に指定し、町及び国の財源を活用し、順次解体を促進しております。

しかし、西会津町では国等の財源を活用しても解体は年間五棟程度にとどまり、年間数百件規模で増え続ける空き家に対応し切れないのが実情であり、ほかの市町村も同様と思われます。

そこで、県は市町村が取り組む空き家対策をどのように支援していくのか

伺います。

次に、県管理道路の維持管理についてです。

道路の持続可能な維持管理を行っていくためには、労働力不足や老朽化などの課題に取り組んでいかなければならず、これを解決するためにはデジタル技術を活用し、道路状況の把握をしていくことが必要です。

会津地域では、スマートシティを実現するため、ICT関連企業の集積や行政手続のオンライン化などにより、若年層の地元定着を目指しております。道路施設の維持管理や除雪においてもデジタル技術を活用した取組を進めることは、IT技術の未来を担う人材の育成、持続可能な社会の創造につながります。

そこで、県はDXを活用した県管理道路の維持管理にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、奥会津地方の道路整備における国道四百一号新鳥居峠の整備についてです。

国道四百一号新鳥居峠は昭和村と南会津町を結ぶ重要な路線で、早期整備が強く望まれ、事業用地の取得が不可欠です。

私は昨年十二月定例会において、道路整備における用地取得について質問しました。

その際、権利者調査や用地交渉を効率的に進める外部委託の活用や、所有者不明土地管理制度の活用により、必要な用地取得に着実に取り組んでいくとの答弁をいただきました。

ここ、新鳥居峠も多くの共有地があります。

事業の推進に当たっては、用地取得をはじめ測量、設計、地質調査、関係機関との調整など、多くの時間を要することも理解しております。

しかし、新鳥居峠の整備は地域住民の期待も極めて大きいものがあります。

そこで、県は国道四百一号新鳥居峠の整備にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、国道四百号の整備についてです。

国道四百号は三島町と西会津町を結ぶ重要な路線ですが、杉峠工区は急勾配や急カーブが連続し、幅員も狭い上、冬期間は通行不能となるなど交通の難所となっております。

このような中、三島町の新たな県立宮下病院建設が始まり、西会津町への医療圏の拡大など、本道路の期待が高まっています。

一方、全体整備には長期間を要することが見込まれ、まずは三島町西方地内から県道飯谷大巻線までの区間について早期整備が必要と考えます。

そこで、国道四百号、三島町西方地内から県道飯谷大巻線までの整備について県の考えを伺います。

最後に、下水道施設の老朽化対策についてです。

北塩原村の裏磐梯にある公共下水道は、裏磐梯湖沼群及び猪苗代湖の水質保全を目的として平成九年から下水処理を開始して以降二十九年が経過し、施設の老朽化が進行しております。

北塩原村は人口二千二百人ですが、それに対して裏磐梯処理区は観光人口が多いため、十倍以上の計画人口二万六千四百三十人規模の施設となっております。

もし観光シーズンに下水道管路の陥没事故が発生した場合、観光客の安全確保ができなくなるおそれがあります。

村では、老朽化した下水道施設を計画的に対策することとしておりますが、国の交付金が十分に配分されないことや人材確保が困難であるといった理由から対応が難しい状況にあり、県内のほかの市町村においてもまた同様の課題を抱えていると思われます。

そこで、県は下水道施設の老朽化対策に取り組む市町村をどのように支援していくのか伺います。

発展的な答弁を期待しまして一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。ございました。(拍手)

●副議長(佐藤雅裕君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

●知事(内堀雅雄君) 江花議員の御質問にお答えいたします。

市町村の安定的な財政運営に必要な財源の確保についてであります。

私は、税財源の偏在は正は本県のみならず、日本全体の重要課題の一つであると認識をしており、知事就任以来、現場主義を基本に掲げ、人口減少や高齢化が進む過疎・中山間地域はもとより県内各地に足を運び、切実な声を直接伺ってまいりました。

その中で、地域を守るために創意工夫を凝らし、移住、定住や人口減少対策に果敢に挑戦しておられる地域の方々の姿を目の当たりにし、共に歩み、汗を流していく決意をいたしました。

しかし、頻発、激甚化する自然災害への対応や長引く物価高などにより市町村の財政需要は増大しており、それぞれの地域性を生かした施策を展開していくためには、安定した財源の確保が欠かせません。

このため、先月の政府要望において総務大臣に直接要望書を手渡し、地方の一般財源総額の確実な確保を求めてまいりました。

今後とも、市町村の安定的な財政運営に必要な財源の確保に向け、全国知事会とも連携をし、あらゆる機会を捉え、国に対し必要な措置を講じるよう強く訴えてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

(総務部長國分 守君登壇)

●総務部長（國分 守君） お答えいたします。

公共施設の解体に伴う財政負担の軽減につきましては、利用需要の変化を踏まえた市町村施設の適切な管理のために極めて重要であると考えております。

そのため、解体を検討している市町村からの相談に対して、償還の際に地方交付税措置がある有利な地方債の活用を勧めているところであり、今後とも個別事案に即した対応を助言するなど、丁寧支援してまいります。

（商工労働部長菅野 崇君登壇）

●商工労働部長（菅野 崇君） お答えいたします。

空き店舗を活用する事業者の支援につきましては、出店する中小企業者への家賃補助に加え、店舗改善に取り組み小規模企業者等の改修費への支援を行うなど、事業者のニーズに応じきめ細かな支援を行っております。

引き続き、市町村や商工団体等の関係機関と連携し、若手創業者の発掘・育成、まちづくり専門家の派遣による伴走支援等も行いながら、空き店舗の活用を総合的に支援してまいります。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君） お答えいたします。

猪のジビエ利用に向けた豚熱対策につきましては、市町村の協力を得ながら、ジビエ利用の可否を判断するために必要な地域の感染状況の確認を実施してまいります。

確認の結果、利用可能となった場合には、処理加工施設に対し豚熱ウイルスの拡散防止対策を助言するとともに、施設で処理される猪の検査体制を検討するなど、関係機関と連携し、万全な豚熱対策に取り組んでまいります。

次に、猪等のジビエ利用に向けた施設整備につきましては、出荷体制の確立や販路の確保などを十分に検討した上で取り組むことが重要であります。

このため、放射性物質の検査体制や出荷体制づくりに向けた関係者との協議、調整を進めるとともに、食肉処理加工施設の整備に加え、市町村等が実施する衛生管理や利活用の研修会、販路の開拓など、有害鳥獣のジビエ利用に向けた取組を支援してまいります。

次に、地域計画の実現につきましては、地域農業の維持発展のための意見交換を継続し、それぞれの現状や課題に合わせて必要となる取組を見直しながら進めていくことが重要であります。

このため、県、市町村、関係団体で構成する地域計画推進チームが補助事業の活用や導入作物の提案等の伴走支援を行うとともに、モデル地区の成果を共有するなど、地域農業の将来像を示す地域計画の実現に向けた取組を支援してまいります。

次に、猪による畦畔の被害防止対策につきましては、水田に近寄らせないための環境整備や捕獲の実施など、総合的に取り組むことが重要であります。

そのため、市町村等が実施する侵入防止柵の設置や猪の隠れ場所となるやぶの刈り払いのほか、わなの設置による捕獲などに要する経費を支援しているところがあります。

さらに、これらの対策をコーディネートする専門職員の人材育成等を通して、地域の実情に応じた被害防止対策を支援してまいります。

次に、県産そばの生産振興につきましては、県の奨励品種である「会津のかおり」の種子生産の体制づくりをはじめ、湿害対策や適期刈取りなどの基本技術の徹底、畑作物のモデル実証圃での成果の普及等により、安定生産と品質向上を図っているところがあります。

さらに、収穫や乾燥調製等の栽培管理の効率化や生産性の向上に必要な機械の導入を支援するなど、需要に応じて安定的に供給できるそばの産地づくりに取り組んでまいります。

(土木部長矢澤敏幸君登壇)

●土木部長(矢澤敏幸君) お答えいたします。

市町村が取り組む空き家対策への支援につきましては、これまで空き家の改修費用等を助成する市町村に対して補助を行っており、今年度は新たに解体に要する費用を対象に加えたところであります。

今後は、市町村と連携し、不動産関係団体や空き家所有者に対し、改修及び解体に関する補助制度の案内チラシを効果的に配布するなど、空き家対策が円滑に進むよう積極的に取り組んでまいります。

次に、DXを活用した県管理道路の維持管理につきましては、トンネル内の通行車両等の異常検知や路面性状調査の画像診断にAIを活用するなど、走行状況や路面等の異常を効率的に把握し、適切な道路管理に努めているところであります。

今後は、AIを活用した区画線の劣化診断や、積雪のため目視できない道路を見える化し除雪作業を支援するICT技術の導入を検討するなど、DXのさらなる活用を図りながら、効率的な維持管理に取り組んでまいります。

次に、国道四百一号新島居峠につきましては、昭和村と南会津町にまたがる約十三キロメートルが冬期交通不能区間であり、広域的な道路ネットワークの強化を図る上で整備が必要であることから、航空測量や雪崩危険箇所調査等に加え、昨年度は昭和村側の約一・三キロメートル区間において用地調査等を行ったところであります。

引き続き、地形等の制約条件を踏まえた計画ルートの検討など、整備に必要な調査を計画的に進めてまいります。

次に、国道四百号、三島町西方地内から県道飯谷大巻線までの整備につきましては、幅員が狭く急カーブが連続することから、これまで擦れ違いが困難となっていた柿平橋の拡幅などを進めてきたところであります。

現在は現道利用の課題等について西方地区の住民等と協議を行っており、今後は協議状況を踏まえながら、西方地区から柿平橋間の局部的な改良など、円滑な交通を確保するために必要な対策を進めてまいります。

次に、市町村の下水道施設の老朽化対策につきましては、財源の確保や技術職員の不足が課題となっていることから、施設の更新や修繕を行うに当たり、補助事業の活用や経済性に優れた工法の提案等、技術的な助言を行うとともに、市町村の職員が専門知識を習得できるよう、関係機関と連携し講習会を毎年開催しているところであり、引き続き下水道施設の老朽化対策が着実に進むよう、きめ細かに市町村を支援してまいります。

(こども未来局長菅野寿井君登壇)

●こども未来局長(菅野寿井君) お答えいたします。

放課後児童クラブへの支援につきましては、運営費の補助や支援員の資質向上研修を実施するとともに、特に人手を必要とする夏休み期間等に学生アルバイトを雇用する経費を助成しております。

また、支援員の業務負担軽減を図るため、今年度から保護者との連絡業務等のICT化や機器導入への補助を実施しております。

引き続き、放課後児童クラブが適切に運営されるよう、市町村と連携しながら支援に取り組んでまいります。

(観光交流局長藤城良教君登壇)

●観光交流局長(藤城良教君) お答えいたします。

教育旅行向けバス経費補助につきましては、燃料費高騰が続く現状を踏まえ、今年度補助額の引上げを行ったところであります。

本県への教育旅行は、次世代を担う全国の子供たちに伝統文化や歴史、ホープツーリズムなどの多彩な学びや食の魅力を伝える重要な取組であることから、教育旅行向けバス経費補助を継続実施できるよう取り組んでまいります。

す。

次に、国内における県産日本酒の魅力発信につきましては、DC特別企画として開催したふくしまの酒・味噌醤油まつりにおいて過去最高となる約二万人の来場者があり、県産日本酒の品質の高さやおいしさなどをお楽しみいただいたところであります。

引き続き、金賞受賞数二年連続日本一の成果を追い風に、首都圏で開催するイベント等において、ふくしまの酒地域案内人により酒造りに込められた思いをお伝えするなど、県産日本酒の魅力発信に取り組んでまいります。

次に、海外における県産日本酒の販路拡大につきましては、トップセールスやフェアの開催を通して、おいしさや品質の高さを現地の方々に直接お伝えしてまいります。

引き続き、現地展示会への出展や国際的な品評会への出品に取り組む県内の酒蔵等を支援するとともに、最大の輸出先である米国の酒販店に設置したふくしまの酒専用コーナーにおいて県内の酒蔵と連携し試飲販売会を行うなど、海外における知名度向上とさらなる販路拡大に取り組んでまいります。

次に、県産そばを活用した観光誘客につきましては、本県の個性豊かな食文化として国内外から高い評価を得ているそばのおいしさをより多くの方々に伝え、現地に足を運んで味わっていただくことが重要であります。

そのため、観光情報サイトやSNS、ガイドブックを通じた情報発信のほか、旅行会社向け商談会等で実際に試食していただく機会を設けるなど、本県のそばの魅力を様々な方法でPRしております。

今後も福島の色を彩る地域の宝として、県産そばの魅力を広く発信してまいります。

●副議長（佐藤雅裕君） これをもって、江花圭司君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、午後三時二十五分といたします。

午後三時五分休憩

午後三時二十六分開議

●議長（矢吹貢一君） 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

直ちに、質問を継続いたします。

通告により発言を許します。四十三番安部泰男君。（拍手）

（四十三番安部泰男君登壇）

●四十三番（安部泰男君） 公明党県議団の安部泰男であります。通告順に従い、質問いたします。

初めに、中東情勢に伴う石油供給不足への備えと対策についてであります。アメリカによるイラン攻撃でホルムズ海峡の封鎖解除が不透明な状況が続いております。

我が国の原油輸入の約九割を依存する中東ルートの混乱は、もはや一過性の価格高騰にとどまらず、一九七〇年代のオイルショックを彷彿とさせる危機的状況にあり、本県においても一部地域で指定ごみ袋の駆け込み購入、買いたがめが急増し、店頭でごみ袋の深刻な欠品状態が続くなど、県民生活に影響が出始めております。

地政学リスクに左右されない地域社会をつくるためには、再生可能エネルギー先駆けの地である本県こそ石油依存の軽減を目指して、流通における燃料電池の活用をはじめ、社会実装やこれを支える関連産業の振興に着実に取り組む必要があります。

本県は、東日本大震災からの復興の柱として再生可能エネルギー先駆けの地を掲げ、とりわけ水素エネルギーの製造、輸送、利活用までをトータルでつなぐサプライチェーンの構築と社会実装に全国に先駆けて取り組んでおり

ます。

二〇二五年には東京都と連携協定を締結し、水素モビリティの導入拡大や福島県産グリーン水素の東京都内における活用促進を掲げるほか、水素関連産業の振興にも取り組むこととしております。

私は、水素社会の実現に向け、社会実装を進めるとともに地域経済を活性化していくためにも、関連産業の振興に取り組むことが重要であると考えております。

そこで、知事は水素関連産業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、中東情勢の影響により、県内においても建設工事の遅延や売上げの減少に伴う資金繰りの悪化など、経営環境は一層厳しさを増しており、事業継続が困難となる事業者の増加が懸念されるところであります。

そこで、県は事業者の倒産防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、災害時における被災者への支援についてです。

近年、大規模な地震や豪雨等の自然災害が頻発する中、指定避難所ではなく、自家用車の車内で過ごす車中泊避難を選択する住民が増加しています。

しかし、車中泊避難はエコノミークラス症候群の発症など多くの課題や、避難者が広域に分散することで行政が誰がどこに避難しているかを把握しづらいなど、支援の空白が生まれます。

この課題を解消するためには、車中泊避難者の把握について、デジタル技術などを活用した取組が必要と思います。

そこで、県は車中泊避難者の状況把握について、市町村をどのように支援しているのかお尋ねいたします。

東日本大震災、原子力災害から十五年が経過いたしました。

本県は地震、津波、原発事故という複合災害を経験し、避難の長期化の中で、妊産婦や乳幼児を抱える母親が医療や保健サービスから切り離される困難をどこよりも深く経験した県であります。

その経験を持つ本県だからこそ、次の災害に備えて最も配慮を要する妊産婦と母子を守る仕組みを平時から整えておく責務があると思います。

東日本大震災後に東北大学が継続している被災者健康調査では、震災で命の危機に直面した女性は産後鬱のリスクが高まることが明らかになっており、身体面のみならず精神面のケアの重要性が強く指摘されています。

さらに、一般避難所では周囲への気兼ねから妊産婦が孤立し、必要な助けを求められない受援力の低下も深刻な課題であります。

東日本大震災では、ゼロ歳児の死亡率が平時の約六倍に跳ね上がったという極めて重い教訓があります。

また、二〇二四年の能登半島地震でも、一般福祉避難所とは別に設けられた母子専用避難所が妊産婦の不安軽減に大きな役割を果たした事例が報告されています。

そこで、県は母子専用避難所の整備に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、災害時に妊産婦を支援していくためには、関係機関との連携が不可欠であります。

徳島県では、妊婦健診を担う診療所、分娩医療機関、保健師の間で受診状況、妊娠経過、既往症、処方、心配事を共有する共通診療ノートを作成し、熊本地震を機にこのノートへ防災情報を加えました。

さらに、本年四月からは助産師、保健師、精神科医等も記入できるよう改良し、産後の経過やケアの記載欄も設けるなど、多職種で切れ目なく妊産婦を支える仕組みへと発展しております。

このように関係機関と連携し、災害に備えて母子を支援する体制づくりを進めることが重要であると考えます。

そこで、災害時における妊産婦への支援体制の整備について、県の考えをお尋ねいたします。

次は、避難地域への移住促進についてです。

公明党復興加速化本部は、去る三月と五月に双葉郡内の復興状況を調査するとともに、各町の首長と意見交換を行いました。

とりわけ帰還困難区域を有することで避難指示の解除が遅れました大熊町、双葉町、富岡町、浪江町においては、産業の再開や住民の生活基盤、コミュニティの再構築など、極めて深刻な人口減少と担い手不足の悪循環が続いております。

このような中、本県浜通り地域においてはロボット、ドローン、エネルギー、農林水産業の自動化など、国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想が力強く推進されており、都市部のＩＴ企業や技術系企業にとって研究開発や新規事業創出のニーズと非常にマッチしやすい、世界的にも数少ない最先端の取組として高く評価されているところであります。

そのため、私は今後避難地域への移住を促進するに当たっては、こうした首都圏をはじめとする都市部の企業も意識していく必要があると考えております。

そこで、県は避難地域への移住促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、熊対策についてです。

近年、県内において熊の市街地への出没が相次ぎ、小中学校の臨時休校や住民の外出自粛など、県民生活に深刻な影響が生じています。

令和七年度は目撃件数、人身被害数ともに過去最多を記録し、今年度に入

っても目撃件数などは昨年度を大きく上回る状況にあり、極めて憂慮すべき事態となっております。

県が実施してきたこれまでの取組は評価いたしますが、熊による人身被害を防止するためには、捕獲をはじめとする対策を着実に実施していく必要があります。

しかし、捕獲などの対策の担い手である狩猟者の高齢化や熊の捕獲技術などを有する人材の確保・育成が課題となっております。

そこで、県は狩猟者の確保・育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、このような状況において被害を防ぐためには、出没状況を迅速かつ的確に把握し、住民一人一人が熊と遭遇しない行動を徹底することが重要です。

そこで、県は住民への熊出没情報の発信にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

さらに、これまで熊の出没や被害がほとんどなかった地域においては、住民が熊に対してどのように対応しているのかわからない場合が多く、日頃の備えにより被害の未然防止や最小化を図ることが重要であります。

そこで、県は地域住民に対する熊対策の啓発にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次は、再エネと共生する社会の実現についてです。

本県は原発事故を乗り越え、二〇四〇年度頃を目途に、県内エネルギー需要量の一〇〇％に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すという全国に誇れる高い目標を掲げ、再エネ先駆けの地として歩んでまいりました。

国の電力統計によれば、今年五月現在、本県の太陽光発電の最大出力合計

値は都道府県別でトップに位置しており、その取組の成果は明らかであります。

しかし一方で、先達山メガソーラーをはじめとした県内各地での太陽光発電設備の整備をめぐり、景観の著しい悪化、土砂、泥水の流出による防災上の懸念、そして交通安全を脅かす反射光という深刻な問題が生じており、これはもはや局地的な問題にとどまらず、本県の公共の福祉に多大な影響を与える県政全体の課題となっております。

この問題の根本的な課題は、現状では県全体の景観、防災、観光への影響という視点からの包括的な規制、指針を持ち合わせていないことにあります。市町村は、独自の条例等で対応しようとしていますが、県レベルでの対応なくしては実効性が担保されません。

こうした現状を踏まえ、青森県が二〇二五年十月に施行しました自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例や徳島県による都道府県基準でのゾーニングマップ化、熊本県によるゾーニング事業など全国の先行事例を参考に、本県においても速やかに県独自の指針、条例の整備を行う必要があります。

そこで、大規模な太陽光発電設備の立地を規制し、再エネと地域との共生を図るべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次は、がん医療提供体制の充実についてです。

我が国は、人口減少社会に突入する一方で、高齢化のピークを迎える二〇四〇年に向けてがん患者数が増加するという医療需要のミスマッチに直面しております。

厚生労働省の推計によれば、二〇二五年をとした場合、二〇四〇年のがん治療需要は手術が減少する一方、放射線療法は二四％増、薬物療法は一五％増と、切らずに治す医療へのニーズが急増するとされています。

がんは、昭和五十九年以降、福島県の死因第一位であり続けています。

広大な県土に医療資源が分散しているため、地域間における医療アクセスの格差、すなわち均てん化の課題と限られた医療従事者、高額な医療機器の有効活用という集約化の課題が他県よりも深刻化することが懸念されます。

高齢化する本県住民が住み慣れた地域で質の高いがん医療を受け続けられるよう、将来を見据えた計画的な体制構築が急務であります。

近年、治療と高画質MRIによる確認をリアルタイムで同時に行える高精度のがん放射線治療システムが登場し、効果的かつ短時間での治療が可能となっておりますが、導入、維持に多大なコストがかかります。

二〇四〇年というタイムリミットを前に、今から手を打つことが求められています。

また、高度な医療の集約化を進める一方で、がん予防や患者の苦痛を軽減する緩和ケア、サポーターケアは、緩和ケアを担う人材や施設が都市部に偏在し、中山間地域や浜通りの住民が十分なケアを受けられない状況が生じています。

県内医療圏には、専門的な高度医療を行うがん診療連携拠点病院が整備され、地域でがん医療を担っており、これらの拠点病院を支援し、県内のどこに住んでも質の高いがん医療や緩和ケア、サポーターケアを受けられる体制を構築することは、本県が復興と地域創生を進める上で欠かせません。

そこで、県はがん医療提供体制の充実にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

最後に、子供、若者の自殺対策の強化についてです。

出生数が減少する中、近年、子供の自殺者数が増えており、全国の令和七年の児童生徒の自殺者数は過去最多となり、一週間に十人以上もの未来ある子供たちが自ら命を落としているという現状は、まさに社会全体の危機であ

り、一刻の猶予も許されない最優先の課題であります。

そのため、令和八年四月に施行されました改正自殺対策基本法においても子供、若者の自殺対策が重点化されており、社会全体で取り組むことが明記され、各自治体において関係機関の連携の要となる協議会の設置が位置づけられるとともに、自殺のリスクが高い子供に対し、個人情報保護の壁を乗り越えて情報共有を進め、個別支援の具体化を図ることが強く求められることになりました。

私は、自殺対策に当たっては、学校をはじめとする関係機関が連携し、対応するための協議会の場や切れ目のない支援が必要と考えております。

そこで、県は子供、若者の自殺対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上をもって質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

●議長（矢吹貢一君） 執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 安部議員の御質問にお答えいたします。

水素関連産業の振興につきましては、これまで福島新エネ社会構想に基づき、水素社会の実現に向け、県内企業の新規参入や実証研究、事業化、販路開拓を一体的に支援するとともに、輸送機器や水素ボイラー導入による工場等での水素の社会実装を促進してまいりました。

今年度は、福島大学における水素製造に関する実証用プラントの整備や、福島再生可能エネルギー研究所と県内企業が連携して取り組む、水素をアンモニアとして貯蔵する技術開発を支援しております。

こうした中、政府に対し水素社会の実現に向けた要望を行った際には、高市総理から「エネルギー安全保障の観点から、水素に力を入れることが重要」との発言があり、また今般の中東情勢の緊張により代替燃料への関心が高ま

ったことも踏まえ、私は水素をいち早く実用化し、身近なエネルギーに変えていくとの思いをより強くいたしました。

さらなる水素需要の創出に向け、企業への働きかけや国家戦略特区制度を活用した水素の貯蔵量上限の緩和への取組を進めるなど、引き続き関係機関と連携をし、水素関連産業の振興を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

車中泊避難者の状況把握につきましては、食事等の支援物資や災害関連情報の提供に加え、避難者の健康管理など、必要な支援を行う上で重要であります。

このため、避難者の所在把握を容易にする手法として、車中泊避難用の駐車スペースを確保することや、県防災アプリの機能を活用して避難者の登録を行うことを市町村に助言しており、今後も市町村と連携しながら、車中泊避難者の状況把握に努めてまいります。

（企画調整部長市村尊広君登壇）

●企画調整部長（市村尊広君） お答えいたします。

大規模な太陽光発電事業につきましては、法令等を遵守し、地元の理解の下、安全や環境等に十分配慮し、実施されることが重要であります。

先般、国において、再エネの事業規律強化に向け制度的対応が図られたほか、昨年末、大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージが示されたことから、これらの実効性ある対応を求めるとともに、引き続き国や市町村と連携し、地域と共生した再エネの導入に取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） お答えいたします。

狩猟者の確保・育成につきましては、未経験者向けの狩猟魅力発信セミナーや狩猟免許取得の支援に加え、今年度はわなや猟銃等の購入支援を拡充するなど、取組を強化しているところであります。

また、狩猟初心者を対象に実践的な技術を身につけるハンタースクールやICT等を活用した捕獲方法を学ぶ研修会の開催など、技術力の向上にも力を入れることとしており、引き続き関係団体等と連携しながら、狩猟者の確保と育成に取り組んでまいります。

次に、住民への熊出没情報の発信につきましては、熊との遭遇や被害防止のため、正確な情報を速やかに届け、注意を促すことが重要であります。

このため、県の熊目撃マップを更新し、速報性を向上させるほか、熊の目撃が多い市街地付近等に設置したAIセンサーカメラの識別機能を活用し、周辺住民や学校関係者等へ出没情報を即時に共有する仕組みを強化するなど、市町村や関係機関と連携しながら、的確かつ迅速な情報発信に取り組んでまいります。

次に、地域住民に対する熊対策の啓発につきましては、熊の生態や季節に応じた注意点の周知に加え、人身事故の防止のため、県民一人一人が実践できることを十か条として取りまとめ、防災アプリや新聞広告等を活用し、広く呼びかけているところであります。

さらに、熊への対応に慣れていない地域に対しては、日頃の備えや行動を身につけていただく研修会を開催するなど、引き続き地域の実情等を踏まえながら、被害の未然防止に向けた啓発に取り組んでまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

母子専用避難所の整備につきましては、妊産婦や乳幼児などが安心して避難できる環境づくりが重要であります。

このため、県が作成した福祉避難所のガイドラインにおいて受入れ時の配慮事項等を記載し、適切な運営を市町村に周知してきたところです。

今後は、母子専用区画の確保や乳幼児に必要な備蓄物資の拡充など、母子に一層配慮したガイドラインの見直しを検討してまいります。

次に、がん医療提供体制の充実につきましては、各医療圏において、がん医療の幅広いニーズに対応することが重要であります。

このため、高度な治療を担うがん診療連携拠点病院と標準的な治療や緩和ケア等を担う地域の身近な医療機関との役割分担と連携を推進するとともに、施設の運営や設備整備等への支援を行っております。

引き続き、県がん診療連携協議会等の関係機関と連携し、がん医療提供体制の充実に取り組んでまいります。

次に、子供、若者の自殺対策につきましては、市町村や関係機関と連携・協働しながら、電話やSNS等を活用した相談しやすい体制を整備するなど、自殺予防に取り組んでおります。

さらに、自殺のおそれがある対象者を抱える学校等からの要請に応じ、精神科医などで構成される自死リスク対応チームを派遣し、専門的助言やフォローアップを行っております。

引き続き、子供、若者に寄り添い、社会全体で見守りながら、自殺対策に取り組んでまいります。

（商工労働部長菅野 崇君登壇）

●商工労働部長（菅野 崇君） お答えいたします。

事業者の倒産防止につきましては、中東情勢に関連した相談窓口において、今後の事業活動への影響を懸念するといった相談を受けていることから、個々の事業者の実情に応じて県制度資金を案内するとともに、経営状況が悪化した事業者に対してはオールふくしま経営支援制度により経営改善方

針を提示することとしております。

引き続き、事業者の声を丁寧に関きながら、きめ細かな経営支援に取り組んでまいります。

（避難地域復興局長佐藤安彦君登壇）

●避難地域復興局長（佐藤安彦君） お答えいたします。

避難地域への移住促進につきましては、復興再生を担う新たな人材を呼び込み、復興を加速する上で重要な取組であります。

首都圏には、先進的技術を持つ企業や専門スキルを持つ人材が集積していることから、新たに開設するふくしま十二市町村移住支援センター東京サテライトにおいて企業や大学等への訪問活動を進め、前例のない課題解決に向けたチャレンジの輪が広がりつつある避難地域の可能性や強み、魅力等を積極的に発信してまいります。

（こども未来局長菅野寿井君登壇）

●こども未来局長（菅野寿井君） お答えいたします。

災害時における妊産婦への支援体制の整備につきましては、避難所等において母子の心身のケア、授乳室等の環境の整備、妊産婦、育児用品の調達など様々な配慮が必要であり、関係機関との連携が重要であると考えております。

県では、災害時の対応に関する協定に基づき、助産師や保健師などの多職種と連携し、妊産婦への支援を行うこととしており、引き続き関係機関と協力しながら、支援体制の整備に取り組んでまいります。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、安部泰男君の質問を終わります。

通告により発言を許します。十五番渡辺康平君。（拍手）

（十五番渡辺康平君登壇）

●十五番（渡辺康平君） 自由民主党議員会の渡辺康平です。通告に基づき、一

般質問を行います。

まず初めに、人口減少社会についてです。

福島県の人口減少問題を考える上で長年の課題となっているのが、進学や就職を契機とした若年層の県外流出です。

県の人口移動の分析においても、二十歳から二十四歳までの年齢層で大幅な転出超過が続いており、大学進学のためには首都圏へ移住することが前提とされてきました。

しかし、近年はオンライン授業や通信制大学、大学院の充実により、地方に居住しながら全国の大学で学ぶことが可能となっています。

私自身も現在、明治大学専門職大学院で学んでおり、平日は県内で活動し、夜間はオンラインで授業を受講し、必要に応じて都内へ通学しております。

福島に住み、福島で働きながら全国の大学等で学ぶという新しい学習モデルは既に現実のものとなっています。

また、西郷村では新幹線通学定期券購入費に対して月額上限三万円を補助する新幹線通学補助制度を実施しており、首都圏で一人暮らしをするよりも、県内に居住しながら通学するほうが経済的負担を抑えられると評価されております。

県内に居住しながら首都圏等の大学や大学院で学ぶことができる環境は、若年層の県内定着だけでなく、社会人のリカレント教育や地域産業を支える人材育成にもつながるものと考えます。

これまで申し上げたような事例を基に、県においても若年層の県内定着促進に向けた様々な施策を検討していただきたいと思っております。

そして、人口減少問題に対応する上で最も重要なのは、行政が従来の発想だけで施策を考えるのではなく、当事者である若者の声を丁寧に聞き、多様化する価値観やライフスタイルに応じた施策へ反映していくことであります。

若者の働き方や学び方、生き方は大きく変化しています。

人口減少対策においてもこうした変化を前提とし、若者自身の声を丁寧 정책에反映させながら、新しい時代に対応した施策を構築していくことが求められております。

そこで、知事は若者の声を踏まえた人口減少対策にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、職員のリカレント教育についてです。

先ほど述べましたように、社会人が働きながら学び直すリカレント教育の重要性が高まっています。

実際に私が通う大学院では、東京都庁、埼玉県庁などの自治体職員が業務と学業を両立しながら学び、政策形成能力やマネジメント能力の向上に取り組んでいます。

人口減少やデジタル化の進展など行政課題が複雑化する中で、県職員にも継続的な学びが求められています。

また、オンライン授業の充実による環境変化を踏まえれば、県職員の学び直しを支援する条件はこれまで以上に整っていると考えます。

県職員の学び直しを積極的に推進し、その成果を県民サービスの向上につなげていくことが重要ではないでしょうか。

そこで、県は職員の自主的な学び直し、いわゆるリカレント教育をどのように推進していくのか尋ねます。

次に、消防体制についてです。

激甚化、頻発化する自然災害への対応に加え、人口減少や消防職員の確保など、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

そのような中、県内では各消防本部がそれぞれ消防指令センターを整備、運用しておりますが、消防指令システムは更新費用や維持管理費用が高額で

あり、市町村にとって大きな財政負担となっております。

また、消防指令業務を県内で共同運用することにより、システム整備費の縮減だけではなく、災害発生時における広域的な情報共有や応援体制の強化、さらには指令業務の高度化や消防サービスの向上にもつながるものと考えます。

そこで、県は消防指令センターの共同運用に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、偽情報対策についてです。

近年、生成AIの発達により、本物と見分けが付きにくい画像や動画、音声による偽情報が国内外で拡散する事例が増加しています。

災害時には、県が正確な情報を把握することはもちろんですが、県民が迅速に正しい情報へアクセスできる環境を整備することも重要であります。

特に本県は風評や偽情報による影響を受け続けてきました。

だからこそ、平時から県民が信頼できる情報源を確認できる仕組みづくりと、災害時における迅速かつ正確な情報発信体制の強化が求められております。

そこで、県は災害時における偽情報対策にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、風評加害についてです。

震災から十五年が経過した今日も誤った福島像が映画やネット番組で拡散されています。

昨年公開された映画「こんな事があった」では、東日本大震災から十年後の福島を舞台に、主人公は母親を被曝で亡くしたという設定の下、登場人物が「原発事故の影響で子供が産めない」という趣旨のセリフや「汚れた海だから誰も来ない」、「帰ったらいけないところに帰らされた」という会話、鮮

魚売場で東北産の魚を嫌がる場面も描かれています。

こうした科学的根拠に基づかない情報や描写が複数盛り込まれた問題のある映画ですが、昨年九月十三日から国内二十か所以上で上映され、新聞やメディアでは十社が紹介記事を書き、海外ではオランダのロッテルダム国際映画祭で上映されました。

震災と原発事故から十五年が経過しても、いまだにこのような誤った福島像が国内外に発信されてしまう現実が浮き彫りとなりました。

さらに、とあるネット番組では福島第一原発事故の真実と題して、福島では原発事故のせいで甲状腺がんになった子供が百五十倍、当時十八歳以下の方で三百人以上の人が甲状腺がんになっているという風評をおおる議論が行われていました。

この番組は三十三万回視聴されており、注目を集めるために、過激で扇情的なコンテンツとして拡散されやすくなっています。

なぜ震災から十五年が経過しても問題は繰り返されるのか、東京大学大学院情報学環の開沼博准教授は次のように答えています。

「この十五年間、風評の加害側の責任が問われない状況が続いてきた」、「本来であれば議論を重ね、正確な情報を共有し、誤りを正していく文化が育っていないかなければならなかったはずである」、「しかし、現実にはそうした取組が十分に根づいていたとは言えない」、「その結果、風評加害はなかったことにされ、責任の所在も曖昧のまま放置されてきた。このことを反省しなければ、同じことが何度も繰り返されてしまう」、「とりわけ福島をめぐっては、表現の自由を理由に人権侵害につながりかねない情報発信が正当化されてきた側面がある」、「しかし、そのような情報発信を行う人たちが少数民族や性的マイノティー、宗教に対して同様の表現を行っている場面を目にすることはない」、「なぜ福島に対してだけは人権侵害につながりかねない情報発信が許

されるのか。結婚や出産、就職などの人生の様々な場面で福島の人々は差別偏見を受けてきた。再びこのようなことが起きたら、責任を取ることができるのか。もし福島には石を投げてでも投げ返してこないという認識の下、こうした情報発信が行われているのだとすれば、極めて卑怯な行為だと言わざるを得ない」と開沼氏は述べています。

本来であれば、人権侵害につながりかねない情報発信に対して、これまで福島県が主体的に抗議の声を上げ、誤った情報に対して指摘したという話はほとんど聞きません。

県民の誇りを傷つけ、県民の努力を踏みにじる風評加害がなぜ放置されてきたのか、そして福島県はどのような認識でいるのか、今問われています。そこで、誤った情報の発信により風評被害を引き起こす風評加害について、県の考えを尋ねます。

次に、秩序ある共生社会についてです。

県内において外国人住民が増加する中、騒音やごみ出しなどの生活習慣の違いに起因する地域トラブルについて、県民から相談を受ける機会が増えています。

特に昨年実施された国勢調査では、調査員を務めた行政区長から「これほど多くの外国人が地域に居住しているとは知らなかった」との声を聞きました。

一方で、県民と外国人住民が交流する機会は限られており、生活上の困り事や地域トラブルが発生した際、県民がどこへ相談すればよいのか分かりにくい状況にあります。

また、外国人住民にとっても、生活ルールや地域の慣習を学ぶ機会が十分とは言えず、結果として双方の誤解や不安につながることが懸念されます。国においては、外国人との秩序ある共生社会の実現を掲げておりますが、

共生社会を実現するためには、ルールを守ることを前提とした秩序ある地域社会の形成が不可欠です。

そのためには、関係機関が連携し、県民と外国人住民の双方が相談できる体制を整備するとともに、生活ルールの理解促進を図ることが重要であると考えます。

そこで、県は外国人住民に対する生活ルール等の理解促進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、医師確保についてです。

福島県緊急医師確保修学資金貸与制度は、県内における医師不足の解消を目的として設けられた重要な制度であります。

この制度において、福島県地域枠医師等キャリア形成プログラムに従い一般診療科コースを選択した場合、医師は一年目から二年目までを臨床研修病院で研修し、その後は県内病院で後期研修を行います。

そして、七年目から九年目については、県が指定する医療機関に勤務することとされています。

こうした中、民間の臨床研修病院の病院長から「初期研修から後期研修まで長期にわたり育成した医師が、七年目以降は指定医療機関への配置により病院を離れざるを得ない。また、当院には外部からの派遣もないため、人材確保の面で不利な状況となっている」との声を寄せられております。

県が指定する医療機関は、県立病院や市町村立病院のみならず、日本赤十字社などの病院も含まれております。

一方で、民間の基幹型臨床研修病院は指定医療機関にも含まれておらず、官民格差が生じているとの指摘があります。

医師の育成において、初期研修から後期研修に至るまで継続的に指導を行ってきた民間の臨床研修病院の役割は極めて重要であります。

こうした病院が医師確保や人材育成の面で不利益を被ることがなく、県全体で持続可能な医師養成体制を構築していくことが必要であると考えます。

そこで、県は医師のキャリア形成支援にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、中山間地域における介護についてです。

私の選挙区である天栄村湯本地区は、六百人ほどの過疎地域です。

人口減少が進み、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多い状況となつています。

そのような中、天栄村湯本地区における訪問介護サービス提供事業者は、社会福祉協議会が運営する天栄村ホームヘルプステーションのみであり、民間事業者の参入は見込めません。

このステーションの運営に必要な訪問介護員は、国の基準に基づき算定すると、常勤換算で二・五人以上となります。

しかし、この基準は隙間なく訪問介護サービスを行っていることを基礎として算定されており、当該地域のように中山間地域において、国の基準を満たすため資格を有する職員を雇用することは大変難しい状況となっています。

そこで、中山間地域における訪問介護サービスの人員に関する基準を地域の実情に応じて緩和すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、有害鳥獣対策についてです。

今年も熊による人身被害や目撃情報が後を絶ちません。

このような中、緊急銃猟に対応する猟友会、警察、市町村をはじめ関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

私は、地元猟友会の外部監事として活動しておりますが、今年の支部総会では担い手の確保や射撃技能の維持向上に関する課題について、多くの意見を伺いました。

特に県中、県南地方における射撃場整備について要望を受けております。

現在、猟友会須賀川支部では、散弾銃や空気銃の射撃研修は須賀川市内の民間射撃場を活用しておりますが、ライフル銃、スラッグ弾による射撃研修については栃木県ニッコー射撃場まで移動して実施しております。

ニッコー射撃場は、ライフル銃に対応した最大百五十メートルの射場を備え、猪などを想定した移動標的による実践的な訓練も可能であります。

また、研修施設も併設されており、鳥獣被害対策に関する講習会なども開催されております。

一方、福島県内の多くの射撃場は五十メートル程度の設備にとどまり、移動標的による訓練が可能な施設も限られております。

近年、会津管内十七市町村が連携し、国、県の支援を受けて整備した会津総合射撃場が供用開始され、広域的な人材育成や技能向上の拠点として活用されております。

今後、熊や猪等による被害が増加する中、安全な操作技術を取得し、有害鳥獣対策を担う人材を育成していくためには、県中、県南地方においても広域的な射撃訓練施設の整備が必要であると考えます。

さらに、宮城県議会六月定例会において、県クレ－射撃場内にライフル射撃場を新設する計画をめぐり、村井知事は「宮城県が設計費を負担する」と答弁しました。

宮城県においても猟友会が県境を越えて訓練しているため、ライフル射撃場を一日も早く整備する必要があるとの答弁がありました。

宮城県同様に福島県も新たな射撃場整備を急ぐべきであります。

そこで、有害鳥獣対策に向けた射撃場の整備を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、圃場の大区画化についてです。

今年は雪も少なく、春も少雨であり、水田の用水確保が心配されましたが、田植も順調に進んでいる様子であり、一安心といったところであります。

近年は不安定な国際情勢や米価の高騰などにより、食料の安定供給が不安視され、食料安全保障の確保が求められているところであります。

そのような中、国においては農業経営の安定化を図るため、令和七年度から十一年度を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、圃場の大区画化を強力に推進することとしております。

そこで、県は圃場の大区画化に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、道路整備についてです。

天栄村から会津地方を結ぶ国道百十八号は、令和四年度に鳳坂トンネルが開通し、安全で円滑な通行が確保されております。

しかし、トンネル入り口から天栄村八十内地内までの区間については線形不良、幅員が狭く、車両交通時や冬期間の通行に支障を来しております。

そこで、県は国道百十八号天栄村八十内地内から鳳坂トンネルまでの整備にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

最後に、県道白河羽鳥線についてです。

本路線は国道百十八号と連絡し、県中、県南と会津地方を結ぶ重要路線であり、両地域にとって産業、経済、文化の振興、地域活性化を図る上でも必要不可欠な路線です。

しかし、本路線は計画見直しや地質調査がストップしたままであり、未整備区間の早期改良が求められております。

そこで、県道白河羽鳥線真名子工区の整備状況と今後の取組を尋ねます。質問は以上となりますが、最後に一言申し上げます。

昨今、国権の最高機関たる国会において「自衛隊に行く子供たちは経済的

に厳しい子供たちが行く。豊かな子供たちは自衛隊にはならない」という極めて差別的な発言がありました。

この発言は、多くの自衛官や自衛官家族に衝撃を与え、元自衛官や自衛官の家族、関係団体などから当該議員に対して強い抗議がなされています。

当該議員は元教員であり、さらに日教組の特別中央執行委員経験者です。

その発言の根底には、自衛隊は経済的に困窮した若者が生活のために入る職業という、経済的徴兵制という固定観念が見え隠れします。

多くの自衛官は様々な志願理由で入隊しており、決して貧しいから仕方なく入るという単純な存在ではありません。

政治に携わる者は、どの職業に就く人に対しても敬意を払うべきです。

まして国民の生命と財産を守るため、時に命の危険と隣り合わせで任務に当たる自衛官に対し、上から見下すような発言をすることは政治家としての資質そのものが問われる問題であります。

私は元自衛官として、そして福島県議会議員として、自衛官とその御家族の名誉を傷つける発言に対して強く抗議します。

自衛官の誇りを守ることは、国を守る人々への敬意を守ることです。

災害時に助けを求めるときだけ自衛隊に感謝し、平時には偏見でおとしめる、そのような姿勢は決して許されるものではありません。

我が国と国民を守る自衛官一人一人に心からの敬意と感謝を申し上げ、同時に自衛官を差別や偏見の対象とする言説を私は断固として許さないことを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

●議長（矢吹貢一君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君）渡辺議員の御質問にお答えいたします。

人口減少対策についてであります。

先月、ふくしま共創チームの活動に参加する学生と懇談した際、「地域の宝を地域ぐるみの取組によって次の世代につないでいきたい」との自らの思いを熱く語ってくれました。

急速に進む人口減少社会において、未来を担う若者たちが福島県の宝や地域の誇りを守り、つないでいこうとする思いに触れ、若者の声に真摯に耳を傾けることの大切さを実感しました。

このため、ふくしま共創チームの下、ふくしまプライド調査部として、学生や企業等の若手職員の皆さんが地域の魅力や地域で輝く方々の取組を再認識し、若者に選ばれる福島になるための気づきをチームで共有しながら発信してまいります。

また、八月には県内外に進学、就職した学生や若手社員との座談会を浜中、会津で開催し、令和の若者たちの率直な意見を伺うなど、これらの取組を通して福島ならではの魅力を一層高めることができるよう、官民で共に考え、共に行動してまいります。

引き続き、実効性ある施策を構築し、持続可能で魅力ある県づくりに向け、オール福島で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長國分 守君登壇）

●総務部長（國分 守君）お答えいたします。

職員のリカレント教育につきましては、現在専門性などを向上させるための自発的な学習や大学院などの課程を履修するための休業制度を整備し、支援しているところであります。

職員一人一人の能力向上が組織全体の生産性向上や活性化につながることから、今後は制度の周知に加え、大学院等での修学機会に関する情報を提供するなど、職員の自主的な学び直しを積極的に支援し、自律型職員の育成に

取り組んでまいります。

（危機管理部長細川 了君登壇）

●危機管理部長（細川 了君） お答えいたします。

消防指令センターの共同運用につきましては、より効率的な組織運営が実現され、地域の消防力強化に寄与するものと考えております。

このため、県では本年五月に全消防本部で構成する共同運用に向けた検討会を設置し、各消防本部が主体となった検討に積極的に参画することとしたところであり、今後も本検討会を通じ、共同運用に向けた課題の整理や解決に資する助言等を行い、消防本部の取組を支援してまいります。

次に、災害時における偽情報対策につきましては、AIによりSNS上の情報の信憑性を分析し、市町村と共有することで災害対応に生かすとともに、正確な防災情報を防災アプリ等により、必要とする方に迅速に届けられるよう努めております。

加えて、未来を担う中高生に向け、授業に用いる防災動画教材において、偽情報の事例を交えながら、安易な情報拡散の危険性や信頼できる情報源の確認の大切さを伝えており、今後とも市町村や教育関係機関と連携し、偽情報対策に取り組んでまいります。

（生活環境部長宍戸陽介君登壇）

●生活環境部長（宍戸陽介君） お答えいたします。

外国人住民に対する生活ルール等の理解促進につきましては、市町村や関係団体と連携し、ごみの分別方法や交通安全などの日常生活に関する講座等を実施しております。

今後も、外国人住民が増加している状況を踏まえ、言語や文化の違いによって生じる課題を把握しながら、円滑な意思疎通に必要な日本語教育を推進するとともに、生活ルールやマナーの理解促進にも取り組み、共に安心して

暮らすための環境づくりを進めてまいります。

（保健福祉部長菅野俊彦君登壇）

●保健福祉部長（菅野俊彦君） お答えいたします。

医師のキャリア形成支援につきましては、現在、臨床研修病院に対し研修環境や指導体制の整備を支援するとともに、修学資金を貸与した医師の勤務対象医療機関に産婦人科等の特定診療科を持つ民間病院を加えるなど、多様なキャリア形成支援を通じた若手医師の県内定着に努めております。

引き続き、県立医科大学と連携し、地域医療を支える医師のキャリア形成をきめ細かく支援してまいります。

次に、中山間地域における訪問介護サービスにつきましては、深刻な介護人材不足等の課題を抱えており、必要なサービスを維持するための柔軟な仕組みが求められていることから、現在、国において人員に関する配置基準の弾力化について検討が進められております。

県といたしましては、市町村や関係事業者の意見を丁寧に伺いながら、地域の実情に即した実効性ある基準に緩和されるよう、引き続き国に要望してまいります。

（農林水産部長小貫 薫君登壇）

●農林水産部長（小貫 薫君） お答えいたします。

有害鳥獣対策に向けた射撃場の整備につきましては、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村等が主体となって実施するものと位置づけられており、市町村等が行う施設の新設、改築や捕獲従事者の射撃訓練に必要な教材などに係る経費が国の補助事業により支援されております。

引き続き、有害鳥獣対策のための地域の実情に応じた様々な取組を支援し、農作物の被害低減に努めてまいります。

次に、圃場の大区画につきましては、スマート農業等による営農の効率化

や農地の集積、集約化を図るため、県、市町村等が主体となり推進しているところがあります。

さらに、国において農業者が自ら畦畔除去等の簡易な整備を速やかに実施できる事業が創設されたことから、県、関係団体で組織する協議会を設立し、事業に取り組む農業者を支援することといたしました。

今後競争力のある農業の実現に向け、農業構造転換を着実に進めるため、圃場の大区画化の取組を積極的に推進してまいります。

（土木部長矢澤敏幸君登壇）

●土木部長（矢澤敏幸君）お答えいたします。

国道百十八号天栄村八十内地内から鳳坂トンネルまでの整備につきまして、急カーブが連続する箇所があることから航空測量等を実施するとともに、整備が必要な区間の選定を進めてきたところであります。

今年度は、計画ルートの検討に必要な土地の権利者調査等を実施することとしており、引き続き地元の意見を丁寧に向いながら、急カーブの解消に向け、整備に必要な調査を計画的に進めてまいります。

次に、県道白河羽鳥線真名子工区につきましては、円滑な交通確保に向け、白河市側の約一キロメートルの区間において令和六年度から工事に着手しており、今年度は改良工事が完了した区間の舗装工事を進めることとしております。

また、羽鳥湖側の約三・三キロメートルの区間については、急峻な地形や脆弱な地質等の技術的な課題を踏まえた計画ルートの検討を行っているところであり、引き続き必要な調査を進めてまいります。

（風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事半澤浩司君登壇）

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事（半澤浩司君）お答えいたします。

誤った情報の発信による風評につきましては、誤解や偏見に基づく情報が拡散されることにより、風評の影響が拡大してしまう懸念があると認識しております。

そのため、引き続き国に対して万全な風評対策を講じるよう強く求めるとともに、社会的反響や県民への影響を考慮しながら様々な形で情報発信を行うことにより、風評の払拭に取り組んでまいります。

●十五番（渡辺康平君）大項目5、風評加害について、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事に再質問させていただきます。

先ほど御答弁いただきました誤解や偏見による風評、これらの懸念については認識されているという前文がありまして、国に求めるという状況と社会的な影響、様々な情報発信で払拭していくという。

令和五年十二月に、当時の担当理事に私、Fukushima water問題、共同通信社がALPS処理水をFukushima waterとして海外に外信した件を質問させていただきました。

そのときの答弁が「海外向けの誤った報道等につきましては、科学的な事実に基づく正確な情報発信をし続けることが重要であります。このため、国や東京電力に対しても、引き続き正確で分かりやすい情報発信に全力で取り組むよう訴えていくとともに、県としても風評・風化対策強化戦略に基づき、国内外に向け福島県の正しい姿を積極的に発信し、本県への理解を促進するなど、万全な風評対策に取り組んでまいります」という答弁でした。

正直、今回の答弁と前回の令和五年十二月の答弁、どう違うのが、一見ちよつと分かりにくいなと感じております。

先ほど話したとおり、SNSではいわゆる過激な情報等や扇動的な内容が拡散され、先ほどのネット番組が三十三万回いった、または映画が私たちの知らないところで海外で放映されていた、こういったところに、本来であれ

ば、これは事実に基づきませんというふうに県が一言言うだけで、今このコンプライアンスの時代ですから、恐らくほとんど拡散しなくなるでしょう。こういった状況の中で、今回私は風評加害というテーマで質問させていただきました。

今いただいた答弁が前回とどう違うのか、正直分らないところもあります。

今後、県はどのように対応して情報発信していくのか、多くの県民の方が見ていると思います。ぜひ改めて伺います。

誤った情報の発信により風評被害を引き起こす風評加害について、県の考えを伺います。風評・風化戦略担当理事にお伺いいたします。

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事（半澤浩司君）再質問にお答えします。

誤解や偏見に基づく誤った情報により、風評が助長される状況は避ける必要があると考えております。

そのため、県としては本県の正確な情報を粘り強く発信し続けるとともに、誤った情報の把握に努めながら、本県に対する影響等を勘案し、適切に対応してまいります。

●十五番（渡辺康平君）御答弁ありがとうございます。

どうしても、この議会の質問というのは限られた原稿の中で答弁されるので、非常に分かりにくいとは思いますが、これは県民だけではなく県内外で見ている、視聴されている内容であります。適切に対応するというのは果たしてどういうことなのかと、もうちょっと詳しく、それは例えば具体的に抗議するとか、さすがに裁判に訴えるというのはなかなか難しいかもしれませんが、例えば今、内閣府、内閣官房でも、エックスでこの情報は違えますと反論しております。

そのような形で一つ一つの具体例を挙げて反論されていくのか、どのようにやっていくのか、ぜひちょっと分かる形で、分かりやすく御答弁いただきたいと思いますので、改めて風評加害について、誤った情報発信により風評被害を引き起こす加害について、県の考えを担当理事に再々質問します。

●風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事（半澤浩司君）再質問にお答えします。

当該事案を含め、誤った情報発信への対応につきましては、社会的反響や県民の影響を見定めながら対応してまいります。

●議長（矢吹貢一君）これをもって、渡辺康平君の質問を終わります。以上をもって、日程第一及び日程第二の質問、質疑を終結いたします。

●知事提出議案第一号から第二十九号まで 各常任委員会付託

●議長（矢吹貢一君）この際、知事提出議案第一号から第二十九号まで、以上の各案は、別紙付託表記記載のとおり、各常任委員会の審査に付することいたします。

（付託表別冊参照）

●議案撤回の件

●議長（矢吹貢一君）次に、各常任委員会において継続審査中の議員提出議案四件、別紙のとおり、提出議員から撤回の請求がありますから、御報告いたします。

(参 照)

議員提出議案撤回請求一覧表

議案 番号	議 案 件 名	提出議員	議案提出年月日	付託委員会	撤回請求年月日
89	地方財政の充実・強化を求める意見書	宮下雅志 荒 秀一	令七・六・二三	総 務	令八・六・二三
96	義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	宮下雅志 三村博隆	令七・六・二三	商労文教	令八・六・二三
97	少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書	宮下雅志 三村博隆	令七・六・二三	商労文教	令八・六・二三
107	介護・障がい福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書	荒 秀一 三村博隆	令七・九・三一	福祉公安	令八・六・二三

●議長（矢吹貢一君） 日程第三、議案撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議案撤回の請求は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

●議員提出議案第四百四十七号から第五百十九号まで
各常任委員会付託

●議長（矢吹貢一君） 次に、議員提出議案十三件、別紙議案提出書のとおり提

出になっておりますから、御報告いたします。

(参 照)

議 案 提 出 書

令和八年六月二十九日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 鈴木 智

同 佐々木 彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

免税軽油制度の継続に関する意見書

理 由

免税軽油制度の継続を求めるため

議案第四百十七号

免税軽油制度の継続に関する意見書

冬季観光産業の柱であるスキー場産業は、地域の雇用や経済活性化に重要な役割を果たしてきた。しかし、全国の索道旅客輸送実績は一九九〇年代をピークに減少傾向にあり、福島県内においても東日本大震災や新型コロナウイルスの影響により、二〇〇九―一〇シーズンに約百六十三万人を数えた来場者数が二〇二五―二六シーズンには約八十二万人へと大幅に減少し、索道旅客輸送実績も激減し厳しい経営環境にある。

現在、索道事業者が使用するゲレンデ整備車や降雪機の動力源となる軽油には、軽油引取税（一リットル当たり十五円）の課税免除の特例措置（免税軽油制度）が適用されている。本制度は元来、「道路を走行しない機械」の燃料への課税を免除する趣旨から幅広い分野で認められており、スキー場産業においても安全なゲレンデ整備と安定営業を支え、地域経済の維持に大きく貢献してきた。

しかし、現行の特例措置は令和九年三月三十一日限りで期限を迎える。もし本制度が継続されず廃止されれば、索道事業者は甚大なコスト負担増を強いられる。燃料価格高騰や少雪、地球温暖化により逼迫するスキー場経営は一層悪化し、地方の冬季観光の衰退、雇用の喪失、地域経済への致命的な打撃は必至である。

よって、国においては、地方の基盤産業であるスキー場産業の存続と地域経済の安定を図るため、索道事業者が使用するゲレンデ整備車および降雪機に係る軽油引取税の課税免除の特例措置（免税軽油制度）について、令和九年四月以降も引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣宛て

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十九日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 鈴木 智

同 佐々木 彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現

現を求める意見書

理由

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求めるため

議案第四百十八号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現

現を求める意見書

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

国においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」に対する附帯決議に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各党派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としない」こと、及び「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」ことの二案が示されており、これらはすでに多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、国においては、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長宛て

内閣総理大臣
内閣官房長官

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十九日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 宮下雅志

同 三村博隆

次の議案を別紙のとおり提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書

理由

地方財政の充実・強化を求めるため

議案第四百十九号

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て支援施策の充実、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感 は日々深刻化している。

国はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性化する人員不足を踏まえると、今後も引き続き一

般財源総額の確保が求められている。

よって、国においては、令和九年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保にとどまらず、そこから積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政の充実・強化を実現するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実にを図ること。

二 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

三 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に向けて取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

四 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を毀損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

五 「地方創生推進費」として確保されている一兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

六 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

七 令和九年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

八 自治体の基幹業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

九 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

十 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

十一 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

十二 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣
（子ども政策、少子化対策）
内閣府特命担当大臣
（地方創生）

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十六日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 宮本 しづえ

同 大橋 沙織

次の議案を別紙のとおり提出します。

消費税５％への減税及びインボイス制度の廃止を求める意見書

理由

消費税５％への減税及びインボイス制度の廃止を求めるため

議案第百五十号

消費税５％への減税及びインボイス制度の廃止を求める意見書

家庭用を中心とした本年六月の飲食料品の値上げは千七十八品目、一月から十月までに判明している値上げ品目総数は九千三百六十一品目となり、調査を開始した二〇二二年以降、五年連続で年間一万品目を上回る見通しであると民間調査機関が報じている。中東情勢の深刻化を受けて、飲食料品業界では今年夏以降、広い範囲で値上げの波が継続すると予測している。その他、紙おむつ、生理用品、トイレットペーパーをはじめ、あらゆる物が値上がりし、国民には「物価高が続いて毎日の暮らしが大変である」、「事業を継続させたいが先行きが見えない」などの不安の声が出ている。二月の第五十一回衆議院議員総選挙においても、「チームみらい」を除くほぼ全ての政党が何らかの形で消費税減税・廃止を公約に掲げるとともに、高市首相も「二年間に限って飲食料品を消費税の対象にしない」ことに言及しており、物価高対策としての税制見直しは国民的な関心事となっている。

国会では、「社会保障国民会議」で消費税の議論がされているが、二年に限って飲食料品の税率を１％とする案が示され、１％相当分（約六千億円）は現金給付し「実質ゼロ」を目指すとしている。また、給付付き税額控除については、「正確な所得を把握するシステムの整備に時間がかかる」との理由で、当面、「税務当局が保有する所得情報を基に給付」の方向で調整しようとしている。食料品の消費税減税に関する報道機関による世論調査では、「１％にすべき」との回答が最多の三六％、次いで「減税は必要ない」が三二％、「ゼロにすべき」が二八％という結果が報じられている。

世界では、デンマークやベルギーを始め、百十六の国・地域で消費税（付加価値税）の軽減・減税措置が実施または実施予定であるとの集計結果もある。

現行制度の見直しにより、消費税を廃止できる財源は生まれると試算する税の専門家もあり、日本でも一刻も早い消費税減税が必要である。

また、食料品に限定せず消費税率を一律５％に減税すれば、簡易、迅速かつ効果的であり、しかも複数税率が解消されインボイス制度もなくなると考
える。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 消費税を５％へ減税すること。

二 インボイス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長宛て

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十六日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 宮川 えみ子

同 大橋 沙織

次の議案を別紙のとおり提出します。

衆議院比例定数の削減に反対し慎重な審議を求める意見書

理由

衆議院比例定数の削減に反対し慎重な審議を求めるため

議案第百五十一号

衆議院比例定数の削減に反対し慎重な審議を求める意見書

衆議院議員の定数削減をめぐり、自由民主党と日本維新の会は本年六月二十四日、定数削減法案を共同で現在開会中の第二百二十一回特別国会に提出した。同法案には、国政に国民の声を届けるパイプを細くする定数削減を大前提に据え、与野党で構成する選挙制度協議会において結論が得られなければ、民意を最も正確に反映する比例代表の定数を自動削減する条項が盛り込まれている。

衆議院議員定数削減の動きに対し、削減に「反対」または「慎重審議」を求める意見書を可決した地方議会は、四月初め時点で全国で少なくとも三十二議会に上っていると報じられている。

議員定数の削減は、単なる議席数の調整にとどまらず、政党間の政治的取引の対象とすべきではなく、まして期限を区切って拙速に進めるべきではない。地方自治のあり方、そして民主主義の根幹に関わる重大な問題である。

「小選挙区を維持していれば地方の声は届く」との主張があるが、むしろ比例代表を削減すれば、地方の声は確実に届きにくくなる。小選挙区制は一人しか当選しない勝者総取りの制度であり、地域の多様な意見や少数派の声が議席に反映されにくく、とりわけ、原発事故からの復興、農林業の再生、医療・教育の確保など、福島県が抱える固有の課題は、一つの選挙区だけでは十分にすくい上げられないのが実情である。

これに対し、比例代表制は東北ブロックとして一定の議席が割り当てられ、人口の少ない地域でも代表を確保し、地方の声を国政に届ける重要な役割を果たしている。比例代表の議席を削減すれば、東北ブロックの議席がそのまま減少し、福島県を含む地方の声が国会に届くルートが縮小する。

地方自治は、地方の声や自治体の決議・意見書が国政に反映されてこそ、

その力を發揮する。衆議院比例代表の大幅削減は、福島県を含む地方の声を国政に届ける仕組みを弱める重大な問題であり、慎重な審議が不可欠である。よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

一 地方の声、少数の声を国会に反映させるため、衆議院議員比例代表の定数削減を行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長宛て

内閣総理大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十六日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 今井久敏

同 安部泰男

次の議案を別紙のとおり提出します。

核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見

書

理由

核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求めるため

議案第百五十二号

核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見

書

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は二〇二一年一月二十二日に発効し、本年二〇二六年で五年を迎える。これまでに締約国会議が三回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして二〇二六年十一月には、発効後初となる第一回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取り組みを検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって国においては、核兵器禁止条約第一回再検討会議へオブザーバーと

して参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

外務大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十九日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会议員 佐々木 彰

同 佐藤 義 憲

次の議案を別紙のとおり提出します。

クマ被害防止対策の抜本的強化を求める意見書

理由

クマ被害防止対策の抜本的強化を求めるため

議案第百五十三号

クマ被害防止対策の抜本的強化を求める意見書

近年の全国的なクマ被害は、住宅街や中心市街地にまで拡大しており、従来の鳥獣被害対策の枠組を超えた災害対応としての体制整備が不可欠となっている。

クマの目撃や被害件数が高止まりしている中、福島市においては、中心市街地や企業敷地内で人的被害・物的被害が連続して発生し、地域住民の不安や緊張は限界を超えている。このように、クマの生活圏への侵入が常態化し、地方自治体のみでは対応が困難な課題が山積しており、迅速かつ実効性の高い対応が求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 防護柵の設置や緩衝帯の整備、学校・通学路の安全確保など、市街地・住宅地への出没抑制対策に対する支援を拡充すること。

二 緊急銃猟時の発砲において、ハンターの法的責任を免除するとともに、ハンターを保護する包括的な特別措置を早期に確立すること。

三 捕獲従事者の育成や専門資格の取得支援、若手人材の確保等を促進し、持続可能な捕獲体制を構築すること。

四 AI・ICTを活用した早期警戒や県境を越える個体管理など、全国的な広域データ基盤を構築すること。

五 クマによる人的被害を従来の鳥獣被害対策の枠組みを超えた災害と位置付け、国が一律の補償を行う仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

農林水産大臣

環境大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十六日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 安部泰男

同 伊藤達也

次の議案を別紙のとおり提出します。

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

理由

ドナーミルクの利用拡大を求めるため

議案第百五十四号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が二千五百グラム未満の低出生体重児が、約十人に一人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる千五百グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後早期から母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開等の理由により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」は重要な役割を果たしている。

現在、我が国では、主に一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの二法人が国内三箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、その法的な位置付けは明確ではない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担と

なっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充に当たっての課題となっている。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

一 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを速やかに明確化すること。

二 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。

三 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査や産後ケア事業等を活用した周知機会の拡大を図ること。

四 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(こども政策)

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十六日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 伊 藤 達 也

同 真 山 祐 一

次の議案を別紙のとおり提出します。

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意

見書

理 由

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求めるため

議案第百五十五号

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意

見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、身体的な負担にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、さらには学びや就業の機会の喪失など、人生の様々な局面に大きな影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、国・地方公共団体等が各種支援に務めるべき対象に位置付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援を中心としたものとどまり、ケアラー全体を対象

とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や地方公共団体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保持し、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

一 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を法令上明確に位置付けること。

二 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。

三 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

四 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣 宛 へ

文 部 科 学 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

内閣府特命担当大臣
(こども政策)

福島県議会議長 矢 吹 貢 一

議 案 提 出 書

令和八年六月二十六日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 伊 藤 達 也

同 真 山 祐 一

次の議案を別紙のとおり提出します。

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

理 由

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求めるため

議案第百五十六号

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担により生活困窮が深刻化している。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応できていないと言いはれ、難しい。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

一 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当（家賃補助）」制度を創設すること。あわせて、住居確保給付金の対象拡大と補助額の引き上げを図ること。

二 居住支援法人等の活動を支援するとともに、高齢者や子育て世帯を対象とした居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの策定・周知を推進すること。

三 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の導入・普及を推進するとともに、高齢期に備えた相談体制を整備すること。

四 U R賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をN P O法人等に定期借家等により低廉な家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

五 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 宛 へ

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

国 土 交 通 大 臣

福島県議会議長 矢 吹 貢 一

議 案 提 出 書

令和八年六月二十九日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 鈴木 智

同 佐々木 彰

次の議案を別紙のとおり提出します。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十五年の節目を踏まえた防災教育の抜本的強化を求める意見書

理由

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十五年の節目を踏まえた防災教育の抜本的強化を求めるため

議案第百五十七号

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十五年の節目を踏まえた防災教育の抜本的強化を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十五年が経過した。月日の経過とともに、東日本大震災当時の状況を十分に知らない世代が増えている。このような中、未曾有の複合災害の教訓を次世代に継承し、防災意識の向上や変化する近年の災害環境に適應する力を育むことは、東日本大震災を経験し、今を生きる世代の責務である。

現在、我が国の防災教育は、東日本大震災・原子力災害の教訓を踏まえた教材が一定程度整備されているものの、各自治体や学校の裁量に依存する部分があり、教育内容の取組の深さや継続性に大きな差が生じている。

防災教育は、自然災害の発生メカニズムなど単なる知識の習得にとどまらず、災害時における的確な判断や地域及び他者との連携など、地域防災力の底上げにも直結する。東日本大震災と原子力災害から十五年という節目を迎

える今こそ、国が責任を持って防災教育の抜本的な見直しを図ることが求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 東日本大震災及び原子力災害の教訓を踏まえた防災教育を体系化し、全国一定水準の教育課程を整備すること。

二 自治体職員や教育関係者等への研修制度の充実強化を図るとともに、防災教育コーディネーターの育成・活用を推進すること。

三 高齢者や子育て世帯、外国人住民などの地域住民を対象とした学習機会の拡大を図り、災害弱者を含む地域防災力の向上を積極的に支援すること。

四 災害伝承施設や震災関連資料の全国的な連携・活用を促進し、持続的な学習機会の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣
(防災)

福島県議会議長 矢 吹 貢 一

議案提出書

令和八年六月二十九日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 佐久間 俊 男

同 三村 博 隆

次の議案を別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

理由

義務教育費国庫負担制度の拡充を求めるため

議案第百五十八号

義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びに向けた教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置増など教職員定数改善が不可欠である。

二〇二六年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、中学校の学級編制標準は段階的に三十五人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、二〇二八年度に完了となる。今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられた。国の施策として教職員定数の改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方における財源を確保し、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

議案提出書

令和八年六月二十九日

福島県議会議長 矢吹貢一様

提出者 福島県議会議員 佐久間 俊 男

同 三村 博 隆

次の議案を別紙のとおり提出します。

少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書

理由

少人数学級・教職員定数の改善を求めるため

議案第百五十九号

少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びに向けた教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

二〇二六年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、中学校の学級編制標準は段階的に三十五人に引き下げられ、計画通りに進捗すれば、二〇二八年度に完了となる。今後は、きめ細かい教育活動を進めるためのさらなる学級編制標準の引き下げや、少人数学級の実現が必要であるとともに、高等学校においても早期実施が必要である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討するとともに、高等学校での三十五人学級を早急に実施すること。
- 二 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を図ること。
- 三 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 四 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- 五 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講

じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

福島県議会議長 矢吹貢一

●議長（矢吹貢一君） お諮りいたします。ただいま御報告いたしました議員提出議案第百四十七号「免税軽油制度の継続に関する意見書」外十二件を本日の日程に追加し、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、議員提出議案第百四十七号外十二件は日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

直ちに各案を一括議題といたします。

お諮りいたします。各案は、説明を省略することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、各案は説明を省略することに決しました。

これより議員提出議案第百四十七号から第百五十九号までに対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君） 御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。

この際、議員提出議案第四百十七号外十二件は、別紙付託表記記載のとおり、各常任委員会の審査に付することにいたします。

（参 照）

令和八年六月福島県議会定例会 議員提出議案付託表

番号	件 名	議案提出者	付託委員会	備 考
147	免税軽油制度の継続に関する意見書	鈴木 彰 佐々木 彰 智	総 務	請願102号
148	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書	鈴木 彰 佐々木 彰 智	総 務	
149	地方財政の充実・強化を求める意見書	宮下 雅 隆 三 村 博	総 務	請願103号
150	消費税5%への減税及びインボイス制度の廃止を求める意見書	宮本 しづえ 大 橋 沙 織	総 務	請願104号
151	衆議院比定数の削減に反対し慎重な審議を求める意見書	宮川 えみ子 大 橋 沙 織	総 務	請願105号
152	核兵器禁止条約第一回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書	今井 久 敏 安 部 泰 男	総 務	
153	クマ被害防止対策の抜本的強化を求める意見書	佐々木 彰 佐藤 義 憲	企画環境	
154	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書	安部 泰 男 伊藤 達 也	福祉公安	

番号	件 名	議案提出者	付託委員会	備 考
155	全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書	伊藤 達 也 真 山 祐 一	福祉公安	
156	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書	伊藤 達 也 真 山 祐 一	福祉公安	
157	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十五年の節目を踏まえた防災教育の抜本的強化を求める意見書	鈴木 彰 佐々木 彰 智	商労文教	
158	義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	佐久間 俊 隆 三 村 博	商労文教	請願106号
159	少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書	佐久間 俊 隆 三 村 博	商労文教	請願107号

●請願撤回の件

●議長（矢吹貢一君） 次に、各常任委員会において継続審査中の請願三件、別紙のとおり、紹介議員を経て撤回の申出がありますから、御報告いたします。

(参 照)

請 願 撤 回 申 出 一 覧 表

受理 番号	請 願 の 要 旨	請 願 者 住 所 氏 名	紹 介 議 員	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会	撤 回 申 出 年 月 日
59	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について		宮下雅志 荒 秀 一	令七・六・一七	総 務	令八・六・二三
63	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、二〇二六年度政府予算に係る意見書の提出について		宮下雅志 三 村 博 隆	令七・六・一七	商 労 文 教	令八・六・二三
64	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、二〇二六年度政府予算に係る意見書の提出について		宮下雅志 三 村 博 隆	令七・六・一七	商 労 文 教	令八・六・二三

●議長（矢吹貢一君） 日程第四、請願撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました請願撤回の申出は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

●議長提出報告第六号

●議長（矢吹貢一君） 次に、議長より報告第六号を提出いたします。

なお、報告第六号請願文書表は「免税軽油制度の継続を求める意見書の提

出について」外五件の請願であります。

この際、報告第六号の各請願は、それぞれ文書表記載の各常任委員会の審査に付することにいたします。

(参 照)

報告第六号

請 願 文 書 表

受理 番号	請 願 の 要 旨	請 願 者 住 所 氏 名	紹 介 議 員	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会
102	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について		佐藤 徹哉	令八・六・三三	総務
103	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について		宮下 雅志 三村 博隆	令八・六・三三	総務
104	消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について		宮本 しづえ 大橋 沙織	令八・六・三三	総務
105	衆議院比例定数の削減に反対し、慎重な審議を求める意見書の提出について		宮川 えみ子 大橋 沙織	令八・六・三三	総務
106	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、二〇二七年度政府予算に係る意見書の提出について		佐久間 俊隆 三村 博隆	令八・六・三三	商労文教
107	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、二〇二七年度政府予算に係る意見書の提出について		佐久間 俊隆 三村 博隆	令八・六・三三	商労文教

上記のとおり報告する。

令和八年七月一日提出

福島県議会議長 矢 吹 貢 一

●議長（矢吹貢一君） 本日は、以上をもって議事を終わります。

明七月二日及び三日は各常任委員会、四日及び五日は県の休日のため休会、六日は各調査特別委員会、七日は各常任委員会、八日は定刻より会議を開きます。

議事日程は、知事提出議案第一号から第二十九号まで並びに議員提出議案第四百四十七号から第五百五十九号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願に対する審議並びに「復興・創生推進対策について」、「県民の安全・安心対策について」及び「人口減少・地域活力創造対策について」並びに議員提出議案第六十号に対する審議及び議員派遣の件であります。

これをもって散会いたします。

午後四時四十五分散会

令和八年七月八日（水曜日）

午後一時一分開議

午後二時十九分閉会

議事日程

午後一時開議

- 一、日程第一 知事提出議案第一号から第二十九号まで並びに議員提出議案第百四十七号から第百五十九号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願

1 委員長報告

2 討論

3 採決

二、日程第二 復興・創生推進対策について

1 委員長報告

2 採決

三、日程第三 県民の安全・安心対策について

1 委員長報告

2 採決

四、日程第四 人口減少・地域活力創造対策について

1 委員長報告

2 採決

五、日程第五 議員提出議案第百六十号（即決）

六、日程第六 議員派遣の件

七、閉会

本日の会議に付した事件

- 一、知事提出議案第一号から第二十九号まで並びに議員提出議案第百四十七号から第百五十九号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願

1 委員長報告

2 討論

3 採決

4 継続審査・調査付議

二、復興・創生推進対策について

1 委員長中間報告

2 継続調査付議

三、県民の安全・安心対策について

1 委員長中間報告

2 継続調査付議

四、人口減少・地域活力創造対策について

1 委員長中間報告

2 継続調査付議

五、知事提出議案第三十号及び第三十一号

1 知事説明

2 採決

六、議員提出議案第百六十号（即決）

七、議員派遣の件

八、閉会

出席議員

一 番	金澤拓哉君
二 番	菅田憲孝君
三 番	木村謙一郎君
四 番	矢吹貢一君
五 番	石井信夫君
六 番	佐藤徹哉君
八 番	半沢雄助君
九 番	猪俣明伸君
十 番	山田真太郎君
十一 番	吉田誠君
十三 番	佐々木恵寿君
十四 番	山内長君
十五 番	渡辺康平君
十六 番	鈴木優樹君
十七 番	渡邊哲也君
十八 番	江花圭司君
十九 番	鳥居作弥君
二十 番	真山祐一君
二十一 番	安田成一君
二十二 番	渡部英明君
二十三 番	三村博隆君
二十四 番	大橋沙織君
二十五 番	水野透君
二十六 番	山口信雄君
二十七 番	佐藤郁雄君
二十八 番	佐藤義憲君
二十九 番	佐々木彰君
三十 番	高宮光敏君
三十一 番	水野さちこ君
三十二 番	伊藤達也君
三十三 番	荒 秀一君
三十四 番	橋本徹君
三十五 番	大場秀樹君
三十六 番	宮本しづえ君
三十七 番	山田平四郎君
三十八 番	山田平四郎君
四十 番	先崎温容君
四十一 番	鈴木智君
四十二 番	佐藤雅裕君
四十三 番	安部泰男君
四十四 番	三瓶正栄君
四十五 番	佐久間俊男君
四十六 番	高野光二君
四十七 番	古市三久君
四十八 番	宮川えみ子君
四十九 番	長尾トモ子君
五十 番	満山喜一君
五十一 番	渡辺義信君
五十二 番	太田光秋君
五十三 番	佐藤憲保君

五十四番	今井久敏君
五十五番	宮下雅志君
五十六番	亀岡義尚君
五十七番	瓜生信一郎君
五十八番	神山悦子君
説明のため出席した者	
県	

知事	内堀雅雄君
副知事	鈴木正晃君
副知事	佐藤宏隆君
総務部長	國分守君
危機管理部長	細川了君
企画調整部長	市村尊広君
生活環境部長	穴戸陽介君
保健福祉部長	菅野俊彦君
商工労働部長	菅野崇君
農林水産部長	小貫薫君
土木部長	矢澤敏幸君
会計管理者	岸孝志君
出納局長(兼)	岸孝志君
風評・風化戦略担当理事	半澤浩司君
原子力損害対策担当理事(兼)	半澤浩司君
企画調整部長	佐藤安彦君
避難地域復興局長	佐藤安彦君
企画調整部長	紺野香里君
文化スポーツ局長	菅野香里君
保健福祉部長	菅野香里君
こども未来局長	菅野香里君

議 会 事 務 局 職 員	監 査 委 員	労 働 委 員 会	警 察 本 部	委 員	公 安 委 員 会	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	教 育 委 員 会	病 院 局	企 業 局	総 務 部	商 工 労 働 部
事 務 局 長	監 査 委 員	事 務 局 長	警 察 本 部 長	委 員 長	委 員 長	委 員 長	教 育 長	病 院 局 長	病 院 事 業 管 理 者	企 業 局 長	秘 書 課 長	観 光 交 流 局 長
白 石 孝 之 君	渡 辺 仁 君	佐 藤 み ゆ き 君	森 末 治 君	山 本 真 一 君	千 葉 悦 子 君	成 田 良 洋 君	鈴 木 竜 次 君	阿 部 俊 彦 君	挾 間 章 博 君	安 藤 靖 雄 君	成 井 祥 君	藤 城 良 教 君

事 務 局 次 長	金 澤 泉 君
総 務 課 長	菅 野 義 君
議 事 課 長	富 塚 誠 君
政 務 調 査 課 長	後 藤 康 治 君
議 事 課 課 長 補 佐	秋 山 邦 之 君
議 事 課 主 任 主 査	中 村 大 君

午後一時一分開議

●議長（矢吹貢一君） ただいま出席議員が定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

●知事提出議案第一号から第二十九号まで並びに議員提出議案第四百七十七号から第五百十九号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願（委員長報告、討論、採決）

●議長（矢吹貢一君） この際、知事提出議案第一号から第二十九号まで並びに議員提出議案第四百七十七号から第五百十九号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願に対する審査報告書が各委員長より別紙のとおり提出になっておりますから、御報告いたします。

（報告書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） これより日程に入ります。

日程第一、知事提出議案第一号から第二十九号まで並びに議員提出議案第

百四十七号から第百五十九号まで及び前回より継続審査中の議員提出議案並びに議長提出報告第六号及び前回より継続審査中の各請願を一括議題といたします。

付議議案、報告に対する各委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

企画環境委員長十八番江花圭司君。

(十八番江花圭司君登壇)

●十八番（江花圭司君）企画環境委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案及び議員提出議案に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、七月二日、三日及び七日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第二十九号専決処分の報告及びその承認についてのうち本委員会所管分、議員提出議案第百五十三号クマ被害防止対策の抜本的強化を求める意見書、以上二件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、慎重審査の後、採決いたしました結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、議会閉会中において継続調査を要する事件につきましては、別途、継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君）福祉公安委員長五十四番今井久敏君。

(五十四番今井久敏君登壇)

●五十四番（今井久敏君）福祉公安委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案及び議員提出議案に対する委員会

の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、七月二日、三日及び七日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計補正予算（第一号）のうち本委員会所管分、同第十一号福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、同第十三号福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、同第十四号福島県認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例、同第十五号福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、同第十六号福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、同第十七号福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、同第十八号福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、同第二十九号専決処分の報告及びその承認についてのうち本委員会所管分、議員提出議案第百五十四号ドナームilkの利用拡大を求める意見書、同第百五十五号全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書、同第百五十六号住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書並びに前回より継続審査中の議員提出議案第百八号及び同第百二十八号から同第百三十号まで、以上十六件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外八件及び議員提出継続審査議案第百二十八号外二件については、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、議員提出継続審査議案第百八号については否決すべき

ものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 商労文教委員長十七番渡邊哲也君。

（十七番渡邊哲也君登壇）

●十七番（渡邊哲也君） 商労文教委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、七月二日、三日及び七日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計補正予算（第一号）のうち本委員会所管分、同第八号福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例、同第九号福島県立中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例、同第十号福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、同第二十号福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、同第二十四号及び同第二十五号の工事請負契約について、同第二十六号権利の放棄について、同第二十八号和解について、同第二十九号専決処分の報告及びその承認についてのうち本委員会所管分、議員提出議案第百五十七号東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から十五年の節目を踏まえた防災教育の抜本的強化を求める意見書、同第百五十八号義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書、同第百五十九号少人数学級・教職員定数の改善を求める意見書並びに前回より継続審査中の議員提出議案第九十五号、同第百三十三号から同第百三十五号まで、同第百四十四号及び同第百四十五号、以上十九件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分については多数をもって、知事提出議案第八号外八件及び議員提出議案第百五十七号については満場一致をもって、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、議員提出継続審査議案第九十五号外五件については多数をもって、いずれも否決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。

今回審査いたしました請願は十二件ありますが、慎重に審査いたしました結果、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について外九件は多数をもって、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。詳細は、請願審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続審査または調査を要する事件につきましては、別途、継続審査及び継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 農林水産委員長十六番鈴木優樹君。

（十六番鈴木優樹君登壇）

●十六番（鈴木優樹君） 農林水産委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案及び議員提出議案に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、七月二日、三日及び七日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計補正予算（第一号）のうち本委員会所管分、同第二十二号県が行う建設

事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について、同第二十九号専決処分報告及びその承認についてのうち本委員会所管分並びに前回より継続審査中の議員提出議案第百十三号及び同第百十四号、以上五件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分外二件については満場一致をもって、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、議員提出継続審査議案第百十三号外一件については可否同数のため、委員長裁決により、いずれも否決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続調査を要する事件につきましては、別途、継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 土木委員長二十六番山口信雄君。

（二十六番山口信雄君登壇）

●二十六番（山口信雄君） 土木委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、七月二日、三日及び七日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第十九号福島県流域下水道条例の一部を改正する条例、同第二十三号県の行う建設事業等に対する市町村の負担について、同第二十七号民事調停の申立てについて、同第二十九号専決処分の報告及びその承認についてのうち本委員会所管分、以上四件であります。

これが審査に当たりましては、関係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第十九号外二件については満場一致をもって、知事提出議案第二十三号については多数をもって、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

なお、議会閉会中において継続調査を要する事件につきましては、別途、継続調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 総務委員長二十七番佐藤郁雄君。

（二十七番佐藤郁雄君登壇）

●二十七番（佐藤郁雄君） 総務委員長報告。

本委員会に付託されました知事提出議案、議員提出議案及び議長提出報告の請願に対する委員会の審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、七月二日、三日及び七日の三日間開会、慎重に審査いたしました。

今回審査いたしました議案は、知事提出議案第一号令和八年度福島県一般会計補正予算（第一号）のうち本委員会所管分、同第二号福島県条例の一部を改正する条例、同第三号福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、同第四号福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、同第五号福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、同第六号福島県特定事業活動進行計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、同第七号福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、同第十二号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例、同第二十一号福島県監

査委員に関する条例の一部を改正する条例、同第二十九号専決処分の報告及びその承認についてのうち本委員会所管分、議員提出議案第四百十七号免稅輕油制度の繼續に関する意見書、同第四百十八号皇室の伝統に基づく安定的皇位繼承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書、同第四百十九号地方財政の充實・強化を求める意見書、同第五百十号消費稅五％への減稅及びインボイス制度の廢止を求める意見書、同第五百十一号衆議院比例定數の削減に反対し慎重な審議を求める意見書、同第五百十二号核兵器禁止条約第一回再檢討會議へのオブザーバー参加を求める意見書、以上十六件であります。

これが審査に当たりましては、關係当局から詳細な説明を聴取し、質疑応答を重ね、各委員から活発な意見が述べられました後、採決いたしました結果、知事提出議案第一号のうち本委員会所管分については多數をもつて、同第二号外八件及び議員提出議案第四百十七号については満場一致をもつて、議員提出議案第四百十八号については可否同數のため、委員長裁決により、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、議員提出議案第四百五十号外一件については多數をもつて、いずれも否決すべきものと決定いたしました。詳細は、議案審査報告書のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。

今回審査いたしました請願は六件ありますが、慎重に審査し、採決いたしました結果、「免稅輕油制度の繼續を求める意見書の提出について」は満場一致をもつて採択すべきものと決定し、「消費稅五％への減稅、インボイス制度の廢止を求める意見書の提出について」外一件は多數をもつて、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。詳細は、請願審査報告書のとおりであります。

なお、議會閉會中において繼續審査または調査を要する事件につきまして

は、別途、繼續審査及び繼續調査申出書を提出しております。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 以上をもつて、各委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対し、御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御質疑ないと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

通告により発言を許します。三十六番宮本しづえ君。（拍手）

（三十六番宮本しづえ君登壇）

●三十六番（宮本しづえ君） 日本共産党の宮本しづえです。共産党県議団を代表し、討論を行います。

まず、知事提出議案について反対の意見を述べます。

議案第一号、二〇二六年度一般会計補正予算案についてです。

本予算案には、N・E・X・T・ハイスクール構想関連予算が組み込まれており、賛成できません。

二月議會では、基金造成までどのような事業に充てられるかは明確ではありませんでした。

しかし、今議會で明らかになった事業内容は、国や財界が求める人材育成を目指す教育を押しつけようとするもので、高校を指定して特別の教育環境を整備しようとするものです。

これは、誰もが等しく教育を受ける権利を保障し、人格の完成を目指し、自由で平和な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成するとした教育基本法の目的を著しくゆがめるだけでなく、教育の機会均等を損なうものであり、断じて認められません。

国は、この事業に三か年で約三千億円を投入します。今回の国の選定では

全国で六十九校が採択されました。

本県は三校が採択、認定された補助金額も一校二十五億円、二十二億円、約十五億円で、合計六十二億円に上ります。

福島工業高校、福島高校、郡山萌世高校と三校だけに多額の設備投資を行い、デジタル化、AI化に対応できる力を養うとしています。

これは教育内容に格差を生むもので、県民の理解を得られるとは思えません。

私がこの報告をしたある会合では、「それは本当なのか、なぜこれだけの補助金を特定の学校だけに投資するのか考えられない」と疑問の声が寄せられました。

計画の内容で補助金額も決定されると言われ、本県の計画がいかに国の意向に沿ったものかがうかがえます。

一方、世界では教育現場でのデジタル化やAI活用を見直す流れが起きているのです。

国のこの構想は、地域産業や社会の課題を解決できる人材、地域発のイノベーションを起こす人材など、学校を人材の育成と能力の伸長の場所としてしか見ておらず、青年期を生きる全ての子供たちの人間としての学びや育ちの観点が見えません。

国の進め方も異常で、今年二月十三日に文科省が構想を発表、短期間の中で都道府県の課題を整理し、計画をつくらせること自体無理があります。

本県が掲げる六つの課題は、本県特有とは言えません。急激な人口減少、先端産業の人材育成は全国共通であり、根本には新自由主義経済による失われた三十年の政治、経済政策の失敗があり、その反省こそが求められているのではないでしょう。

教育行政が今取り組むべきは、人格の完成を目指す行き届いた教育を実現

するため、標準法を改正して少人数学級を実現すること、教員不足解消のため、防衛予算の半分しかない国の教育予算を大幅に増額することです。

よって、本議案には賛成できません。

次に、議案第十四号から第十六号について述べます。

これらは、幼稚園教諭に適用される給特法の改定の中で、認定こども園に主務保育教諭を新設、職員間に階層化と分断を持ち込むことで、職員の対等な立場での共同の営みを困難にするおそれがあります。

また、理学療法士等、他の専門職員を保育士としてみなす規定の導入は、保育士の負担を増すことになります。

以上の理由から、この議案は賛成できません。

次に、議員提出議案について意見を述べます。

議案第四百十八号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書」についてです。

高市政権は、皇室典範改正案を野党の反対を押し切って国会に提出、議論を開始しました。

憲法第一条は、天皇は国民統合の象徴であり、その地位は主権者たる国民の総意に基づくと規定しています。天皇の性別の規定はなく、国民の総意だとしています。

ところが、与党が提案した皇室典範改定案では、天皇の地位をあくまで男性に固執、意見書案でも男系継承の重みを尊重するとして女性天皇を排除しようとしています。

このことについて、今広範な国民から批判の声が沸き起こっています。

どの世論調査を見ても、女性天皇に賛成は七から八割を占め、与党案は憲法が規定する国民の総意とは言えません。

皇室の在り方について、国民の理解が得られるようにすべきとの天皇の異

例の発言は、憲法に基づく当然の認識と言えます。

憲法を踏みにじり、ジェンダー平等の観点からも、与党案のごり押しは認められず、本意見書は否決すべきです。

次に、議案第百五十号「消費税五％への減税及びインボイス制度の廃止を求める意見書」についてです。

物価高騰が収まらない下で、消費税減税要求はより切実さを増しています。

高市政権は、食料品ゼロ％ではなく、二年間限定で一％とする方向です。

しかし、準備に一年近くかかるため、実施は来年四月にずれ込みます。しかも、二年たてば翌年には増税となり、減税を求める国民要求にも合致しません。

一律五％への減税こそ最も早く実施でき、減税効果も二倍、複数税率解消でインボイス廃止の展望も開かれます。よって、本意見書は可決、請願百四号は採択すべきです。

次に、議案第百五十一号「衆議院比例定数の削減に反対し慎重な審議を求める意見書」についてです。

自民と維新が衆議院定数を四十五削減、しかもそれは民意を最も反映する比例の定数を削減するというもので、身を切る改革どころか民意を切り捨てる改悪そのものであり、国民主権の立場から到底認められません。

国会では、全ての野党が一致して反対しており、今国会での採決は見送られるようですが、国民不在、多数横暴は許されません。

選挙制度や定数見直しは、民意が最も反映されにくい小選挙区こそ見直すことを基本に、広く国民の声を聞いて慎重に審議すべきです。

次に、議案第百八号「診療報酬改定等に関する意見書」についてです。

今、医療の現場は深刻な医師及び看護師不足により、まともな医療サービスが提供できない状況に追い込まれています。

そこに、アメリカによる無法なイラン戦争の影響で石油やナフサ等の石油製品の輸入が途絶え、手袋等の医療用資材の高騰、品不足が経営を圧迫、病院経営が存亡の危機に立たされているのです。

本年六月から診療報酬が本体で三・〇九％引き上げられましたが、マイナス改定部分を引くと実質二・二％の引上げにとどまっています。

医療用資材にとどまらない物価高騰の影響が医療現場を圧迫しており、診療報酬は一〇％以上の引上げが一致した要望となっています。

また、看護師不足が全国的に大問題となっており、紹介事業者に平均一人当たり百万円の紹介手数料を払って何とか確保しており、県内でも同様の実態があります。

今では看護師養成所の多くで定員割れしていますが、根本には看護師の劣悪な処遇問題があります。

安心・安全な医療体制確保のために不可欠な医師や看護師の確保、働き方改革の推進、安定した経営維持のため、診療報酬の抜本改定こそ求められています。

今年度改定は決して大幅改定とは言えず、二年後の次回改定を待つのではなく、直ちに大幅改定を行うべきであり、本意見書は可決すべきです。

次に、継続議案第百三十三号「国の制度として『二十人程度学級』を展望した少人数学級の実現を求める意見書」についてです。

本県は、原発事故前から制度としての三十人学級、三十人程度学級を全国に先駆けて実施してきました。

ところが、教員加配を非正規の常勤講師で対応してきたため、教育現場では講師不足による深刻な教員不足で、四月の時点で学級担任がいないクラスが出るなどの事態が起きています。

原発事故により、本県の子供たちはより深刻な影響を受け続けてきました。

福島、日本でこそ、さらなる少人数学級による丁寧できめ細かな教育環境整備が求められます。

また、不登校の児童数三十四万人と過去最多を記録、困難を抱える子供たちに寄り添う丁寧な指導援助が必要であり、その保障となる二十人程度学級の実現は切実な要求です。

世界では、二十人程度学級は決して特別ではなく、当たり前になっています。

日本においても二十人程度を展望し、早く到達できるようあらゆる努力を尽くすべきであり、本意見書は可決、継続請願九十二号は採択すべきです。

また、高校改革で優先して取り組むべきは、三十人程度の少人数学級の導入を進めることです。

高校については、本県も国そこには踏み込もうとしていませんが、体格も大きい生徒が一年级に四十人の現行基準はあまりにも多過ぎます。

高校生にも発達障がいや不登校生徒の問題があり、教師のきめ細かな指導援助が必要です。

そのためにも、高校における少人数学級は早期に取り組むべきであり、継続請願六十八号も採択すべきです。

あわせて、これらの教育条件改善のための教育予算の増額は、県民の切実な要求となっています。

中学校給食無償化は、県事業としての実施が求められています。

さらに、学用品や修学旅行費用等、保護者負担の解消が必要ですし、大学に至っては保護者負担の額が異なり、親の給料の大部分を学費や生活費に充てざるを得ない状況は依然改善されていません。

この背景には、日本のGDP比の公教育費割合がOECD加盟国平均を大きく下回り、日本の立ち後れは顕著です。

教育への投資は日本の未来への投資であり、何よりも優先確保すべきです。県においても教育予算を増額し、エアコンの早期設置、正規教員の配置等行き届いた教育環境を整備すべきです。よって、教育予算の増額を求める継続請願九十七号及び請願六十六号も当然採択すべきです。

次に、継続議案第三百三十四号「義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を二分の一に還元することを求める意見書」についてです。

憲法第二十六条、義務教育は無償とする規定に基づき、義務教育に係る教職員の人件費は都道府県の負担とされ、国はその半額を負担してきました。

しかし、二〇〇六年に国の負担割合は三分の一に縮減されてしまいました。国庫負担金を元の二分の一に戻すことは、憲法の規定からも当然です。よって、本意見書は可決、継続請願九十三号は採択すべきです。

次に、継続議案第三百三十五号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」についてです。

現在、最賃に係る中央と地方審議会が開かれ、今年度の基準額が間もなく提示されようとしています。

異常な物価高騰の下で、全労連が行った人間らしい生活維持のために必要な最低賃金の調査結果では、今年は千九百円を超えたと報告されました。

全国の実態調査では、中央も地方も必要な生活費はほとんど差がなく、最低生活費に必要な時給千九百円から見れば、八百円以上低い水準となっています。

昨年度の本県の最賃引上げ額は過去最高の七十八円となりましたが、全国平均からは八十八円下回りました。

しかし、中小企業の厳しい経営実態に照らせば、大幅な賃上げができる余裕がないのも現実で、先日伺った県の商工団体の幹部からも、「これ以上の賃上げは勘弁してほしい」と切実な声が寄せられました。

同時に、賃上げしなければ労働者が確保できず、事業継続できないことも事実です。

昨年度、県は中小企業が賃上げしやすいよう、一時的とはいえ支援事業を実施したことは大いに歓迎されましたが、一時的な支援にとどめるべきではないと思います。持続可能な制度として、中小企業への賃上げ支援策が求められているのです。

円安による物価高騰で多くの中小企業が経営難に苦しむ中で、日本の大企業は内部留保を増やし続け、二〇二六年の最新では総額五百九十六兆円まで膨らみ、失われた三十年間では二百兆円から四百兆円近くも増加し、約三倍化しました。

この経済のゆがみを解消し、タックス・ザ・リッチ、富裕層への課税とともに、大企業の内部留保の一部に時限的に課税し、生み出した財源で中小企業の社会保険料負担を軽減し、賃上げできる環境をつくるのが現実的な対策と考えます。

このような賃上げできる環境整備に取り組むためにも、本意見書は可決、請願九十四号は採択すべきです。

次に、継続請願六十七号「新たな「県立高等学校の適正配置・整備計画（仮称）」の策定を求めることについて」です。

本県の高校改革基本計画は、地域の自治体、保護者や住民、生徒の意見が十分に反映されずに、上からの計画が押しつけられてきました。

地域の高校がなくなることは、地域の衰退に拍車をかけています。

地域の人口減少に歯止めをかけ、住み続けられる地域づくりを基本に、県民の意見を反映した適正配置を進める新たな計画を策定すべきであり、本請願は採択すべきです。

次に、継続請願百一号「子どもたちの健やかな成長と健康を支えるために、

学校給食の水準を維持、充実させ、県内全市町村での学校給食費無償化を求めることについて」です。

今年度から始まった小学校の給食費負担軽減事業は、全国の給食費平均に届かず、本県は市町村が不足分を負担しています。

加えて、県内市町村の八割に当たる四十八市町村は、中学校を含め給食費無償化が実施されており、県が制度化すべきです。

物価高騰は学校給食にも重大な影響を及ぼしており、これまでの給食の質を確保すること自体困難になっており、「質の改善をしたいけれども、お金がない」というのが現場の声です。

学校給食の質の確保は教育の質を確保すること、隣国、韓国では学校給食の質を重視し、有機食材の活用を義務づけています。

安全で豊かな給食を子供たちに提供することは、健康な子供の成長、発達を促す重要な要素であり、質の改善は当然必要なことです。よって、本請願は採択すべきです。

以上を述べて討論を終わります。（拍手）

●議長（矢吹貢一君）以上をもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。知事提出議案第一号、第十四号から第十六号まで、第二十二号及び第二十三号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

（参 照）

議案第一号 令和八年度福島県一般会計補正予算（第一号）

議案第十四号 福島県認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正す

る条例

議案第十五号 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

議案第十六号 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基
準を定める条例等の一部を改正する条例

議案第二十二号 県が行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部
変更について

議案第二十三号 県が行う建設事業等に対する市町村の負担について

●議長（矢吹貢一君） 議案第一号「令和八年度福島県一般会計補正予算（第一
号）」外五件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立多数。よって、各案は一括原案のとおり可決されま
した。

次に、お諮りいたします。知事提出議案第二号から第十三号まで、第十七
号から第二十一号まで及び第二十四号から第二十九号まで、以上の各案を一
括採決いたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

（参 照）

議案第二号 福島県税条例の一部を改正する条例

議案第三号 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第四号 福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関
する条例の一部を改正する条例

議案第五号 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税
の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第六号 福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関
する条例の一部を改正する条例

議案第七号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税
免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第八号 福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正す
る条例

議案第九号 福島県立中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正す
る条例

議案第十号 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

議案第十一号 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

議案第十二号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改
正する条例

議案第十三号 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例

議案第十七号 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第十八号 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第十九号 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例

議案第二十号 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例

議案第二十二号 福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

議案第二十四号 工事請負契約について

議案第二十五号 工事請負契約について

議案第二十六号 権利の放棄について

議案第二十七号 民事調停の申立てについて

議案第二十八号 和解について

議案第二十九号 専決処分報告及びその承認について

●議長（矢吹貢一君） 議案第二号「福島県税条例の一部を改正する条例」外十二件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、各案は一括原案のとおり可決または承認されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第百二十八号から第百三十号まで、第百四十七号、第百五十三号及び第百五十七号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

議員提出議案第百二十八号「脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書」外五件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、各案は一括原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第百四十八号を採決いたして御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第百四十八号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立多数。よって、本案は可決されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第九十五号、第百十三号、第百十四号、第百四十四号及び第百四十五号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

議員提出議案第九十五号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書」外四件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立少数。よって、各案は一括否決されました。

次に、お諮りいたします。議員提出議案第百八号、第百三十三号から第百三十五号まで、第百五十号及び第百五十一号、以上の各案を一括採決いたして御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、一括採決いたします。

議員提出議案第百八号「診療報酬改定等に関する意見書」外五件を一括原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立少数。よって、各案は一括否決されました。

次に、お諮りいたします。請願百二号を採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、採決いたします。

請願百二号「免稅輕油制度の繼續を求める意見書の提出について」、本請願を採択と決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君）起立総員。よって、本請願は採択と決しました。

次に、お諮りいたします。請願六十二号及び百号、以上の各請願を一括採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

請願六十二号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について」外一件を一括採択と決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君）起立少数。よって、各請願は一括不採択と決しました。

次に、お諮りいたします。請願六十六号から六十八号まで、九十二号から九十四号まで、九十七号、百一号、百四号及び百五号、以上の各請願を一括採決いたして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認め、一括採決いたします。

請願六十六号「県立学校の体育館を含めたすべての教室及び職員の執務室へのエアコン設置および維持管理を公費で行うことを求めることについて」外九件を一括採択と決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君）起立少数。よって、各請願は一括不採択と決しました。

●継続審査、調査付議

●議長（矢吹貢一君）次に、各常任委員長より、現に委員会において審査及び調査中の事件につき、別紙のとおり議会閉会中における継続審査及び継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。本件は、いずれも委員長の申出のとおり、議会閉会中において各委員会が継続して審査及び調査を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、本件は各委員会が議会閉会中も継続して審査及び調査を行うことに決しました。

●復興・創生推進対策について （委員長中間報告、継続調査付議）

●議長（矢吹貢一君）この際、復興・創生推進対策について、復興・創生推進対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君）日程第二、復興・創生推進対策について、本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の中間報告を求めます。

復興・創生推進対策特別副委員長二十一番安田成一君。

(二十一番安田成一君登壇)

●二十一番(安田成一君) 復興・創生推進対策特別委員長中間報告。

本委員会に付託されました付議事件は、「第三期復興・創生期間における復興施策について」、「廃炉作業等の安全対策について」及びこれらに関連する事項であります。

本委員会は、令和七年十二月二十三日に設置されて以来、積極的に調査に取り組んでいるところでありますが、前回の定例会における中間報告以降の活動状況について御報告申し上げます。

まず、会期外の五月十四日に第三回委員会を開催し、調査計画に基づき、付議事件「第三期復興・創生期間における復興施策について」の調査事項「避難地域の復興について」及び「福島イノベーション・コースト構想について」に関し、これまでの取組と現状等及び主要事業等について執行部から説明を受け、活発な質疑を重ねました。

その中で、委員からは、避難者の帰還、生活再建に関して、双葉地域における中核的病院整備においては、開院時期を早く明示できるよう取組を一層進めるべきであるとの意見、また、産業、なりわいの復興再生に関しては、帰還困難区域における森林整備の取組状況をしっかりと発信していくべきであるとの意見、さらに福島イノベーション・コースト構想に関しては、水素エネルギー活用に向けた取組を着実に進めるべきであるなどの意見がありました。

次に、今定例会の七月六日に第四回委員会を開催し、調査計画に基づき、付議事件「第三期復興・創生期間における復興施策について」の調査事項「風評払拭・風化防止について」並びに付議事件「廃炉作業等の安全対策について」、「調査事項「安全確保に関する取組について」」に関し、これまでの取組と現状等及び主要事業等について執行部から説明を受け、活発な質疑を重ね

ました。

その中で、委員からは、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評対策に関しては、福島に来て、直接現地を見て発信していただく取組を地道に続けることで、風評払拭の機運醸成を図っていくことが大事であるとの意見がありました。

また、風化防止対策については、震災の記憶や経験のない世代が増える中、こうした若い世代が震災への理解を深め、自らの言葉で情報を発信していくことは極めて重要であるとの意見が出されました。

以上が前定例会後の調査経過であります。

続いて、本委員会の今後の取組について申し上げます。

慎重に審議いたしました結果、復興・創生推進対策につきましては、極めて広範囲にわたる課題であり、今後とも相当の期間調査を要すると認められるため、全員一致をもって議会閉会中もなお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長(矢吹貢一君) 以上をもって、委員長の中間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、委員長の申出のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(矢吹貢一君) 御異議ないと認めます。よって、本件は復興・創生推進対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

●県民の安全・安心対策について

(委員長中間報告、継続調査付議)

●議長（矢吹貢一君） 次に、県民の安全・安心対策について、県民の安全・安心対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） 日程第三、県民の安全・安心対策について、本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の間報告を求めます。

県民の安全・安心対策特別副委員長十四番山内長君。

（十四番山内 長君登壇）

●十四番（山内 長君） 県民の安全・安心対策特別委員長中間報告。

本委員会に付託されました付議事件は、「自然災害からの安全・安心について」、「身近な暮らしにおける安全・安心について」及びこれらに関連する事項であります。

本委員会は、令和七年十二月二十三日に設置されて以来、積極的に調査に取り組んでいるところでありますが、前回の定例会における中間報告以降の活動状況について御報告申し上げます。

まず、会期外の五月十四日に第三回委員会を開催し、調査計画に基づき、付議事件「自然災害からの安全・安心について」の調査事項「防災・減災について」及び「災害発生時の対応について」に関し、これまでの取組と現状等及び主要事業等について執行部から説明を受け、活発な質疑を重ねました。その中で、委員からは、河道掘削については実施後数年が経過し、土砂及び樹木が再び堆積している箇所もあるため、災害防止の観点から計画的な実施が必要であるとの意見が出されました。

また、県民の防災意識の向上を図るため、住民参加の観点で地域のリーダー育成や防災タイムラインの作成に取り組むことが必要であるとの意見が出されました。

さらに、福祉分野は人材不足が課題となっており、災害時に対応できる保健師の人員体制の強化とともに、施設職員以外も含めた幅広い人材の活用について検討すべきであるとの意見が出されました。

次に、今定例会の七月六日に第四回委員会を開催し、調査計画に基づき、付議事件「身近な暮らしにおける安全・安心について」の調査事項「暮らしについて」及び「自然との共生について」に関し、これまでの取組と現状等及び主要事業等について執行部から説明を受け、活発な質疑を重ねました。その中で、委員からは、介護人材の確保については介護職員の不足が課題となっていることから、ナースバンクと同様な仕組みづくりを検討することが必要であるとの意見が出されました。

また、熊をはじめとする有害鳥獣被害対策については、中山間地域の人口減少や農林地の荒廃が根本的な要因となっており、県として総合的に課題解決に取り組んでいくべきであるとの意見が出されました。

さらに、熱中症対策としてふくしま涼み処となっている県有施設については、カーボンニュートラル推進の観点から、LED照明の導入を積極的に進めるべきであるとの意見が出されました。

以上が前定例会後の調査経過であります。

続いて、本委員会の今後の取組について申し上げます。

慎重に審議いたしました結果、県民の安全・安心対策につきましては、極めて広範囲にわたる課題であり、今後とも相当の期間調査を要すると認められるため、全員一致をもって議会閉会中もお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） 以上をもって、委員長の中間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、委員長の申出のとおり、議会閉会中において

特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は県民の安全・安心対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

●人口減少・地域活力創造対策について

（委員長中間報告、継続調査付議）

●議長（矢吹貢一君） 次に、人口減少・地域活力創造対策について、人口減少・地域活力創造対策特別委員長より、別紙のとおり議会閉会中における継続調査申出書が提出になっておりますから、御報告いたします。

（申出書別冊参照）

●議長（矢吹貢一君） 日程第四、人口減少・地域活力創造対策について、本件に対する特別委員会の調査経過について、委員長の中間報告を求めます。

人口減少・地域活力創造対策特別副委員長五番石井信夫君。

（五番石井信夫君登壇）

●五番（石井信夫君） 人口減少・地域活力創造対策特別委員長中間報告。

本委員会に付託されました付議事件は、「人口減少対策について」、「持続可能な地域づくりについて」及びこれらに関連する事項であります。

本委員会は、令和七年十二月二十三日に設置されて以来、積極的に調査に取り組んでいるところでありますが、前回の定例会における中間報告以降の活動状況について御報告申し上げます。

まず、会期外の五月十四日に第三回委員会を開催し、調査計画に基づき、付議事件「人口減少対策について」の調査事項「人口減少の抑制について」に関し、これまでの取組と現状等及び主要事業等について執行部から説明を

受け、活発な質疑を重ねました。

その中で、委員からは、出会い・結婚応援に関して、結婚応援だけでなく、若者への生活支援を行うことが政策効果が高いのではないかと意見や、移住者である若者にとっては家賃の負担は大きいため、家賃の支援が移住者の定着につながるのではないかと意見がありました。

また、若者のＵターンを増やすには、若者に地域を理解してもらうことが必要であり、地域にはどのような仕事があり、地域の方々がどのような気持ちで働いているかを知ってもらうため、県外進学が多い普通高校の高校生と地元企業との接点を増やすことが若者のＵターンに結びつくなどの意見も出されました。

次に、今定例会中の七月六日に第四回の委員会を開催し、調査計画に基づき、付議事件「持続可能な地域づくりについて」の調査事項「暮らし・仕事について」及び「人と地域資源の活用について」に関し、これまでの取組と現状等及び主要事業等について執行部から説明を受け、活発な質疑を重ねました。

その中で、委員からは、課題となっている若い女性の県外流出の実態把握のため、企業等の認識を含めた女性雇用の全体像の把握が必要であるとの意見や、起業・新事業創出支援に関して、開業率を上げるためには、これまでの施策の見直しが必要ではないかと意見が出されました。

また、地域の関係人口の創出には、都会の方々と地域の方々のマッチングや関係継続への伴走支援が必要であるなどの意見が出されました。

以上が前定例会後の調査経過であります。

続いて、本委員会の今後の取組について申し上げます。

慎重に審議いたしました結果、人口減少対策及び持続可能な地域づくりにつきましては、極めて広範囲にわたる課題であり、今後とも相当の期間調査

を要するものと認められるため、全員一致をもって議会閉会中もお継続して調査を行うことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

●議長（矢吹貢一君）以上をもって、委員長の中間報告は終わりました。

お諮りいたします。本件は、委員長の中出のとおり、議会閉会中において特別委員会が継続して調査を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、本件は人口減少・地域活力創造対策特別委員会が議会閉会中も継続して調査を行うことに決しました。

●知事提出議案第三十号及び第三十一号 （知事説明、採決）

●議長（矢吹貢一君）この際、知事より別紙提出書のとおり議案提出の通知がありますから、御報告いたします。

（参 照）

提 出 書

議案第三十号 公安委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
議案第三十一号 人事委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
上記のとおり提出します。

令和八年七月八日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

福島県知事 内 堀 雅 雄

議案第三十号

公安委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

公安委員会の委員山本真一は、令和八年七月十五日をもって任期満了となるので、次の者を公安委員会の委員に任命することについて、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十九条第一項の規定により、同意を求める。

会津若松市七日町三番二十八号 澁 川 義 満

令和八年七月八日提出

福島県知事 内 堀 雅 雄

議案第三十一号

人事委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

人事委員会の委員千葉悦子は、令和八年七月二十二日をもって任期満了となるので、次の者を人事委員会の委員に選任することについて、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第二項の規定により、同意を求める。

田村郡三春町大字山田字滝田百三十番地の三 三 浦 浩 喜

令和八年七月八日提出

福島県知事 内 堀 雅 雄

●議長（矢吹貢一君）お諮りいたします。ただいま御報告いたしました知事提出議案第三十号及び第三十一号、以上二件を本日の日程に追加し、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

●議長（矢吹貢一君）御異議ないと認めます。よって、知事提出議案第三十号

及び第三十一号、以上の各案は日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

直ちに各案を一括議題といたします。

付議議案に対する知事の説明を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 本日追加提出いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

これは、任期満了に伴う公安委員会の委員一名及び人事委員会の委員一名の後任委員の任命及び選任につきまして、それぞれ同意を求めようとするものであります。

速やかな御議決をお願い申し上げます。

●議長（矢吹貢一君） お諮りいたします。知事提出議案第三十号及び第三十一号、以上の各案は、質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、採決いたします。

各案は、個々に採決を行います。

初めに、知事提出議案第三十号を採決いたします。

議案第三十号「公安委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」、本案に同意するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、本案は同意されました。

次に、知事提出議案第三十一号を採決いたします。

議案第三十一号「人事委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」、本案に同意するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、本案は同意されました。

●議員提出議案第百六十号（即決）

●議長（矢吹貢一君） この際、議員提出議案一件、別紙議案提出書のとおり提出になっておりますから、御報告いたします。

（参 照）

議 案 提 出 書

令和八年七月八日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一 様

提出者 福島県議会議員 三 村 博 隆

同 佐 々 木 彰

同 三 瓶 正 栄

同 先 崎 温 容

同 鈴 木 智

同 宮 下 雅 志

同 渡 辺 義 信

次の議案を別紙のとおり提出します。

「知事の専決処分について」の一部改正について

提出理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。

「知事の専決処分について」の一部改正について

昭和二十二年十一月一日県議会の議決を受け施行した「知事の専決処分について」の一部を次のように改正し、令和八年九月二十四日より施行する。

第四号中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

●議長（矢吹貢一君） 日程第五、議員提出議案第百六十号を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、説明、質疑、常任委員会の審査及び討論等の議事手続を省略し、即決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認め、採決いたします。

議員提出議案第百六十号「「知事の専決処分について」の一部改正について」、本案を原案のとおり決するに御賛成の各位の御起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（矢吹貢一君） 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議員派遣の件

●議長（矢吹貢一君） この際、議員派遣申出一覧表を別紙のとおり提出しておりますから、御報告いたします。

（参 照）

議員派遣申出一覧表

福島県議会広報委員会県外調査

- (1) 目的 議会活動の広報について、議会活動を広く県民等へアピールし当県議会の活動への興味や関心を深めるため、テレビ広報やSNSによる広報活動に積極的に取り組んでいる県議会を調査する。

- (2) 場所 鹿児島県議会、宮崎県議会

- (3) 期間 令和八年七月十四日～十五日

- (4) 議員名 渡辺康平、三瓶正栄、金澤拓哉、木村謙一郎、半沢雄助、猪俣明伸、山内長、宮本しづえ、安部泰男

女性議員研究交流大会

- (1) 目的 地方議会ですらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、女性議員間の一層の連携を深めるため、大会に出席する。

- (2) 場所 東京都またはオンライン

- (3) 期間 令和八年八月二十五日

- (4) 議員名 真山祐一、大橋沙織、伊藤達也、安部泰男、今井久敏

北海道・東北六県議会議員研究交流大会

- (1) 目的 北海道・東北各県との連携を深めるとともに、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うことを通じて研鑽を図り、もって議会の活性化と活力に満ちた地域づくりに寄与するため、分科会等に参加する。

- (2) 場所 郡山市

- (3) 期 間 令和八年八月二十六日
- (4) 議員名 菅田憲孝、石井信夫、半沢雄助、佐藤徹哉、山内長、渡邊哲也、江花圭司、鳥居作弥、真山祐一、水野透、三村博隆、水野さちこ、橋本徹、宮下雅志、神山悦子

令和八年度福島県議会議長海外行政調査

- (1) 目 的 本県が真の地方創生を実現していくためには、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興・再生はもとより、県民生活の基盤となる産業の振興・発展が必要不可欠である。そこで、本県が直面している諸課題の解決に向け、諸外国の先進事例（防災、農業、水素・再生可能エネルギー活用、都市政策等）について理解を深め、本県の現状に合った県執行部への政策提言に資するため、現地調査を行う。
- (2) 場 所 イタリア、スペイン
- (3) 期 間 令和八年十月七日～十月十六日
- (4) 議員名 矢吹貢一

●議長（矢吹貢一君） 日程第六、議員派遣の件を議題といたします。お諮りいたします。本件は、別紙のとおり議員派遣を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（矢吹貢一君） 御異議ないと認めます。よって、本件は決定いたしました。

以上をもって、全部の議事を終わります。

●閉会挨拶

●議長（矢吹貢一君） 閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、六月二十三日開会以来、本日まで十六日間に及びましたが、ここに全部の議事を終了し、閉会できますことは、これもひとえに議員の皆様方の御精励と議事運営に対する御協力のたまものでありまして、深く感謝を申し上げます。

また、会期中における執行当局及び報道関係各位の御支援、御協力に対しましても厚く御礼を申し上げます。

時節柄、議員の皆様方にはますます御自愛の上、本県の復興・創生のさらなる推進に向けて、なお一層御尽力くださいますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

知事より挨拶があります。

（知事内堀雅雄君登壇）

●知事（内堀雅雄君） 六月県議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和八年度一般会計補正予算案など重要な議案を提出いたしましたところ、議員の皆様には終始熱心に御審議の上、御議決を賜り、深く感謝を申し上げます。御議決をいただきました案件につきましては、その適正な執行に努めてまいります。

また、審議の過程において皆様からいただきました御意見、御提言を十分尊重し、誠意を持って県政に反映をさせ、果樹等に深刻な被害をもたらしたひょう害やエネルギー価格の高騰などへの対応を着実に進めるとともに、今年度からスタートした第三期復興・創生期間においても福島島の未来を切り開

く挑戦を続けることにより、県民の皆さんが本県の復興と地方創生の進展を
実感できるよう、全庁一丸となつて取り組んでまいります。

議員の皆様は今後一層の御尽力、御協力をお願い申し上げまして、挨拶と
いたします。

●議長（矢吹貢一君） これをもって、閉会いたします。

午後二時十九分閉会



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。